

いわき市の 保健福祉・子育て支援

令和4年度



いわき市 保健福祉部
こどもみらい部

はじめに

我が国では、少子高齢化や人口減少、地域社会のつながりの希薄化などを背景として、地域社会を取り巻く環境が大きく変化しており、社会的孤立や生活困窮に関する課題をはじめ、いわゆるダブルケアや8050問題など、複合的な生活課題が顕在化するとともに、コロナ禍における生活様式の変化により、これらの課題は一層深刻化しております。

このような中、国においては、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制を整備する観点から、一昨年6月に、社会福祉法等の一部改正を行い、昨年4月より、相談支援、参加支援や地域づくりに向けた支援等の新たな施策や事業が進められております。

本市におきましては、国の動向を踏まえ、地域の関係者との協働により地域福祉を一層推進していくため、昨年3月に新たな地域福祉計画を策定し、「住み慣れた地域で共に生き、支え合い、誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまち いわき」を基本理念に位置づけ、保健福祉・子育て支援サービスの充実並びに包括的な相談支援体制の確立に向けた取り組みを進めております。

子育て支援としましては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うための仕組みである「いわきネウボラ」のさらなる体制強化を図るとともに、本年4月に不妊治療が保険適用されたことを踏まえた、不妊や不育でお悩みの方の声を受け止める支援の充実、さらにはインフルエンザ予防接種費用の助成等により子育て世帯の負担軽減を図るなど、本市において安心して子どもを産み育てることができる環境の整備に努めております。

また、地域医療の面では、医師不足への解消に向け、医師会や病院協議会などと連携し、昨年12月に「いわき市医療構想会議」を立ち上げました。地域の医療関係者との協議を通じ、診療科ごとに不足している医師の数を明確にし、数値目標を立て、計画的・長期的な視点で医師確保に取り組んで参ります。

さらに、市民の健康づくりにつきましては、ICTの活用や企業・団体との連携強化などにより、各種健診の受診率の向上及び市民の健康意識の醸成を促すとともに、健康長寿につながる取り組みを進めて参ります。

加えて、長期化する新型コロナウイルス感染症への対応については、感染拡大を防止する「確かなブレーキ」と、まちの活力を維持するための「ゆるやかなアクセル」との両輪とで、感染状況を踏まえながら、双方バランスよく対策を進めて参ります。

本冊子は、本市における保健福祉・子育て支援行政の全般にわたる事務事業や統計内容を、それぞれの分野ごとに体系的に取りまとめたものです。関係者の皆様に広く御活用いただければ幸いに存じます。

令和4年7月

いわき市長 内田 広之

目 次

保健福祉部の組織	1	1 重度心身障害者医療費給付事業	31
こどもみらい部の組織	2	2 乳幼児医療費助成事業	32
保健福祉部の仕事	3	3 子ども医療費助成事業	32
こどもみらい部の仕事	4	4 ひとり親家庭等医療費助成事業	33
福祉行政の背景	5	5 指定難病患者等見舞金支給事業	34
社会福祉と子ども・子育て支援の関係機関等 ..	7	災害援護	35
いわき市総合保健福祉センター	8	1 被災救助費支給事業	35
地区保健福祉センター	10	2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金 の貸付制度	36
社会福祉関係従事者	11	3 避難行動要支援者避難支援制度	37
社会福祉施設別従事職員数	12	その他の福祉	38
○保健福祉課	13	1 中国残留邦人（中国帰国者）等対策	38
いわき市地域福祉計画	14	（1）中国残留邦人等への支援給付	
1 計画の見直し	14	（2）支援・相談員による支援	
2 計画の位置づけ	15	（3）自立支援通訳の派遣	
3 地域福祉計画の体系	16	（4）引揚者見舞金制度	
権利擁護	17	2 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護	39
生活保護	18	（1）年金の支給	
1 生活保護の背景	18	（2）特別給付金の支給	
2 施設保護対策	21	（3）特別弔慰金の支給	
（1）授産施設への通所		（4）戦没者遺族相談員及び戦傷病者相 談員	
（2）救護施設への入所		（5）戦傷病者に対するその他の援護	
低所得者の福祉	22	（6）そ の 他	
1 生活困窮者自立相談支援事業	22	3 いわき・ふれあい・ふくし塾	40
2 住居確保給付金事業	23	4 いわき市健康・福祉プラザ （いわきゆったり館）	41
3 就労準備支援事業	24	5 はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク 事業	41
4 家計改善支援事業	25	6 みんなの居場所づくり事業	41
5 子どもの学習環境整備事業	26	7 社会福祉法人・社会福祉施設指導等 ..	42
6 一時生活支援事業	26	8 社会福祉法人設立認可、定款変更認可…	43
7 生活福祉資金貸付制度	27	9 社会福祉事務従事者研修事業	44
（1）生活福祉資金貸付制度	27	10 いわき市社会福祉審議会	44
○資金種類別貸付要件一覧	28		
8 生活資金貸付制度	30		
福祉医療	31		

民間社会福祉活動	45	(1) サービス量と所得に応じた負担	
1 社会福祉協議会	45	(2) 負担軽減のための配慮	
(1) いわき市社会福祉協議会		(3) 在宅と施設のバランス	
(2) 社会福祉協議会の主な事業		3 自立支援給付	75
(3) 社会福祉協議会職員数		(1) 介護給付	
(4) 福祉総合相談センター		① 居宅介護（ホームヘルプ）	
(5) 心配ごと相談件数		② 重度訪問介護	
(6) 他相談窓口		③ 同行援護	
(7) 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）		④ 行動援護	
(8) 成年後見（法人後見）事業		⑤ 重度障害者等包括支援	
(9) ボランティア活動		⑥ 短期入所（ショートステイ）	
(10) いわき市災害ボランティアセンター		⑦ 療養介護	
(11) 生活支援相談員配置事業		⑧ 生活介護	
(12) 共同募金・歳末たすけあい運動募金		⑨ 施設入所支援	
2 民生委員（児童委員）	56	(2) 訓練等給付	
(1) 民生児童委員の状況		① 自立訓練	
(2) 民生児童委員の活動状況		② 就労移行支援	
(3) いわき市民生児童委員協議会組織図		③ 就労定着支援	
3 日本赤十字社	59	④ 就労継続支援	
4 社会福祉振興基金	59	⑤ 共同生活援助（グループホーム）	
5 民間社会福祉施設の整備	60	⑥ 自立生活援助	
6 社会福祉施設事業団	60	(3) 地域相談支援	
		① 地域移行支援	
		② 地域定着支援	
○障がい福祉課	63	(4) 障害児通所支援	
第5次いわき市障がい者計画	65	① 児童発達支援	
障がい者（児）福祉施策	68	② 放課後等デイサービス	
1 障がい者（児）福祉の背景	68	③ 保育所等訪問支援	
2 障がい者（児）に関する統計	68	④ 居宅訪問型児童発達支援	
(1) 身体障がい者（児）に関する統計		(5) 計画相談支援（障害児相談支援を含む）	
(2) 知的障がい者（児）に関する統計		(6) 自立支援医療（更生医療）	
(3) 精神障がい者（児）に関する統計		(7) 補装具費	
3 身体障害者手帳	71	4 地域生活支援事業	81
4 療育手帳	71	(1) 相談支援事業	
障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく		(2) 意思疎通支援事業	
サービス	72	① 手話通訳者設置事業	
1 指定障害福祉サービス利用のしくみ ..	72	② 登録手話通訳者派遣事業	
2 負担のしくみと軽減措置	73		

③ 要約筆記者派遣事業	(6) 在宅重度障害者医療器材等給付事業
④ 重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業	(7) 人工透析通院患者通院交通費助成事業
(3) 日常生活用具給付等事業	(8) 重度心身障害者交通費助成事業
(4) 移動支援事業	(9) 心身障害者扶養共済制度
(5) 地域活動支援センター	(10) 障害児(者)地域療育等支援事業
(6) 訪問入浴サービス事業	(11) 身体障害者奨学資金制度
(7) 更生訓練費給付事業	(12) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業
(8) 生活訓練事業	(13) いわきサポートブック
点字指導員派遣事業	(14) ヘルプマーク・ヘルプカード
(9) 日中一時支援事業	(15) 訪問理美容サービス事業
(10) スポーツ・レクリエーション事業	3 社会環境の整備 97
① わいわい塾	(1) ボランティア養成講座の開催
② サンアビススポーツ塾	(2) 身体障がい者向けの公営住宅
③ パラスポーツ体験教室	(3) いわきサン・アビリティーズ
(11) 登録手話通訳者等養成研修事業	4 社会適応対策 98
(12) 自動車運転免許取得・改造助成事業	(1) グループホーム家賃補助事業
① 身体障害者自動車操作訓練費補助事業	(2) 障害者就業・生活支援センター
② 身体障害者用自動車改造費補助事業	5 その他 98
(13) 障害者自発的活動支援事業	(1) いわき市地域自立支援協議会
(14) 市民啓発事業	(2) チャレンジ雇用推進事業
(15) 児童発達支援センター地域支援機能強化事業	○健康づくり推進課 99
(16) 地域生活支援体制強化事業	1 健康づくり事業100
① 緊急一時宿泊事業	(1) 健康いわき21計画推進事業
② 地域生活支援コーディネーター事業	(2) 健康づくり基金運用事業
その他の障がい者(児)福祉サービス 89	2 健康いわき推進会議100
1 相談・指導 89	3 健康増進事業及び国保保健事業101
(1) 福島県障がい者総合福祉センター	(1) 健康手帳の交付
(2) 福島県児童相談所	(2) 健康教育
(3) 障がい者虐待防止センター	(3) 健康相談
2 在宅福祉対策 90	(4) 各種健(検)診
(1) 特別障害者手当等の支給事業	(5) 訪問指導
(2) 重度心身障害者福祉金	(6) 国保特定保健指導
(3) 重度心身障害児童福祉金	(7) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業
(4) 重度身体障害者福祉電話貸与事業	4 保健活動105
(5) 聴覚障害者緊急連絡事業	

○地域医療課107

地域医療108

1 一次救急医療体制108

(1) いわき市休日夜間急病診療所の設置

(2) いわき市休日救急歯科診療所の設置

(3) 在宅当番医制事業

2 二次救急医療体制110

3 三次救急医療体制110

○地域包括ケア推進課・介護保険課111

高齢者の保健と福祉113

1 高齢者保健福祉施策113

2 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業
計画」の策定114

地域包括ケア推進課117

1 地域包括支援センター117

(1) 介護予防ケアマネジメント

(2) 総合相談支援

(3) 高齢者の権利擁護

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

(5) 地域ネットワークづくり

(6) 認知症の方やその方の家族支援

(7) 介護予防支援

2 その他の高齢者保健福祉サービス118

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

(2) 包括的支援事業

(3) その他の高齢者支援施策

介護保険課122

1 介護保険法定給付サービス122

(1) 居宅サービス

(2) 地域密着型サービス

(3) 地域密着型介護予防サービス

(4) 施設サービス

2 その他の施設サービス129

(1) 養護老人ホーム

(2) 軽費老人ホーム

(3) 介護付有料老人ホーム

3 高齢者保健福祉サービス130

① 高齢者緊急一時保護事業

② 家族介護用品給付事業

③ 高齢者等住宅リフォーム事業

④ 訪問理美容サービス事業

⑤ 寝具乾燥消毒サービス事業

⑥ 高齢者等救急医療情報キット配布
事業

⑦ 要介護老人介護手当支給事業

⑧ 老人日常生活用具給付事業

⑨ 緊急通報システム事業

⑩ 介護支援専門員研修事業

4 生きがいと健康づくり134

(1) 老人クラブ

(2) シルバー人材センター（公益社団法人
いわき市シルバー人材センター）

(3) 老人福祉センター等

(4) シルバーにこにこふれあい基金の設置

① 知恵と技の交歓教室

② シルバーピアード

③ シルバーレクリエーション推進事業

④ 輝く年輪パワー発表会
（シルバーフェア）

5 敬老事業136

(1) 敬老祝金

(2) 敬老行事

I 介護保険制度のあらまし137

○介護保険制度創設の背景

1 介護保険のめざすもの137

2 介護保険のしくみ138

(1) 介護保険の運営と加入のしくみ

(2) 介護保険（介護予防）サービス等の
利用のしくみ

(3) 保険料の負担のしくみ

II 資格管理141

1 介護保険の被保険者の資格141

2 被保険者資格の取得141

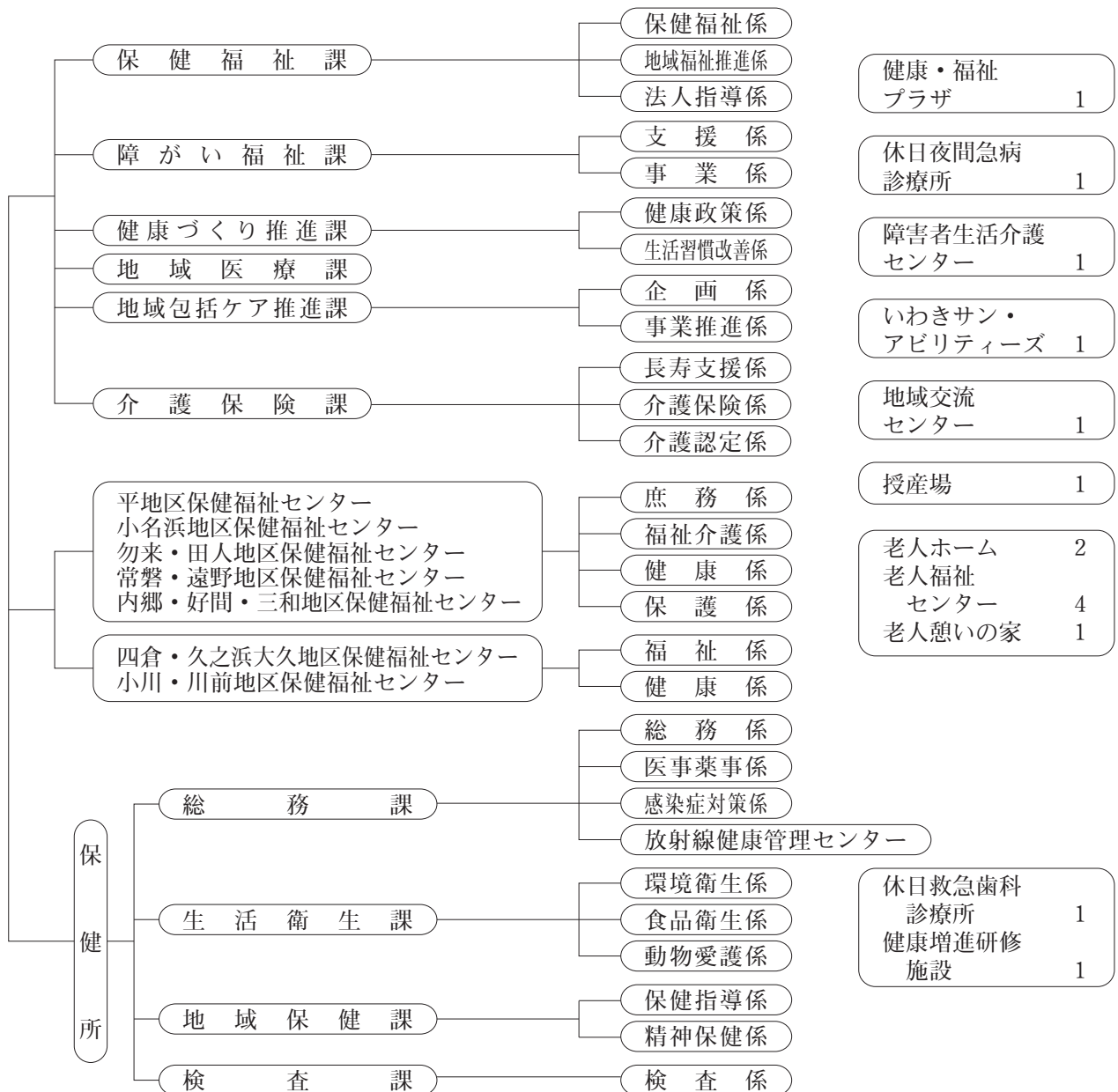
3	被保険者資格の喪失	141	5	保険料の徴収猶予及び減免	158
4	住所地特例	142	6	令和3～5年度の第1号被保険者の 介護保険料額	159
5	介護保険被保険者証	142			
6	介護保険受給資格証明書	142			
Ⅲ	要介護認定	143	○こどもみらい部		161
1	申 請	143	いわき市子ども・子育て支援事業計画 (第二次いわき市こどもみらいプラン)		163
2	認定調査	143	1	計画策定の背景と趣旨	163
3	主治医意見書	144	2	計画の期間と位置づけ	163
4	いわき市介護認定審査会	144	3	計画の対象	164
5	認 定	144	4	計画の内容	164
6	認定の更新	146	5	施策体系	165
7	要介護状態区分の変更の認定	146	6	子ども・子育て支援新制度について	166
8	情報の開示	146	7	教育・保育提供区域	167
9	認定の状況	147	8	教育・保育の量の見込み	167
Ⅳ	保険給付	148	9	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	168
1	保険給付の種類	148	10	計画の推進	169
2	保険給付費と負担割合証	148	児童福祉		174
3	現物給付と償還払い	150	1	児童福祉の背景	174
4	特例サービス費	152	2	相談・指導	175
5	施設サービスにおける食費・居住費に ついて	152	(1)	地区保健福祉センター	
6	保険給付の特例(利用料の減免)に ついて	153	(2)	福島県浜児童相談所	
7	高額介護(予防)サービス費等について	153	(3)	「おやCoCo」窓口(出産・子育て総合 支援窓口)	
8	訪問介護に係る利用者負担の軽減に ついて	154	(4)	家庭児童相談室	
9	社会福祉法人による利用者負担の軽減 について	155	(5)	こどもの権利相談室(子ども家庭総合支 援拠点)	
10	高額医療合算介護(予防)サービス費等 について	156	3	要保護児童対策	178
Ⅴ	第1号被保険者の保険料	157	(1)	いわき市要保護児童対策地域協議会	
1	保険料の設定についての基本的な考え 方	157	(2)	里親制度	
2	保険料算定の流れ	157	4	保育対策	179
3	保険料の納め方	157	(1)	保 育 所	
4	保険料を滞納した場合	158	(2)	へき地保育所	
			(3)	障がい児保育	
			(4)	一時預かり	
			(5)	乳児保育	
			(6)	延長保育	

（７）休日保育	
（８）地域子育て支援拠点事業	
（９）病児・病後児保育事業	
（１０）ショートステイ事業	
（１１）トワイライトステイ事業	
（１２）ファミリー・サポート・センター事業	
（１３）病児・緊急対応強化事業	
（１４）保育所における原子力災害対策	
5 在宅福祉対策	186
（１）特別児童扶養手当	
6 健全育成対策	187
（１）児童手当	
（２）出産支援金支給事業	
（３）赤ちゃん絵本プレゼント事業	
（４）ファミたんカード（子育て応援パスポート）事業	
（５）災害遺児激励金基金	
（６）交通遺児奨学金	
（７）ちびっこ広場設置・整備費補助事業	
（８）児童館	
（９）児童遊園	
（１０）赤ちゃんの駅	
（１１）いわき市屋内遊び場	
（１２）放課後児童クラブ （放課後児童健全育成事業）	
○令和４年度放課後児童健全育成事業実施一覧	
7 施設福祉対策	196
（１）児童養護施設	
（２）助産施設	
幼児教育	197
母子家庭等の福祉	198
1 現況	198
2 相談・指導	198
3 自立助長対策	199
（１）母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ○令和４年度母子父子寡婦福祉貸付金の概要	
（２）児童扶養手当	

（３）父子・母子等奨学資金	
（４）父子・母子福祉手当	
（５）父子・母子家庭等入学児童祝金	
（６）ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	
（７）ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	
女性相談事業	208
1 主な相談内容	208
2 相談先	208
3 相談件数	208
母子保健事業	209
（１）母子（親子）健康手帳の交付 （いわきネウボラ関連事業）	
（２）妊産婦健康診査 （いわきネウボラ関連事業）	
（３）母子健康相談 （いわきネウボラ関連事業）	
（４）健康教育（いわきネウボラ関連事業）	
（５）訪問指導（いわきネウボラ関連事業）	
（６）産前・産後サポート事業（マタニティサロン）（いわきネウボラ関連事業）	
（７）ホームスタート事業 （いわきネウボラ関連事業）	
（８）産後ケア事業 （いわきネウボラ関連事業）	
（９）産前・産後ヘルパー派遣事業 （いわきネウボラ関連事業）	
（１０）乳幼児健康診査 （いわきネウボラ関連事業）	
（１１）思春期健康相談	
（１２）特定不妊治療費助成事業	
（１３）不育症検査費用助成事業	
（１４）不妊・不育症総合相談	
（１５）未熟児養育医療費給付事業	
（１６）新生児聴覚検査支援事業 （いわきネウボラ関連事業）	

(17) 自立支援医療（育成医療）	20 口腔・栄養ケア推進事業 ……………243
(18) 療育医療給付事業	21 歯とお口の健康相談 （地域歯科保健推進事業） ……………243
(19) 小児慢性特定疾病対策事業	22 いわき市健康推進員 ……………243
子育てサポートセンター事業 ……………213	23 歯ピカリ教室（地域歯科保健推進事業） ……244
(1) 発達支援	24 幼児むし歯予防対策事業 ……………244
(2) 子育て支援	25 フッ化物洗口事業 ……………244
○保健所 ……………215	26 いわき市食育推進事業 ……………244
1 いわき市保健委員 ……………218	27 たばこ対策事業 ……………244
2 いわき市保健医療審議会 ……………219	28 試験検査事業 ……………245
3 地域医療体制 ……………219	○資料編 ……………247
4 医薬品等の安全性の確保 ……………219	社会福祉施設等一覧 ……………249
5 献血事業 ……………220	社会福祉施設等名簿 ……………250
6 病院名簿 ……………221	1 生活保護のための施設 ……………250
7 エイズ・性感染症予防対策 ……………222	2 高齢者のための施設 ……………250
8 ウイルス性肝炎対策事業 ……………223	3 障がい者のための施設 ……………262
9 肝炎治療特別促進事業 ……………223	4 児童のための施設等 ……………272
10 予防接種関係 ……………224	5 その他の施設 ……………282
11 感染症対策 ……………225	社会福祉法人名簿 ……………284
12 結核予防関係 ……………225	医療法人名簿 ……………289
13 放射線健康管理対策 ……………226	学校法人等名簿 ……………294
14 環境衛生関係 ……………228	各種団体名簿 ……………299
15 食品衛生関係 ……………231	五十音順索引 ……………301
16 狂犬病予防・動物愛護事業 ……………234	
17 精神保健事業 ……………237	
(1) 精神保健福祉の普及及び推進事業	
(2) 精神保健福祉相談及び訪問指導	
(3) 精神障がい者保健福祉関連組織の育成	
(4) ひきこもり対策事業	
(5) 精神保健家族教室 アルコール家族教室 「カモミールの会」	
(6) 自殺予防対策事業	
(7) 精神障害者保健福祉手帳制度	
(8) 自立支援医療（精神通院医療）制度	
18 難病対策事業 ……………242	
19 原子爆弾被爆者に対する援護に関する 法律及び関係法令等に基づく事業 ……243	

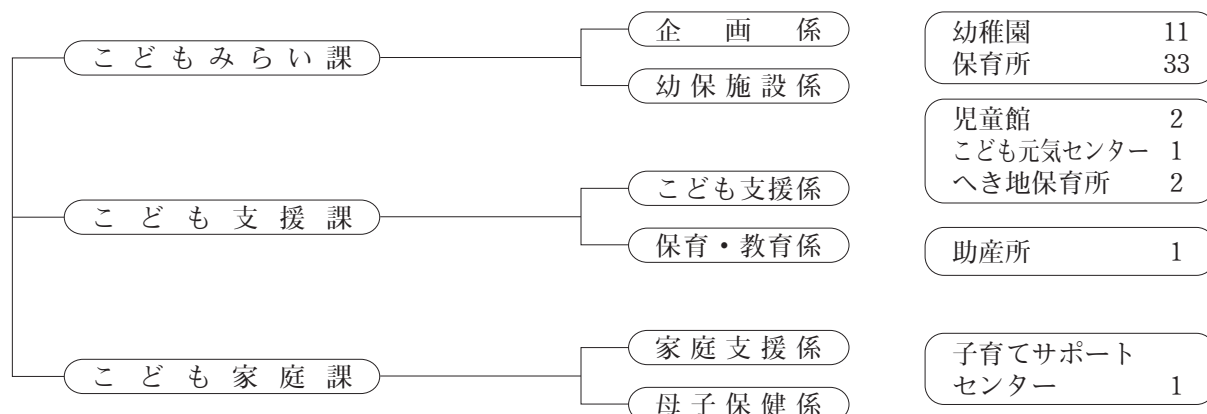
保健福祉部の組織



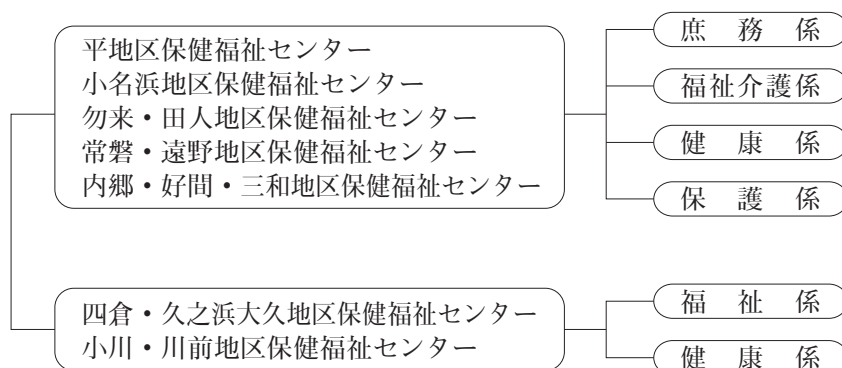
○ 保健福祉部関係附属機関等

主管課等	名称	委員数	任期
保健福祉課	民生委員推薦会	7人	3年
	社会福祉審議会	34人	3年
	災害弔慰金等支給審査委員会	5人	2年
障がい福祉課	障害支援区分判定審査会	20人	2年
	地域自立支援協議会	20人以内	3年
健康づくり推進課	健康いわき推進会議	20人	2年
地域医療課	休日夜間急病診療所運営委員会	9人	2年
介護保険課	老人ホーム入所診断委員会	12人以内	1年
	介護保険運営協議会	20人以内	3年
	介護認定審査会	180人	2年
保健所総務課	保健医療審議会	19人	2年
	医療安全相談センター運営協議会	5人	2年
	感染症診査協議会	5人	2年

こどもみらい部の組織



再掲



○ こどもみらい部関係附属機関等

主管課等	名称	委員数	任期
こどもみらい課	社会福祉審議会児童福祉専門分科会 (子ども・子育て会議)	15人	3年
	いじめ問題調査委員会	5人	2年
こども支援課	児童館運営委員会	6人	2年
こども家庭課	いのちを育む教育推進協議会	13人	2年

保健福祉部の仕事

いわき市保健福祉部は、「福祉環境の整備と市民福祉の向上」を目標に、次のような仕事をしています。

1 生活困窮者に対する援助

- 生活困窮者に対する最低限度の生活保障と自立更生援助

2 高齢者の福祉

- 高齢者が心身ともに健康で、生きがいのある生活が送れるような環境づくり

3 心身障がい（児）者の福祉

- 体に障がいがある人、知的障がいがある人又は精神障がいがある人に対する自立援助と必要な保護

4 介護保険制度

- 老後の大きな不安である「介護」を社会全体で支える制度の充実

5 保健衛生

- 疾病を予防し、健康の維持・増進を図るための各種施策の実施

6 民間福祉活動の助長

- 市民が自発的に福祉活動に参加できる基盤づくり

7 地域医療対策

- 市民が安全に安心して、適切な医療を受けられる医療提供体制の充実

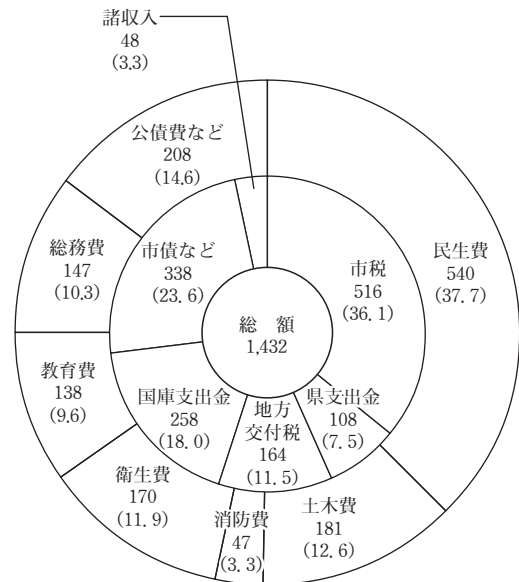
● 市予算の概要

・市予算の内訳

（令和4年度一般会計当初予算）

※ 内円：歳入 外円：歳出

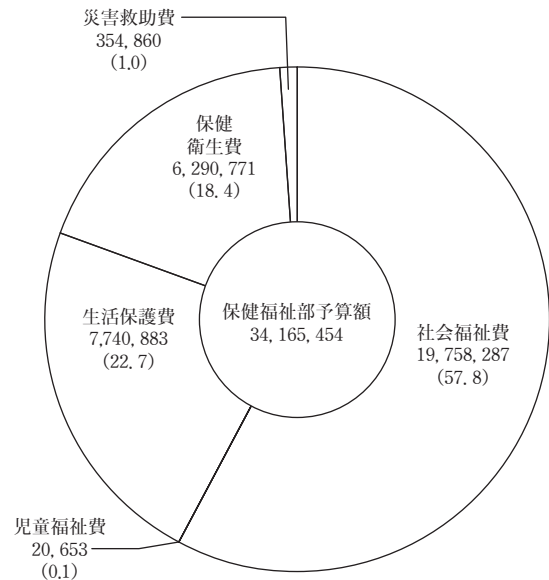
単位：億円、（ ）内は%



・保健福祉部歳出予算の内訳

（令和4年度一般会計当初予算）

※単位：千円、（ ）内は%



こどもみらい部の仕事

いわき市こどもみらい部は、妊娠、出産から幼児期の教育・保育、学校教育期の学童保育に至るまで、一貫した施策展開を図ることを目的に、教育委員会から幼稚園業務を移管するなど、一元化的、包括的な体制のもとで、子ども・子育て支援の実施を図るとともに、平成27年4月から本格施行された子ども・子育て支援新制度への適切な対応を図るため、同年4月に設置した組織です。

当部では、次のような仕事をしています。

1 児童福祉、子ども・子育て支援

- 児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるための各種施策の推進

2 幼児教育・保育

- 幼稚園・保育所・認定こども園等の一元的な管理運営業務

3 母子、父子、寡婦の福祉

- 母子、父子、寡婦家庭の福祉の向上と生活安定対策

4 母子保健

- 安心して妊娠、出産、子育てできるための母子保健施策の推進

5 療育支援

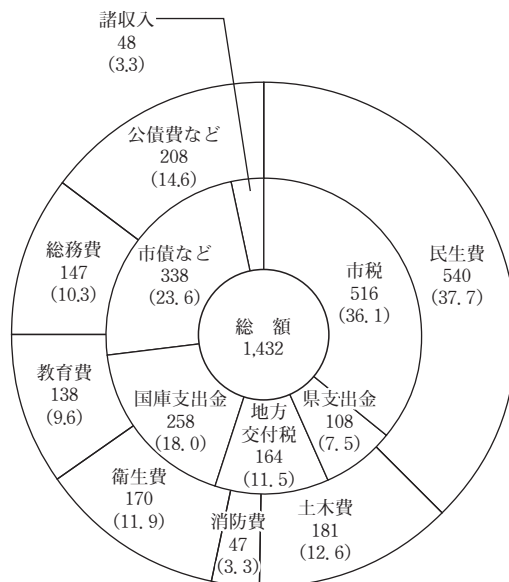
- 発達・療育相談、助言等の支援

● 市予算の概要

・市予算の内訳

(令和4年度一般会計当初予算)

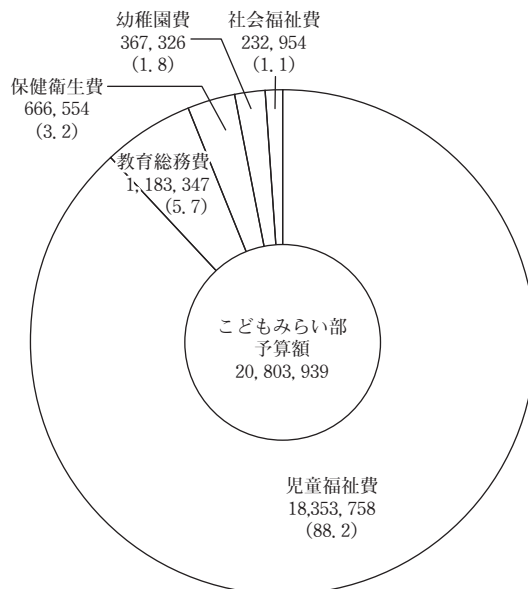
※ 内円：歳入 外円：歳出
単位：億円、()内は%



・こどもみらい部歳出予算の内訳

(令和4年度一般会計当初予算)

※単位：千円、()内は%



福祉行政の背景

本格的な少子高齢社会へ対応するため、社会福祉基礎構造改革のもと、介護保険制度や障害者総合支援法、次世代育成支援対策など、福祉に関わる諸制度の見直しが図られています。

一方、人口構造の高齢化、核家族化の進行に伴う生活意識の変化などにより社会福祉に対する住民のニーズはますます多様化してきています。

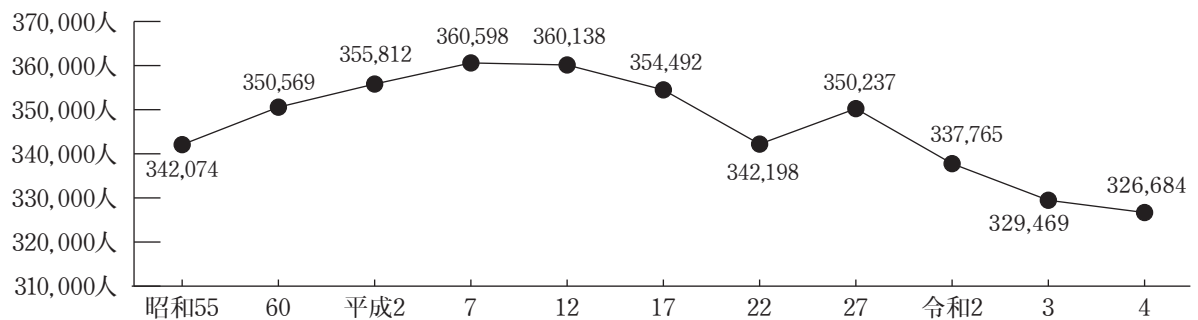
このような状況の中、少子化対策や高齢者をめぐる所得・健康・生きがいなどの施策の推進、あるいは心身障がい者、低所得者など、社会的・経済的に弱い立場にある人々に対し、きめ細かな施策の展開を図っていく必要があります。

1 市人口の概要（資料「いわき市の人口」各年10月1日現在）※令和2年、令和4年については4月1日現在

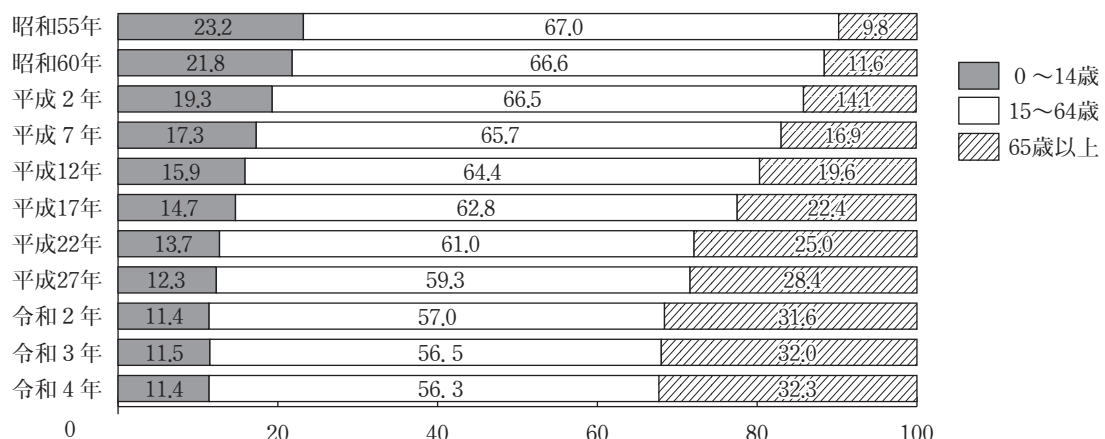
昭和41年10月、近隣14市町村の合併により人口33万3千人のいわき市が誕生しました。その後、社会的要因（炭鉱閉山等）により、年々減少の傾向をたどっていましたが、昭和47年から新産業都市として基盤整備が整い、それに従い人口も増加しました。平成6年には36万人を超え、平成10年には361,934人となり、過去最高となりました。

翌年から減少傾向となっておりましたが、平成27年に増加に転じ、平成28年以降は微減傾向にあります。

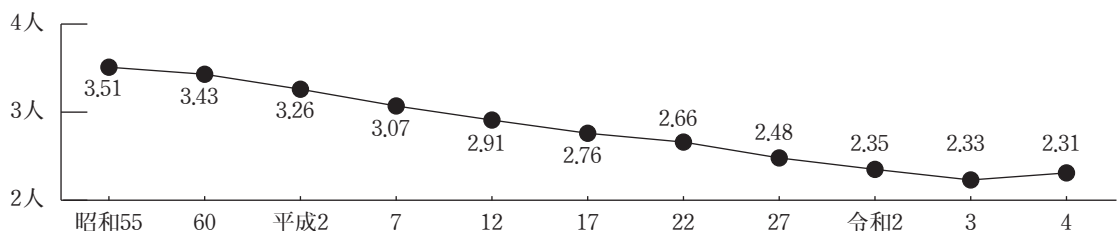
● 市人口の推移



● 市人口の年齢階層別構造



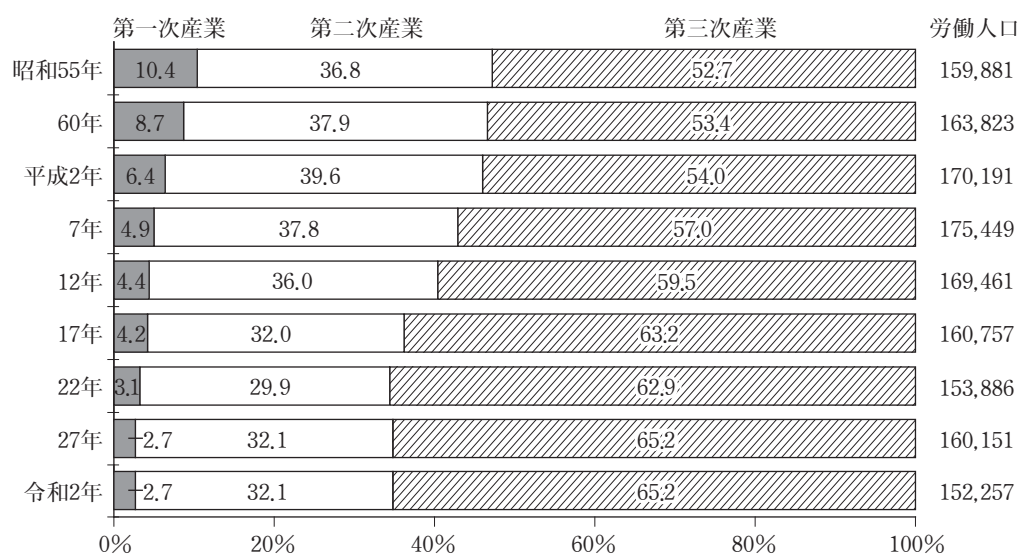
● 一世帯当たりの人員の推移



2 産業構造

本市の経済は、常磐、磐越自動車道の開通、好間中核工業団地の分譲、重要港湾小名浜港の整備など、基盤整備の着実な進行に伴い、第二次産業を中心に拡大してきましたが、今後は、国際化・グローバル化などを背景とした経済環境の変化に対応し、産業の高付加価値化をより一層進めていくことが求められています。

● 産業別労働人口の推移



※資料「いわき市の人口」各年10月1日現在
(労働人口は分類不能が含まれる)

社会福祉と子ども・子育て支援の関係機関等



いわき市総合保健福祉センター

少子・高齢化の進行や社会福祉基礎構造改革の進展など、保健福祉行政を取り巻く社会環境の変化や平成11年4月の中核市移行を背景に、保健所をはじめとした、市民に密着したサービスの展開を図るための保健福祉施設の整備が求められていました。

こうした状況に対応するため、市では、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供する拠点施設の整備を進め、平成15年4月に「いわき市総合保健福祉センター」を設置しました。

この施設は、保健所、子育てサポートセンター、地区保健福祉センター、障害者生活介護センターとしての機能を有しており、市民の皆様に生涯を通した保健・医療・福祉サービスを一体的に提供しています。

1 施設概要

所在地：いわき市内郷高坂町

四方木田191番地

敷地面積：約20,000㎡

延床面積：約11,700㎡

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造
4階建



いわき市総合保健福祉センター

2 施設の主な特徴

● 誰もが気軽に安心して利用できるノーマライゼーションやユニバーサルデザインの考え方に則した施設

- ・建物内部の段差解消や廊下通路などの十分な幅員の確保
- ・点字誘導ブロック、点字デザインの設置
- ・視覚障がい者対応音声誘導システム、聴覚障がい者対応聴覚補助システムの導入
- ・身体障がい者用屋根付き駐車場（7台分）の整備

● 環境にやさしい施設

- ・太陽光発電システムの導入（出力100kw）
- ・雨水の利用（トイレの洗浄水や冷却水等に利用）
- ・透水性舗装による駐車場（180台収容）の整備

3 施設の諸機能及び諸室概要

● 1 F

- 休日救急歯科診療所: 休日の救急患者及び市内の障がい者を対象に歯科診療を行っています。
- 障害者生活介護センター: 入浴、食事、機能訓練、創作的活動などのサービスを提供しています。
- 情報提供コーナー: 市民が行政情報を気軽に入手できるよう行政情報提供用パソコンを設置しています。
- 保健相談室: 感染症に関する相談に応じています。
- 動物相談室: 飼い犬相談や犬のしつけ方の相談・指導を行っています。
- 健康運動室: 日常生活動作を維持・改善するための支援を行っています。
- ボランティア室: ボランティア団体の活動や研修の場として活用しています。
- 多目的ホール（健康増進研修施設）: 各種催事、講演、会議などに貸し出しを行っています。（収容人数 280人、テーブル使用時 180人）
※新型コロナウイルス感染症予防対策の観点から、現在貸出を休止しております。
- ラウンジ: 障がい者の社会参加を図るため、障がい者関係団体が、物販などの提供を行っています。
- 放射線健康管理センター事務室
- 内部被ばく測定室: ホールボディカウンターによる内部被ばく検査を行っています。
- 放射性物質測定室: ゲルマニウム半導体検出器による井戸水や食品等の放射性物質の検査を行っています。
- 男女共同参画センター
- 交流ロビー: デジタル式積算線量計の貸し出しを行っています。
- 地域包括ケア推進課事務室

● 2 F

- 保健所事務室
- 内郷・好間・三和地区保健福祉センター事務室
- 地域医療課事務室
- 権利擁護・成年後見センター
- 在宅医療・介護連携支援センター

● 3 F

- 保健センター機能を中心に諸室を配置しております。
- こども家庭課事務室
- 子育てサポートセンター事務室及びプレイルーム: 育児に関する不安や悩み、発達障がいが疑われる児童の相談・助言等を行っています。また、親子や親同士の交流の場としてプレイルームを開放しています。
- 乳幼児健診室: 乳幼児健康診査や母子健康相談・健康教育を行っています。
- 社会復帰会議室: 精神障がい者の自立を図るための活動や相談などの場として活用しています。
- 調理実習室（栄養指導室）: 調理実習や児童を健全な成長に導くための食育事業など、市民の食生活の改善を図る場として活用しています。

● 4 F

- 保健所検査施設

地区保健福祉センター

地区保健福祉センターは、福祉業務に携わるケースワーカーと、保健活動を行う保健師などを併せて配置し、市民により身近な地域の中で、保健・福祉サービスを一体的に提供する機関として、平成15年4月から市内7箇所に設置しました。

● 地区保健福祉センターの所在地

名 称	所 在 地	電 話	所 管 区 域
平地区 保健福祉センター	平字梅本21番地 (市役所本庁1階)	(22) 1163	平地区 ※ 若葉台、小島町及び内郷小島町の区域を含む。
小名浜地区 保健福祉センター	小名浜花畑町34番地の2 (小名浜支所 別棟)	(54) 2111	小名浜地区
勿来・田人地区 保健福祉センター	錦町大島1番地 (勿来支所1階)	(63) 2111	勿来地区及び田人地区
常磐・遠野地区 保健福祉センター	常磐湯本町吹谷76番地の1 (常磐支所1階)	(43) 2111	常磐地区及び遠野地区 ※ 若葉台の区域を除く。
内郷・好間・三和地区 保健福祉センター	内郷高坂町四方木田191番地 (総合保健福祉センター2階)	(27) 8690	内郷地区、好間地区及び三和地区 ※ 小島町及び内郷小島町の区域を除く。
四倉・久之浜大久地区 保健福祉センター	四倉町字西四丁目11番地の3 (四倉支所1階)	(32) 2114	四倉地区及び久之浜大久地区
小川・川前地区 保健福祉センター	小川町高萩字下川原15番地の6 (小川支所)	(83) 1329	小川地区及び川前地区

● 地区保健福祉センターの主な仕事

福 祉 関 係	○ 生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法の各法に定める実情把握、相談、指導、施設への入所措置等に関する業務 ○ 介護保険法に基づく要介護認定、介護サービス利用に係る相談及び関係機関との連絡調整 ○ 障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定調査、サービスの支給決定等に関する業務 ○ その他の福祉関係事務 民生児童委員、社会福祉協議会、災害救護、戦傷病者、指定難病患者等見舞金等に関する業務など
保 健 関 係	○ 母子保健法に基づく母子保健事業に関する業務 ・ 母子（親子）健康手帳の交付、妊産婦健康診査受診票の交付、新生児聴覚検査受検票の交付 ・ 乳幼児健康診査（4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児） ・ 母子健康相談、健康教育、訪問指導 ○ いわきっ子健やか訪問（産婦・乳児訪問） ○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の申請受付・交付 ○ 障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定調査、サービスの支給決定等に関する業務 ○ 健康増進法に基づく医療等以外の保健事業に関する業務 ・ 健康手帳の交付 ・ 成人健康診査（健康診査、各種がん検診） ○ 健康に関する相談、健康教室、訪問指導 など ○ 介護予防事業に関する業務

社会福祉関係従事者

社会福祉関係従事者には、各社会福祉施設で働いている職員をはじめ、地域社会で社会福祉事業に携わっている人々などが含まれます。

福祉施設の職員は、施設長、生活指導員、職業指導員、保育士、介護員、医師、看護師、作業療法士、理学療法士、栄養士、調理員、事務員等、多岐の職種に分かれており、施設の増加やニーズの多様化に伴って年々増加しています。

福祉施設が真にその社会的使命を果たすためには、質・量ともに十分な職員の確保が必要とされます。

また、地域社会では、民生・児童委員、主任児童委員、各種相談員等が、各種の相談・指導を行い、関係機関との連携の下に地域における社会福祉の向上に努めています。

● 社会福祉事業関係各種相談員・奉仕員（令和4年4月1日現在）

委員名等	仕事の内容	人員	摘要
民生委員・児童委員	社会奉仕の精神に基づく保護指導（生活保護・児童・心身障がい者・高齢者等に対する援助・指導）	586	国委嘱
主任児童委員	児童福祉に関する事項を専門に担当	70	国委嘱
戦没者遺族相談員	各種年金給付金の受給に対する相談・指導及び関係機関との連携	4	国委嘱
戦傷病者相談員	戦傷病者に対する相談・指導及び関係機関との連携	欠員	国委嘱
支援・相談員	中国残留邦人等及びその家族に対する相談及び助言	2	市委嘱
手話通訳者	聴覚障がい者に対する相談・指導・手話通訳	3	市委嘱
自立支援通訳	中国残留邦人等及びその家族に対する通訳	2	市委嘱
生活保護就労支援員	生活保護受給者の就労に関する相談及び助言	5	市委嘱
生活保護面接相談員	生活保護に関する面接相談	5	市委嘱
家庭相談員	家庭における児童の養育上の諸問題についての相談・指導	5	市任命
女性相談員	要保護女子の発見・相談・指導	2	市任命
母子・父子自立支援員	母子家庭等の生活及び貸付の相談・指導	2	市任命
母子父子寡婦福祉資金貸付事業協力員	償還金の督促及び納入指導	1	市任命
点字指導員	中途失明者に対する基本的な点字の指導	4	市登録制度
登録手話通訳者	聴覚障がい者に対する手話通訳	17	市登録制度
要約筆記者	聴覚障がい者に対する要約筆記	13	市登録制度
介護相談員	介護サービス利用者に対する傾聴・相談	21	市登録制度

● 社会福祉施設別従事職員数（令和４年４月１日現在）

施 設 の 種 類		施 設 数			従 事 職 員 数						
		総数	内 訳		総数	専 任			兼 任		
			公立	民間立		公立	民間立	計	公立	民間立	計
生活保護	救護施設	1	—	1	27	—	27	27	—	—	—
	授産施設	1	1	—	8	8	—	8	—	—	—
高 齢 者	養護老人ホーム	2	2	—	53	53	—	53	—	—	—
	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	16	—	16	760	—	709	709	—	51	51
	地域密着型特別養護老人ホーム	11	—	11	244	—	218	218	—	26	26
	老人保健施設（介護老人保健施設）	12	—	12	687	—	599	599	—	88	88
	介護医療院	6	—	6	—	—	—	—	—	—	—
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	6	—	6	71	—	50	50	—	9	9
	介護付有料老人ホーム	15	—	15	344	—	304	304	—	40	40
	有料老人ホーム	44	—	44	369	—	162	162	—	207	207
	短期入所生活介護（ショートステイ（単独型））	5	—	5	—	—	—	—	—	—	—
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	44	—	44	561	—	457	457	—	104	104
	地域密着型特定施設入居者生活介護	2	—	2	34	—	21	21	—	13	13
	老人福祉センター	4	4	—	8	4	—	4	4	—	4
	老人憩いの家	1	1	—	2	1	—	1	1	—	1
	地域包括支援センター	7	7	—	74	—	74	74	—	—	—
障がい者	施設入所支援	6	—	6	192	—	27	27	—	165	165
	療養介護	2	—	2	122	—	85	85	—	37	37
	短期入所	14	—	14	329	—	—	—	—	329	329
	就労継続支援Ａ型	5	—	5	17	—	15	15	—	2	2
	就労継続支援Ｂ型	34	1	33	208	9	164	173	—	35	35
	就労移行支援一般型	10	—	10	49	—	24	24	—	25	25
	自立訓練（生活訓練・機能訓練）	4	—	4	5	—	3	3	—	2	2
	宿泊型自立訓練	1	—	1	8	—	—	—	—	8	8
	生活介護	31	1	30	418	16	197	213	—	205	205
	共同生活援助（グループホーム）	68	—	68	214	—	169	169	—	45	45
	障害者就業・生活支援センター	1	—	1	7	—	6	6	—	1	1
	地域活動支援センター	4	—	4	16	—	14	14	—	2	2
	障害者教養文化体育施設	1	1	—	4	4	—	4	—	—	—
児 童	助産施設	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	児童養護施設	1	—	1	24	—	24	24	—	—	—
	医療型障害児入所施設	1	—	1	39	—	22	22	—	17	17
	療養介護	2	—	2	122	—	88	88	—	34	34
	障害児通所支援施設（児童発達支援）	29	—	29	96	—	59	59	—	37	37
	障害児通所支援施設（放課後等デイサービス）	48	—	48	166	—	104	104	—	62	62
	障害児通所支援施設（保育所等訪問支援）	3	—	3	7	—	1	1	—	6	6
	児童発達支援センター	3	—	3	11	—	9	9	—	2	2
	保育所（園）	57	33	24	1,131	590	541	1,131	—	—	—
	認定こども園（幼保連携型）	14	—	14	327	—	327	327	—	—	—
	認定こども園（幼稚園型）	3	—	3	77	—	77	77	—	—	—
	認定こども園（保育所型）	1	—	1	30	—	30	30	—	—	—
	地域型保育事業	16	—	16	156	—	156	156	—	—	—
	へき地保育所（福祉館）	2	2	—	6	4	—	4	2	—	2
	児童厚生施設（児童館）	2	2	—	9	9	—	9	—	—	—
	放課後児童クラブ	78	54	24	399	262	137	399	—	—	—
	こども元気センター	1	1	—	11	11	—	11	—	—	—
	地域子育て支援拠点事業	5	3	2	26	9	17	26	—	—	—
そ の 他	社会福祉センター	1	—	1	2	—	—	—	—	2	2
合 計		626	114	512	7,470	980	4,917	5,897	7	1,554	1,561

※幼稚園については学校教育法に基づく施設のため別掲とし、P294を参照。

※幼稚園型認定こども園については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（「認定こども園法」）に含まれるため、社会福祉施設等に含めている。

保健福祉課

1 保健福祉係〔直通(22) 7451〕(内線 2703・2704・2705)

- (1) 保健福祉(事業)の連携強化及び総合調整に関すること。
- (2) 予算・決算・課の庶務に関すること。
- (3) 社会福祉施設事業団に関すること。
- (4) 健康福祉プラザに関すること。
- (5) 「いわき市の保健福祉・子育て支援」に関すること。
- (6) 日赤・保護司・社明運動に関すること。
- (7) 被災救助費に関すること。
- (8) 戦傷病者及び戦没者の遺族の援護等に関すること。
- (9) 指定難病患者等見舞金に関すること。
- (10) 福祉医療に関すること。
- (11) 社会福祉振興基金に関すること。
- (12) 社会福祉審議会に関すること。
- (13) 民生委員及び民生委員推薦会に関すること。

2 地域福祉推進係〔直通(22) 7450〕(内線 2713・2714・2715)

- (1) 地域福祉推進に係る総合企画及び総合調整に関すること。
- (2) 生活保護法に関すること。
- (3) 生活困窮者自立支援に関すること。
- (4) 中国残留邦人等の援護に関すること。

3 法人指導係〔直通(22) 7526〕(内線 2718・2719)

- (1) 社会福祉法人設立認可に関すること。
- (2) 社会福祉法人の定款変更認可に関すること。
- (3) 社会福祉法人指導監査に関すること。
- (4) 社会福祉法人現況報告に関すること。
- (5) 社会福祉施設職員等の研修に関すること。
- (6) 行旅死病人に関すること。

4 権利擁護・成年後見センター〔直通(27) 8571〕(内線 65530・65531)

- (1) 権利擁護支援の総合調整に関すること。

いわき市地域福祉計画

1 計画の見直し

(1) 市地域福祉計画の策定（平成19年2月）

近年の社会経済情勢の変化や、少子高齢化、家族形態の変化等により、市民の意識や価値観が多様化するとともに、地域住民相互のつながりが希薄化するなど福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。

このため、高齢者の孤立死、子育て家庭の孤立、児童虐待、配偶者からの暴力、ひきこもりなどの新たな社会問題が発生してきており、それらの問題を解決するためには、公的なサービスだけでは対応が極めて難しい状況となっていることから、地域における住民相互の助け合いや支え合いがますます重要な課題となっています。

一方、ボランティアやNPOなどによる活動が活発化するなど、市民の意識も大きく変化してきています。

このような中、国においては平成12年6月に改正した社会福祉法の中で、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、これからの福祉は、限られた社会的弱者に対する公的なサービスとしてではなく、地域に暮らす様々な人々が抱える生活課題を、地域住民、事業者、行政など地域の様々な主体が互いに協力して課題解決を図るものであるとしています。

また、地域福祉を推進するための具体的な方策として、「市町村地域福祉計画」の策定に関する規定が新たに設けられました。

このため、本市においては、地域の特性や実情を踏まえながら、多くの市民や団体が主体的に福祉活動に取り組み、ともに助け合い支え合う地域社会を基盤とした地域福祉の推進を総合的かつ計画的にすすめていくための基本的な指針として平成19年2月に「いわき市地域福祉計画」を策定しました。

(2) 新・市地域福祉計画の策定（平成26年3月）

平成23年3月11日発生した東日本大震災は、本市に甚大な被害をもたらしました。467名の方が亡くなられるとともに、建物被害も約9万棟に及びました（平成31年4月末現在）。

私たちは、大震災の多大な犠牲と混乱を忘れることなく、大震災から得た貴重な教訓と経験を踏まえ、避難行動要支援者支援のあり方や日常における地域福祉活動の推進等について再検討しました。

計画策定後における本市の福祉の状況やボランティア活動の状況、さらには社会状況の変化等を踏まえ、平成19年2月に策定した「市地域福祉計画」を見直し、新たに「新・市地域福祉計画」を平成26年3月に策定しました。

なお、より効果的、効率的に地域福祉を推進するためには、いわき市社会福祉協議会との連携が不可欠であることから、同協議会の活動計画である「第3次地域福祉活動計画」と一体的に見直しました。

(3) 新・市地域福祉計画の中間見直し（平成30年3月）

平成26年3月に策定した「新・市地域福祉計画」の計画期間は、平成26年度から令和2年度までの7年間としていますが、社会経済情勢の変化や国等から提起されている課題等に適切に対応し、地域福祉計画のさらなる充実を図り、より効果的に地域福祉を推進していくため、平成29年度に中間見直しを行い、本計画の改定を行いました。

(4) 市地域福祉計画（令和3年度～令和7年度）の策定（令和3年3月）

社会福祉法改正等の国の動向を踏まえ、多様化するニーズに適切に対応し、地域の関係者の協働により地域福祉を一層推進していくために、令和7年度までを計画期間とする市地域福祉計画（令和3年度～令和7年度）を策定いたしました。

2 計画の位置づけ

「市地域福祉計画」は、市民福祉の増進のため、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として、いわき市が策定する行政計画です。

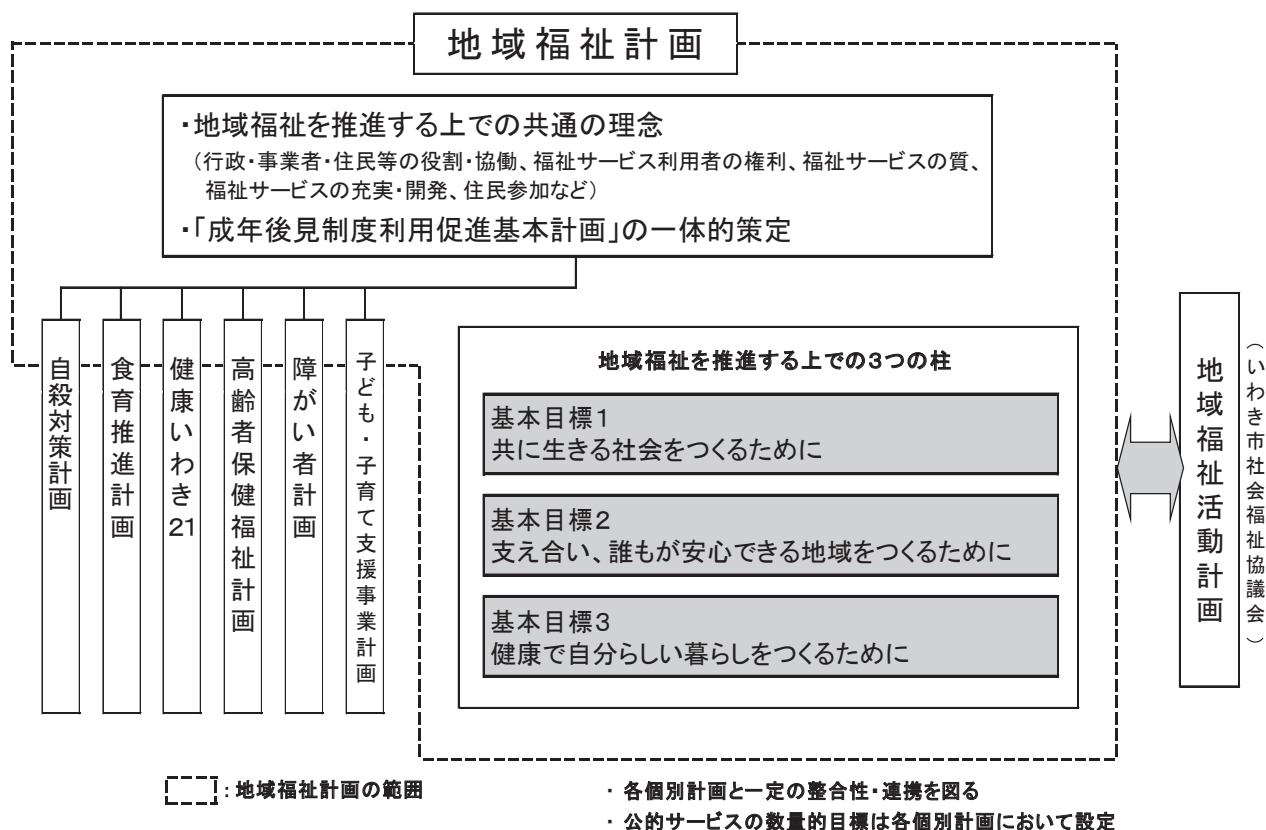
本計画は、「いわき市以和貴まちづくり基本条例」における「様々な主体が共に地域の課題解決に取り組む」という理念を基本とした、福祉分野における総合計画となる計画です。

○保健福祉分野の個別計画との関係

本市の保健福祉分野に関する計画としては、高齢者施策分野の「市高齢者保健福祉計画」、障がい者施策分野の「市障がい者計画」、子ども・子育て施策分野の「市子ども・子育て支援事業計画」及び保健・健康施策分野の「健康いわき21」、「市食育推進計画」、「市自殺対策計画」があります。

本計画は、これら個別計画が持つ個別・専門的な考え方や取組みを、「地域で暮らす市民」の視点から総合的に横につなぐ計画として位置づけます。

つまり、分野別の個別計画による施策・事業を、誰もが地域で豊かに生活できるようにするために、より効果的に展開していく仕組みをつくるのが地域福祉計画の目的です。また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」として本計画を位置付けるものとします。



3 地域福祉計画の体系

【基本理念】 住み慣れた地域で共に生き、支え合い、
誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまち いわき

基本目標1 共に生きる社会をつくるために

- ① 本人の意思の尊重
- ② 子ども・子育て支援の充実
- ③ 高齢者福祉の充実
- ④ 障がい者福祉の充実
- ⑤ 生活困窮対策の充実（所得、就労、住居など）
- ⑥ 社会的孤立対策の充実（自殺、ひきこもり、犯罪者の社会復帰など）
- ⑦ 多文化との共生

基本目標2 支え合い、誰もが安心できる地域をつくるために

<人づくり>

- ① 福祉意識の醸成
- ② 地域福祉の担い手づくり
- ③ 福祉ボランティア活動等の推進

<体制づくり>

- ④ 見守り支援体制の整備
- ⑤ 虐待防止体制の充実
- ⑥ 相談・支援機関のネットワーク強化

<安全・安心>

- ⑦ 避難行動要支援者支援制度の充実
- ⑧ 防犯対策の充実
- ⑨ 交通移動手段や住まいの確保
- ⑩ 権利擁護・成年後見の充実

基本目標3 健康で自分らしい暮らしをつくるために

- ① 健康づくりの推進
- ② 保健医療体制の充実
- ③ 産業、教育など保健福祉以外の様々な分野との協働

権 利 擁 護

○ 権利擁護・成年後見センターの設置

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない市民や、虐待等による権利侵害を受けている市民の権利擁護を推進することにより、市民が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に資するため、権利擁護に関する専門的な支援機関として権利擁護・成年後見センターを設置しました。

○ 役割・機能及び主な事業内容

役割・機能	主な事業内容
○高齢者・障がい者虐待の予防、成年後見制度の利用に関する普及・啓発	・権利擁護講演会等の開催 ・権利擁護に関するパンフレット作成等
○高齢者・障がい者虐待や成年後見制度利用等に関する総合相談	・市民等からの権利擁護・成年後見制度に関する相談の受付
○困難事例等に関する専門的支援・助言	・権利擁護無料法律相談 ・成年後見制度利用支援 ・虐待対応支援 ・困難事例・多問題複合ニーズケース支援
○関係機関によるネットワーク構築	・権利擁護支援ネットワーク推進運営委員会の開催
○研修等による人材育成	・出前講座 ・専門研修 ・市民後見人の養成

○ 設置年月日 平成26年 9 月26日

○ 設 置 場 所 総合保健福祉センター内

○ 連 絡 先 電話：27-8571（直通）

○ 令和3年度実績

新規相談件数 215件

専門的支援提供件数 758件

1 主な事業説明

（1）権利擁護無料法律相談

○ 事業内容

高齢者及び障がい者等が抱える権利擁護に関する法的な問題に対し、弁護士又は司法書士による相談を行っています。

○ 対 象 者 いわき市在住の高齢者、障がい者及びその家族等

○ 申 込 先 権利擁護・成年後見センター

○ 開催日時 毎月第2, 3, 4 木曜日 14時～16時30分（事前予約制）

○ 開催場所 総合保健福祉センター

（2）市民後見人養成講座

○ 事業内容

成年後見制度の受任者となり得る市民後見人の養成を目的とした養成講座を行っています。

○ 申込要件 いわき市在住の方（※別途要件があります）

○ 内 容 成年後見制度及び市民後見人としての活動に必要な基礎知識

○ 実施方法 2カ年で実施（1年目は基礎講座、2年目は実務講座）

生活保護

○ 事業内容

生活保護は、日本国憲法第25条の生存権保障の理念に基づき、何らかの原因で生活が困窮し、自己の力でできるだけ努力をしてもなお生計を維持できない人々に対して、国がその困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図るものです。

保護の種類には、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類があります。

○ 対象者

資産、能力、扶養義務者からの援助、その他あらゆるものを活用しても、最低限度の生活ができない人

○ 申請先 地区保健福祉センター

○ 必要なもの 印鑑・健康保険証・年金等証明書・その他収入を明らかにする書類等

○ 財源負担 国3／4 市1／4

○ 施行年月日 昭和25年5月4日（生活保護法）

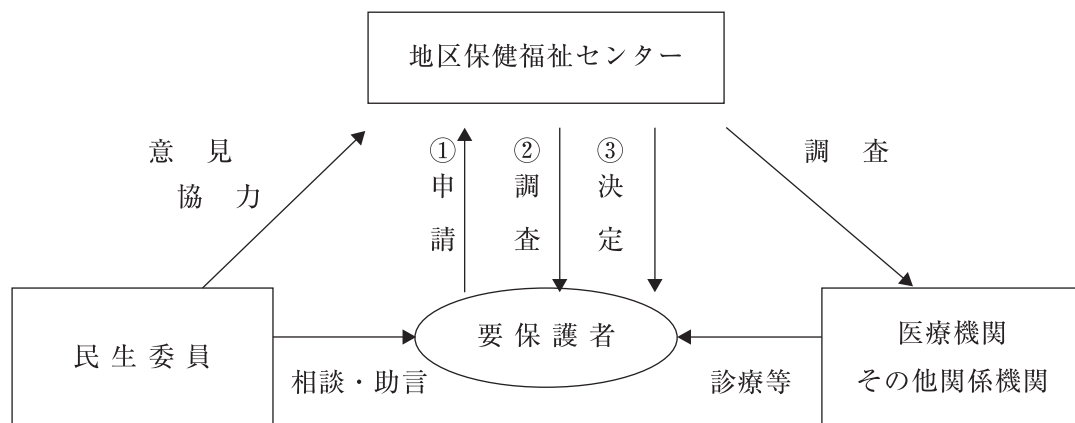
1 生活保護の背景

本市における生活保護の状況は、令和3年度において保護率12.8パーミル（対人口千人比）と、県平均9.4パーミル（速報値）を上回っています。

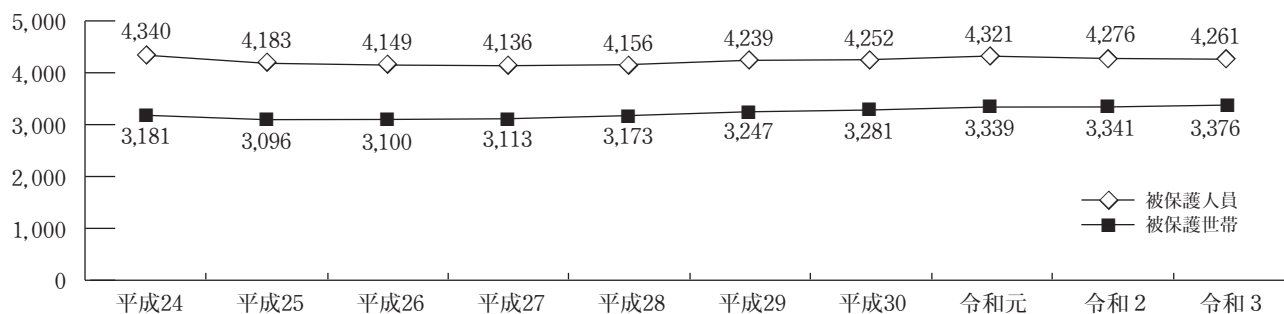
保護世帯を類型別にみると、高齢者世帯56.6%、傷病・障がい者世帯26.4%、母子世帯4.4%、その他の世帯12.6%となっています。

このような状況にあることから、制度の適正実施に努めるとともに、被保護世帯の生活の安定と福祉の向上を図るため、療養指導、就労指導を通じてその自立を助長しています。

● 生活保護申請手続

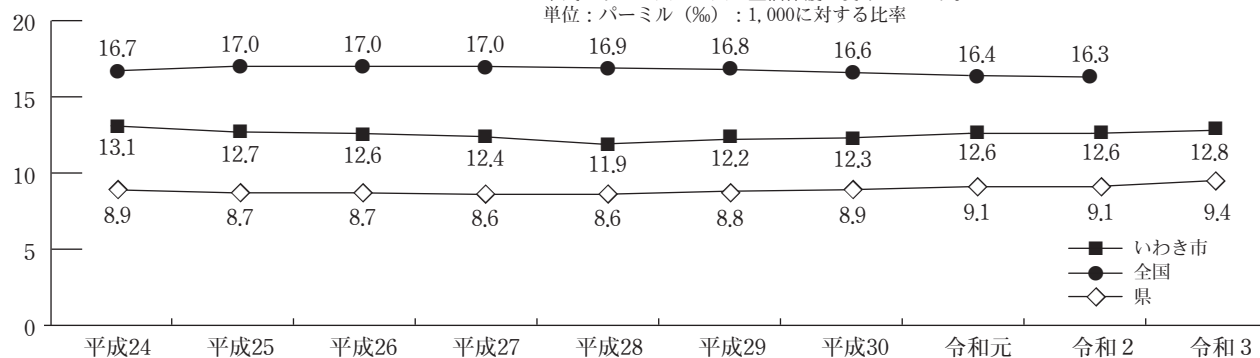


● 被保護世帯数と人員の推移（年度別月平均）



● 保護率の推移（全国平均との比較） ※令和3年度について、全国の数値は未集計、県は速報値

市民のうち78人に1人が生活保護を受けています。
単位：パーミル（‰）：1,000に対する比率



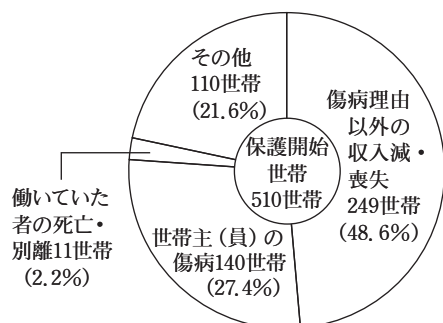
（1）生活保護の申請・処理

● 生活保護相談処理件数（令和3年度）

申請件数（件）	取り下げ件数（件）	却下件数（件）	決定世帯数（世帯）	廃止世帯数（世帯）
595	69	36	510	507

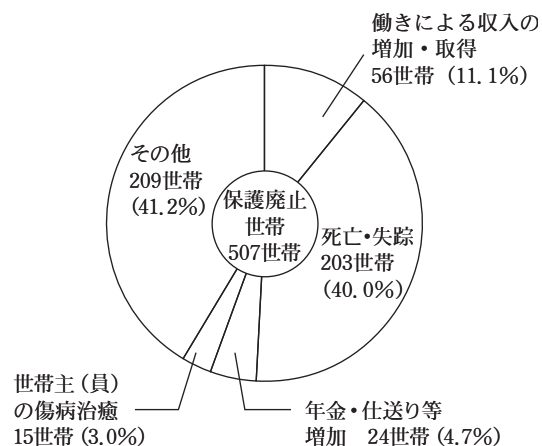
● 保護の開始理由（令和3年度）

保護を開始する世帯の27.4%が傷病によるものです。

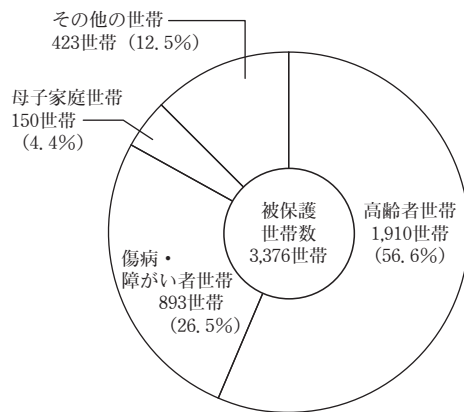


● 保護の廃止理由（令和3年度）

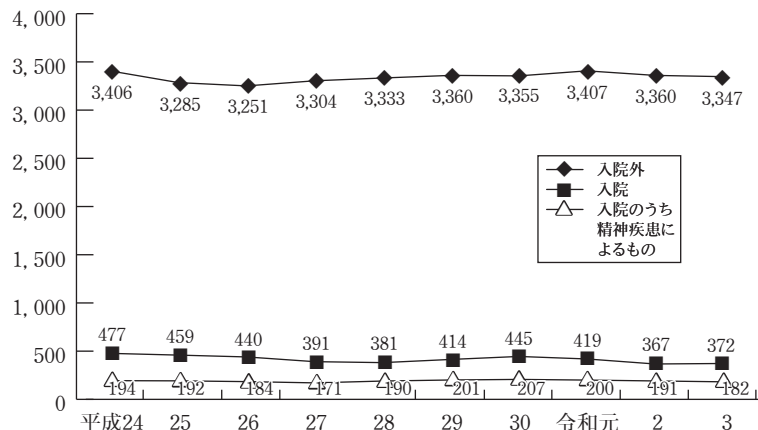
働きによる収入の増加・取得による保護の廃止世帯は11.1%となっています。



● 世帯類型別保護世帯数（令和3年度月平均）



● 医療扶助人員の推移（年度別月平均）



● 生活保護費扶助別支出額内訳（令和3年度）

扶助費総額7,037,766千円の52.6%が医療扶助によって占められています。

医療扶助	3,699,790千円 (52.6%)	生活扶助	1,971,906千円 (28.0%)				
		住宅扶助	811,028千円 (11.5%)				
		教育扶助	24,152千円 (0.3%)				
		介護扶助	294,994千円 (4.2%)				
		その他の扶助	235,896千円 (3.4%)				

● 最低生活保障水準の具体例

（単位 円）

	標準3人世帯 (33歳男 29歳女 4歳子)		母子3人世帯 (30歳女 9歳子 4歳子)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
生活扶助	133,408	133,408	159,267	159,267
児童養育加算(再掲)	10,190	10,190	20,380	20,380
母子加算(再掲)	—	—	20,200	20,200
教育扶助	—	—	7,770	7,770
住宅扶助	8,000	8,000	8,000	8,000
最低生活費	141,408	141,408	175,037	175,037

（単位 円）

	高齢2人世帯 (72歳男 67歳女)		高齢単身世帯 (70歳女)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
生活扶助	112,545	112,545	70,370	70,370
住宅扶助	8,000	8,000	8,000	8,000
最低生活費	120,545	120,545	78,370	78,370

- （注）
- 1 生活扶助には、冬季加算（月額×6/12）を含む。
 - 2 地代・家賃が住宅扶助基準額を上回る場合は、特別基準が設定される。
 - 3 医療扶助は、現物支給されるが、保障水準として算定しない。
 - 4 就労収入がある場合には、現実消費し得る額は、生活保護の基準額に勤労控除の額を加えた額となる。

2 施設保護対策

(1) 授産施設への通所

○ 事業内容

心身の障がいや家庭の事情から、就業能力が限られた人たちに就労又は技能の習得のための必要な便宜を与え、自立のための指導を行っています。

○ 対象者

身体上若しくは精神上又は家庭の事情により就労能力が限られている人

○ 申請先

地区保健福祉センター

○ 財源負担

国 3 / 4 市 1 / 4

○ 施行年月日

昭和25年 5 月 4 日（生活保護法）

○ 授産施設

いわき市内郷授産場 定員 場内60名

● 通所者の状況（令和 4 年 4 月 1 日現在）（単位 人）

区分	生活保護受給者	知的障がい者	身体障がい者	合 計
人員	11	16	0	27

(2) 救護施設への入所

○ 事業内容

身体や精神に障がいがあり、経済的な問題も含めて日常生活を送ることが困難な人が入所し、安心して健康に生活することを目的としています。

○ 対象者

- ・ 身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な人
- ・ 生活保護受給者又はそれに準ずるものであること。

○ 申請先

地区保健福祉センター

○ 財源負担

国 3 / 4 市 1 / 4

○ 施行年月日

昭和25年 5 月 4 日（生活保護法）

○ 救護施設

やしおみ荘 入所定員80名

低所得者の福祉

勤労収入の不安定、疾病、り災などの原因により生活の不安定な低所得者に対して、各種の支援を行っています。

1 生活困窮者自立相談支援事業

平成27年4月1日から生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、市では自立相談支援窓口となる「いわき市生活・就労支援センター」を新たに設置し、生活保護の受給には至らないものの、仕事や生活にお困りの方、家族等からの相談を受け、支援計画（プラン）を作成するなど、自立に向けた支援を行っています。

○ 支援対象者

離職等、様々な理由により生活に困窮し、経済的自立に向けた支援を希望する方

○ 支援内容

- ・ 家庭訪問（アウトリーチ）を含めた、生活保護に至る前の段階からの早期的支援
- ・ 生活に関する専門支援員によるワンストップの相談支援
- ・ 就労に関する専門支援員による個別具体的な就労支援
- ・ 個別支援計画（プラン）に基づく伴走型の相談支援
- ・ ハローワーク等の関係機関との連携によるチーム支援

○ 相談窓口

【いわき市生活・就労支援センター】

住所：いわき市平字菱川町1-3

いわき市社会福祉センター2階（いわき市社会福祉協議会）

電話：0246-38-6500

2 住居確保給付金事業

離職・廃業した人、または休業等により収入が減少し、離職等と同程度にある人であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している人又は喪失するおそれのある人を対象として住宅費を支給するとともに、いわき市生活・就労支援センターによる就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

○ 支給対象者

次のすべての要件を満たす人が対象となります。

- (1) 離職などにより経済的に困窮し、住居を喪失している人又は喪失するおそれがある
- (2) 申請日において、離職等の日から2年以内、または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある
- (3) 離職等の日において、主たる生計維持者であった人
- (4) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の月収の合計額が次の金額以下である
 単身世帯：7.8万円に家賃額（上限あり）を加算した額
 2人世帯：11.5万円に家賃額（上限あり）を加算した額
 3人世帯：14万円に家賃額（上限あり）を加算した額
 4人世帯：17.5万円に家賃額（上限あり）を加算した額
 5人世帯：20.9万円に家賃額（上限あり）を加算した額
- (5) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金の合計額が次の金額以下である
 単身世帯：46.8万円 2人世帯：69万円
 3人世帯：84万円 4人以上世帯：100万円
- (6) ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う
 ※令和2年4月30日から、新型コロナウイルス感染症の影響により一部緩和
- (7) 国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する類似の給付金等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない
- (8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない

○ 支給額（平成27年7月改定）

下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給します。

単身世帯：35,000円 2人世帯：42,000円 3～5人世帯：46,000円
 6人世帯：49,000円 7人以上世帯：55,000円

○ 支給期間

原則3ヶ月間（一定の要件を満たせば3ヶ月間の延長、3ヶ月の再延長が可能です。）

○ 申請の受付

各地区保健福祉センター

3 就労準備支援事業

一般就労が著しく困難な生活困窮者及び生活保護受給者に対し、就労する準備として、生活基礎能力、対人能力、社会適応能力等の形成を計画的かつ一貫して支援し、一般就労、生活困窮者等の自立の促進を図ります。

○ 支援対象者

1年を基本とした計画的・集中的な支援により、一般就労に就くことが可能であると見込まれるが、ハローワークにおける職業紹介、職業訓練等の雇用支援施策によっては直ちに就職が困難な者であり、次の要件を満たす方

- (1) 日常生活習慣、基礎技能を取得することにより就労が見込まれる者のうち、事業への参加を希望する方
- (2) 世帯の収入額が、基準額＋住宅扶助基準に基づく額以下であること
- (3) 世帯の保有する預貯金の額が基準額の6を乗じて得た額以下であること
- (4) 生活困窮者に準ずる者として、次のいずれかに該当する方
 - ア (2)又は(3)に規定する額のうち、把握することが困難なものがあること
 - イ 生活困窮者に該当しない者であるが、今後該当するおそれがあること
 - ウ 市長が本事業による支援が必要と認める者であること

※(1)は生活保護受給者・生活困窮者共通、(2)(3)は生活困窮者のみ

○ 支援内容

- (1) 就労準備支援プログラムの作成
- (2) 日常生活自立・社会生活自立・就労自立に関する支援
 - ① 日常生活自立に関する支援
適切な生活習慣を促す
 - ② 社会性自立に関する支援
社会的能力の形成を促す
 - ③ 就労自立に関する支援
就労体験の利用機会の提供を行いつつ、一般就労に向けた技法や知識の習得等を促す

○ 相談窓口

【いわき市生活・就労支援センター】

住所：いわき市平字菱川町1－3

いわき市社会福祉センター2階（いわき市社会福祉協議会）

電話：0246-38-6500

【各地区保健福祉センター】

4 家計改善支援事業

家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者等からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして家計の改善の意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されるよう支援します。

○ 支援対象者

市内に居住する生活困窮者及び被保護者であって、次のいずれかに該当する人が対象となります。

(1) 生活困窮者

ア 家計収支の均衡が取れていないなど家計に課題を抱えており、支援を受けることが適当と判断される人

(2) 被保護者

ア 家計に関する課題を抱えており、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する人

イ 大学等への進学に伴い自立が見込まれる子どもがいる人

○ 支援内容

- (1) 家計管理に関する支援
- (2) 滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- (3) 債務整理に関する支援
- (4) 貸付のあっせん
- (5) 大学等への進学費用等に関する相談や助言
- (6) その他本事業の実施に関し、市長が必要と認める支援

○ 相談窓口

【いわき市生活・就労支援センター】

住所：いわき市平字菱川町 1－3

いわき市社会福祉センター 2 階（いわき市社会福祉協議会）

電話：0246-38-6500

【各地区保健福祉センター】

5 子どもの学習環境整備事業

生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、市では、子どもたちの将来の社会的自立を助長し、貧困の連鎖、地域からの孤立を防止することをめざし、生活困窮世帯及び生活保護受給世帯の子ども（中学生）と、当該子どもの保護者に対し、基礎学力の向上を目的とした学習支援及び、生活習慣の改善を含む相談支援等を行います。

○ 事業対象者

- (1) 生活・就労支援センターによる支援を受けている生活困窮世帯のうち、生活・就労支援センターが作成するプランに基づき、当該事業の提供を受けることが適当と判断された世帯
- (2) 被生活保護世帯

○ 事業内容

- (1) 対象者の家庭訪問等による学習支援
- (2) 保護者への相談支援・情報提供
- (3) 関係機関との情報共有・連携

○ 相談窓口

【いわき市生活・就労支援センター】

住所：いわき市平字菱川町 1－3

いわき市社会福祉センター 2 階（いわき市社会福祉協議会）

電話：0246-38-6500

【各地区保健福祉センター】

6 一時生活支援事業

一定の居住を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援を行います。

また、事業対象者に対し、宿泊場所等の提供と併せて自立相談支援事業（生活・就労支援センター）の相談支援を実施することで求職活動や居場所の確保を図ることにより、早期に自立できるように支援します。

○ 支援対象者

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方を対象とします。

(1) 次の①及び②のいずれにも該当する方

- ① 申請日の属する月の世帯収入の額が、基準額＋住宅扶助基準に基づく額以下であること。

・単身世帯

基準額7.8万円に家賃額（上限3.5万円）を加算した額：11.3万円以下

・2人世帯

基準額11.5万円に家賃額（上限4.2万円）を加算した額：15.7万円以下

・3人世帯

基準額14万円に家賃額（上限4.6万円）を加算した額：18.6万円以下

・4人世帯

基準額17.5万円に家賃額（上限4.6万円）を加算した額：22.1万円以下

- ② 世帯の保有する預貯金の額が、基準額に 6 を乗じて得た額以下であること。（ただし、100万円を超えない額とする。）

・単身世帯：46.8万円 ・2人世帯：69万円

・3人世帯：84万円 ・4人世帯：100万円

(2) 緊急性等を勘案し、支援が必要と認められる方

○ 支援内容

- ・住居喪失者に対し、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- ・市生活・就労支援センター職員が対象者を支援

○ 相談窓口

【いわき市生活・就労支援センター】

住所：いわき市平字菱川町 1－3

いわき市社会福祉センター 2 階（いわき市社会福祉協議会）

電話：0246-38-6500

7 生活福祉資金貸付制度

(1) 生活福祉資金貸付制度

○ 事業内容

他の貸付制度（＊）が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉や社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

厚生労働省の要綱に基づき、福島県社会福祉協議会が実施している制度で、いわき市社会福祉協議会が窓口となっています。

それぞれの世帯の状況と必要にあわせた資金の貸付けを行うとともに、あわせて民生委員や社会福祉協議会が相談・支援を行います。

＊母子父子寡婦福祉資金、日本学生支援機構、日本政策金融公庫、その他金融機関等

○ 対象世帯

・ 低所得世帯

資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、1ヶ月の世帯収入が生活保護法に基づく生活扶助基準額の1.7倍以下の世帯

・ 障がい者世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方がいる世帯または障害者総合支援法によるサービスを利用している方の属する世帯で、1ヶ月の世帯収入が生活保護法に基づく生活扶助基準額の2倍以下の世帯

・ 高齢者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯で、1ヶ月の世帯収入が生活保護法に基づく生活扶助基準額の2倍以下の世帯

○ 申請先 各地区協議会（P52参照）

○ 連帯保証人 （別表1参照）

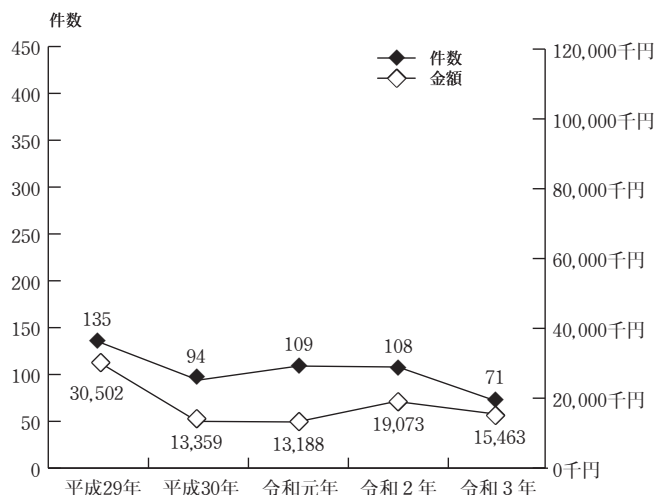
○ 貸付利子 （別表1参照）

○ 償還方法等

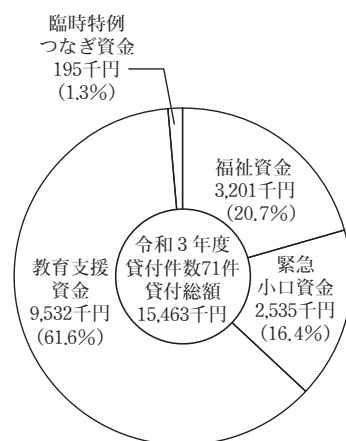
- ・ ゆうちょ銀行または福島県内に本店のある金融機関の預金口座から自動引落し
- ・ 償還期限内に返済できなかった場合は、残元金に対して延滞利子(5.0%)が日割りで加算されます。

○ 資金の種類 総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金（別表1参照）

● 生活福祉資金の貸付決定件数・金額の推移



● 生活福祉資金種類別貸付決定金額



【別表 1】「資金種別貸付要件一覧」

資 金 の 種 類 及 び 目 的		貸 付 要 件 等						
		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	貸付金の利率	連帯借受人	連帯保証人
1 総合支援資金								
失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であって、欄外の注記1のいずれの要件にも該当する場合に、次の(1)から(3)に掲げる費用として貸し付ける資金								
(1)生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	2人以上の世帯 月額20万円以内	原則3月（注記2） ※自立した生活を営めるようになった場合は、貸付け中止	最終貸付日から6月以内	10年以内 ※据置期間経過後（以下、福祉資金、教育支援資金も同じ）	①連帯保証人を立てる場合は無利子 ②連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後年1.5%	不 要	必 要 （やむを得ない場合は必要なし）
(2)住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	単身世帯 月額15万円以内		貸付の日（生活支援費とあわせて貸し付けている場合には、生活支援資金の最終貸付日）から6月以内				
(3)一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用							
2 福祉資金								
低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）に対し、次の(1)、(2)に掲げる費用として貸し付ける資金								
(1)福祉費 日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用								
①生業を営むために必要な経費	460万円以内	貸付の日（分割による交付の場合は最終貸付日）から6月以内	20年以内	①連帯保証人を立てる場合は無利子 ②連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	不 要 （ただし②、②の場合は必要）	必 要 （やむを得ない場合は必要なし）		
②技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得期間						貸付限度額	
	6月程度						130万円以内	
	1年程度						220万円以内	
	2年程度						400万円以内	
3年程度	580万円以内							
③住宅の増改築、補修及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内							
④福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内							
⑤障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内							
⑥中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内							
⑦負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が ア.1年を超えないとき 170万円以内 イ.1年を超えて1年6月以内 230万円以内							
⑧介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	サービスを受ける期間が ア.1年を超えないとき 170万円以内 イ.1年を超えて1年6月以内 230万円以内							
⑨災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	150万円以内							
⑩冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内							
⑪住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内							
⑫就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内							
⑬その他日常生活上一時的に必要な経費（注記3を参照）	50万円以内							
(2)緊急小口資金								
以下の①から⑥に掲げる理由により、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付けられる少額の費用として貸し付ける資金で、貸付けに際しては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、県社協、市町村社協及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とする（注記4を参照）。								
①医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき	10万円以内		貸付けの日から2月以内	12月以内	無利子	不 要	不 要	
②火災等被災によって生活費が必要とき								
③年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要とき								
④会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要とき								
⑤滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき								
⑥公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき								

資金の種類及び目的		貸付要件等						
		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	貸付金の利率	連帯借受人	連帯保証人
⑦生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき		10万円以内	／	貸付けの日から2月以内	12月以内	無利子	不要	不要
⑧給与等の盗難によって生活費が必要なとき								
⑨その他これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められるとき								
3 教育支援資金								
低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金								
(1)教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、高等専門学校、短期大学（専修学校専門課程を含む）又は大学に就学するのに必要な経費 特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付可能とする。（注記5を参照）	(高校) 月3.5万円以内	／	卒業後6月以内	20年以内	無利子	世帯内の生計中心者	不要 (※ただし、連帯借受人が過去に滞納を繰り返す等償還(返済)を見込むことが困難である場合は、連帯保証人を必要とする。)
		(高専) 月6万円以内						
		(短大) 月6万円以内						
		(大学) 月6.5万円以内						
(2)就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内						
4 不動産担保型生活資金								
低所得の高齢者世帯に対し、不動産を担保として貸し付ける資金								
(1)不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	(土地の評価額の7割) 月30万円以内 ※注記6.(1)を参照	借受人の死亡時までの期間、又は貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間	契約終了後3月以内	据置期間終了時	年3%又は日本銀行長期プライムレートのいずれか低い利率	不要 (※ただし、共同名義の場合は、配偶者が連帯借受人となる。)	必要 ※推定相続人の中から選任
(2)要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	ア 居住用不動産の評価額の7割程度（集合住宅は5割） イ 貸付基本額（生活扶助額の1.5倍）以内 ※注記6.(2)を参照						不要
5 臨時特例つなぎ資金								
住居のない離職者であって、次のいずれにも該当する方に貸し付ける資金								
①離職者を支援する公的給付制度（失業等給付、生活保護、住宅手当、訓練・生活支援給付等）または公的貸付制度（就職安定資金融資等）の申請を受理されている人であり、かつ当該給付等の開始までの生活に困窮していること		10万円以内	／	－	当該給付金または貸付金の交付を受けた時から1か月以内	無利子	不要	不要
②借受申込人名義の金融機関の口座を有していること								
【注記】								
1.総合支援資金の取扱い								
ア.低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること								
イ.資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること								
ウ.現に住居を有していること、又は生活困窮者自立支援法第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること								
エ.県社協及び市町村社協が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還が見込めること								
オ.失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと								
2.総合支援資金のうち生活支援費の貸付期間の取扱い								
貸付期間は、原則として3月とし、就職に向けた活動を誠実に継続している場合などにおいては、最長12月まで貸付けを延長することができる。また、貸付けの延長は原則として3月ごとに行うものとする。								
3.福祉費の「⑨その他日常生活上一時的に必要な経費」の取扱い								
冬期間の暖房用燃料の一括購入費用、修学旅行等の費用、帰省費用、年金の掛金、地上デジタル放送の視聴に必要な経費等								
4.緊急小口資金の貸付けにおける生活困窮者自立支援事業等による支援状況に関する添付資料等								
自立相談支援機関の相談受付票、支援プランに関する各種記録の写し及び同機関から県社協あての意見書等								
5.教育支援費の上限額引き上げの特例の取扱い								
学費が教育支援費に係る貸付上限額で不足する場合であって、借入申込者が修学に際しての熱意や将来への計画性を有していることを、社会福祉協議会が確認できる場合などにあつては、当該貸付上限額の1.5倍の額まで貸付可能とする。								
確認の方法については、修学する本人と、面談、書面の提出や電話等により行うこととし、あわせて本人の将来の償還についても十分に理解を得ることが必要である。								
6.不動産担保型生活資金の貸付金に係る取扱い								
(1)不動産担保型生活資金								
借入申込者が現に住居している建物及び土地のうち、土地の評価額の7割を標準として県社協会長及び借入申込者が契約により定めた額要保護世帯向け不動産担保型生活資金								
(2)型型生活資金								
① 借入申込者が現に所有している居住用不動産の評価額の7割（集合住宅の場合は5割）を標準として県社協会長が定めた額								
② 上記①の貸付基本額の設定に当たっては、当該世帯の最低生活費等を勘案し、保護の実施機関が定めた額の範囲内で、県社協会長及び借入申込者が契約により定めた額								
◎ 延滞利子の徴収								
県社協会長は、借受人が貸付け元金を定められた償還期限までに償還しなかったときは、延滞元金につき年5.0%の率をもって、当該償還期限の翌日から償還した日までの日数により計算した延滞利子を徴収する。								

8 生活資金貸付制度

○ 事業内容

生活資金貸付制度は、市社会福祉協議会が実施しているもので、低所得世帯であって、一時的に生活費、医療費、就学費、その他これらに準ずる経費に困窮し、援護を必要とする人に対し、緊急に生活資金を貸し付けすることで、経済的自立の助長あるいはその世帯の生活安定を図ることを目的としています。

○ 対象者 低所得世帯であり、他から融資を受けることが困難な人

貸付資格要件

- ・ 市内に居住し、かつ主に世帯の生計を維持している者
- ・ 生活資金の融資を他の機関から受けることのできない者
- ・ 債務保証のできる連帯保証人を立てることができる者

○ 申請先 各地区協議会（P52参照）

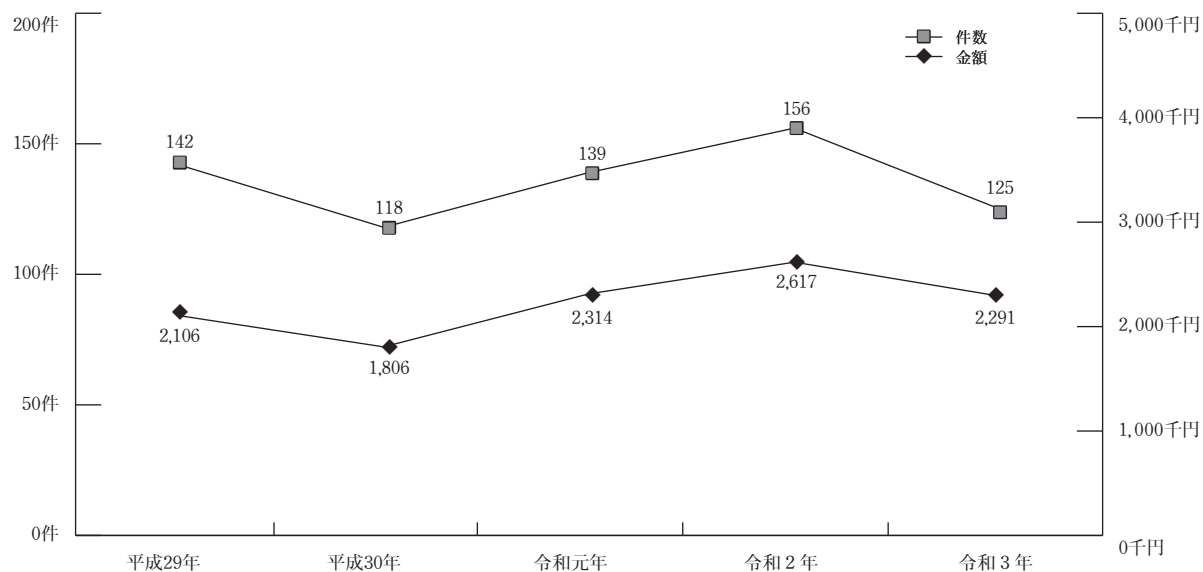
○ 財源負担 社会福祉協議会 1 / 1

○ 施行年月日 昭和44年4月1日（社会福祉法人 いわき市社会福祉協議会生活資金貸付規程）

○ その他 貸付限度額は一世帯につき5万円以内（特別な理由があるときは、7万円） 貸付利子は無利子、償還期間は10ヶ月以内

○ 連帯保証人 必要

● 生活資金の貸付決定件数・金額の推移



福祉医療

1 重度心身障害者医療費給付事業

○ 事業内容

重度心身障がい者の健康を保持及び受診を容易にするため、医療費の一部を給付しています。

○ 給付対象者

医療保険加入者で

- ・ 身体障害者手帳 1・2 級を所持している人
- ・ 心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能の障がい、身体障害者手帳 3 級を所持している人
- ・ 療育手帳 A を所持している人
- ・ 療育手帳 B と身体障害者手帳の両方を所持している人
- ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している人
- ・ 精神障害者保健福祉手帳 2 級、又は 3 級所持者で、併せて身体障害者手帳又は療育手帳を所持している人

※ ただし、生活保護を受けている人、いわき市乳幼児医療費の助成対象となりうる乳幼児、および市の所得制限額を超えている人は除く。

○ 申請先

各地区保健福祉センター（保健福祉センターがない地区においては、各支所）

○ 必要なもの

健康保険証・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（上記の受給資格を満たすもの）・預金通帳・自立支援医療受給者証（精神通院）・所得額課税額証明書

○ 財源負担

県 1／2 市 1／2（一部市単独事業）

○ 施行年月日

昭和49年10月 1 日（いわき市重度心身障害者医療費の給付に関する条例）

● 給付状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
登録者数（人）	7,622	7,560	7,498	7,454	7,406
件 数（件）	217,601	218,104	216,396	203,266	206,595
給 付 額（千円）	917,193	926,436	923,198	876,572	876,763

2 乳幼児医療費助成事業

○ 事業内容

乳幼児が容易に医療を受けることができ、健やかに育てられるように、乳幼児の医療費の一部について助成を行っています。

○ 助成対象者

各健康保険の加入者で、乳幼児（6歳就学前まで）を扶養している保護者

○ 申請先

各地区保健福祉センター（保健福祉センターがない地区においては、各支所）

○ 必要なもの

健康保険証・預金通帳

○ 財源負担

県1／2 市1／2（一部市単独事業）

○ 施行年月日

昭和48年10月1日（いわき市乳幼児医療費の助成に関する条例）

● 助成状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
登録者数（人）	15,571	15,408	15,200	14,639	14,073
件 数（件）	279,440	286,498	273,405	209,349	224,536
給 付 額（千円）	448,541	448,423	427,277	327,411	394,187

3 子ども医療費助成事業

○ 事業内容

子育て支援の充実を図るため、従来の小学生医療費助成事業（※）の対象範囲を拡大し、平成24年7月より子ども医療費助成事業として医療費の一部を助成しています。

※ 小学生医療費助成事業として、入院医療費（小学6年生まで）は平成22年1月1日から通院医療費（小学3年生まで）は平成23年4月1日から助成を行ってきました（平成24年6月診療分まで）。

○ 助成対象者

各種健康保険等の加入者で、小学1年生から18歳到達以後最初の3月31日までの子どもの保護者

○ 助成する医療費の範囲

保険診療又は保険調剤にかかる一部負担金及び入院時食事療養費自己負担金

○ 登録申請先

各地区保健福祉センター（保健福祉センターがない地区においては、各支所）

○ 必要なもの

健康保険証、預金通帳

○ 財源負担

・ 小学1年生から3年生 市単独事業 ・ 小学4年生以上 県10/10（平成24年10月診療分以降）

○ 施行年月日

平成24年7月1日（いわき市子ども医療費の助成に関する条例）

● 助成状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
登録者数（人）	33,915	33,447	33,073	32,584	32,151
件 数（件）	366,195	366,042	350,993	292,110	304,771
給 付 額（千円）	785,771	788,693	770,085	671,973	702,754

※平成24年度以降の件数・助成額は、小学生医療費助成事業の実績を含む。

4 ひとり親家庭等医療費助成事業

○ 事業内容

ひとり親家庭の親及び児童又は父母のいない児童に対し、その健康保持を図るため、医療費の一部を助成しています。

○ 助成額の範囲

入院、通院とも1世帯につき、同一受診月ごとに合算して支払った自己負担額が1,000円を超えた場合、その超えた額（高額療養費・附加給付があるときは、その額を控除した額）を助成

○ 助成対象者

- ・ 各健康保険の加入者で、ひとり親家庭の親及び児童又は父母のいない児童（「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）
- ・ 所得が一定の額を超えないこと。

○ 申請先

各地区保健福祉センター（保健福祉センターがない地区においては、各支所）

○ 必要なもの

健康保険証、預金通帳、所得額課税額証明書（またはマイナンバーカード・通知カード）、ひとり親家庭又は父母のいない児童であることが確認できる書類

○ 財源負担

県1／2 市1／2

○ 施行年月日

昭和59年3月27日（いわき市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例）

● 助成状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
登録者数（人）	8,206	7,955	7,841	7,700	7,596
件 数（件）	20,361	19,637	19,389	17,332	18,836
給 付 額（千円）	59,681	54,483	53,956	49,231	55,280

5 指定難病患者等見舞金支給事業

○ 事業内容

原因が不明であって、治療方法が確立していない指定難病患者等又はその保護者に対し、福祉の増進を図るため、見舞金を支給しています。

○ 対象者

8月1日現在、いわき市に引き続き6か月以上居住している、指定難病患者の方、小児慢性特定疾病患者の方、又は人工透析療法を受けている方等。

○ 支給額 1人につき 年額 20,000円

○ 申請先 各地区保健福祉センター（保健福祉センターがない地区においては、各支所）

○ 必要なもの

- ① { 指定難病（特定）医療費受給者証
小児慢性特定医療費受給者証
特定疾患医療受給者証
特定疾病療養受療証 のいずれか
- ② 預金通帳の写し

○ 財源負担 市単独事業

○ 施行年月日 昭和51年4月1日（いわき市指定難病患者等見舞金支給条例）

● 見舞金支給状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支給人数（人）	3,471	3,156	3,258	3,131	3,374
支給総額（千円）	69,420	63,120	65,160	62,620	67,480

災害援護

1 被災救助費支給事業

○ 事業内容

災害により被災した人に対し、被災者の自立の助長と援護を図るため、被災救助費及び弔慰金を支給しています。

○ 対象者

火災、水害及び風害などにより、住家を焼失、流失、水没又は倒壊等の被害を受けた人及びこれらにより死亡した者の葬祭を行う者。

○ 申請先 各地区保健福祉センター（保健福祉センターがない地区においては、各支所）

○ 必要なもの 被害見取図・印鑑

○ 支給額

● 救助金

区 分	1世帯につき	被災者1人につき
全焼、全壊、流失、水・埋没	100,000 円	20,000 円
半焼、半壊	50,000 円	10,000 円
床上浸水	30,000 円	—

● 弔慰金

区 分	死亡者1人につき
大 人	200,000 円
小 人	100,000 円

● 支給状況

（単位 千円）

区 分		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
救 助 金	全焼・全壊・流出等	16	1,820	6	780	135	19,620	10	1,520	18	2,580
	半焼・半壊	12	710	13	740	4,389	320,540	131	9,020	43	2,980
	床上浸水	0 (0)	0 (0)	1 (1)	30 (30)	212 (212)	6,360 (6,360)	26 (26)	780 (780)	4 (4)	150
	計	28 (0)	2,530 (0)	20 (1)	1,550 (30)	4,736 (212)	346,520 (6,360)	167 (26)	11,320 (780)	65 (4)	5,710
弔 慰 金	大 人 ・ 小 人	2	400	3	600	14	2,750	3	600	5	970

※（ ）書きは、水害によるもの

2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付制度

○ 事業内容

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害により死亡した人の遺族に対して弔慰金を支給し、また被害を受けた世帯に災害援護資金の貸し付けを行っています。

<災害弔慰金の支給>

○ 対象者

下記に該当する災害により死亡した場合

- ・ 市内において住居の滅失した世帯数が5以上の場合
- ・ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合
- ・ 前2号に掲げる災害と同等の災害と認められる特別の事情がある場合

○ 申請先 保健福祉課（市の調査による。）

○ 必要なもの 医師の診断書、被災証明書

○ 財源負担 国1／2 県1／4 市1／4

○ 支給額

- ・ 生計維持者 500万円
- ・ その他 250万円

○ 施行年月日 昭和49年10月1日（いわき市災害弔慰金の支給等に関する条例）

<災害障害見舞金の支給>

○ 対象者

災害による負傷又は疾病にかかり、治ったとき（症状固定を含む。）において障がいがある場合

○ 申請先 保健福祉課（市の調査による。）

○ 必要なもの 医師の診断書、被災証明書

○ 財源負担 国1／2 県1／4 市1／4

○ 支給額

- ・ 生計維持者 250万円
- ・ その他 125万円

○ 施行年月日 昭和49年10月1日（いわき市災害弔慰金の支給等に関する条例）

<災害援護資金の貸付>

○ 対象者 災害救助法が適用された災害等により被害を受けた世帯

○ 申請先 各地区保健福祉センター（保健福祉センターがない地区においては各支所）

○ 必要なもの 印鑑、り災証明書、世帯全員分の所得額課税額証明書等

○ 財源負担 国2／3 県1／3

○ 支給額 災害の程度により150万円から350万円（利率 1.5%）

※ 世帯全員の総所得により制限がある。

○ 施行年月日 昭和49年10月1日（いわき市災害弔慰金の支給等に関する条例）

<災害援護特別資金の貸付>

○ 対象者 災害救助法が適用されない災害等により被害を受けた世帯

○ 申請先 各地区保健福祉センター

○ 必要なもの 印鑑、り災証明書、世帯全員分の所得額課税額証明書等

○ 財源負担 市単独事業

○ 支給額 災害の程度により150万円から350万円（利率 1.5%）

※ 世帯全員の総所得により制限がある。

○ 施行年月日 平成26年4月1日（いわき市災害援護特別資金貸付要綱）

3 避難行動要支援者避難支援制度

在宅で生活する方で災害時に自力での情報収集が難しく、避難にあたって特に支援が必要な方（避難行動要支援者）が、災害時等における支援を地域の中で受けられ、安全安心に暮らすことができるようにするため、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域の避難支援等関係者に提供しています。

○ 対象者

在宅で生活する①～⑥に該当する方で、災害が発生した場合に自力での移動や情報の収集が難しく、避難するにあたって、特に支援を必要とする方。

- ① 介護保険法における要介護度3から5の認定を受けた方
- ② 身体障害者手帳1、2級をお持ちの方
- ③ 知的障害者療育手帳Aをお持ちの方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ⑤ 指定難病医療費受給者証を所持する方のうち、医療処置を受けている方
- ⑥ 上記①～⑤に該当しない方で災害時の避難に支援が必要な方

○ 申請先 各地区保健福祉センター（保健福祉センターがない地区においては各支所）

その他の福祉

1 中国残留邦人（中国帰国者）等対策

（1）中国残留邦人等への支援給付

○ 事業内容

中国残留邦人及び樺太残留邦人（以下「中国残留邦人等」という。）に対して老齢基礎年金を満額支給してもなお、生活の安定が十分に図れない場合に、その中国残留邦人等及びその配偶者に対し支給されるものです。

支援給付の種類は、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、出産支援給付、生業支援給付、葬祭支援給付、配偶者支援金の8種類があります。

○ 対象者

- ・ 「老齢基礎年金の満額支給」となる中国残留邦人等とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない方

○ 申請先 地区保健福祉センター

○ 支援給付費支出額 （令和3年度）13,751千円

○ 財源負担 国3／4 市1／4（配偶者支援金のみ国10/10）

○ 施行年月日 平成20年4月1日（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律）

（2）支援・相談員による支援

○ 事業内容

中国残留邦人等の置かれている特別な事情に配慮するため、中国残留邦人等を深く理解し、中国語がわかる「支援・相談員」が支援給付受給者の相談や支援にあたります。

○ 財源負担 国10/10

（3）自立支援通訳の派遣

○ 事業内容

医療機関で診察を受ける場合や行政機関から助言・指導を受ける場合などに自立支援通訳を派遣しています。

○ 対象者 中国残留邦人等及びその家族

○ 申請先 保健福祉課

○ 財源負担 国10/10

※ 「その家族」とは、永住帰国する中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国する当該中国残留邦人等の親族等であって厚生労働省で定めるもの

(4) 引揚者見舞金制度

○ 事業内容

中国等からの一時帰国者及び永住帰国者に対し、帰国後の生活の安定を図るため、見舞金を支給しています。

○ 対象者 中国等からの永住帰国者及び一時帰国者

○ 申請先 保健福祉課

○ 見舞金

- ・ 永住帰国者 本市到着時20万円
- ・ 一時帰国者 入国時5万円、帰国時15万円

○ 財源負担 市単独事業

○ 施行年月日 昭和49年4月1日

2 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

援護行政は、戦後初期の海外引揚者中心の援護から、現在では、旧軍人・軍属等の公務傷病による障がい者及び戦没者の遺族等に対する年金等の給付業務が中心となっており、年々内容も改善されています。

● 主な援護施策

(1) 年金の支給

	援 護 法		支 給 事 由	恩 給 法	
	対象者	給付の種類		対象者	給付の種類
障がい給付	本 人	障 害 年 金 障害一時金	公務傷病	本 人	増加恩給 傷病恩給 傷病賜金
			勤務関連傷病		特例傷病恩給
遺族給付	遺 族	弔 慰 金 遺 族 年 金 遺族給与金	公務死亡 勤務関連死亡	遺 族	公務扶助料 特例扶助料
			平病死		増加非公死扶助料 傷病者遺族特別年金
退職給付		な し	一定年数以上在職して退職した場合 支給される年金	本 人	普通恩給 一時恩給
				遺 族	普通扶助料 一時扶助料

(2) 特別給付金の支給

- ① 戦傷病者等の妻に対する特別給付金
- ② 戦没者等の妻に対する特別給付金
- ③ 戦没者の父母等に対する特別給付金

(3) 特別弔慰金の支給

- ① 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

(4) 戦没者遺族相談員及び戦傷病者相談員

戦没者の遺族に係る各種年金、給付金等の受給あるいは戦傷病者の援護など、必要な指導を行っています。

- 戦没者遺族相談員 4名
- 戦傷病者相談員 欠員（いずれも厚生労働大臣委嘱）

● 相談受付件数

(単位 件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
戦没者遺族相談員	11	5	7	13	5
戦傷病者相談員	0	0	0	0	0
計	11	5	7	13	5

- 障害別戦傷病者手帳所持者数 4人（令和4年4月1日現在）

(5) 戦傷病者に対するその他の援護

戦傷病により、現在なお療養を必要とする人に対して、療養の給付、療養手当、葬祭費の支給、更生医療の給付、国立保養所への入所、補装具の支給又は修理等の措置がとられており、JRの無賃乗車等の引換証交付も行っています。

- 財源負担 国10/10
- 施行年月日 昭和38年8月3日（戦傷病者特別援護法）

(6) その他

- 戦没者追悼式（国・県・市）

3 いわき・ふれあい・ふくし塾

多くの方が福祉に関心を持ち福祉の心を育むとともに、自主的・主体的にボランティア活動や地域福祉活動等に参加するきっかけとなるよう、講義やボランティア活動への参加等により、地域福祉を担う人材の発掘と育成を図ります。

- 定 員 20名程度
- 内 容 (1) 地域福祉活動に取り組む市民による講義
(2) 小グループ単位の課外活動
(3) 課外活動の成果発表
- 申 込 先 社会福祉法人いわき市社会福祉協議会、保健福祉課

4 いわき市健康・福祉プラザ（いわきゆったり館）

本施設は、本市の代表的自然資源である温泉を利用し、市民の健康と福祉の増進を図るため、厚生労働大臣認定の温泉利用型健康増進施設（クアハウス）、宿泊・研修施設、在宅福祉支援施設、これら3つの機能を併せ持つ総合健康福祉施設です。

- **所在地** いわき市常磐湯本町上浅貝22番地の1
 電話番号 0246 (43) 0801 (代表)
 0246 (43) 0810 (宿泊専用)
 F A X 0246 (43) 0804
- **施設内容**
 - 1 クアハウス
 裸の浴室・水着の浴室・トレーニングルーム・和洋リラックスルーム・
 オーディオビジュアルルーム・温泉療法事業・各種健康教室事業
 - 2 宿泊・研修施設
 - ・ 宿泊室（和室8室 定員32名・洋室8室 定員16名）
 - ・ 大広間（和室30畳 浴室付き）
 - ・ 研修室

ボランティア研修室（大）	収容人員90名
ボランティア研修室（小）	収容人員30名
調理実習室	収容人員24名
 - 3 在宅福祉支援施設
 - ・ デイサービスセンター：在宅で介護を必要とするおおむね65歳以上の方を送迎し、健康チェック・食事・入浴サービスを行います。
 - ・ 居宅介護支援事業所：要介護認定を受けた方の居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。
 - 4 その他
 レストラン

5 はいかい高齢者等SOSネットワーク事業

徘徊により高齢者等が行方不明になった場合に、関係協力団体や市防災メールに登録された方へ情報を提供し、迅速な搜索活動等を実施することにより、高齢者等の早期発見・早期保護を図ります。また、徘徊行動の恐れのある高齢者等の家族の申し出により、本人の情報を事前に登録することができます。

- **申込先** 各地区保健福祉センター

6 みんなの居場所づくり事業

ひきこもり、不登校、ニート等社会的孤立状態にある者、複合的な課題を抱え制度の狭間におかれてきた者に対し、気軽に集い、社会や地域とのつながりのきっかけをつくる「居場所」を提供します。各種プログラムの提供、専門職による個別面談、訪問相談支援を行います。

- **事業対象者**
 - ・ ひきこもり、不登校等社会的孤立状態にあり支援を要する者やその家族
 - ・ 生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性がある者で自立が見込まれる者やその家族
 - ・ 年齢、進学、就労の意思は不問
- **事業内容**
 - (1) 居場所の提供（月20日程度）
 - (2) プログラムの実施（月12回程度）
 - (3) 専門職による個別面談、訪問相談支援
 - (4) 保護者サロンの開催（月1回程度）
- **会場** いわき市平字5丁目17-5
- **申込先** NPO法人明日飛子ども自立の里：事業委託先法人 電話番号 0246 (68) 7915
 いわき市保健福祉課 電話番号 0246 (22) 7450

7 社会福祉法人・社会福祉施設指導等

近年、市民の福祉に対するニーズが増大・多様化するなか、社会福祉施設は、法令等で定める設置目的に従い、利用者本位の質の高い処遇を実現することはもちろん、地域の重要な福祉資源として、その施設機能を十分に活かし、地域福祉の充実と向上に積極的な役割を果たしていくことが求められ、また、施設の運営母体である社会福祉法人が、地域社会に占める役割と責任も、ますます大きくなっています。

このことから、市としても、社会福祉法に基づく社会福祉法人の設立認可、法人・施設の会計・運営管理・処遇全般にわたる適正な指導監査を実施することで、地域や利用者のニーズに応じた質の高い福祉サービス提供の確保に努めています。

● 令和3年度指導監査

監査対象法人、重点事項、実施時期及び具体的方法について明らかにするとともに、監査の統一的かつ円滑な実施を図り、監査について必要な事項等を協議するために、次のような会議を開催しています。

- ・ 社会福祉法人・社会福祉施設指導監査連絡調整会議（年1回開催）

● 令和3年度監査実施数及び実施率（社会福祉施設及び機関）

区分	対 象	対象数（A）			監査実施数（B）			監査実施率（B／A）		
		総数 (a+b)	私立 (a)	公立 (b)	総数 (a+b)	私立 (a)	公立 (b)	総数	私立	公立
機 関	実施機関(地区保健福祉センター)[書面]	7	—	7	7	—	7	100.0%	—	100.0%
	社会福祉法人	43	43	—	1	1	—	2.3%	2.3%	—
合 計 (1)		50	43	7	8	1	7	16.0%	2.3%	100.0%
生 活 保 護	救護施設	1	1	—	0	0	—	0.0%	0.0%	—
	小 計 ①	1	1	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
老 人 福 祉	特別養護老人ホーム ※1	27	27	—	0	0	—	0.0%	0.0%	—
	軽費老人ホーム・ケアハウス	6	6	—	0	0	—	0.0%	0.0%	—
	小 計 ②	33	33	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
総 合 障 害 支 援 者	障害者支援施設	6	6	—	0	0	—	0.0%	0.0%	—
	障害サービス事業所 ※2	3	3	—	0	0	—	0.0%	0.0%	—
	小 計 ③	9	9	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
児 童 福 祉	保育所（認可・私立）	25	25	—	2	2	—	8.0%	8.0%	—
	幼保連携型認定こども園	12	12	—	4	4	—	33.3%	33.3%	—
	助産所 [書面]	1	—	1	1	—	1	100.0%	—	100.0%
	小 計 ④	38	37	1	7	6	1	18.4%	16.2%	100.0%
合計 (2) (①+②+③+④)		131	123	8	15	7	8	11.4%	5.6%	100.0%

※1 地域密着型介護老人福祉施設を含む。

※2 障害者支援施設を運営しない社会福祉法人が運営するサービス事業所（生活介護のみ）を計上。

8 社会福祉法人設立認可、定款変更認可

社会福祉法人とは、第1種又は第2種社会福祉事業を行うことを目的に、社会福祉法の規定に基づき設置された法人であり、社会福祉事業の担い手として、法令等で定める設置目的に従い、利用者本位のサービスの質の向上と、適切な利用者処遇に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としての役割を果たすことが求められています。

このため、社会福祉法人は、社会福祉の目的や事業内容を、定款に明確に位置づけるとともに、定款の記載内容を変更する場合には、市へ変更認可申請又は届出をし、承認等を受ける必要があります。

なお、社会福祉法人は、公益性の高い団体であることから、社会福祉事業の用に供する不動産の所有権の取得登記等については、市の証明書があれば登録免許税法に基づき非課税となります。

● 実 績

・認可、承認、届出

(単位 件)

	内 容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
認可	社会福祉法人設立認可	0	0	0	0	1
	社会福祉法人定款変更認可	4	6	11	7	8
	解散認可・認定	0	0	0	0	0
	社会福祉法人合併認可	0	0	0	0	0
	計	4	6	11	7	9
承認	基本財産処分承認	3	0	1	2	1
	基本財産担保提供承認	2	1	0	0	1
	計	5	1	1	2	2
届出	財産移転完了届	0	0	0	0	0
	社会福祉法人代表者変更届	1	2	2	1	2
	社会福祉法人定款変更届	3	2	1	2	5
	解散・清算結了届	0	0	0	0	0
	計	4	4	3	3	7

・登記に係る証明書発行

(単位 件)

	内 容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
証明書	所有権保存	6	1	2	0	2
	所有権移転	0	1	0	3	4
	地上権設定	0	0	0	0	0
	賃借権設定	1	0	1	0	0
	計	7	2	3	3	6

9 社会福祉事務従事者研修事業

社会福祉を取り巻く状況が大きく変化する中、利用者の立場に立ち、より質の高いサービスを提供していくためには、高い専門性と豊かな人間性を備えた、資質の高い福祉人材の養成・確保が重要になっています。

本市でも、社会福祉事務に従事する職員に対して、その資質向上を図るため、福島県社会福祉協議会に委託し、専門的な知識・技術を高めるための各種研修を行っています。

● 研修実施機関

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

● 対象者

市内の社会福祉法人役員、社会福祉施設職員及び社会福祉行政職員等

● 財源負担 市単独事業

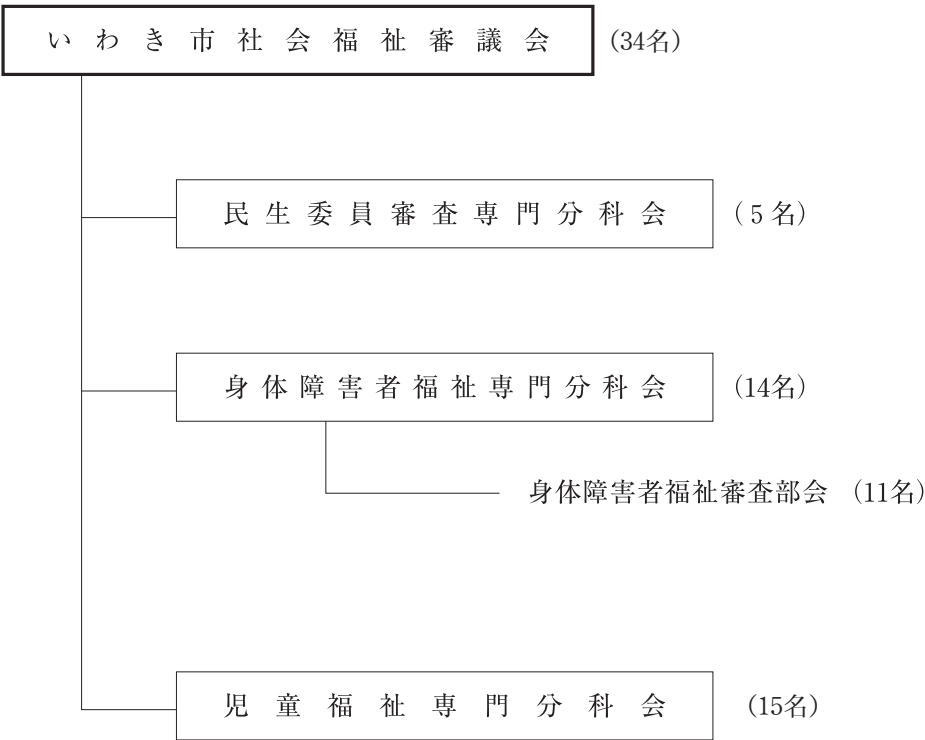
● 実施回数

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施回数	30回	28回	28回	28回	28回
参加者数	367名	364名	250名	67名	163名

10 いわき市社会福祉審議会

社会福祉審議会は、社会福祉法に基づき設置される行政の附属機関であり、首長の諮問に応じて、「社会福祉に関する事項」を調査審議します。

○ 委員数：34名 任期：3年



民間社会福祉活動

真の福祉社会の形成には、行政の対応とともに市民一人ひとりの参加と支えが必要です。

地域における担い手はまさに地域住民であり、地域福祉の向上は、この住民と行政との協働のもとに進められなければなりません。

本市における民間社会福祉活動は、社会福祉協議会、民生・児童委員の活動、ボランティア活動など、さまざまな活動が展開されています。

なお、民間社会福祉活動の拠点として、いわき市社会福祉センターが設置されています。

1 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域住民が主体となって地域社会における社会福祉の問題を解決し、その改善向上を図るため、社会福祉事業関係者や社会福祉に関心と熱意を持つ人々の参加・協力を得て、組織的活動を行うことを目的とする民間の自主的な組織です。

いわき市社会福祉協議会

〒970-8026 平字菱川町1番地の3（いわき市社会福祉センター内）

電 話 (23) 3320 ホームページ <https://www.iwaki-shakyo.com>

F A X (35) 5031

(1) いわき市社会福祉協議会（令和4年度）

理 事 会 (20名)	会 長
評 議 員 会 (23名)	常 務 理 事
監 事 (2名)	事 務 局 長 事務局全体の統括
	事 務 局 次 長 事務局長を補佐し事務局全体の掌握

企画総務課	企画総務係	1 理事会・評議員会に関する事。 2 定款・諸規程に関する事。 3 予算・決算に関する事。 4 財産管理に関する事。 5 啓発・広報事業に関する事。 6 いわき市社会福祉センターの管理運営に関する事。
地域福祉課	地域福祉係 ボランティア活動センター	1 地域福祉活動計画に関する事。 2 地域福祉事業に関する事。 3 民生児童委員・行政嘱託員(区長)等との連携に関する事。 4 高齢者支援事業に関する事。 5 子育て支援事業に関する事。 6 福祉施設・団体の連絡調整に関する事。 7 共同募金の推進に関する事。 8 ボランティア活動の育成に関する事。 9 災害ボランティアセンターに関する事。
生活支援課	生活支援係 生活・就労支援センター	1 福祉総合相談事業に関する事。 2 日常生活自立支援事業に関する事。 3 成年後見事業に関する事。 4 生活資金・生活福祉資金に関する事。 5 福祉人材センター協力指定事業に関する事。 6 被災者生活支援に関する事。 7 障がい者生活支援に関する事。 8 車椅子同乗移送用自動車貸出事業に関する事。 9 生活困窮者自立相談支援事業に関する事。
ホームヘルプセンター	介護支援対策係 指定居宅介護支援事業所 居宅サービス事業所	1 介護支援事業に関する事。 2 訪問入浴介護事業に関する事。 3 訪問介護事業に関する事。 4 介護予防訪問入浴事業に関する事。 5 介護予防訪問介護事業に関する事。 6 障害福祉サービス事業に関する事。 7 日常生活支援総合事業に関する事。 8 産前・産後ヘルパー派遣事業に関する事。
地区事務局	13地区	

(2) 社会福祉協議会の主な事業

I 基本理念「住み慣れた地域で共に生き、支え合い、誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまち いわき」		
II 基本目標	III 基本計画	地区協議会推進事業
1 共に生きる社会をつくるために	1-1 本人の意志の尊重 (1) 意志の尊重（自己決定権の尊重） (2) 意欲の尊重 1-2 子ども・子育て支援の充実 (1) 安心して子どもを産み育てる環境整備 ○子育てサロン事業 ○地域子育て支援拠点事業(カンガルーひろば) ○いわき市屋内遊び場管理運営事業（いわきっずもりもり） ○生活困窮者生活サポート事業 ○産前・産後ヘルパー派遣事業 1-3 高齢者福祉の充実 (1) 健康づくり・介護予防の推進 (2) 介護人材の確保・育成等 ○住民支え合い事業 ○住民支え合い活動づくり事業 ○つどいの場創出支援事業 ○いわき・ふれあい・ふくし塾事業 ○各種事業の開催（介護予防教室・介護技術講座等） ○青少年福祉体験学習事業 ○サマーショートボランティアスクール事業 ○福祉人材センター協力指定事業 ○介護保険（在宅サービス）事業 1-4 障がい者福祉の充実 (1) 障がい者に対する理解・合理的配慮の推進 (2) 障がい福祉サービス等の充実 ○住民支え合い事業 ○住民支え合い活動づくり事業 ○いわき・ふれあい・ふくし塾事業 ○青少年福祉体験学習事業 ○サマーショートボランティアスクール事業 ○日常生活自立支援事業（あんしんサポート） ○成年後見（法人後見）事業 ○車椅子同乗移送用自動車貸出事業・車椅子貸出事業 ○介護保険（在宅サービス）事業 ○障がい福祉サービス事業 ○身体障がい者訪問入浴サービス事業 ○当事者団体活動助成事業（市盲人福祉協会・市腎臓病者友の会） 1-5 生活困窮者対策の充実（所得、就労、住居など）	○子育てサロン事業 ○生活困窮者生活サポート事業 ○住民支え合い事業 ○住民支え合い活動づくり事業 ○つどいの場創出支援事業 ○各種事業の開催（介護予防教室・介護技術講座等） ○青少年福祉体験学習事業 ○住民支え合い事業 ○住民支え合い活動づくり事業 ○青少年福祉体験学習事業 ○日常生活自立支援事業（あんしんサポート） ○車椅子同乗移送用自動車貸出事業・車椅子貸出事業

I 基本理念「住み慣れた地域で共に生き、支え合い、誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまち いわき」		
II 基本目標	III 基本計画	地区協議会推進事業
2 支え合い、誰もが安心して暮らせる地域をつくるために	(1) 生活困窮者（世帯）自立支援（総合相談）の推進 (2) 制度の狭間にある方への支援 ○住民支え合い事業 ○住民支え合い活動づくり事業 ○福祉総合相談センター事業 ○生活困窮者生活サポート事業 ○児童養護施設歳末支援事業 ○生活・就労支援センター運営事業（生活困窮者自立支援事業） ○重層的支援体制整備事業における多機関協働事業 ○生活資金貸付事業・生活福祉資金貸付事業 ○法外援護事業 ○調査研究事業 1-6 社会的孤立対策の充実（自殺、引きこもり、犯罪者の社会復帰など） (1) 誰もが気軽に立ち寄ることができる居場所づくり ○住民支え合い事業 ○住民支え合い活動づくり事業 ○つどいの場創出支援事業 ○子育てサロン事業 ○生活支援相談員等配置事業 ○地域子育て支援拠点事業（カンガルーひろば） ○いわき市屋内遊び場管理運営事業（いわきっずもりもり） 1-7 多文化との共生 (1) 多文化との共生 ○住民支え合い事業 ○住民支え合い活動づくり事業 ○いわき・ふれあい・ふくし塾事業 ○青少年福祉体験学習事業 ○サマーショートボランティアスクール事業	○住民支え合い事業 ○住民支え合い活動づくり事業 ○福祉総合相談事業 ○生活困窮者生活サポート事業 ○生活資金貸付事業・生活福祉資金貸付事業 ○法外援護事業 ○重層的支援体制整備事業における多機関協働事業 ○住民支え合い事業 ○住民支え合い活動づくり事業 ○つどいの場創出支援事業 ○地域の居場所づくり ○子育てサロン事業 ○住民支え合い事業 ○住民支え合い活動づくり事業 ○青少年福祉体験学習事業
	2-1 福祉意識の醸成 (1) 住民意識啓発の推進 (2) 福祉教育の推進 ○住民支え合い事業 ○住民支え合い活動づくり事業 ○いわき・ふれあい・ふくし塾事業 ○各種事業の開催（ボランティア活動育成・世代間交流等） ○青少年福祉体験学習事業 ○サマーショートボランティアスクール事業 ○いわき市総合社会福祉大会の開催 ○各種大会への参加	○住民支え合い事業 ○住民支え合い活動づくり事業 ○つどいの場創出支援事業 ○各種事業の開催（ボランティア活動育成・世代間交流等） ○青少年福祉体験学習事業 ○学生×福祉教育で考える「ふくし」 ○高校生のためのボランティア講座 ○ボランティア講座

I 基本理念「住み慣れた地域で共に生き、支え合い、誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまち いわき」		
II 基本目標	III 基本計画	地区協議会推進事業
	○広報紙発行事業 2-2 地域福祉の担い手づくり (1) 地域福祉の担い手づくり (2) 地域福祉活動への参加を促進する環境づくり 2-3 福祉ボランティア活動などの推進 (1) ボランティア活動の育成と支援 (2) 地域活動団体への支援 (3) 活動資金の確保 ○住民支え合い事業 ○住民支え合い活動づくり事業 ○各種事業の開催（ボランティア活動育成・ボランティア連絡会等） ○青少年福祉体験学習事業 ○サマーショートボランティアスクール事業 ○福祉活動支援バス借り上げ助成事業 ○広報紙発行事業 ○ボランティア活動センター運営事業 ○災害ボランティアセンターの常設運営 ○災害見舞金配分事業 ○ボランティア基金運営事業（いわき市ボランティア活動助成事業） ○赤い羽根共同募金運動の推進 ○歳末たすけあい運動の推進 2-4 見守り支援体制の整備 (1) 見守り支援体制の充実 ○住民支え合い事業 ○住民支え合い活動づくり事業 ○つどいの場創出支援事業 ○各種事業の開催（高齢者友愛訪問・夕食宅配サービス等） ○子育てサロン事業 ○生活困窮者生活サポート事業 ○地域子育て支援拠点事業（カンガルーひろば） ○いわき市屋内遊び場管理運営事業（いわきっずもりもり） ○緊急連絡カード（兼）緊急医療情報キット配備事業 ○避難行動要支援者マップ作成事業 ○生活支援相談員等配置事業 ○行政嘱託員（区長）連合協議会・民生児童委員協議会との合同連絡会	○広報紙発行事業 ○住民支え合い事業 ○住民支え合い活動づくり事業 ○つどいの場創出支援事業 ○各種事業の開催（ボランティア活動育成・ボランティア連絡会等） ○青少年福祉体験学習事業 ○広報紙発行事業 ○住民支え合い事業 ○住民支え合い活動づくり事業 ○各種事業の開催（ボランティア活動育成・ボランティア連絡会等） ○青少年福祉体験学習事業 ○広報紙発行事業 ○災害見舞金配分事業 ○赤い羽根共同募金運動の推進 ○歳末たすけあい運動の推進 ○住民支え合い事業 ○住民支え合い活動づくり事業 ○つどいの場創出支援事業 ○各種事業の開催（高齢者友愛訪問・夕食宅配サービス等） ○高齢者いきいき訪問事業 ○歳末たすけあい 友愛訪問 ○子育てサロン事業 ○生活困窮者生活サポート事業 ○緊急連絡カード（兼）緊急医療情報キット配備事業 ○避難行動要支援者マップ作成事業

I 基本理念「住み慣れた地域で共に生き、支え合い、誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまち いわき」		
II 基本目標	III 基本計画	地区協議会推進事業
	2-5 虐待防止体制の充実 (1) 虐待未然防止、早期発見 ○住民支え合い事業 ○住民支え合い活動づくり事業 ○つどいの場創出支援事業 ○各種事業の開催（介護者友愛訪問・在宅介護者支援等） ○子育てサロン事業 ○生活困窮者生活サポート事業 ○地域子育て支援拠点事業（カンガルーひろば） ○いわき市屋内遊び場管理運営事業（いわきっずもりもり） ○日常生活自立支援事業（あんしんサポート） ○成年後見（法人後見）事業 ○緊急連絡カード（兼）緊急医療情報キット配備事業 ○介護保険（在宅サービス）事業 ○産前・産後ヘルパー派遣事業 2-6 相談・支援機関のネットワーク強化 (1) 包括的な相談支援体制の整備 ○福祉総合相談事業 ○子育てサロン事業 ○地域子育て支援拠点事業（カンガルーひろば） ○いわき市屋内遊び場管理運営事業（いわきっずもりもり） ○生活・就労支援センター運営事業（生活困者自立支援事業） ○重層的支援体制整備事業における多機関協働事業 ○日常生活自立支援事業（あんしんサポート） ○成年後見（法人後見）事業 ○生活支援相談員等配置事業 ○車椅子同乗移送用自動車貸出事業・車椅子貸出事業 ○介護保険（在宅サービス）事業 2-7 避難行動要支援者支援制度の充実 (1) 避難行動要支援者支援制度の推進及び避難体制の整備 (2) 避難行動要支援者マップ作成事業 (3) 福祉避難所の運営支援 ○住民支え合い事業 ○住民支え合い活動づくり事業 ○避難行動要支援者マップ作成事業 ○緊急連絡カード（兼）緊急医療情報キット配備事業	○住民支え合い事業 ○住民支え合い活動づくり事業 ○つどいの場創出支援事業 ○各種事業の開催（介護者友愛訪問・在宅介護者支援等） ○虐待防止講座 ○子育てサロン事業 ○生活困窮者生活サポート事業 ○日常生活自立支援事業（あんしんサポート） ○緊急連絡カード（兼）緊急医療情報キット配備事業 ○福祉総合相談事業 ○子育てサロン事業 ○重層的支援体制整備事業における多機関協働事業 ○日常生活自立支援事業（あんしんサポート） ○車椅子同乗移送用自動車貸出事業・車椅子貸出事業 ○住民支え合い事業 ○住民支え合い活動づくり事業 ○避難行動要支援者マップ作成事業 ○緊急連絡カード（兼）緊急医療情報キット配備事業

I 基本理念「住み慣れた地域で共に生き、支え合い、誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまち いわき」		
II 基本目標	III 基本計画	地区協議会推進事業
3 健康で自分らしい暮らしをつくるために	2-8 防犯対策の充実 (1) 市民による自主的な防犯活動の推進 ○住民支え合い事業 ○住民支え合い活動づくり事業 ○緊急連絡カード（兼）緊急医療情報キット配備事業	○住民支え合い事業 ○住民支え合い活動づくり事業 ○緊急連絡カード(兼)緊急医療情報キット配備事業
	2-9 交通移動手段や住まいの確保 (1) 生活支援の創出 ○住民支え合い事業 ○住民支え合い活動づくり事業 ○いわき市社会福祉法人等連絡会	○住民支え合い事業 ○住民支え合い活動づくり事業
	2-10 権利擁護・成年後見の充実 (1) 権利擁護支援体制の強化 (2) 成年後見制度の普及・啓発 (3) 女性の権利擁護 (4) 子どもの権利擁護 ○福祉総合相談事業 ○生活・就労支援センター運営事業（生活困窮者自立支援事業） ○重層的支援体制整備事業における多機関協働事業 ○生活困窮者生活サポート事業 ○日常生活自立支援事業（あんしんサポート） ○成年後見（法人後見）事業	○福祉総合相談事業 ○重層的支援体制整備事業における多機関協働事業 ○生活困窮者生活サポート事業 ○日常生活自立支援事業（あんしんサポート）
	3-1 健康づくりの推進 (1) 健康づくり支援のための環境整備 (2) ライフステージに応じた健康づくり ○住民支え合い事業 ○住民支え合い活動づくり事業 ○つどいの場創出支援事業 ○子育てサロン事業 ○各種事業の開催（地域健康増進活動・地域配食サービスボランティア等） ○百歳賀寿の実施	○住民支え合い事業 ○住民支え合い活動づくり事業 ○つどいの場創出支援事業 ○子育てサロン事業 ○各種事業の開催（地域健康増進活動・地域配食サービスボランティア等） ○百歳賀寿の実施
	3-2 保健医療体制の充実 (1) 医療介護の連携 ○介護保険（在宅サービス）事業 ○障がい福祉サービス事業 ○身体障がい者訪問入浴サービス事業	
	3-3 産業、教育など保健福祉以外の様々な分野との協働 (1) 保健・福祉以外の様々な分野との協働 (2) 社会参加しやすい環境づくり ○住民支え合い事業	○住民支え合い事業

I 基本理念「住み慣れた地域で共に生き、支え合い、誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまち いわき」		
II 基本目標	III 基本計画	地区協議会推進事業
	○住民支え合い活動づくり事業 ○つどいの場創出支援事業 ○各種事業の開催（青少年地域交流・福祉風土づくり等） ○いわき市総合社会福祉大会の開催 ○各種大会への参加 ○ボランティア活動センター運営事業	○住民支え合い活動づくり事業 ○つどいの場創出支援事業 ○各種事業の開催（青少年地域交流・福祉風土づくり等）

(3) 社会福祉協議会職員数 (令和4年4月1日現在)

(単位 名)

	職 員 数							
	常務理事	事務局長	事務局次長	課 長	専 任	嘱 託	臨 時	計
	1	1	1	—	—	—	—	3
企 画 総 務 課	—	—	—	兼(1)	2	1	—	3
地 域 福 祉 課	—	—	—	1	1	11	12	25
生 活 支 援 課	—	—	—	兼(1)	8	5	1	14
ホームヘルプセンター	—	—	—	0 (1)	8	8	2	18
地 区 事 務 局	—	—	—	—	5	12	0	17
計	1	1	1	1	24	37	15	80

※ 非常勤ヘルパー 12名

(4) 福祉総合相談センター

○ 福祉総合相談

福祉総合相談は、広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助又は専門機関等の紹介を行い、その福祉の増進を図ることを目的としています。

毎週月～金曜日 電話：24-4850 及び各地区協議会

○ 無料法律相談

福祉総合相談センターにて、広く住民の法律的心配ごとの相談に応じるため、弁護士による無料法律相談を実施しています。

毎月1回 第1水曜日(予約制) 予約電話：23-3320

● 各地区協議会連絡先

地区協議会名	所 在 地	電話番号
平地区協議会	平字梅本21 (市役所本庁内)	22-6441
小名浜地区協議会	小名浜花畑町34-2 (小名浜地区保健福祉センター内)	54-2111(代)
勿来地区協議会	錦町大島1 (勿来支所内)	63-2111(代)
常磐地区協議会	常磐湯本町吹谷76-1 (常磐支所内)	43-2111(代)
内郷地区協議会	内郷高坂町四方木田191 (総合保健福祉センター内)	27-8707
四倉地区協議会	四倉町字西四丁目11-3 (四倉支所内)	32-2114(代)
遠野地区協議会	遠野町根岸字白幡40-1 (遠野支所内)	89-2111(代)
小川地区協議会	小川町高萩字下川原15-6 (小川支所内)	83-1111(代)
好間地区協議会	好間町中好間字中川原29-1 (好間支所内)	36-2221(代)
三和地区協議会	三和町下市萱字竹ノ内114-1 (三和支所内)	86-2111(代)
田人地区協議会	田人町旅人字下平石191 (田人支所内)	69-2111(代)
川前地区協議会	川前町川前字五林6 (川前支所内)	84-2111(代)
久之浜・大久地区協議会	久之浜町久之浜字中町32 (久之浜・大久支所内)	82-2111(代)

(5) 心配ごと相談件数（令和4年3月末現在）

区 分		件数等	区 分		件数等
開催延日数（日）		246	相談 内 訳 （ 件 ）	財産事故	7
相談利用者数（人）		318		児童福祉・母子保健	0
取扱い延件数（件）		318		教育・青少年	0
				心身障がい者（児）福祉	3
相談 内 訳 （ 件 ）	生計	128	相談 内 訳 （ 件 ）	母子福祉・父子福祉	0
	年金	2		老人福祉	26
	職業・生業	2		苦情	16
	住宅	10		その他	52
	家族	36	処理 状況 （ 件 ）	解決	47
	結婚	2		継続指導	24
	離婚	7		民生委員扱い	2
	健康・衛生	11		他機関紹介	213
	医療	2	処理 状況 （ 件 ）	その他	32
	人権・法律	14			

(6) 他相談窓口

相 談 名	相 談 日	相談時間	備 考
福祉の仕事相談	毎月 第2水曜日	10:30～14:30	求人・求職・就労斡旋の相談
ボランティア相談	毎週 月～金曜日	8:30～17:15	ボランティア全般の相談
日常生活自立支援相談	毎週 月～金曜日	8:30～17:15	福祉サービス等の利用にともなう相談

※ 年末・年始、祝休日は、休みとする。

設置場所：いわき市社会福祉センター 電話：23-3320

(7) 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）

1 目 的

判断能力が十分でなくなっている方（例えば、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）が、地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言や手続の援助、利用料の支払い等福祉サービスを適切に利用するための一連の援助を行います。

2 具体的援助内容

(1) 福祉サービスの利用援助

福祉サービスを、安心して受けられるようお手伝い（援助）します。

(2) 日常的金銭管理サービス

福祉サービスの利用料の支払いや毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れなどをお手伝い（援助）します。

(3) 書類等の預かりサービス

通帳や印鑑、大切な書類を安全な場所でお預かりします。

○ お問い合わせ、ご相談は

いわき市社会福祉協議会又は各地区協議会へ

(8) 成年後見（法人後見）事業

1 目 的

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など意思決定が困難な人の判断能力を補うため、社会福祉協議会が後見人になり、財産管理や身上監護を中心とする権利擁護サービスを提供します。

2 事業対象者

いわき市在住で、他に適切な後見人等を得られない者のうち、次のいずれかの要件を満たす者。

- ・日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の利用者
- ・市長申し立ての請求を行う者

(9) ボランティア活動

本来、社会福祉活動は、市民一人ひとりがその基本的人権を尊重し、お互いの生命と自由を大切にするとともに、みんなが幸せになるよう共に活動し、助けあい・支えあう人の輪を広げることが目的です。その基本は、地域住民のボランティア活動にあります。

平成7年の阪神淡路大震災の時には、延べ140万人の人々が全国から集い、ボランティアとして、被災した人々が生きていくために必要な、生活全般の支援を行いました。（その精神は、その後の災害時にも発揮され、現在に続いています。）

この年以降、ボランティア活動は、福祉的なものを含め生活全般での助けあい・支えあい活動として広がっています。

現在では、ボランティア活動という言葉は、ボランティア・市民活動と表現するのが一般的になっています。

本市では、昭和52年に社会福祉協議会の中に奉仕部会が設置されたのを契機として、市民総参加体制がとられました。さらに平成2年4月には「いわき市ボランティア連絡協議会」が発足し活動しています。

＊いつでも、どこでも、誰でも、これがボランティアの合言葉です。

(10) いわき市災害ボランティアセンター

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、いわき市・災害ボランティアいわき・本会の協議の上「いわき市災害救援ボランティアセンター」を3月16日に立ち上げ、市民はもとより全国各地から延べ63,000人を超えるボランティアの協力を得ながら災害復旧活動に取り組みました。同年8月からは、「復興支援ボランティアセンター」に名称を変更し、被災者支援に関するコーディネート等を行い、平成29年4月から、災害ボランティアセンターを常設体制に切り替えました。

令和元年10月12日に発生した令和元年東日本台風による水害被害では、市と本会の協定に基づき、10月15日に「いわき市災害ボランティアセンター」を開設し、延べ10,000人を超えるボランティアの協力を得ながら、被災された家屋等の家具の運び出しや土砂撤去などの活動に取り組んできました。

令和2年2月28日、ボランティアへの支援依頼を受けた活動について作業が完了したことから、水害被害の「いわき市災害ボランティアセンター」を閉鎖しましたが、引き続き本市内外の大規模災害への対応や復興支援に関するボランティア活動の支援・調整等に取り組んでおります。

【令和3年4月1日現在】

《東日本大震災におけるボランティア活動状況》

ボランティア登録者数	63,609人	ニーズ受付件数	7,585件
ボランティア活動者数	65,200人	マッチング件数	7,563件

《東日本台風におけるボランティア活動状況》

ボランティア登録者数	10,185人	ニーズ受付件数	1,290件
ボランティア活動者数	11,951人	マッチング件数	953件

(11) 生活支援相談員等配置事業

東日本大震災により被災された方の生活復興支援のため福島県社会福祉協議会から委託を受け平成23年7月より生活支援相談員を配置し、応急仮設住宅等（雇用促進住宅・民間借上げ住宅を含む）における見守りや相談、福祉制度の情報提供、被災者を中心とした交流の場づくり等を行ってきました。

令和4年4月から、避難者地域支援コーディネーターを配置し、引き続き被災された方が抱える様々な生活課題の把握に努めるとともに、避難元社協との協働連携により、復興公営住宅と立地地域との関係づくりに取り組みます。

【令和4年4月1日現在】

1 生活支援相談員等配置状況

2名（避難者地域支援コーディネーター兼生活支援相談員）

2 訪問状況（令和3年度実績）

666件（事業開始から延べ件数 142,674件）

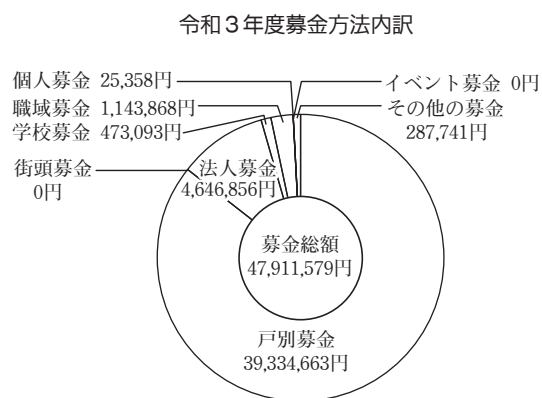
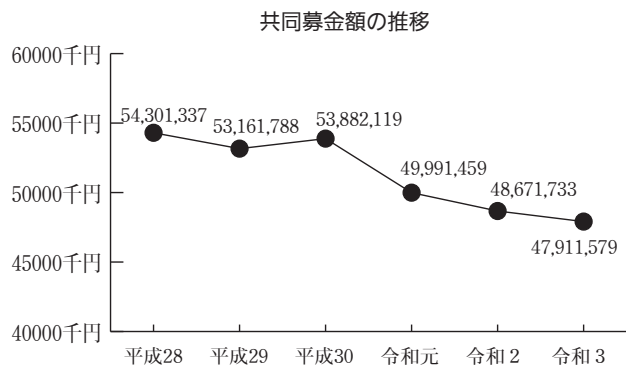
3 交流会実施回数（令和3年度実績）

57回（事業開始からの開催回数 1,496回）

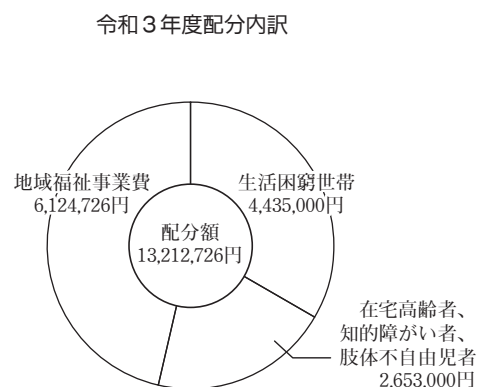
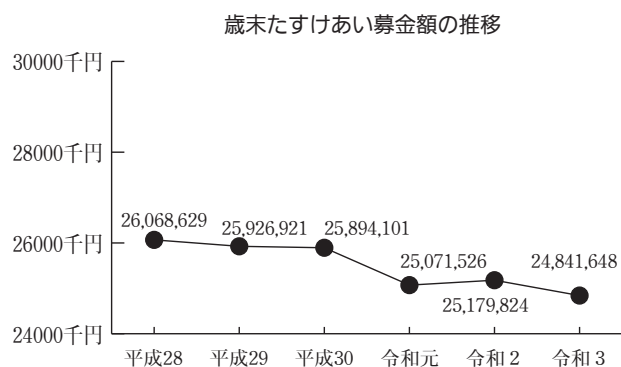
(12) 共同募金・歳末たすけあい運動募金

「赤い羽根」に象徴される共同募金は、市民の助け合いの精神を基調として行われる社会福祉事業で、市民のまごころの結晶は、民間社会福祉施設・団体や地域の社会福祉活動をさらに活発にし、恵まれない人たちに温かい愛の手となって配分され、本市の社会福祉事業の進展に役立っています。

● 共同募金額の推移と令和3年度募金方法内訳



● 歳末たすけあい運動募金の推移と令和3年度配分内訳



2 民生委員（児童委員）

民生委員は、「民生委員法」に基づき厚生労働大臣の委嘱を受けた社会奉仕者であり、その職務は生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの施行について、関係行政機関に協力するとともに広く地域社会の福祉の増進のために、自主的な活動を行うこととされています。

- 13地区民生児童委員協議会 35方部協議会
委員定数678名（うち主任児童委員70名）

（1）民生児童委員の状況

● 職業別民生児童委員数

〔令和4年4月1日現在〕

職 業 区 分	委員数	構成比
社会福祉事業従事者	(1) 18 人	(1.6) 2.8 %
宗教家又は宗教教師	(3) 16	(4.7) 2.5
農 業 従 事 者	(0) 47	(0) 7.3
会 社 員	(6) 50	(9.4) 7.7
自 営 業 者	(7) 84	(10.9) 13.0
公 務 員	(4) 22	(6.3) 3.4
そ の 他 の 職 業	(9) 66	(14.1) 10.2
無 職	(34) 344	(53.1) 53.2
計	(64) 647 人	(100.0) 100 %

※ () 書きは主任児童委員で内数

※ 欠員31名

● 性別・年齢別民生児童委員数

〔令和4年4月1日現在〕

年齢区分	男	女	計
39以下	(0) 0 人	(1) 1 人	(1) 1 人
40～49	(1) 3	(5) 7	(6) 10
50～59	(0) 7	(19) 45	(19) 52
60～69	(0) 74	(26) 146	(26) 220
70以上	(1) 198	(11) 166	(12) 364
計	(2) 282	(62) 365	(64) 647
平均年齢	(59.0) 71.3 歳	(61.0) 67.1 歳	(60.9) 69.0 歳

※ () 書きは主任児童委員で内数

※ 欠員31名

● 在職期間別民生児童委員数

〔令和4年4月1日現在〕

性別	3年未満	3年以上 6年未満	6年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上	計
男	(1) 67 人	(0) 69 人	(0) 52 人	(0) 62 人	(1) 31 人	(0) 1 人	(2) 282 人
女	(18) 98	(15) 73	(7) 60	(15) 98	(7) 34	(0) 2	(62) 365
計	(19) 165	(15) 142	(7) 112	(15) 160	(8) 65	(0) 3	(64) 647

※ () 書きは主任児童委員で内数

※ 欠員31名

(2) 民生児童委員の活動状況（令和3年度）

区 分		件 数
内 容 別 相 談 ・ 支 援 件 数	在 宅 福 祉	843
	介 護 保 険	299
	健 康 ・ 保 健 医 療	1,068
	子 育 て ・ 母 子 保 健	408
	子 ど も の 地 域 生 活	2,116
	子 ど も の 教 育 ・ 学 校 生 活	464
	生 活 費	246
	年 金 ・ 保 険	49
	仕 事	107
	家 族 関 係	291
	住 居	134
	生 活 環 境	695
	日 常 的 な 支 援	3,947
	そ の 他	3,946
	計	14,613
分 野 別 相 談 ・ 支 援 件 数	高 齢 者 に 関 す る こ と	7,466
	障 が い 者 に 関 す る こ と	328
	子 ど も に 関 す る こ と	3,212
	そ の 他	3,607
	計	14,613
そ の 他 の 活 動 件 数	調 査 ・ 実 態 把 握	4,768
	行 事 ・ 事 業 ・ 会 議 へ の 参 加 協 力	4,502
	地 域 福 祉 活 動 ・ 自 主 活 動	11,207
	民 児 協 運 営 ・ 研 修	7,076
	証 明 事 務	707
	要 保 護 児 童 の 発 見 の 通 告 ・ 仲 介	43
回 訪 回 数	訪 問 ・ 連 絡 活 動	43,140
	そ の 他	11,762
回 連 絡 調 整 回 数	委 員 相 互	11,294
	そ の 他	8,508
活 動 日 数		49,457

(3) いわき市民生児童委員協議会組織図 (令和4年4月1日現在)

		(単位 名)			
民生児童委員 (地区担当)		方部(単位)民生委員協議会	地区担当 委 員 数	主任児童 委 員 数	
608名		平第1方部民生委員協議会	10	2	
主任児童委員		平第2方部民生委員協議会	11	2	
70名		平第3方部民生委員協議会	11	2	
合計 678名(定数)		平第4方部民生委員協議会	15	2	
		平第5方部民生委員協議会	26	2	
平地区民生児童委員協議会 174		平第6方部民生委員協議会	27	2	
		平第7方部民生委員協議会	9	2	
		平第8方部民生委員協議会	8	2	
		平第9方部民生委員協議会	11	2	
		平第10方部民生委員協議会	15	2	
		平第11方部民生委員協議会	9	2	
	小名浜地区民生児童委員協議会 129		小名浜第1方部民生委員協議会	23	2
			小名浜第2方部民生委員協議会	21	2
			小名浜第3方部民生委員協議会	26	2
			小名浜第4方部民生委員協議会	15	2
		小名浜第5方部民生委員協議会	34	2	
勿来地区民生児童委員協議会 92		植田方部民生委員協議会	24	2	
		勿来方部民生委員協議会	22	2	
		錦方部民生委員協議会	14	2	
		山田方部民生委員協議会	12	2	
		川部方部民生委員協議会	10	2	
常磐地区民生児童委員協議会 69		常磐第1方部民生委員協議会	21	2	
		常磐第2方部民生委員協議会	27	2	
		常磐第3方部民生委員協議会	15	2	
内郷地区民生児童委員協議会 51		内郷第1方部民生委員協議会	23	2	
		内郷第2方部民生委員協議会	24	2	
四倉地区民生児童委員協議会 36		四倉第1方部民生委員協議会	14	2	
		四倉第2方部民生委員協議会	18	2	
遠野地区民生児童委員協議会 17		遠野方部民生委員協議会	15	2	
小川地区民生児童委員協議会 22		小川方部民生委員協議会	20	2	
好間地区民生児童委員協議会 25		好間方部民生委員協議会	23	2	
三和地区民生児童委員協議会 16		三和方部民生委員協議会	14	2	
田人地区民生児童委員協議会 17		田人方部民生委員協議会	15	2	
川前地区民生児童委員協議会 11		川前方部民生委員協議会方部会	9	2	
久之浜・大久地区 民生児童委員協議会 19		久之浜・大久方部民生委員協議会	17	2	

3 日本赤十字社

日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、人道的任務を達成することを目的とし、日本赤十字社法に基づいて設置された特殊法人の民間団体です。

本市における赤十字活動は、「福島県支部いわき市地区」及びその下部組織として13「分区」を設け、社員の増強をはじめ、社資の収納、災害救護、救急法等講習会の普及、献血運動の推進、奉仕団及び青少年赤十字（JRC）の育成などを行っています。

日本赤十字社福島県支部いわき市地区

いわき市平字梅本21番地（いわき市保健福祉課内） 電話 22-7451

● いわき市地区社資収納実績額

（単位 円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般社資	41,762,500	42,222,250	40,424,400	39,175,159	39,710,300

（法人社資は県支部扱い）

4 社会福祉振興基金

いわき市社会福祉振興基金は、社会福祉の増進に資するため、積立目標額を5億円と定め昭和49年4月1日に設置しました。

基金の積立ては、市民や企業などからの篤志寄付があいつぎ、市一般財源による積立てともあいまって、昭和55年度に目標額に達し、同年度より基金から生ずる果実の運用をしています。

○ 社会福祉振興基金現在額 400,778千円（令和4年4月1日現在）

○ 果実の運用 { 福祉関係団体運営費助成
振興事業助成

● 基金積立と運用額の推移

（単位 千円）

区 分	昭和49～平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
基金積立額	792,312	1,058	6,894	610	1,452	780
同上財源内訳	寄付金	328,733	1,058	6,894	610	780
	預金利子	41,807	—	—	—	—
	一般財源	421,772	—	—	—	—
基金取崩運用額	242,263	0	0	0	0	0
積立累計額	1,152,089	474,422	481,316	481,926	483,679	484,460
基金果実運用額	555,175	4,518	3,897	1,790	1,265	1,088

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
基金積立額	1,783	11,201	795	1,680	782	690
同上財源内訳	寄付金	1,783	795	1,680	782	690
	預金利子	—	—	—	—	—
	一般財源	—	—	—	—	—
基金取崩運用額	0	6,484	9,746	13,284	25,536	45,563
積立累計額	486,243	490,960	482,010	470,406	445,652	400,778
基金果実運用額	1,069	854	355	134	52	177

5 民間社会福祉施設の整備

民間社会福祉施設は、公立施設とともに高齢者、児童及び障がい者等の福祉の増進のために大きな役割を果たしています。

本市では、独自に補助要綱を設けて、その整備を促すとともに、国・県補助や公益財団法人 J K A 等民間資金補助の確保に努め、民間社会福祉施設の整備充実を促進しています。

○ 民間社会福祉施設整備費等補助金交付事業

〔事業概要〕

民間社会福祉施設の建設事業にかかる整備資金の一部を補助します。

〔補助対象者〕

施設の建設事業を行った社会福祉法人

〔施行年月日〕 昭和59年 7 月 1 日（いわき市社会福祉施設整備費等補助金交付要綱）

6 社会福祉施設事業団

市民の福祉を増進するための市立社会福祉施設のうち、市が自らこれを管理運営するよりも、むしろ利用者である市民の参画による公益的な民間団体が管理運営にあたる方がより効率的であり、事業目的にかなうものがあります。

このような趣旨から、本市は、社会福祉施設の合理的な管理運営と市民サービスの向上を図り、もって市民福祉の増進に寄与するため、公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団を設立し、各種市立社会福祉施設の管理運営を行っています。

○ 公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団

- ・ 事業開始年月日 昭和57年 4 月 1 日（福島県知事認可・昭和57年 3 月25日）
- ・ 公益財団法人移行 平成25年 4 月 1 日（福島県知事認定・平成25年 3 月22日）
- ・ 資 産 基本財産 10,000千円 特定資産 13,333千円
- ・ 事 務 所 〒972-8321 いわき市常磐湯本町上浅貝22番地の 1
電話番号 43-1641

● 職員数（令和4年4月1日現在）

（単位 人）

区 分	事業団 事務局	施 設	計	区 分	事業団 事務局	施 設	計
職 員 数	4	79（8）	83（8）	主 任	1	4	5
（ 内 訳 ）				事 務 職	1	10	11
事 務 局 長	1		1	児 童 厚 生 員		3	3
館 長		（1）		保 育 士		1	1
次 長	1		1	体 育 指 導 員		4	4
副 館 長		1	1	看 護 師		3	3
施 設 長		4（7）	4（7）	嘱 託		13	13
副 施 設 長				臨 時 雇 用		36	36

※（ ）内は、兼務職員数

● 指定管理者

平老人福祉センター
 勿来老人福祉センター
 内郷老人福祉センター
 四倉老人福祉センター
 小名浜老人憩いの家
 こども元気センター
 内郷児童館
 小名浜児童センター
 永井保育所（へき地保育所）
 いわき市健康・福祉プラザ（いわきゆったり館）
 いわきサン・アビリティーズ
 いわき市障害者生活介護センター

障がい福祉課

1 支援係〔直通(22) 7485〕(内線 2762・2763)

- (1) 予算・決算に関すること。
- (2) 障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に関すること。
- (3) いわき市地域自立支援協議会の運営に関すること。
- (4) 地域生活支援事業に関すること。
 - ・相談支援事業
 - ・意思疎通支援事業(手話通訳者設置事業、登録手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業)
 - ・スポーツ・レクリエーション事業
 - ・登録手話通訳者等養成研修事業
 - ・生活訓練事業(点字指導員派遣事業)
 - ・障害者自発的活動支援事業
 - ・市民啓発事業
 - ・地域生活支援体制強化事業
- (5) いわき市障害者生活介護センターに関すること。
- (6) 障がい者虐待防止に関すること。
- (7) チャレンジ雇用推進事業に関すること。
- (8) 心身障害者扶養共済制度に関すること。
- (9) 身体障害者奨学資金制度に関すること。
- (10) 大谷身体障害者奨学資金基金に関すること。
- (11) いわきサン・アビリティーズに関すること。
- (12) 障がい者施設整備に関すること。
- (13) 民間社会福祉施設整備利子補助に関すること。
- (14) 特別障害者手当等に関すること。
- (15) 重度心身障害者(児童)福祉金に関すること。
- (16) 重度心身障害者福祉電話貸与事業に関すること。
- (17) 聴覚障害者緊急連絡事業に関すること。
- (18) 人工透析患者通院交通費助成事業に関すること。
- (19) 重度心身障害者交通費助成事業に関すること。
- (20) 住宅リフォーム事業に関すること。
- (21) 配食サービス事業に関すること。
- (22) 訪問理美容サービス事業に関すること。

2 事業係〔直通(22) 7486〕(内線 2764・2765・2767)

- (1) 身体障害者手帳に関すること。
- (2) 療育手帳に関すること。
- (3) 障害支援区分判定審査会に関すること。
- (4) 障害福祉サービスに関すること。
- (5) 障害者福祉システムの整備に関すること。
- (6) 地域生活支援事業に関すること。
 - ・日常生活用具給付等事業
 - ・移動支援事業

- ・訪問入浴サービス事業
 - ・日中一時支援事業
 - ・更生訓練費給付事業
 - ・自動車運転免許取得・改造助成事業
 - ・地域活動支援センター
 - ・児童発達支援センター地域支援機能強化事業
- (7) 障害福祉サービス事業所の指定等に関する事。
- (8) 自立支援医療（更生医療）に関する事。
- (9) 補装具費に関する事。
- (10) 障がい者優先調達推進に関する事。
- (11) 在宅重度障害者医療器材等給付事業に関する事。
- (12) 障がい児（者）地域療育等支援事業に関する事。
- (13) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業に関する事。
- (14) グループホーム家賃補助事業に関する事。
- (15) いわきサポートブックに関する事。

第5次いわき市障がい者計画

本市では、平成26年2月に策定、平成29年度に中間見直しを行った、「第4次いわき市障がい福祉計画」に基づき、すべての市民が支え合いながら共に生きる社会の実現に向けて、各種施策の充実に取り組んできました。

この間、国において、平成30年3月に「第4次障害者基本計画」の策定、平成30年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行など、様々な法整備を進め、障がいのある方の自立と社会参加の支援のための施策を更に推進しております。

本市では、これらの変化に的確に対応し、東日本大震災や令和元年東日本台風等災害で被災した経験等や踏まえ、「すべての市民が、相互に支え合い、地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現」を基本理念とする、「第5次いわき市障がい者計画」を令和3年2月に策定しました。

今後は、新計画に沿いながら、基本理念に基づき、障がいのある方やその御家族が、地域で安心して暮らすことができるまちづくりに向け、総合的に施策に取り組んでまいります。

1 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）として位置づけます。

また、『いわき市地域福祉計画』、『いわき市高齢者保健福祉計画』、『いわき市子ども・子育て支援事業計画』、『健康いわき21』、『いわき市食育推進計画』、『いわき市自殺対策計画』等の本市の関連する諸計画と連動し、保健福祉をはじめとする様々な分野にわたる障がいのある方に関する施策を総合的に推進するための計画として位置づけております。

2 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。また、令和3年度から令和5年度までの3年を前期、令和6年度から令和8年度までの3年を後期とします。

3 計画の対象範囲

本市の障がい者計画においては、これまでも障害者基本法に基づき、三障がい（身体、知的、精神）のある方を支援の対象としながらも、難病等についても実情に応じて関係施策において対応してきました。

平成23年の障害者基本法の改正に伴い、「障害者」の定義についても、発達障がいの他、難病に起因する障がいも新たに含まれることとなりました。本市でも、引き続き障害者基本法に定める「障害者」を計画の対象とし、その家族、取り巻く地域、そして社会全体も含め、障がいのある方の自立と社会参加等を支援する施策を推進します。

4 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画との関係

本市では、障害者総合支援法第88条に定める障害福祉サービス等の、提供体制の確保等に関する計画（市町村障害福祉計画）として、「第6期いわき市障がい福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を策定しており、また、児童福祉法第33条の20に定める障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する計画（市町村障害福祉児計画）として「第2期いわき市障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を策定しておりますが、本障がい者計画の前期3年間（令和3年度～令和5年度）の障害福祉サービス等の提供に係る実施計画として位置づけます。

基本理念 「すべての市民が、相互に支えあい、

基本目標

- 1 全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであること。
- 2 全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること。
- 3 可能な限り、その身近な場所において必要な支援を受けられること。
- 4 社会参加の機会を確保すること。
- 5 どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 6 社会的障壁を除去すること。

計画における4つの視点

視点1 社会のあらゆる場合におけるアクセシビリティの向上

- (1) 「共生社会」の理念普及
- (2) コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実
- (3) 障がいを理解するための福祉教育の推進
- (4) 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進
- (5) 就業支援及び生活支援施策の推進
- (6) 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興

視点2 障がい者の自己決定の尊重及び本人中心の総合的な支援

- (1) 障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実
- (2) 意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備
- (3) 障がい者ケアマネジメント体制の確立
- (4) 権利擁護、差別解消、成年後見制度に関する啓発及び推進
- (5) 「個別的教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進
- (6) 多様な就労の場の確保

視点3 障がい特性、障がい者の個性等を考慮した総合的なサービスの提供

- (1) 障がい福祉サービス等の充実
- (2) 障がいの早期発見・早期療育の充実
- (3) 障がいの原因となる疾病等の予防
- (4) リハビリテーションと医療の充実
- (5) 障がい特性に応じた地域保健事業の充実
- (6) 社会的及び職業的自立の促進

視点4 関係機関、計画、施策との相互の緊密な連携と実効性のある取り組みの推進

- (1) 『いわき市地域福祉計画』に関連する諸計画や関係機関との連携
- (2) 多分野にわたる障がいのある方に関する施策の総合的な推進
- (3) PDCAサイクルを通じた実効性のある取り組みの推進

6つの施策分野

啓発・広報

生活支援

保健・医療

生活環境

教育・育成

雇用・就業

地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現

各分野に位置づけられる施策の基本的方向性

主 な 重 点 施 策

ア 「共生社会」の理念普及	障がい者週間記念事業
イ 障がい特性に配慮した一層の理解促進	市役所出前講座等の実施
ウ 情報アクセシビリティの向上	点字化・音声化した広報紙「広報いわき」の配布
エ 障がい理解するための福祉教育の推進	学習資料「みんなで考えよう障がい者の福祉」の配布
オ 障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実	「くらしのおてつだい」の作成・配布
カ ボランティア活動の推進	手話通訳者等養成研修会の開催
キ 権利擁護、差別解消、成年後見制度に関する啓発及び推進	権利擁護講演会の実施

ア 意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備	いわき障がい者相談支援センター等の周知・活用促進
イ 障がい者ケアマネジメント体制の確立	相談支援体制の充実・強化
ウ 障がい福祉サービス等の充実	障害福祉サービス基盤の量的・質的充実
エ 地域移行及び自立生活への支援の推進	地域移行・地域生活支援体制の充実
オ 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興	障がい者サークル活動の支援
カ コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実	手話通訳者等の派遣の促進
キ 地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の強化	地域生活支援体制の強化
ク 共生型サービス提供体制の整備	障害福祉サービス等の整備促進

ア 障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実	「いわきサポートブック」の活用促進
イ 障がいの原因となる疾病等の予防	高齢者等に対する介護予防事業
ウ リハビリテーションと医療の充実	「自立支援医療（更生医療・育成医療）」の周知
エ 精神保健福祉の推進	定期相談の開催、訪問指導
オ 障がい特性に応じた地域保健事業の充実	療育支援体制の整備

ア 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進	市の施設や公園等の整備
イ 地域における暮らしの場の確保	住宅確保要配慮者への支援
ウ 施設等における安全体制の確保	「防災マップ」等の配布
エ 災害発生時における支援体制の確保	福祉避難所の設置
オ 地域における日ごろの防災、防犯体制の推進	「防災メール配信サービス」の登録拡充

ア 一貫した療育支援体制の充実	療育支援体制の充実
イ 障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成	保育士、教職員の研修の充実
ウ 「個別的教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進	「個別的教育支援計画」の作成・活用の推進
エ 社会的及び職業的自立の促進	就労支援体制の充実
オ 生涯学習活動の充実	点字図書等の貸出、対面朗読サービス

ア 就業支援及び生活支援施策の推進	サービス利用にあたってのアセスメント実施体制の整備
イ 多様な就労の場の確保	「チャレンジ雇用」の実施
ウ 一般就労への移行促進及び職場定着の支援体制の充実	就労移行支援等の事業者の確保、充実
エ 福祉的就労の充実	障がい者施設等からの優先的、積極的な購入の推進

障がい者（児）福祉施策

1 障がい者（児）福祉の背景

これまでの障がい者福祉施策は、障がいの種類や年齢により、それぞれの法律（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法）に基づき実施されてきました。平成18年度に「障害者自立支援法」が新たに施行され、障がい者の地域における生活の充実、就労による自立などを支援するため、介護給付や訓練等給付などの各種サービスや、更生医療をはじめとする医療給付、補装具費の支給等について、1つの法律（障害者自立支援法）のもとに提供する仕組みが作られました。

これらのサービスと併せて、地域や利用者の実情に応じて市が独自かつ柔軟に実施する事業として「地域生活支援事業」が創設され、本市では障害者相談支援事業や移動支援事業、日中一時支援事業などの各種事業を実施しています。

また、平成25年4月には「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へと改められました。平成28年6月には障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズにきめ細かく対応するための支援の充実を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われています。

さらに、平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がい者を理由とした差別的取扱いや権利侵害の禁止、社会的障壁を取り除くための合理的な配慮の義務化などが定められました。

このほか、特別障害者手当等の支給など、それぞれ個別の法律に基づき実施するものや、重度心身障害者福祉金の支給、グループホームの家賃補助等、本市が独自に実施している事業など、さまざまな施策が用意されています。

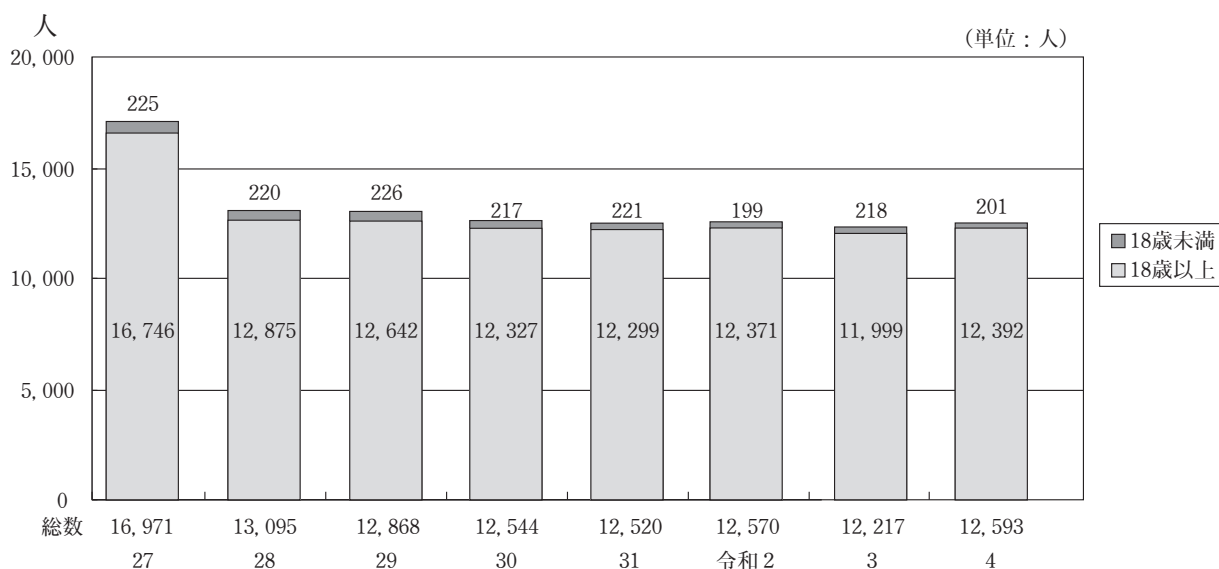
なお、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付等については、引き続き身体障害者福祉法をはじめとする各法令等に基づき行われます。

2 障がい者（児）に関する統計

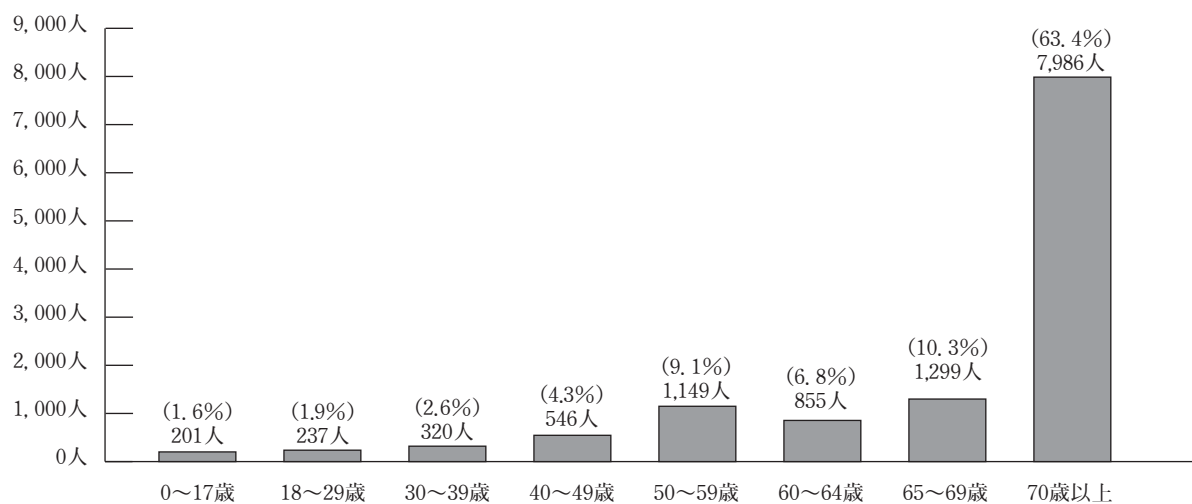
（1）身体障がい者（児）に関する統計

● 身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）

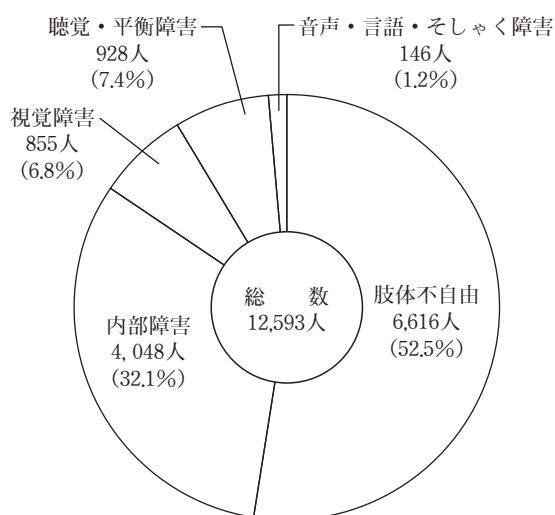
※ 平成28年4月1日現在の所持者数の減少については、平成28年1月1日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）による個人番号の利用開始に伴い、死亡届未提出者等の確認を行った結果によるもの。



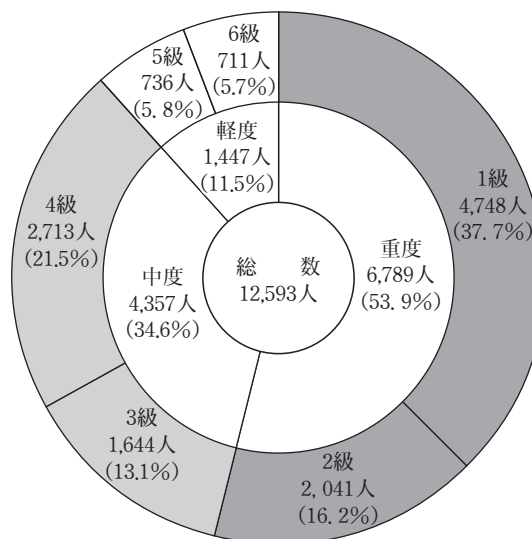
● 身体障害者手帳所持者の年齢構成（令和4年4月1日現在）



● 障害種別身体障害者手帳所持者数

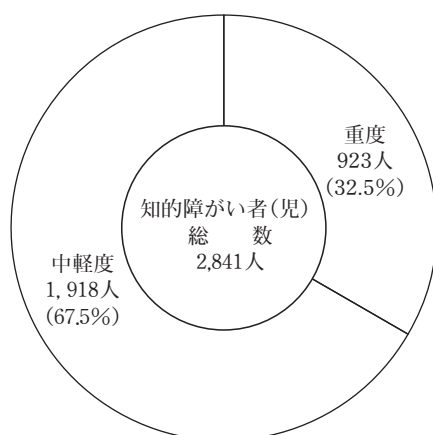


● 等級別身体障害者手帳所持者数

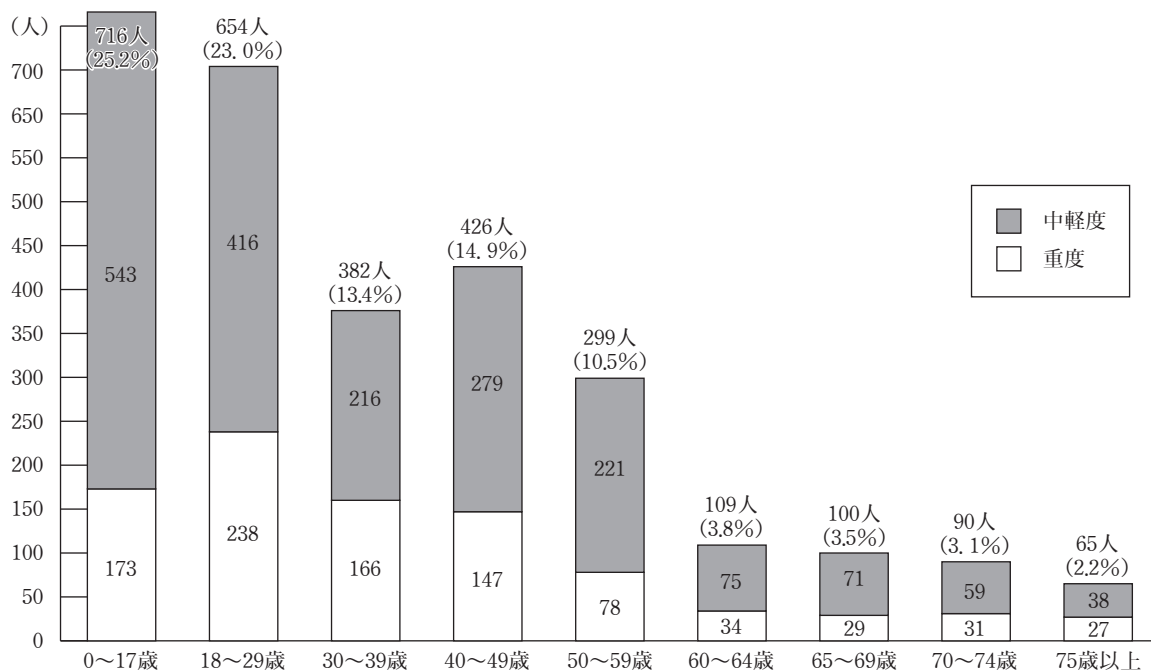


(2) 知的障がい者（児）に関する統計

● 程度別知的障がい者（児）数（令和4年4月1日現在）

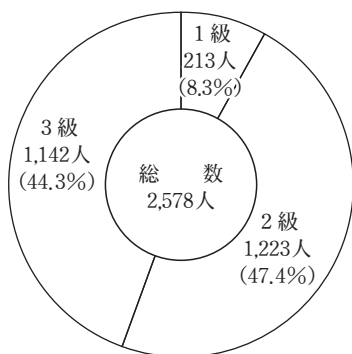


● 年齢別知的障がい者（児）数（令和4年4月1日現在）

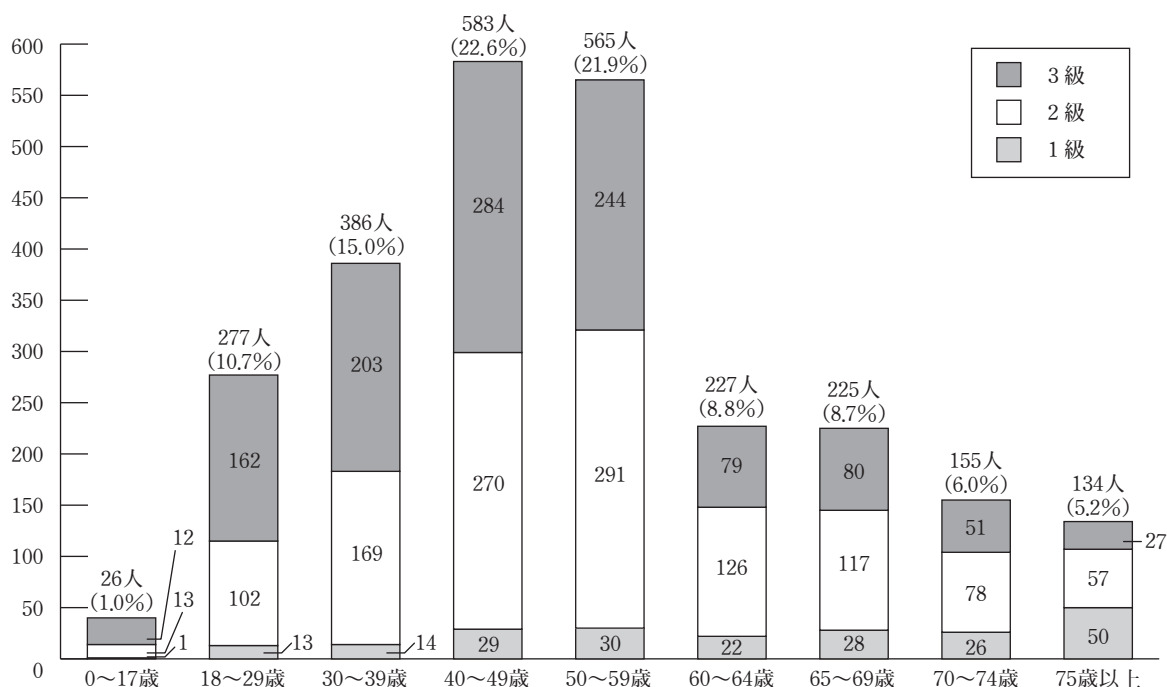


(3) 精神障がい者（児）に関する統計

● 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和4年4月1日現在）



● 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和4年4月1日現在）



※精神障害者保健福祉手帳については、保健所のページ（P. 241）をご覧ください。

3 身体障害者手帳

○ 事業内容

補装具、自立支援医療（更生医療）の給付及び障害福祉サービスの利用等の各種援助を受けやすくするため、身体障害者手帳を交付しています。手帳所持者は、法令に定める援護措置を受けられます。

○ 対象者

視覚・聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に障がいのある方

○ 申請先

各地区保健福祉センター（保健福祉センターがない地区においては、内郷を除く各支所）

○ 必要なもの

申請書、指定医師の診断書、顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）
マイナンバーカード等（マイナンバーが分かるもの）

○ 施行年月日

昭和24年12月26日（身体障害者福祉法）

● 身体障害者手帳交付状況（令和4年4月1日現在）

（単位 人）

		身体障害者手帳所持者数		
		18歳未満	18歳以上	総数
総数		201	12,392	12,593
障がい別内訳	視覚	8	847	855
	聴覚・平衡機能	24	904	928
	音声・言語・そしゃく機能	0	146	146
	肢体不自由	122	6,494	6,616
	内部機能	47	4,001	4,048

4 療育手帳

○ 事業内容

知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳）までに現れ、日常生活に支障が生じているため何らかの特別の援助を必要とする状態にある方に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、療育手帳を交付しています。

○ 対象者

児童相談所または福島県障がい者総合福祉センター（知的障がい者福祉課）において知的障がいと判断された方

○ 申請先

各地区保健福祉センター

○ 必要なもの

申請書、顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）

○ 施行年月日

昭和49年4月1日（福島県療育手帳制度要綱）

● 療育手帳所持状況（令和4年4月1日現在）

（単位 人）

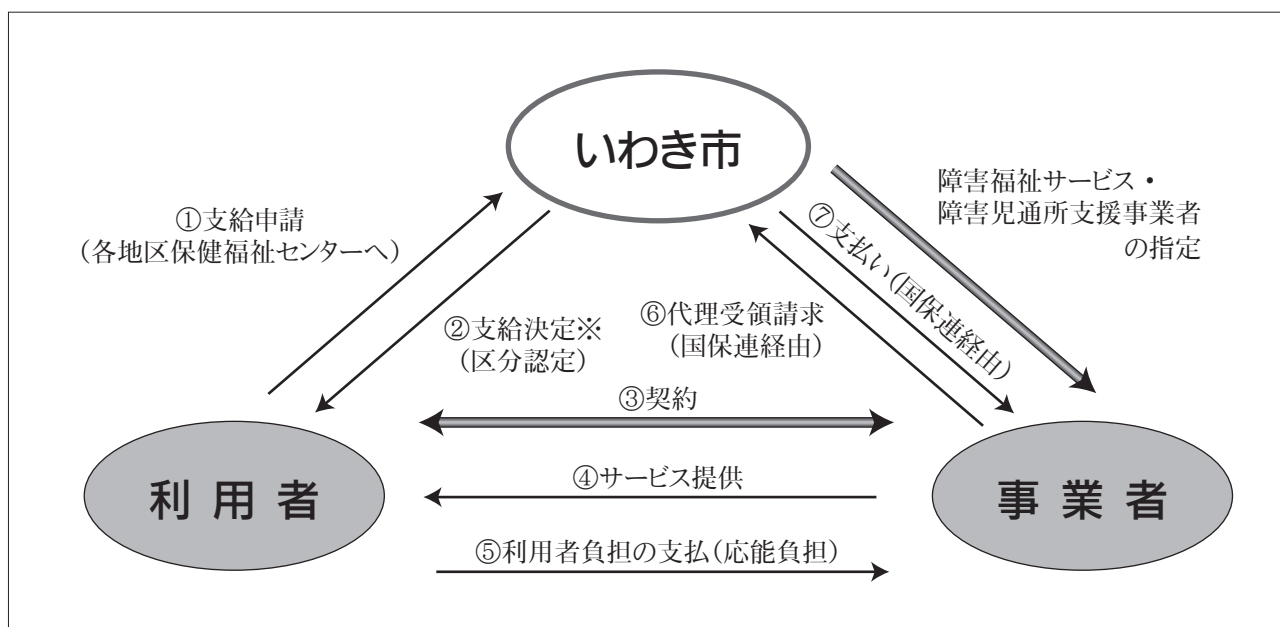
区分	18歳未満	18歳以上	合計
A（重度）	173	750	923
B（中軽度）	543	1,375	1,918
計	716	2,125	2,841

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）とは、平成18年4月に施行された障害者自立支援法に代わり、平成25年4月に施行された障がい者福祉の仕組みを定めた法律です。

これまでの障がい者福祉サービスは、障がい者の地域生活の充実と社会参加の促進、就労による自立を支援するため、一つの法律（障害者自立支援法）に基づきサービス（介護給付、訓練等給付など）を提供する仕組みとなっていました。平成24年度より障がい児支援の強化を図るため、障がい児のサービスの一部が児童福祉法に移行され、また平成25年度からは制度の谷間のない支援を提供する観点から、これまでの障害者自立支援法から障害者総合支援法に変わり、障がい者の定義に難病等を追加し、障害福祉サービス等の対象とすることとなりました。

1 指定障害福祉サービス利用のしくみ



※ 障がいの多様な特性等に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す『障害支援区分』の認定を行ったのち、相談支援事業所が作成するサービス等利用計画案などを判断材料として、実際に利用することができるサービスの内容や量などを決定します。

2 負担のしくみと軽減措置

(1) サービス量と所得に応じた負担

サービスの利用量と負担能力に応じて、自己負担額が変わるしくみになっています。つまり、所得等に応じた一定の負担上限額の範囲内で、サービスの利用量が増えれば負担も増える仕組みです。

サービスの利用に際しては、原則、ひと月に利用したサービス量に応じて、かかった経費の1割を負担していただくことになっています。

※令和元年10月1日より、就学前障がい児のうち、満3歳となって初めての4月1日を迎えている子どもが児童発達支援等を利用する場合には、その利用者負担が無料となります。

(2) 負担軽減のための配慮

サービスを利用される方の負担が重くなりすぎないように、利用者の所得に応じて負担上限額が設定される仕組みになっています。

① 利用者負担上限額

障害福祉サービスの自己負担は、世帯の所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、負担上限月額以上の負担はかからないようになっています。

○ 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

【介護給付費等の所得区分及び負担上限月額】

所 得 区 分			負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低 所 得	市民税非課税世帯		0円
一般 1 (※1)	居宅で生活する障がい児	市民税課税世帯 (所得割28万円未満)	4,600円
	居宅で生活する障がい者及び 20歳未満の施設入所者	市民税課税世帯 (所得割16万円未満)	9,300円
一般 2	上記以外		37,200円

※1 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は市民税課税世帯の場合「一般2」となります。

② 高額障害福祉サービス費

同じ世帯で複数の方が障害福祉サービス等を利用する場合や、一人の方が障害福祉サービスと介護保険サービスを併用した場合などで、世帯における利用者負担額の合計額が、基準額を超える場合、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます(償還払い方式による)。

○ 支 給 額

世帯のサービス利用(利用者負担額)の合計と「世帯の基準額」との差額が支給されます。

○ 基 準 額

37,200円

ただし、一人の障がい児が、障害者総合支援法に基づくサービスと児童福祉法に基づくサービスを利用している場合、同じ世帯に属する障がい児の兄弟がそれぞれサービスを利用し、同一の保護者が支給決定を受けている場合は、受給者証に記載されている負担上限月額のうち、最も高い額が基準額となります(障がい児の特例)。

○ 合算の対象となる費用

- ・障害者総合支援法に基づく介護給付費等に係る利用者負担額
- ・介護保険の利用者負担額
(ただし、同一人が障害福祉サービスを併用している場合に限りま。また、高額介護サービス費、高額介護予防サービス費により償還された費用を除きます。)
- ・補装具費に係る利用者負担額
- ・児童福祉法に基づく障害児通所給付費に係る利用者負担額
- ・児童福祉法に基づく障害児入所給付費に係る利用者負担額

③ 新たな高額障害福祉サービス費（平成30年4月から新設）

介護保険へスムーズな移行ができるよう、65歳となり介護保険のサービスを利用する場合、一定の要件を満たす方の介護保険における自己負担額に対して高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます。

○ 支給額

障害福祉サービス相当の介護保険サービス※利用における自己負担額（介護保険制度による負担分を除く。）が支給されます。

※ 障害福祉相当の介護保険サービス：訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護

○ 対象者

以下をすべて満たす65歳以上の方

- ・65歳に達する前の5年間、介護保険相当の障害福祉サービス※を支給決定されていた。

※ 介護保険相当の障害福祉サービス：居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所

- ・65歳に達する日の前日の障害支援区分が「区分2」以上であった。
- ・65歳に達する日の前日の所得区分が「低所得」又は「生活保護」であった。
- ・65歳に達する日までに介護保険法に基づく介護保険サービスを利用していない。
- ・支給申請時点の所得区分が「低所得」又は「生活保護」である。

④ 就学前の障害児通所支援に係る利用者負担額の減免措置

⑦ 就学前の障害児通所支援に係る利用者負担額の無償化

利用者負担額は、世帯の課税状況に応じて決定されますが、令和元年10月より、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に、障害児通所支援事業を利用する幼児（満3歳になって初めての4月1日から3年間）の利用料を無償化しております。

④ 就学前の障害児通所支援に係る利用者負担額の多子軽減

市民税所得割額77,101円未満の世帯は障害児通所支援を利用する児童と生計を同じくする兄弟（年齢問わず）の中で2人目児童は一部軽減、3人目以降の児童は無償となります。

市民税所得割額77,101円以上の世帯は、障害児通所支援（※1）を利用する、または幼稚園等（※2）に通う児童が同じ世帯に2人以上いる場合、障害児通所支援の利用者負担額が軽減されます。

※1 障害児通所支援のうち、未就学児に対する児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援が対象。なお、放課後等デイサービスは対象外。

※2 幼稚園等とは、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可保育所、情緒障害児短期治療施設、認定こども園、特例保育、家庭的保育事業等。

（3）在宅と施設のバランス

施設利用に伴う光熱水費などの居住費や食費が、給付の対象外になります。

したがって、施設を利用される方も自宅でサービスを受けられる方と同様に、原則として居住費と食費の実費負担が必要になります。ただし、所得の低い方には、負担を軽くするための費用が支給されます。

3 自立支援給付

(1) 介護給付

① 居宅介護（ホームヘルプ）

- **サービスの内容**
入浴、排泄、食事の介助、または通院に係わる介助など、居宅での生活全般にわたるサービスです。
- **対象者**
市がサービスの利用を必要と認めた、障害支援区分が1以上の障がい者（例外サービスあり）、またはこれに相当する心身の状態にある障がい児
- **実施事業所**
55事業所（令和4年4月1日現在）

② 重度訪問介護

- **サービスの内容**
居宅における介護、外出時における移動中の介護及び医療機関や介護施設への入院・入所中に意思疎通の支援を行う総合的なサービスです。
- **対象者**
障害支援区分が4以上で、かつ常に介護が必要な障がい者（原則18歳以上の方、医療機関や介護施設への入院・入所中の意思疎通の支援を利用する場合は障害支援区分が6以上の方）
- **実施事業所**
45事業所（令和4年4月1日現在）

③ 同行援護

- **サービスの内容**
重度の視覚障がい者に対し、外出時において移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行うサービスです。
- **対象者**
重度の視覚障がい者で、条件に該当する方
- **実施事業所**
18事業所（令和4年4月1日現在）

④ 行動援護

- **サービスの内容**
行動の際に生じうる危険回避のための援護や、外出時における移動中の介護を行うサービスです。
- **対象者**
市がサービスの利用を必要と認めた、障害支援区分が3以上で、かつ行動上著しい困難がある障がい者、または障がい児
- **実施事業所**
8事業所（令和4年4月1日現在）

⑤ 重度障害者等包括支援

- **サービスの内容**
常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する方につき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び自立生活援助を包括的に提供するサービスです。
- **対象者**
障害支援区分が区分6（障がい児にあっては区分6に相当する心身の状態）に該当する方のうち、意思疎通に著しい困難を有する方であって、条件に該当する方
- **実施事業所**
1事業所（令和4年4月1日現在）

⑥ 短期入所（ショートステイ）

○ サービスの内容

居宅において介護を行う人が病気などの場合、施設に短期間入所させ、入浴・排泄・食事の介護等を提供します。

○ 対象者

障害支援区分が1以上の方、または障がい児

○ 実施事業所

14事業所（令和4年4月1日現在）

⑦ 療養介護

○ サービスの内容

医療を受けながら常に介護が必要な方に、主に日中に、病院などで機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の支援等を行います。

○ 対象者

障害支援区分が5以上の筋ジストロフィー患者等（18歳未満の場合は、児童福祉法に基づく施設給付の対象となる）

○ 実施事業所

2事業所（令和4年4月1日現在）

⑧ 生活介護

○ サービスの内容

常に介護が必要な方に、主に日中において、障害者支援施設などで入浴、排泄及び食事等の介護を行うほか、創作活動や生産活動の機会を提供します。

○ 対象者

50歳未満で障害支援区分が3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上、または50歳以上で障害支援区分が2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上の方（18歳未満の場合は、児童福祉法に基づく施設給付の対象となる）

○ 実施事業所

31事業所（令和4年4月1日現在）

⑨ 施設入所支援

○ サービスの内容

施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴等の介護、生活等に関する相談援助等を提供します。

○ 対象者

生活介護利用者のうち障害支援区分が4以上の方（50歳以上の場合は区分3以上）または自立訓練、就労移行支援利用者のうち、生活能力により単身での生活が困難な方、地域の社会資源等の状況により通所することが困難な方等

○ 実施事業所

6事業所（令和4年4月1日現在）

(2) 訓練等給付

① 自立訓練

- サービスの内容
自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
- 対象者
地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上が必要な障がい者
- 実施事業所
4事業所（令和4年4月1日現在）

② 就労移行支援

- サービスの内容
就労を希望する障がい者に一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識及び能力の向上の訓練を行います。
- 対象者
一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる障がい者（65歳未満に限る）
- 実施事業所
10事業所（令和4年4月1日現在）

③ 就労定着支援

- サービスの内容
一般就労への移行に伴い、生活面に課題が生じている障がい者に対し、関係機関等との連絡調整や助言等、課題解消に向けた支援を行います。
- 対象者
就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方
- 実施事業所
3事業所（令和4年4月1日現在）

④ 就労継続支援

- サービスの内容
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- 対象者
A型：就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、当該事業所において雇用関係に基づく就労が可能と見込まれる方（利用開始時に65歳未満の方に限る）
B型：① 企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があるが、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方
② 就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された方
③ ①、②に該当しない方で、50歳に達している方、又は障害基礎年金1級受給者
- 実施事業所
A型：6事業所 B型：34事業所 基準該当B型：1事業所（令和4年4月1日現在）

⑤ 共同生活援助（グループホーム）

○ サービスの内容

地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者について、主として夜間において相談その他の日常生活上の援助を行います。

○ 対象者

障害支援区分が1以下（2以上でも利用は可能）に該当する方（身体障がい者については、65歳未満の方又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る）

○ 実施事業所

17事業所（令和4年4月1日現在）

⑥ 自立生活援助

○ サービスの内容

精神科病院等から1人暮らしに移行した障がい者等について、定期訪問や随時対応による課題把握や助言、連絡調整等を行います。

○ 対象者

精神科病院等から1人暮らしに移行し、理解力や生活力に不安がある方

○ 実施事業所

1事業所（令和4年4月1日現在）

（3）地域相談支援

① 地域移行支援

○ サービスの内容

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

○ 対象者

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる方

○ 実施事業所

5事業所（令和4年4月1日現在）

② 地域定着支援

○ サービスの内容

居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

○ 対象者

- ① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある方
- ② 居宅において家族と同居している障がい者であっても、当該家族等が障がい、疾病等のため、その障がい者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある方

○ 実施事業所

4事業所（令和4年4月1日現在）

(4) 障害児通所支援

① 児童発達支援

○ サービスの内容

主として未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等を行います。(医療型児童発達支援の場合は、加えて治療を行う)

○ 対象者

療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児童等（医療型の場合は、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた児童） ※ 障害者手帳は必ずしも必要ではありません。

○ 実施事業所

37事業所（令和4年4月1日現在）（医療型は市内にはありません。）

② 放課後等デイサービス

○ サービスの内容

就学している児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

○ 対象者

学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児

○ 実施事業所

56事業所（令和4年4月1日現在）

③ 保育所等訪問支援

○ サービスの内容

障がい児以外の児童との集団生活に適応できるよう専門的な支援その他必要な支援を行います。

○ 対象者

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるもの（保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設として本市が認めた施設）に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児

○ 実施事業所

4事業所（令和4年4月1日現在）

④ 居宅訪問型児童発達支援

○ サービスの内容

重度の障がい等により外出が困難な児童に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

○ 対象者

児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障がい児等

○ 実施事業所

1事業所（令和4年4月1日現在）

(5) 計画相談支援（障害児相談支援を含む）

○ サービスの内容

サービス利用支援：障害福祉サービス等の申請を行った方に対して、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後においては、事業者等との連携調整等の便宜を供与するとともに、サービス等利用計画を作成します。

継続サービス利用支援：障害福祉サービス等の支給決定期間において、サービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、一定期間ごとに検証します。

○ 対象者

サービス利用支援：障害福祉サービス等の申請を行ったすべての障がい者又は障がい児の保護者

継続サービス利用支援：サービス等利用計画が作成された支給決定障害者等

○ 実施事業所

27事業所（令和4年4月1日現在）（障害児相談支援事業 15事業所）

(6) 自立支援医療（更生医療）

○ 事業内容

身体障がい者に対し、その障がいを軽減し、自立した日常生活や社会生活を営めるようにするために必要な医療を給付するものです。

○ 対象者 身体障害者手帳をお持ちの方（18歳以上）で、手術などの治療によりその障がい軽減され、又は機能が回復するような場合

○ 申請先 各地区保健福祉センター

○ 必要なもの 申請書、指定医師の意見書、身体障害者手帳、健康保険証、世帯の所得等が確認できる書類、人工透析の場合は特定疾病療養受療証

○ その他 利用者負担額は、原則として1割です。
ただし、世帯の所得額や市民税額等により、上限があります。

(7) 補装具費

○ 事業内容

身体障がい者等の社会活動を容易にするため、障がいの種別に応じて、視覚障害者安全つえ、義眼、補聴器、義手、義足、車椅子等の補装具の購入、修理及び貸与に要する費用の支給を行っています。

介護保険対象品目となっている品目については、介護保険制度で貸与を受けていただきます（介護保険制度での1割の自己負担があります）

○ 対象者 在宅で、身体障害者手帳を所持している方及び難病患者等の方

○ 申請先 各地区保健福祉センター

○ 必要なもの 申請書、身体障害者手帳、医師意見書（場合によっては、医師意見書提出の代わりに判定会への出席が必要です。）

○ その他 利用者負担額は、原則として1割です。
ただし、世帯の所得額や市民税額等により、上限があります。
市民税所得割額46万円以上の世帯員がいると、制度の対象外となります。

4 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

○ 事業内容

障がい者（児）や家族等に対して、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、「いわき障がい者相談支援センター」及び「いわき基幹相談支援センター」を設置しています。

○ 設置数

障がい者相談支援センター 5ヵ所

基幹相談支援センター 1ヵ所

○ 施行年月日

平成18年10月1日（障害者総合支援法・いわき市地域生活支援事業実施要綱）

機 関 名	地 区 名 等	所 在 地	電話番号	ファックス
いわき障がい者 相談支援センター	北部地域（平・四倉・久之浜大久・小川・川前） （平地域包括支援センター内）	平字梅本21 （市役所本庁舎内）	（直通）22-1132 （内線）2846・2847	22-7505
	小名浜地域 （小名浜地域包括支援センター内）	小名浜花畑町34-2 （小名浜支所北分庁舎内）	（直通）92-0415 （内線）5196	92-5202
	勿来・田人地域 （勿来・田人地域包括支援センター内）	錦町大島1 （勿来支所内）	（代表）63-2111 （内線）5389	62-2154
	常磐・遠野地域 （常磐・遠野地域包括支援センター内）	常磐湯本町吹谷76-1 （常磐支所内）	（代表）43-2111 （内線）5586	43-2205
	内郷・好間・三和地域 （内郷・好間・三和地域包括支援センター内）	内郷高坂町四方木田191 （総合保健福祉センター内）	（直通）27-8660 （内線）65267	27-8640
いわき基幹相談 支援センター	—	平字梅本21 （市役所本庁舎内）	（直通）22-1130 （内線）2769	22-3183

(2) 意思疎通支援事業

① 手話通訳者設置事業

○ 事業内容

聴覚障がい者等の相談体制の強化を図るとともに、社会生活におけるコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳者を派遣し、聴覚障がい者等の福祉の増進に努めています。

○ 対 象 者

聴覚障がい又は言語機能障がいのある方

○ 手話通訳者の配置

障がい福祉課内に3名（令和4年4月1日現在）

○ 通訳の内容

- 更生援護に係る通訳
- 市及び福祉団体が開催する大会又は会議等における通訳
- 民生・児童委員及び身体障害者相談員が聴覚障がい者等の相談に応じる場合

○ 申 請 先

障がい福祉課

○ 財源負担

国1／2 県1／4 市1／4

○ 施行年月日

平成18年10月1日（障害者総合支援法・いわき市地域生活支援事業実施要綱）

● 手話通訳者の出張相談日

場 所	日 時	電話番号	F A X 番号
小名浜地区保健福祉センター	毎週火曜日 10:00～16:00	(54) 2111	(92) 4531
勿来・田人地区保健福祉センター	毎週木曜日 10:00～16:00	(63) 2111	(62) 2154
常磐・遠野地区保健福祉センター	毎週水曜日 13:30～16:30	(43) 2111	(43) 2205
内郷・好間・三和地区保健福祉センター	毎週水曜日 9:00～12:00	(27) 8690	(27) 8640

② 登録手話通訳者派遣事業

○ 事業内容

聴覚障がい者等の日常生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑にするため、登録手話通訳者を派遣し、聴覚障がい者等の福祉の増進に努めています。

また、通訳の内容については、手話通訳者設置事業における内容と同じです。

- 対象者 聴覚障がい又は言語機能障がいのある方
- 登録手話通訳者数 17名（令和4年4月1日現在）
- 申請先 障がい福祉課
- 財源負担 国1／2 県1／4 市1／4
- 施行年月日 平成18年10月1日（障害者総合支援法・いわき市地域生活支援事業実施要綱）

③ 要約筆記者派遣事業

○ 事業内容

中途失聴者や難聴者などの聴覚障がい者の日常生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑にするため、要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者等の福祉の増進に努めています。

- 対象者 聴覚障がい者及び聴覚障がい者と意思疎通を図る必要のある方
- 要約筆記者数 11名（令和4年4月1日現在）
- 申請先 障がい福祉課
- 財源負担 国1／2 県1／4 市1／4
- 施行年月日 平成18年10月1日（障害者総合支援法・いわき市地域生活支援事業実施要綱）

④ 重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業

○ 事業内容

重度の障がいにより意思の疎通が困難な障がい者等が医療機関に入院した場合に、日頃から本人を介護し、本人の意思を病院スタッフに伝えることが出来る居宅介護従事職員を病院に派遣し、病室等で医師や看護師等の医療従事者との意思疎通が図れるよう支援します。

- 対象者 重度の障がいによりコミュニケーション支援が必要な方で、入院先の病院からコミュニケーション支援の要請がある方。
- 申請先 各地区保健福祉センター
- 財源負担 国1／2 県1／4 市1／4
- 施行年月日 平成29年4月1日（障害者総合支援法・いわき市地域生活支援事業実施要綱）
- その他 利用者負担額は、無料。

（3）日常生活用具給付等事業

○ 事業内容

在宅の障がい者等の自力での日常生活を容易にするため、特殊寝台、便器等の日常生活用具を給付しています。

- 対象者 日常生活用具の種目ごとに規定する対象者で、必要と認められる者
- 申請先 各地区保健福祉センター
- 財源負担 国1／2 県1／4 市1／4
- 施行年月日 平成18年10月1日（障害者総合支援法・いわき市地域生活支援事業実施要綱）
- その他 利用者負担額は、原則として1割です。
ただし、世帯の所得額や市民税額等により、上限があります。

(4) 移動支援事業

○ 事業内容

屋外での移動が困難な障がい者（児）等に対し外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

- 対象者 外出に際して移動の支援が必要な在宅の障がい者（児）等
- 申請先 各地区保健福祉センター
- 財源負担 国1／2 県1／4 市1／4
- 施行年月日 平成18年10月1日（障害者総合支援法・いわき市地域生活支援事業実施要綱）
- その他 利用者負担額は、原則として所定の金額の1割です。
ただし、世帯の所得額や市民税額等により、上限があります。

(5) 地域活動支援センター

○ 事業内容

地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与して、障がい者の地域生活支援の促進を図ります。

市が徴収する手数料はありませんが、食事代などの実費負担については、別途施設に支払うこととなります。

- 対象者 地域に居住している障がい者
- 申請先 各地区保健福祉センター
- 実施事業所 4箇所（令和4年4月1日現在）
- 施行年月日 平成18年10月1日（障害者総合支援法・いわき市地域生活支援事業実施要綱）

(6) 訪問入浴サービス事業

○ 事業内容

入浴に介護を要する在宅の身体障がい者（児）等の居宅へ訪問し、入浴や清拭等のサービスを提供します。

- 対象者 家庭において入浴させることが困難な重度の身体障がい者（児）等
- 利用回数 週に1回程度
- 申請先 各地区保健福祉センター
- 必要なもの 医師の意見書
- 財源負担 国1／2 県1／4 市1／4
- 施行年月日 平成18年10月1日（障害者総合支援法・いわき市地域生活支援事業実施要綱）
- その他 利用者負担額は、原則として所定の金額の1割です。
ただし、世帯の所得額や市民税額等により、上限があります。

(7) 更生訓練費給付事業

○ 事業内容

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している方に対し、社会復帰の促進を図ることを目的として、訓練のために必要な費用（物品購入費及び交通費）を支給しています。

- 対象者 就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している方
(ただし、利用料負担の生じない方に限ります。)

- 支給額 訓練日数等により異なります。

- 申請先 各地区保健福祉センター

- 財源負担 市単独事業

- 施行年月日 平成18年10月1日（障害者総合支援法・いわき市地域生活支援事業実施要綱）

(8) 生活訓練事業

点字指導員派遣事業

○ 事業内容

中途失明者が点字の学習を希望する場合、点字指導員を派遣して基本的な点字指導を行い、その社会参加の促進を図っています。

- 対象者 途中で失明し、点字学習を希望する方

- 派遣回数 おおむね月2回（1回2時間程度）最大12回

- 点訳指導員 視覚障がい者の福祉の向上に理解と熱意を有する民間人が、地区保健福祉センターに登録しています。

※ 登録人員 4名（令和4年4月1日現在）

- 申請先 各地区保健福祉センター

- 財源負担 国1／2 県1／4 市1／4

- 施行年月日 平成18年10月1日（障害者総合支援法・いわき市地域生活支援事業実施要綱）

(9) 日中一時支援事業

○ 事業内容

障がい者（児）等の家族の就労支援及び障がい者（児）等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、障がい者（児）等の日中における活動の場を確保し、見守り等の支援を行います。

- 対象者 就労や休息等、その他緊急やむを得ない理由により日中監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要であると認められる障がい者（児）等

- 申請先 各地区保健福祉センター

- 財源負担 国1／2 県1／4 市1／4

- 施行年月日 平成18年10月1日（障害者総合支援法・いわき市地域生活支援事業実施要綱）

- その他 利用者負担額は、原則として所定の金額の1割です。
ただし、世帯の所得額や市民税額等により、上限があります。

(10) スポーツ・レクリエーション事業

① わいわい塾

○ 事業内容

障がい者に各種レクリエーション等を提供し、自主的に外出するきっかけを作り、地域住民と一緒に楽しむことにより、障がい者の余暇活動の充実及び社会活動の推進を目的として実施するものです。

○ 参加人数 障がいのある方17名 計17名（令和3年度）

○ 会 場 中央台公民館、いわき公園など

※例年募集しているボランティアについては、新型コロナウイルス対応のため、人数制限を行ったことにより募集しなかった。

② サンアビススポーツ塾

○ 事業内容

スポーツに関心をお持ちの障がいのある方が、定期的にスポーツを行える環境を整え、健康増進や余暇活動の充実及びスポーツを通してのネットワーク作りを広げる場を設けることを目的として実施するものです。

（令和3年度）

○ 参加人数 障がいのある方107名とボランティア104名 計211名

○ 会 場 いわきサン・アビリティーズ

○ 種 目 卓球、バドミントン、サウンドテーブルテニス等

③ パラスポーツ体験教室

○ 事業内容

障がいの有無に関わらず、様々なパラリンピック競技や障がい者スポーツを体験していただきます。

○ 参加対象 年齢、性別及び障がいの有無は問いません。

ただし、未成年者の参加には保護者の承諾が必要です。

○ 会 場 いわきサン・アビリティーズ

○ 開催日 7月から10月（体験種目によって開催日時が異なります。）

(11) 登録手話通訳者等養成研修事業

○ 事業内容

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法等により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話奉仕員等を養成研修することにより、障がい者等の社会参加を促進することを目的として各講習会を実施しています。

種 別	概 要
手話講習会/ステップアップ手話講習会	聴覚障がい者の社会生活におけるコミュニケーションを円滑にするための手話奉仕員の養成講習会
要約筆記者養成講習会	中途失聴者等に対し、会話や講演会での内容を文字に換えて伝える要約筆記者の養成講習会
点訳者養成講習会（初・中級）	視覚障がい者のために日常生活情報等の点訳を行う点訳奉仕者の養成講習会
音訳奉仕者養成講習会（初・中級）	視覚障がい者のために図書をＣＤ等の情報媒体に音訳する音訳奉仕者の養成講習会

(12) 自動車運転免許取得・改造助成事業

① 身体障害者自動車操作訓練費補助事業

○ 事業内容

身体障がい者のうち下肢機能、体幹機能又は聴覚機能に障がいのある方が自動車運転免許を取得した場合、その取得のために要した経費の一部を補助し、身体障がい者の方の社会参加を促進しています。なお、補助額の限度は、10万円となります。

○ 対象者

身体障害者手帳を所持する在宅の下肢障がい者、体幹機能障がい者又は聴覚障がい者の方

○ 申請先 各地区保健福祉センター

○ 必要なもの 身体障害者手帳、自動車運転免許証、経費の明細書

○ 財源負担 市単独事業

○ 施行年月日 平成18年10月1日（障害者総合支援法・いわき市地域生活支援事業実施要綱）

● 補助状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件 数（件）	1	1	0	0	1
支給金額（千円）	100	100	0	0	100

② 身体障害者用自動車改造費補助事業

○ 事業内容

重度の身体障がい者のうち、上肢、下肢又は体幹機能に障がいのある方が、仕事などのために自動車を取得し、その自動車を改造した場合、改造に要した経費の一部を補助し、その社会参加の促進をしています。

○ 対象者（次のすべての要件に該当する方）

● 上肢機能障がい、下肢機能障がい又は体幹機能障がい者で、身体障害者手帳の1級又は2級を所持している方

● 仕事などに使うため、障がい者本人が所有し運転する自動車を改造した方

● 前年の所得が、制限額を超えない方

○ 申請先 各地区保健福祉センター

○ 必要なもの 身体障害者手帳、自動車運転免許証、必要経費の明細書

○ 財源負担 市単独事業

○ 施行年月日 平成18年10月1日（障害者総合支援法・いわき市地域生活支援事業実施要綱）

● 補助状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件 数（件）	7	3	6	1	7
支給金額（千円）	653	298	425	100	660

(13) 障害者自発的活動支援事業

○ 事業内容

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的としており、団体等の活動に対し補助金を交付しています。

- 対象団体 市内に住所を有する障がい者本人及びその家族、自治会、ボランティア団体、NPO法人等であって、障がい者福祉に関する活動実績がある又は継続的な活動を行うことが見込まれる団体であること等（一定の要件あり）

- 対象事業 ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、社会活動支援、ボランティア活動支援、その他形式支援

- 申請先 障がい福祉課

- 補助額 補助率10／10以内（予算の範囲内）

- 財源負担 国1／2 県1／4 市1／4

- 施行年月日 平成20年8月11日（いわき市障害者自発的活動支援事業費補助金交付要綱）

(14) 市民啓発事業

○ 事業内容

障がいについての理解促進に資することを目的に、各種啓発、広報活動を実施しています。

○ 実施内容

● 障害者週間記念事業

障害者週間（12月3日から9日までの7日間）を記念し、障がい者の作品や施設のパネル展示を委託により実施。

● 施設製品ガイド

市内の障がい者施設の授産製品を集めたパンフレットを作成・配布。

● 障がい者福祉の学校教材

市内の小学校4年生を対象とした教材を作成、配布。

(15) 児童発達支援センター地域支援機能強化事業

○ 事業内容

障がい児やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、身近な地域で支援を行う児童発達支援センターに専門職を配置し、地域における支援機能の充実を図るほか、障がい児通所支援事業等を利用していない地域で生活する家族等が気軽に利用できる場を整備し、親同士の交流や子どもの遊び場の提供を行うことで、地域支援体制の整備を図る取り組みをしています。

○ 実施施設

3箇所（令和4年4月1日現在） エデンの家、児童発達支援センターわくわくキッズ、いわき南子どもの家児童発達支援センター

- 施行年月日 平成26年11月1日（いわき市児童発達支援センター地域支援機能強化事業実施要綱）

(16) 地域生活支援体制強化事業

① 緊急一時宿泊事業

○ 事業内容

通い難れた障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所における宿泊を伴う見守り等の支援を行うことにより、緊急に居宅においてその介護を行う者がいなくなった障がい者が安心して生活することができる場所を確保します。

○ 対象者

当該事業の業務を受託している事業所が行う生活介護の事業を利用しており、かつ、介護を行う者の疾病その他のやむを得ない事由により、緊急に居宅においてその介護を行う者がいなくなった障がい者

○ 実施事業所数 5 箇所（令和 4 年 4 月 1 日現在）内市外 1 箇所

○ 申請先 各地区保健福祉センター

○ 財源負担 国 1 / 2 県 1 / 4 市 1 / 4

○ 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日（障害者総合支援法・いわき市地域生活支援事業実施要綱）

○ その他 利用者負担額は、原則として所定の金額の 1 割です。
ただし、世帯の所得額や市民税額等により、上限があります。

② 地域生活支援コーディネーター事業

○ 事業内容

障がい者（児）やその家族等に対して積極的な働きかけを行う専門の相談員を配置することにより、緊急時や親亡き後を見据えた支援に関する相談に応じるとともに、緊急事態が生じたときに迅速に対応できる体制の構築を図ります。

○ 対象者

介護者等に緊急事態が生じたときに現状の生活ができなくなるリスクがあり、何らかの支援を要すると想定される障がい者（児）

○ 実施事業所数 1 箇所（令和 4 年 4 月 1 日現在）

○ 配置人員 1 名（令和 4 年 4 月 1 日現在）

○ 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日（障害者総合支援法・いわき市地域生活支援事業実施要綱）

その他の障がい者（児）福祉サービス

1 相談・指導

（１）福島県障がい者総合福祉センター

福島県障がい者総合福祉センターは次のような業務を行っています。

- 身体障がい者及び知的障がい者に関する専門的な知識・技術を要する相談、指導
- 身体障がい者及び知的障がい者の医学的、心理学的、職能的判定及び社会的評価
- 身体障がい者及び知的障がい者に関する市町村が行う援護の実施に対し、市町村に対する専門的な技術的援助及び助言、情報提供、市町村相互間の連絡調整
- 補装具の処方及び適合判定等

● 福島県障がい者総合福祉センター

福島市杉妻町2-16 県庁北庁舎1階 電話 024 (521) 2823

（２）福島県児童相談所

児童相談所は、18歳未満の児童について一般家庭・学校などからあらゆる相談に応じ、児童が心身ともに健やかに育つよう援助指導する専門機関です。

● 福島県浜児童相談所

いわき市自由ヶ丘38番地の15 電話 (28) 3346

（３）障がい者虐待防止センター

障がい者の虐待に関わる通報や届出、支援に関する相談の窓口を各地区保健福祉センター内に設置し、迅速な対応及び適切な支援を実施します。

障がい者虐待防止センター	住 所	電 話
○ 平地区保健福祉センター	平字梅本21	(22) 7457
○ 小名浜地区保健福祉センター	小名浜花畑町34-2	(54) 2111 (内線5166)
○ 勿来・田人地区保健福祉センター	錦町大島1	(63) 2111 (内線5374)
○ 常磐・遠野地区保健福祉センター	常磐湯本町吹谷76-1	(43) 2111 (内線5574)
○ 内郷・好間・三和地区保健福祉センター	内郷高坂町四方木田191	(27) 8691
○ 四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	四倉町字西四丁目11-3	(32) 2114
○ 小川・川前地区保健福祉センター	小川町高萩字下川原15-6	(83) 1329

● 窓口対応時間及び連絡先

【平日・日中】各地区保健福祉センター 8時30分から17時15分まで

【休日・夜間】いわき市役所 電話 (22) 1111

2 在宅福祉対策

(1) 特別障害者手当等の支給事業

○ 事業内容

特別障害者手当については、20歳以上の重度の心身障がい者で、その障がいにより日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給され、障害児福祉手当については、20歳未満の重度の心身障がい児で、その障がいにより日常生活において常時介護を必要とする在宅（病院に入院中も可）の方に支給されます。また、これら以外の方で昭和61年4月1日の制度改正前に福祉手当を支給されていた方には、経過措置として「経過的福祉手当」を支給しています。

○ 対象者

- 特別障害者手当 重度障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方
- 障害児福祉手当 重度障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方（障害児入所施設等に入所している方は除く）
- 経過的福祉手当 昭和61年3月31日において20歳以上で、昭和61年4月1日において従前の福祉手当の受給資格を有し、特別障害者手当及び障害基礎年金に該当しない方

○ 支給額（令和4年4月1日現在）

- 特別障害者手当 月額 27,300円
- 障害児福祉手当 月額 14,850円
- 経過的福祉手当 月額 14,850円

○ 申請先 各地区保健福祉センター

○ 必要なもの 指定する診断書、受給資格者及び扶養義務者の世帯全員の省略事項のない住民票の写し（申請内容によって戸籍謄本等の添付を求める場合があります。）、預金口座番号

○ 財源負担 国3／4 市1／4

○ 施行年月日 昭和50年10月1日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）

● 特別障害者手当等の支給状況（令和3年度）

区 分	特別障害者手当	障害児福祉手当	経過的福祉手当	合 計
延 件 数（件）	3,881	4,426	166	8,473
支給金額（千円）	106,145	65,859	2,470	174,474

(2) 重度心身障害者福祉金

○ 事業内容

在宅の20歳以上の重度障がいのある方に対し、福祉金を支給しています。

○ 対象者（次のいずれかに該当する方）※施設入所者を除く。

- 身体障害者手帳1級を所持し、日常生活に介護を要する方
- 療育手帳Aを所持する方

○ 支給額 年額 48,000円（毎年3月に支給）

※ 65歳以上で要介護老人介護手当支給条例で規定する「要介護老人」に該当する方は、支給されません。

※ 受給資格者等の所得が限度額を超えた場合は、支給されません。

○ 申請先 各地区保健福祉センター

○ 必要なもの 申請書

○ 財源負担 市単独事業

○ 施行年月日 昭和49年4月1日（いわき市重度心身障害者福祉金支給条例）

● 福祉金支給状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件 数 (件)	502	502	522	529	541
支給金額 (千円)	23,080	23,328	23,984	24,576	25,176

(3) 重度心身障害児福祉金

○ 事業内容

3歳以上20歳未満の重度心身障がい児を養育している方に対し、福祉金を支給しています。

○ 対 象 者 (次のいずれかに該当する児童を養育している方) ※ 児童が施設に入所している場合は支給されません。

- 心身障がいのため常時介護を必要とし、歩行等が不能である児童
- 身体障害者手帳2級以上を所持する児童
- 療育手帳Aを所持する児童

○ 支 給 額 児童1人につき 年額 48,000円 (毎年3月に支給)
※ 受給資格者等の所得が限度額を超えた場合は、支給されません。

○ 申 請 先 各地区保健福祉センター

○ 必要なもの 申請書、住民票の写し

○ 財源負担 市単独事業

○ 施行年月日 昭和42年4月1日 (いわき市重度心身障害児福祉金支給条例)

● 福祉金支給状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件 数 (件)	288	282	286	283	272
支給金額 (千円)	12,404	12,504	12,584	12,416	12,000

(4) 重度身体障害者福祉電話貸与事業

○ 事業内容

現に電話等を保有しない低所得世帯に属する在宅の身体障がい者に対し、コミュニケーション及び緊急連絡の手段を確保するため、外出困難な方には電話、聴覚・音声・言語機能等に障がいのある方にはファクシミリを貸与します。

○ 対 象 者 現に電話又はファクシミリを保有していない世帯で、所得税が非課税の世帯に属している身体障がい者の方であって、外出困難な在宅の重度身体障がい者の方や、聴覚・音声・言語機能に著しい障がいを有する方

○ 貸 与 数 13台 (令和4年4月1日現在)

○ 申 請 先 各地区保健福祉センター

○ 必要なもの 申請書、身体障害者手帳

○ 助 成 額 毎月の基本料金と通話料金月額630円以内の額

○ 財源負担 市単独事業

○ 施行年月日 昭和55年1月14日 (いわき市重度身体障害者福祉電話貸与事業実施要綱)

(5) 聴覚障害者緊急連絡事業

聴覚障がい者の緊急連絡に対応するため、次の場所にファクシミリを設置しています。

設置場所及びFAX番号

- 障がい福祉課 (22) 3183
- 平地区保健福祉センター (21) 0696
- 小名浜地区保健福祉センター (92) 4531
- 勿来・田人地区保健福祉センター (62) 2154
- 常磐・遠野地区保健福祉センター (43) 2205
- 内郷・好間・三和地区保健福祉センター (27) 8640
- 四倉・久之浜大久地区保健福祉センター (32) 2258
- 小川・川前地区保健福祉センター (83) 1329
- 消防本部 [119]

(6) 在宅重度障害者医療器材等給付事業

○ 事業内容

在宅重度障がい者の福祉増進を図るため、65歳未満の在宅重度障がい者に対し、治療、予防等日常生活に必要な医療器材等を給付します。

○ 給付対象者

1 治療材料 次の各号全てに該当する方

- (1) 在宅の65歳未満の方
- (2) 身体障害者手帳1級、2級を所持している方
- (3) 下肢・体幹機能障がい有する方又はこれに準ずる方
- (4) 知覚・膀胱・直腸・その他運動機能障がい有する方
- (5) 褥瘡・尿路感染症・膀胱炎・排泄障がい等の治療又は予防のため、日常生活において医学的処置を要する方

2 衛生器材 次の各号全てに該当する方

- (1) 在宅の内部障がいにより人工肛門又は人工膀胱を造設した方
- (2) 膀胱機能障がい、直腸機能障がいの身体障害者手帳をお持ちで無い方

○ 給付品目

- 治療材料：紙おむつ、パット、ガーゼ、消毒液、バンソーコー等（月額3,000円分まで）
- 衛生器材：接着式装具、皮膚保護用パック、採尿パック、ガーゼ、伸縮性バンソーコー等（月額4,000円分まで）

○ 財源負担 市単独事業

○ 施行年月日 昭和57年1月1日（いわき市在宅重度障害者医療器材等給付事業実施要綱）

● 給付状況

年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
治 療 材料費	件 数（件）	1,740	1,787	1,799	1,749	1,721
	給付額（千円）	5,180	5,355	5,412	5,237	5,078
衛 生 器材費	件 数（件）	433	443	541	396	322
	給付額（千円）	1,758	1,770	2,160	1,587	1,283

(7) 人工透析通院患者通院交通費助成事業

○ 事業内容

腎臓機能に障がいのある方が、人工透析（血液透析）のための通院に要する交通費を助成します。

○ 対象者

- 人工透析のために通院している方
- 障がい者本人の前年の所得が、国民年金法施行令第6条の4第1項で定める額を超えない方
- 配偶者又は扶養義務者の所得が、同法施行令第5条の4第2項で定める額を超えない方

○ 申請先 各地区保健福祉センター

○ 必要なもの 申請書、通院証明書、申立書（市外の医療機関に通院する場合）、預金口座番号

○ 助成額 1か月の通院交通費の総額から4,000円を差し引いた額※上限、月25,000円まで

○ 財源負担 市単独事業

○ 施行年月日 昭和58年5月28日（いわき市人工透析通院患者通院交通費助成事業実施要綱）

● 助成状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延件数（件）	498	466	650	524	494
金 額（千円）	3,015	3,281	3,630	3,624	3,051

(8) 重度心身障害者交通費助成事業

○ 事業内容

在宅の重度心身障がい者の方に交通費を助成します。

○ 対象者

身体障害者手帳1級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持する在宅の方で、所得税が課税されていない方（社会福祉施設に通所・通園している方も含む。）

○ 申請先 各地区保健福祉センター

○ 必要なもの 申請書、障害者手帳、預金口座番号

○ 助成額 年額12,000円 ※助成方法（口座振込）

○ 財源負担 市単独事業

○ 施行年月日 平成5年4月1日（いわき市重度心身障害者交通費助成事業実施要綱）

● 助成状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人 員（人）	1,798	1,703	1,670	1,774	1,755
金 額（千円）	21,446	20,821	21,080	20,563	19,886

(9) 心身障害者扶養共済制度

○ 事業内容

心身に障がいがあるために独立自活することが困難な方を扶養している保護者の方々が、その生存中に毎月一定の掛金をかけ、万一（死亡・重度障がい）のことがあった場合に、後に残された心身障がい者に終身一定の年金を支給します。

また、加入している低所得者の保護者に対し、掛金の一部を助成しています。

○ 加入対象者 心身障がい者を扶養している県内在住の65歳未満の保護者で、特別の疾病又は障がいのない方

※対象となる心身障がい者

- ・知的障がいをもつ方
- ・身体障害者手帳1級～3級までの方
- ・心身に永続的な障がいがあり、その障がいの程度が上記対象者（精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）と同等の方

○ 年金の給付 月額20,000円（2口加入者については、月40,000円）

○ 脱退一時金 加入期間や加入時期により30,000円から250,000円

○ 助成対象者 市民税が非課税の世帯又は市民税の所得割が非課税の世帯で、心身障害者扶養共済制度に加入している方

○ 助成基準 加入時の年齢及び所得の状況に応じ、掛金相当額全額から1／2の額で助成

○ 申請先 各地区保健福祉センター又は各支所

○ 必要なもの 申請書、加入申込者及び心身障がい者の住民票の写し、申込者告知書、印鑑、加入申込者の市町村民税課税証明書、障害者手帳など心身障がい者の障がい状況のわかるもの

○ 財源負担 市単独事業

○ 施行年月日 昭和45年4月1日（福島県心身障害者扶養共済制度条例）

昭和53年4月1日（いわき市心身障害者扶養共済制度掛金助成事業実施要綱）

○ その他 掛金は加入時の年齢区分により、一口当り月額9,300円から23,300円となります。

● 助成状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
助成人員（人）	8	9	9	9	8
金 額（千円）	652	757	844	944	878

(10) 障害児（者）地域療育等支援事業

○ 事業内容

在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障がい児（者）施設の有する機能を活用し、巡回訪問・訪問健康診査等により療育機能の充実を図り、地域の在宅障がい児（者）及びその家族の福祉の向上を図ります。

○ 対象者 在宅の障がい児（者）及びその家族

○ 実施事業所 1事業所（令和4年4月1日現在）福島整肢療護園

○ 財源負担 市単独事業

○ 施行年月日 平成11年4月1日（いわき市障害児及び障害者地域療育等支援事業実施要綱）

(11) 身体障害者奨学資金制度

- **事業内容**
高等学校に在学する身体障がい者に対し、その修学を助長するため、奨学資金を支給しています。
- **対象者**
保護者が市内に住所を有しており、身体障害者手帳を所持し、高等学校（高等学校に準ずる学校を含む）に在学している方
- **申請先**
各地区保健福祉センター
- **必要なもの**
申請書、保護者の住民票の写し、在学証明書
- **支給額**
月額 8,700円（令和4年度）
※ 受給資格者等の所得が限度額を超えた場合は、支給されません。
- **支給期間**
受給資格の認定を受けた日の属する年度の3月まで（毎年申請が必要となります。）
- **財源負担**
市単独事業
- **施行年月日**
昭和49年10月1日（いわき市身体障害者奨学資金支給条例）

(12) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

- **事業内容**
難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達の支援及びコミュニケーションの向上を促進するため、身体障害者手帳の交付対象とはならない軽度・中等度の難聴児を対象に、補聴器の購入及び修理に要する費用の一部を助成しています。
- **対象者**
次の要件を全て満たす方
 - ・申請の時点において、満18歳未満であること。
 - ・補聴器の装用により、言語習得等に一定の効果が期待できると、医師の判断を受けていること。
 - ・聴覚障がいの程度について、身体障害者手帳6級以上の基準には該当しないこと。
- **支給額**
費用の3分の2（基準額の範囲内）。
※ 市民税所得割額46万円以上の方がいる世帯は制度の対象となりません。
- **申請先**
各地区保健福祉センター
- **必要なもの**
申請書、医師意見書、補聴器業者の作成した見積書
- **財源負担**
県1／3 市1／3
- **施行年月日**
平成27年12月17日（いわき市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱）

(13) いわきサポートブック

- **事業内容**
発達の気になるお子さん・障がいのあるお子さんへの継続性のある一貫した支援ツールとして、「いわきサポートブック」を配布しています。
- **対象者**
発達の気になる児童、障がいのある児童
- **利用料**
無料
- **配布窓口**
各地区保健福祉センター、子育てサポートセンター

(14) ヘルプマーク・ヘルプカード

○ 事業内容

周囲の方に援助を必要としていることを知らせることを目的として作成し、配布しています。

○ 対象者 障がいのある方や、妊娠初期の方など援助や配慮を必要とする方

○ 配布窓口 各地区保健福祉センター、各支所（一部の支所を除く）

(15) 訪問理美容サービス事業

○ 事業内容

寝たきり等の状態にあるため、外出して理美容サービスを受けることが困難な在宅の障害者（児）に対し、理容師又は美容師の訪問に要する交通費に係る利用券を交付します。

○ 対象者

障害者（児）のみの世帯、又は障害者（児）と高齢者（おおむね65歳以上）のみの世帯の、寝たきりや心身の障がい等の理由により外出してサービスを利用することが困難な方

○ 申請先 各地区保健福祉センター

○ 必要なもの 申請書

○ 財源負担 市単独事業

○ 施行年月日 平成13年4月1日（訪問理美容サービス事業実施要綱）

3 社会環境の整備

(1) ボランティア養成講座の開催（令和3年度）

種 別	主な開催場所	参加人員	開催期間（回数）
手話講習会（入門）	いわきサン・アビリティーズ	15人	3年10月6日～4年3月9日（全20回）
手話講習会（基礎）	いわきサン・アビリティーズ	15人	3年10月12日～4年2月1日（全23回）
手話講習会（ステップアップ）	いわきサン・アビリティーズ	13人	3年2月15日～4年6月14日（全17回）
点訳講習会（初級）	いわき市社会福祉センター	5人	3年10月4日～4年1月31日（全11回）
音訳講習会（初級）	いわき市文化センター	14人	3年10月9日～3年11月27日（全7回）
要約筆記講習会	いわきサン・アビリティーズ	1人	3年10月9日～4年3月12日（全21回）

(2) 身体障がい者向けの公営住宅

身体障がい者が常時車いすを使用して生活する場合の住宅対策として、車いすの生活に対応した公営住宅を設置しています。

- 白水町入山団地 内郷白水町入山65番地の1 24戸（2K）
- 向後川原団地 平中平窪新町1番地の1 3戸（3DK）
- 内町立町団地 内郷内町立町35番地 3戸（2LDK）
- 泉玉露団地 泉玉露四丁目3番地の1 2戸（2DK）
- 平窪団地 平下平窪字粥餅川原4番地 1戸（2DK）
- 原木田前団地 小名浜大原字原木田前177番地の1 1戸（3LDK）
- 関田須賀団地 勿来町関田須賀1番地 1戸（2LDK）
- 上好間団地 好間町上好間字忽滑37 3戸（2DK、3DK）
- 豊間団地 平豊間字榎町202番地の2 2戸（3LDK）
- 四沢団地 勿来町四沢沢沼10番地 1戸（2LDK）
- 永崎団地 永崎字町田2番地の3 2戸（2LDK）
- 下浅貝団地 常磐湯本町下浅貝46番地 2戸（2LDK）
- 佐糠第一団地 佐糠町東二丁目10番地の2 2戸（2LDK）
- 内郷砂子田団地 内郷高坂町砂子田1番地の3 2戸（2LDK）
- 北白土団地 平北白土字宮田36番地の1 2戸（2LDK）

(3) いわきサン・アビリティーズ

障がい者の教養の向上及び健康の増進を図るとともに、地域住民との交流の促進に寄与するため、機能の回復向上、健康の増進、教養文化の向上及びスポーツ、レクリエーションの場として障害者教養文化体育施設が設置されています。

- 所在地 常磐湯本町上浅貝5番地の1 電話・FAX (43) 7791
- 設備 体育館、視聴覚音楽室、研修室、会議室兼相談室、教養文化室、トレーニング室
- 利用料
 - ・障がい者 : 無料
 - ・一般 専用又は一部専用 : 330円～2,200円（2時間）
 - 個人利用 : 110円（2時間）

4 社会適応対策

(1) グループホーム家賃補助事業

市内のグループホームに入居している障がい者の経済的負担を軽減し、地域生活への移行を促進するため、支払う家賃の一部を補助しています。

住民税非課税世帯、生活保護を受給している人は国の特定障害者特別給付費が優先となり、当該補助金の対象とはなりません。

(2) 障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図ります。

- いわき障害者就業・生活支援センター
- 平成18年度から県事業
- 施行年月日 平成14年5月7日（障害者の雇用の促進等に関する法律）

5 その他

(1) いわき市地域自立支援協議会

本協議会は、障害者総合支援法第89条の3第1項に基づき、関係機関等が相互の連携を図ることで、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことで、障がい者等への支援体制の整備を図ることを目的に設置されています。

また、協議会は、全体会議、運営会議、専門部会及び地域会議から成り、全体会議は、学識経験者、障がい者団体、障がい者施設等、関係機関、市民代表の20人以内の委員（任期3年）で構成されています。

(2) チャレンジ雇用推進事業

就労による障がい者の社会参加の促進を図るため、市が知的、精神又は発達障がいがある方をチャレンジ就業員として雇用するほか、就業員の指導、業務の調整等を行うためチャレンジ雇用支援員を配置し、就業員の一般就労に向けた職場実習や就労支援を行うとともに、民間企業等における障がい者雇用への理解度向上を図ることを目的に、平成22年度から市単独事業として実施しています。

健康づくり推進課

1 健康政策係〔直通（22）7442〕（内線 2773・2774）

- （1）健康づくり推進事業の総合企画及び総合調整に関すること。
 - ・健康いわき21計画推進事業
 - ・健康づくり基金運用事業
- （2）健康いわき推進会議に関すること。
- （3）保健活動の総合調整に関すること。
 - ・保健師の災害派遣等に関すること
 - ・保健師の人材育成に関すること

2 生活習慣改善係〔直通（22）7448〕（内線 2775～2784）

- （1）生活習慣病の予防に関すること。
 - ・生活習慣病対策に関すること
 - ・健康増進事業に関すること
- （2）成人健康診査等に関すること。
 - ・健康診査及び各種がん検診に関すること
- （3）国民健康保険保健事業に関すること。
 - ・国保特定健康診査、特定保健指導に関すること
- （4）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に関すること。

1 健康づくり事業

本市は、全国的な傾向と同様、出生率の低下とともに人口の高齢化が進行しています。

また、悪性新生物（がん）、虚血性心疾患、脳血管疾患などの「生活習慣病」が増加し、それに伴う要介護状態等が増加する傾向が依然として続いています。

「誰もが安全に、安心して暮らせるまち」の実現に向け、生涯にわたる健康づくりを推進するためには、市民一人ひとりが実践する健康づくりを総合的に推進していく必要があります。

本市においては、健康課題を明確にし、世代別の数値目標を設定しながら、生活習慣の改善と社会環境の改善を行い、生活習慣病の発症予防とその重症化予防に努めます。

また、高齢期においても自立した日常生活を営むことができるよう必要な機能の維持及び向上を図ることにより、健康寿命の延伸を目指すとともに、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、地域や社会経済状況の違いによる健康状態の差、いわゆる健康格差の縮小を目指します。

（１）健康いわき21計画推進事業

いわき市民の健康寿命の延伸等を図ることを目的として、「健康いわき21（第二次）」計画を策定し、健康課題を明確にするとともに世代別の数値目標を設定しながら、生涯にわたる市民の健康づくりを総合的に推進しています。

- ・ 計画の期間 平成26年度～令和5年度

（２）健康づくり基金運用事業

健康意識の高揚及び健康づくりの増進に資するため、基金を設置し、その運用益を次に掲げる事業に充てています。

- ① 健康づくりのための知識の普及に関する事業
- ② 健康づくりのための調査研究に関する事業
- ③ 健康づくりのために必要な環境整備に関する事業
- ④ 保健衛生関係団体の育成に関する事業
- ⑤ その他健康づくりのために必要と認められる事業

2 健康いわき推進会議

市民が心身ともに健康でいきがいをもって生活ができる健康長寿社会の実現を目指し、市健康増進計画である「健康いわき21」の効果的かつ効率的な推進を図るための体制を整備するとともに、市民、企業、団体などあらゆる主体と連携・協働し、主体的に市民の健康づくりの推進に取り組むことを目的として、市民の健康づくりの推進に関し、必要な事項を調査審議するため、「健康いわき推進会議」を設置しています。

- 委員数 20名
- 任期 2年

● 健康推進企業普及部会

関係機関・団体等が連携し、健康経営及び地域や消費者の健康づくり活動を積極的に行おうとする企業等の取組みを推進し、普及拡大を図ることを目的として、市民の健康づくりを応援する企業等の取組みに関する事項等を調査審議するため、健康いわき推進会議の下部組織として「健康推進企業普及部会」を設置しています。

- 委員数 14名 ○ 任期 2年

3 健康増進事業及び国保保健事業

本市では、医療等以外の保健事業の実施に当たっては、具体的な実施方法、事業内容等に関し、地域の実情に即した実施計画を作成し、計画的かつ段階的に事業を推進しています。

（１）健康手帳の交付

- **事業内容** 健康手帳は、特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保を目的としています。
- **対象者**
 - ・ 市内に居住地を有する20歳以上の方
 - ・ 市が行う健康教育、健康相談、訪問指導を受けた方
 - ・ 特定健康診査、健康診査及び健康増進事業等を受けた方
- **申請先** ・ 各地区保健福祉センター健康係

（２）健康教育

- **事業内容** 生活習慣病の予防、その他健康に関する正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康保持を目的として行っています。
- **対象者** 40歳から64歳の方（対象者に代わってその家族等を対象とすることができる）
- **種類**
 - ・ 個別健康教育
 - ・ 集団健康教育
- **実施機関** 健康づくり推進課生活習慣改善係・各地区保健福祉センター健康係

（３）健康相談

- **事業内容** 心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に役立てることを目的としています。
- **対象者** 40歳から64歳の方（対象者に代わってその家族等を対象とすることができる）
- **種類**
 - ・ 重点健康相談
 - ・ 総合健康相談
- **実施機関** 健康づくり推進課生活習慣改善係・各地区保健福祉センター健康係

(4) 各種健（検）診

- **事業内容** 生活習慣病予防対策の一環として、各種健康診査の受診をすすめ生活習慣病の早期発見を図ります。
- また、健康診査の結果に基づき健康管理に関する助言や指導を行い、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図ります。
- **診査項目**
- ・ 健康診査
 - ア 19歳から39歳までの既存健診の受診機会が無い方
 - イ 40歳以上の生活保護受給者
 - ウ 75歳以上の後期高齢者医療保険被保険者
(65歳以上の被保険者も含む)
 - ・ 歯周疾患検診 40、50、60、70歳の方
 - ・ 骨粗しょう症検診 40、45、50、55、60、65、70歳の女性の方
 - ・ 各種がん検診
 - ア 胃がん検診は50歳以上の方（※1）
 - イ 肺がん検診は40歳以上の方
 - ウ 大腸がん検診は40歳以上の方
 - エ 子宮頸がん検診は20歳以上の女性の方（※1）
 - オ 乳がん検診は40歳以上の女性の方（※1）
(※1 前年度受診歴のない方)
 - ・ 国保特定健診 いわき市国民健康保険に加入している40歳～75歳未満の方
 - ・ 国保人間ドック いわき市国民健康保険に加入している30歳～75歳未満の方
- **実施機関** いわき市医師会（個別健康診査登録医療機関）・福島県保健衛生協会
- **問い合わせ先** 健康づくり推進課生活習慣改善係・各地区保健福祉センター健康係

● 各種健（検）診実施状況

① 健康診査

年 度	対象者数 (人)	受診者数 (人)			受診率 (%)	結果区分 (人)		
		集団	個別	計		異常なし	要指導	要医療
元	117,440	2,448	10,582	13,030	11.1	538	3,617	8,875
2	115,673	1,050	9,561	10,611	9.2	399	2,889	7,323
3	116,898	1,222	9,767	10,989	9.4	422	3,057	7,510

② 歯周疾患検診

年 度	対象者数 (人)	受診者数 (人)			受診率 (%)	結果区分 (人)		
		集団	個別	計		異常なし	要指導	要治療
元	6,305	0	49	49	0.8	12	7	30
2	6,525	0	82	82	1.3	13	6	63
3	17,342	0	146	146	0.8	18	23	105

③ 骨粗しょう症検診

年 度	対象者数 (人)	受診者数 (人)			受診率 (%)	結果区分 (人)		
		集団	個別	計		異常なし	要指導	要精検
元	5,060	324	972	1,296	25.6	419	455	422
2	5,613	222	1,104	1,326	23.6	467	390	469
3	14,510	249	1,712	1,961	13.5	810	511	578

④ 胃がん検診（個別 上段：X線 下段：内視鏡）

年 度	対象者数 (人)	受診者数 (人)			受診率 (%)	結果区分 (人)					
		集団	個別	計		異常なし	要精検	要注意	要再検	要治療	経過観察
元	103,703	1,856	788 11,665	14,309	13.8	13,366	343	517	5	77	1
2	103,703	392	278 3,294	3,964	17.6	3,646	111	175	0	31	1
3	103,703	993	863 10,199	12,055	15.4	10,899	260	476	0	66	354

※令和2年度から胃がん検診は隔年受診となったため、

令和2年度以降の受診率＝（昨年度受診者数＋今年度受診者数－2年連続受診者数）÷対象者数×100で算出

⑤ 肺がん検診（胸部X線）

年 度	対象者数 (人)	受診者数 (人)			受診率 (%)	結果区分 (人)	
		集団	個別	計		異常なし	要精検
元	113,884	5,901	18,447	24,348	21.4	22,957	1,391
2	113,884	3,507	17,355	20,862	18.3	19,659	1,203
3	113,884	3,123	18,985	22,108	19.4	20,789	1,319

⑥ 大腸がん検診

年 度	対象者数 (人)	受診者数 (人)			受診率 (%)	結果区分 (人)	
		集団	個別	計		異常なし	要精検
元	113,884		17,372	17,372	15.3	16,021	1,351
2	113,884		16,265	16,265	14.3	14,869	1,396
3	113,884		17,906	17,906	15.7	16,700	1,206

⑦ 子宮頸がん検診（受診者には、がん検診の総合支援事業を含む）

年 度	対象者数 (人)	受診者数 (人)			受診率 (%)	結果区分 (人)		
		集団	個別	計		異常なし	要精検	要再検
元	41,646	994	4,270	5,264	12.6	5,211	51	2
2	41,646	526	4,651	5,177	12.4	5,105	72	0
3	41,646	821	5,129	5,950	14.3	5,871	77	2

⑧ 乳がん検診（受診者には、がん検診の総合支援事業を含む）

年 度	対象者数 （人）	受診者数（人）			受診率 （％）	結果区分（人）	
		集団	個別	計		異常なし	要精検
元	35,764	1,592	3,665	5,257	14.7	5,046	211
2	35,764	743	3,535	4,278	12.0	4,089	189
3	35,764	1,371	3,946	5,317	14.9	5,045	272

⑨ 国保特定健康診査

年 度	特定健診							
	対象者数 （人）	受診者数（人）			受診率 （％）	結果区分（人）		
		集団	個別	計		異常なし	軽度異常	要医療
元	51,930	3,911	12,531	16,442	31.7	417	5,258	10,767
2	50,319	2,732	11,193	13,925	27.7	339	4,329	9,257
3	50,652	1,941	13,204	15,145	29.9	390	4,887	9,868

※ 国保途中加入・脱退者を含む

（５）訪問指導

- **事業内容** 40歳から64歳までの方で、健診の結果、指導が必要な方及び介護予防の観点から支援が必要な方に対して、保健指導や介護予防及び保健・医療・福祉等のサービスの調整を図ります。
- **指導内容**
 - ア 家庭における療養方法に関する指導
 - イ 介護を要する状態になることの予防に関する指導
 - ウ 家庭における機能訓練方法、住宅改造及び福祉用具の使用に関する指導
 - エ 家族介護を担う方の健康管理に関する指導
 - オ 生活習慣病の予防等に関する指導
 - カ 関係諸制度の活用方法等に関する指導
 - キ 認知症に関する正しい知識、緊急の場合の相談先等に関する指導
 - ク その他の健康管理上必要と認められる指導
- **実施機関** 健康づくり推進課生活習慣改善係・各地区保健福祉センター健康係

（６）国保特定保健指導

- **事業内容** 特定健康診査の結果に応じ、医師・保健師・管理栄養士等がメタボリックシンドロームや生活習慣病の予防・改善に必要な食事や運動に関する情報を提供し生活習慣改善の支援を行います。
- **実施体制** 利用者の希望によって、委託医療機関による個別保健指導、市保健師・管理栄養士による個別保健指導のいずれかを選択し実施します。
- **実施機関** 健康づくり推進課生活習慣改善係、各地区保健福祉センター健康係、委託医療機関

（７）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

- 高齢者の心身の特性に応じた効果的な支援を効率的に行うため、介護予防と保健事業を一体的に取り組み、高齢者の健康増進及び健康寿命の延伸を目的としています。
- **事業内容** 高血圧の有所見者など健康リスクの高い方を対象として、個別訪問を行います。
つどいの場等高齢者が集まる場所に出向き、参加者を対象として、低栄養など食を中心としたフレイル予防に関する講話などを行います。

健康づくり推進課

新たな健康課題や複雑化、多様化する住民ニーズに対応した保健活動に加え、持続可能でかつ地域特性を生かした健康づくりの推進及び災害対応等を行う必要があることから、保健師を関係部署に配置しています。また、統括保健技師を健康づくり推進課に配置し、保健師の保健活動を組織横断的に総合調整しています。

```

graph LR
    BWB[保健福祉部] --> HKTP[健康づくり推進課]
    BWB --> HSK[保健所]
    HKTP --> HKTP1[健康政策係]
    HKTP --> HKTP2[生活習慣改善係]
    HSK --> HSK1[平地区保健福祉センター]
    HSK --> HSK2[小名浜地区保健福祉センター]
    HSK --> HSK3[勿来・田人地区保健福祉センター]
    HSK --> HSK4[常磐・遠野地区保健福祉センター]
    HSK --> HSK5[内郷・好間・三和地区保健福祉センター]
    HSK --> HSK6[四倉・久之浜大久地区保健福祉センター]
    HSK --> HSK7[小川・川前地区保健福祉センター]
    HSK1 --> HSK1_1[健康係]
    HSK2 --> HSK2_1[健康係]
    HSK3 --> HSK3_1[健康係]
    HSK4 --> HSK4_1[健康係]
    HSK5 --> HSK5_1[健康係]
    HSK6 --> HSK6_1[健康係]
    HSK7 --> HSK7_1[健康係]
    HSK --> HSK8[総務課]
    HSK8 --> HSK8_1[感染症対策係]
    HSK --> HSK9[地域保健課]
    HSK9 --> HSK9_1[保健指導係]
    HSK9 --> HSK9_2[精神保健係]
    BWB --> KMB[こどもみらい部]
    KMB --> KMK[こども家庭課]
    KMK --> KMK1[母子保健係]
    KMK --> KMK2[子育てサポートセンター]
  
```

保健福祉部

- 健康づくり推進課
 - 健康政策係
 - 生活習慣改善係
- 保健所
 - 平地区保健福祉センター
 - 健康係
 - 小名浜地区保健福祉センター
 - 健康係
 - 勿来・田人地区保健福祉センター
 - 健康係
 - 常磐・遠野地区保健福祉センター
 - 健康係
 - 内郷・好間・三和地区保健福祉センター
 - 健康係
 - 四倉・久之浜大久地区保健福祉センター
 - 健康係
 - 小川・川前地区保健福祉センター
 - 健康係
 - 総務課
 - 感染症対策係
 - 地域保健課
 - 保健指導係
 - 精神保健係
- こどもみらい部
 - こども家庭課
 - 母子保健係
 - 子育てサポートセンター

健康長寿の実現を図ることを目的に、地区住民や関係機関と連携を図り、家庭訪問、健康教育、健康相談等の地区保健活動を提供しています。

地 域 医 療 課

地域医療課〔直通（27）8572〕

（内線 65510・65511・65512・65513・65514・65520・65521）

- （１）地域医療対策に係る調査検討及び調整に関すること。
- （２）医療の人材の確保対策に関すること。
- （３）在宅医療・介護に係る連携の推進に関すること。
- （４）救急医療補助金に関すること。
- （５）休日夜間急病診療所に関すること。

地域医療

市民が安心して医療を受けられるよう、各医療機関と協力しながら、地域医療の確保に努めています。

1 一次救急医療体制

入院や手術を要しない、比較的症状の軽い急病患者的の診療並びに感染症のまん延の防止を目的とする診療を行います。

(1) いわき市休日夜間急病診療所の設置

休日及び夜間における軽症の急病患者的の診療を行っています。

● 施設の概要

- ・所在地……………内郷高坂町四方木田191番地
(いわき市総合保健福祉センター駐車場内)
- ・延床面積……………225.0㎡
- ・開設年月日……………昭和50年1月10日(平成29年6月1日移転)
- ・診療科目……………内科、小児科
- ・診療時間……………平日 20時～23時
土曜日 19時～23時
日曜日 14時～23時(18時～19時の1時間は休診)
祝日・年末年始(12月30日～翌年1月3日)・お盆(8月13日～15日)
9時～23時(13時～14時及び18時～19時の計2時間は休診)
- ・従事者……………医師、薬剤師、看護師、事務員各1名
- ・要員(参加人員)………医師106名、薬剤師87名、看護師5名、事務員4名(令和4年4月1日現在)

● いわき市休日夜間急病診療所運営委員会

診療所の円滑な運営を図るため、運営委員会を設置しています。

- ・運営委員会の構成
いわき市医師会 5名 / いわき市薬剤師会 2名 / いわき市 2名

● いわき市休日夜間急病診療所利用状況

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間利用数	6,753	6,059	4,412	797	968
1日平均数	18.5	16.6	12.1	2.2	2.7
1月平均数	562.7	504.9	367.7	66.4	80.7

※令和2年度の年間利用数には、発熱外来設置期間中(令和2年4月28日～7月31日)の受診者数も含む。

※令和3年度の年間利用数には、保健所からの要請による新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者の受診者数も含む。

(2) いわき市休日救急歯科診療所の設置

休日の救急患者に対して、応急的な歯科診療を行っています。

● 施設の概要

- ・所在地……………内郷高坂町四方木田191番地
- ・延床面積……………148.52㎡
- ・開設年月日……………平成15年4月1日
- ・診療日……………日曜・祝（祭）日、8月13日～15日、12月31日、1月1日～3日
- ・診療時間……………午前9時～12時、午後1時～4時

(3) 在宅当番医制事業

休日の昼間における軽症の急病者の診療を医療機関が分担して実施しています。

● 地区当番医

- ・診療機関 小名浜地区 → 1病院又は1診療所
- 勿来地区 → 1病院又は1診療所
- 常磐地区 → 1病院又は1診療所
- いわき北部地区 → 1～2診療所
- ・診療日 原則として、日曜日・祝日・8月13日～15日・12月30日～翌年1月3日
- ・診療時間 9時～17時
(※いわき北部地区については、午前中のみ診療所あり)
- ・診療科 当番医療機関の標榜科
- ・参加医療機関 91ヵ所（令和4年4月現在）

● 専門診療科当番医

■ 小児専門当番医

休日の小児医療体制を充実するため、小児専門医療機関が当番で診療を行っています。

(平成19年1月7日開始)

- ・診療日 日曜日
- ・診療時間 9時～12時
- ・参加医療機関 10ヵ所

■ 泌尿器科専門当番医

休日の泌尿器科医療体制を充実するため、泌尿器科専門医療機関が診療を行っています。

(平成20年4月6日開始)

- ・診療日 日曜日・祝日・8月13日～15日・12月30日～翌年1月3日
- ・診療時間 9時～15時
- ・参加医療機関 1ヵ所

■ 眼科専門当番医

休日の眼科医療体制を充実するため、眼科専門医療機関が診療を行っています。

(平成20年10月5日開始)

- ・診療日 日曜日
- ・診療時間 9時～14時
- ・参加医療機関 2ヵ所

2 二次救急医療体制

一次救急医療機関で手当てが困難な、入院や手術を伴う比較的症状の重い急病者の診療を行います。主に救急車による搬送患者を受け入れています。

● 病院群輪番制事業

毎夜間及び休日における救急医療の確保を図るため、一次救急医療体制の後方支援医療機関として14病院が輪番制により実施しています。

(令和4年4月1日現在)

地 区	病 院 名	電話番号	地 区	病 院 名	電話番号
平	松尾病院	(22) 4421	勿 来	こうじま慈愛病院	(63) 5141
	松村総合病院	(23) 2161		櫛田病院	(63) 3202
小名浜	石井脳神経外科・眼科病院	(58) 3121		呉羽総合病院	(63) 2181
	小名浜生協病院	(53) 4374		なこそ病院	(65) 7755
	かしま病院	(58) 8010	常 磐	いわき湯本病院	(42) 3188
	磐城中央病院	(53) 3511		常磐病院	(81) 5522
			内 郷	いわき市医療センター	(26) 3151
				福島労災病院	(26) 1111

- ・診療時間 平日 18時～翌日 8 時
日曜・祝日・12月29日～翌年 1 月 3 日 8 時～翌日 8 時
- ・診療科 当番病院の当直医の診療科

3 三次救急医療体制

● 救命救急センター（いわき市医療センター内）

一次、二次救急医療機関及び急病者の搬送機関との連携体制の下、生命の危機を伴う重篤患者に対して、高度で専門的な医療を行う機関として設置・運営されています。

- ・開設年月日 昭和55年 4 月 1 日
- ・病床数 32床（令和4年4月1日現在）

地域包括ケア推進課・介護保険課

1 地域包括ケア推進課

(1) 企画係 [直通 (27) 8574] (内線 65182・65183)

- ① 地域包括ケア推進に係る企画及び総合調整に関すること。
- ② 地域包括ケア推進会議の運営に関すること。
- ③ 地域で支える仕組みづくりの推進に関すること。
- ④ 生きがいづくりと社会参加の促進に関すること。
- ⑤ 地域包括支援センター運営に関すること。

(2) 事業推進係 [直通 (27) 8575] (内線 65184～65187)

- ① 介護予防施策の企画及び総合調整に関すること。
- ② 認知症施策に関すること。
- ③ 総合事業に関すること。
- ④ 配食サービス事業に関すること。
- ⑤ 原発避難者特例法に関すること。

2 介護保険課

(1) 長寿支援係 [直通 (22) 7453・7467] (内線 2747～2749)

- ① 老人福祉に係る企画、調整及び総括に関すること。
- ② 介護保険事業に係る総合企画及び総合調整に関すること。
- ③ 介護保険事業計画に関すること。
- ④ 老人福祉関係団体の指導・育成に関すること。
- ⑤ 老人福祉関係手当、祝金、各種行事に関すること。
- ⑥ 一般高齢者施策に関すること。
- ⑦ 地域交流センター三和ふれあい館に関すること。
- ⑧ 老人福祉センター、老人憩いの家に関すること。
- ⑨ シルバーにこにこふれあい基金に関すること。
- ⑩ 介護給付費準備基金に関すること。
- ⑪ 介護保険運営協議会の運営に関すること。
- ⑫ 介護保険の趣旨普及に関すること。
- ⑬ その他老人福祉及び介護保険の運営に関すること。
- ⑭ 地域密着型サービスの事業所指定に関すること。
- ⑮ 介護保険サービスの事業所指定に関すること。
- ⑯ 地域介護・福祉空間整備等交付金に関すること。
- ⑰ 介護保険対象サービスの苦情の処理に関すること。
- ⑱ 介護保険事業者情報に関すること。
- ⑲ 老人福祉法に基づく措置に関すること。
- ⑳ 介護の人材の確保対策に関すること。

(2) 介護保険係 [直通 (22) 1193 (給 付)] (内線 2750～2752)

[直通 (22) 7616 (保険料)] (内線 2753～2755)

- ① 介護保険給付に関すること。
- ② 介護保険受給者の管理に関すること。
- ③ 介護保険被保険者の資格得喪の調整に関すること。

- ④ 介護保険第1号被保険者保険料の賦課及び徴収に関すること。
- ⑤ 介護費用適正化事業に関すること。
- ⑥ 第三者行為求償事務に関すること。
- ⑦ 介護保険システムに関すること。

(3) 介護認定係 [直通 (22) 7475] (内線 2758~2759)

- ① 要介護認定及び要支援認定の統括に関すること。
- ② 要介護認定及び要支援認定の依頼及び通知に関すること。
- ③ 介護認定審査会に関すること。

高齢者の保健と福祉

我が国の総人口は、今後、長期の人口減少過程に入り、令和47（2065）年には8,808万人となり、高齢化率は38.4%に達して、国民の約2.6人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計されています。

また、平均寿命は、令和2（2020）年の男性81.64歳、女性87.74歳から伸長し、令和47（2065）年には男性84.95歳、女性91.35歳に到達するものと見込まれています。

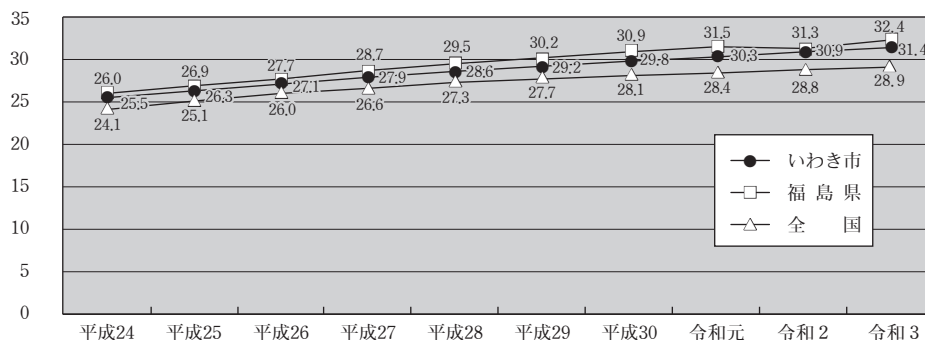
こうした中、高齢者のみで暮らす世帯の増加や家族による介護が困難となるなど、高齢者を取り巻く環境は徐々に変化しており、可能な限り健康を維持し長生きするとともに、仮に介護が必要となっても、それまでと変わらぬ暮らしを維持できるような高齢者保健福祉施策の充実が求められています。

1 高齢者保健福祉施策

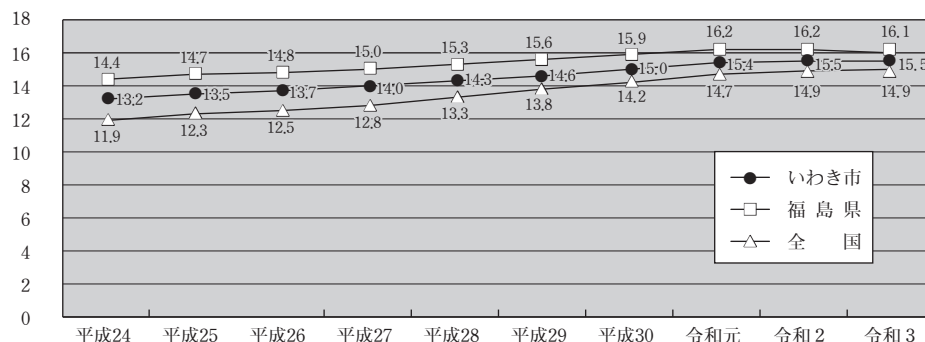
本市の高齢化率（全人口に占める65歳以上人口の割合）は、令和3年10月時点で全国平均の28.9%を2.5ポイント上回る31.4%となっており、急速に高齢化が進んでいます。特に日常生活に何らかの支援を必要とする割合が高い75歳以上のいわゆる後期高齢者は、全国平均の14.9%を0.6ポイント上回る15.5%となっており、また、本市の令和3年10月時点の65歳以上の高齢者人口は、98,954人と平成24年と比較すると約1.16倍、75歳以上の高齢者人口においても、令和3年10月時点で48,907人と約1.10倍となっており、今後ますます高齢者人口・高齢化率が増加するものと予測されます。

このため、高齢者保健福祉施策の充実、保健福祉担当部門ばかりでなく全市的な対応を必要とする課題となっており、本市では高齢者の皆さんが健康でいきいきと安心して自分らしく暮らすことができるよう「第9次いわき市高齢者保健福祉計画」（令和3年度～令和5年度）に基づき、国・県の各種施策に加え、市独自のサービスを実施しています。

● 高齢者（65歳以上）人口比率の推移（各年10月1日現在）



● 高齢者（75歳以上）人口比率の推移（各年10月1日現在）



※出典 市 いわき市住民基本台帳

県 福島県現住人口調査年報

国 総務省人口推計

※平成27年度は、総務省「国勢調査報告」

※平成27年度は、総務省「国勢調査報告」

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
いわき市	総人口	336,613	335,604	333,913	332,088	330,321	327,491	324,706	322,040	319,028	315,566
	65歳以上の 高齢者人口	85,705	88,139	90,495	92,539	94,425	95,614	96,827	97,598	98,461	98,954
	75歳以上の 高齢者人口	44,578	45,286	45,669	46,368	47,269	47,961	48,748	49,584	49,512	48,907
福島県	総人口	1,962,333	1,947,580	1,936,630	1,914,039	1,900,253	1,881,382	1,862,705	1,844,173	1,825,055	1,812,061
	65歳以上の 高齢者人口	507,662	520,786	533,906	542,384	552,993	561,714	568,536	573,926	579,817	576,661
	75歳以上の 高齢者人口	280,246	283,758	284,559	283,999	287,219	290,019	292,569	295,906	294,435	286,003
全 国	総人口	127,515,000	127,298,000	127,083,000	127,094,745	126,933,000	126,706,000	126,443,000	126,167,000	125,708,000	125,502,000
	65歳以上の 高齢者人口	30,793,000	31,898,000	33,000,000	33,465,441	34,591,000	35,152,000	35,578,000	35,885,000	36,191,000	36,214,000
	75歳以上の 高齢者人口	15,193,000	15,603,000	15,917,000	16,125,763	16,908,000	17,482,000	17,975,000	18,490,000	18,722,000	18,674,000

2 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定

○ 高齢化の進行

高齢化の進行に伴い、日常生活に何らかの支援を必要とする高齢者が増加する中、核家族化の進行、介護者の高齢化、子どもの数の減少等により、これまで高齢者を支えてきた家族による支援のみでは高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることが困難となり、高齢者の暮らしを社会全体で支えるしくみづくりが求められるようになりました。また福祉サービスを提供するホームヘルパー等の需要の増大などに対応するため、サービスの充実のための体系整備も求められてきました。

○ 介護保険制度の創設

こうした社会情勢を背景として、介護が必要な状態となっても可能な限り自立した生活を送り、人生の最期まで人間としての尊厳を全うすることができるよう自立支援と利用者本位を基本理念とし、介護保険制度が平成12年度から施行されました。

本制度は、介護を社会全体で担うため保険料等を財源としたことや、従来の「措置制度」から、利用者自身が選択し決定する「契約制度」への移行をはじめとし、多様なサービス事業者の参入により市場の活性化を図ることなど、社会福祉基礎構造改革と時期を同じくして、高齢者福祉サービスに大きな変革をもたらしました。

本制度施行に合わせ、市では平成6年2月に策定した「いわき市高齢者保健福祉計画」を見直し、老人福祉法、老人保健法（現称：高齢者の医療に関する法律。計画に関する条項は廃止）、介護保険法に基づく法定計画である「いわき市高齢者保健福祉計画（第2次）・介護保険事業計画」を平成12年3月に、平成15年3月に「いわき市高齢者保健福祉計画（第3次）・介護保険事業計画（第2次）」を、以降「第8次（平成30年度～令和2年度）」まで法定による3年に1度の見直しにより策定し、介護保険法定給付サービスの基盤整備をはじめ在宅福祉サービスや施設サービスの充実に努めてきました。

この間、介護サービスを利用する高齢者が大幅に増加するなど、介護保険が制度として定着し、自立した日常生活を営むための支援システムとして国民に広く理解されてきた一方で、保険給付費の急速な増大や、認知症高齢者の増加、高齢者の虐待問題等の課題も以前に増して顕在化してきたことから、今後においても身近な地域における見守りと支え合い体制の構築や認知症ケアのより一層の充実が求められています。

○ 「第9次いわき市高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）」の策定

本市では、本市の高齢者保健福祉施策の基本方針や施策体系を定めるほか、介護保険第1号被保険者保険料の算定根拠となる介護保険サービス給付費の見込みや、介護保険サービス基盤の整備目標等を定めた「第9次いわき市高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）（本計画は介護保険事業計画を内包する）」を令和3年3月に策定しました。

第8次計画は、「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7（2025）年を見据え、高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」構築のための取組みを本格化していく計画として位置付けられ、第9次計画においては、これまでの取組みを継承し、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図る計画として位置づけております。

本市では、基本理念である、「ひとりひとりが健康でいきいきと安心して自分らしく暮らせるまちいわき」及び2025年、2040年に向けたビジョンである「健康寿命の延伸」と「いわき市地域包括ケアシステムの深化・推進」を実現するため第8次計画から再編した8つの「取組みの視点」に頻発する大規模自然災害や新たな感染症の蔓延などの環境の変化を鑑みて追加した「災害や感染症対策に係る体制整備」からなる9つの「取組みの視点」に基づき、高齢者保健福祉施策を積極的に推進しているところです。



「健康寿命の延伸」及び「いわき市地域包括ケアシステムの深化・推進」
に向けた「9つの取組みの視点」及び「施策の方向性」

1 地域共生社会を見据えた運営体制の充実

- ① 相談体制の充実
- ② 地域ケア会議の充実
- ③ 様々な媒体による情報発信
- ④ 尊厳ある暮らしの支援

2 安心して暮らせる住まい環境の整備

- ① 施設整備や待機状況の解消に対する取組み
- ② 在宅生活の継続と介護者支援
- ③ 地域に開かれた介護施設の整備

3 地域で支える仕組みづくりの推進

- ① 多様な主体によるサービスの創出
- ② 公的なサービスの充実によるフレイルの予防

4 健康づくり・介護予防の推進

- ① 健康づくり・介護予防の推進
- ② リハビリテーションの推進
- ③ 介護予防活動などに取り組む地域拠点の拡充
- ④ 住民主体の活動に対する公的支援のあり方の整理

5 生きがいづくりと社会参加の促進

- ① 地域活動等を通じた社会貢献できる場の提供
- ② 地域社会との交流の場の提供
- ③ 就労機会の確保

6 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び業務効率化の取組みの強化

- ① 介護の仕事の魅力向上
- ② 多様な人材の確保・育成
- ③ 介護サービスの質の向上
- ④ 生産性の向上を通じた労働負担の軽減
- ⑤ 外国人介護人材の活用の検討

7 医療と介護の連携強化

- ① 在宅医療・介護連携の課題解決に向けた体制の充実
- ② 関係団体間の連携強化と医療・介護を支える人材の育成
- ③ 在宅医療や介護サービスに関する普及啓発

8 認知症対策の推進

- ① 多職種による認知症家族介護者への支援（連携）体制の構築
- ② 認知症に関する正しい知識と理解の促進
- ③ 本人とその家族への支援の充実
- ④ 本人とその家族の視点の重視

9 災害や感染症対策に係る体制整備

- ① 災害対策の充実
- ② 感染症対策の充実

地域包括ケア推進課

1 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域において安心して生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉に関する専門のスタッフ（保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等）が各種の相談に応じながら、次の業務を通じて必要な支援を行うとともに、地域の関係機関や住民と連携しながら、総合的・重層的なサービスネットワークの構築を図ります。

本市では、平、小名浜、勿来・田人、常磐・遠野、内郷・好間・三和、四倉・久之浜大久、小川・川前の7箇所のほか、中央台・郷ヶ丘地区及び泉地区の2箇所にサブセンターを設置しています。

- 平地域包括支援センター
- 中央台サブセンター
- 小名浜地域包括支援センター
- 泉サブセンター
- 勿来・田人地域包括支援センター
- 常磐・遠野地域包括支援センター
- 内郷・好間・三和地域包括支援センター
- 四倉・久之浜大久地域包括支援センター
- 小川・川前地域包括支援センター

（1）介護予防ケアマネジメント

- **事業内容** 生活機能に低下がみられる基本チェックリスト該当者（事業対象者）や要支援1～2と認定された方を対象に、介護予防ケアマネジメントを行い、介護予防・日常生活支援総合事業サービスを調整するほか、効果的かつ効率的な介護予防の推進を図ります。

（2）総合相談支援

- **事業内容** 地域の高齢者やその家族などからの相談の内容に応じて、介護保険だけでなく様々な制度や地域資源等に関する情報を提供するほか、高齢者の心身の状況や生活実態の把握を通じて専門的な相談対応を行います。

（3）高齢者の権利擁護

- **事業内容** 高齢者の人権や財産を守るために必要な援助や虐待の早期発見・防止に努め、地域の中で安心して生活できるよう迅速・適切な対応を図ります。

（4）包括的・継続的ケアマネジメント支援

- **事業内容** 要介護高齢者のケアマネジメントを担うケアマネジャーからの相談対応やケアプラン作成に係る助言等の支援を行うことにより、要介護高齢者やその家族の生活の質の向上を図ります。
また、高齢者を支える包括的なケア体制の構築を目的として、ケアマネジャーと地域の関係者とのネットワーク構築の支援などを行います。

（5）地域ネットワークづくり

- **事業内容** 地域との連携強化と地域における介護予防、認知症ケア及び地域ケア等の推進を図るために各センターごとに高齢者に関する情報交換や支援方法等について報告・検討等を行う地域ケア会議を開催するなど、地域との連携強化のための取組みに努めます。

（6）認知症の方やその方の家族支援

- **事業内容** 認知症の方が住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談支援を行うとともに、認知症初期集中支援チームにおける連絡・調整・訪問等を行います。

(7) 介護予防支援

- **事業内容** 介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況やおかれている環境を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関と連絡調整を行います。

2 その他の高齢者保健福祉サービス

高齢者の多くは、介護が必要となっても、住み慣れた家庭において、家族とともに生活することを強く望んでおり、このような希望に添った各種サービスが必要となってきています。これに対応するため、介護保険のサービス以外に様々な事業を行っています。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指し実施するものです。

財源負担 国概ね25% 県12.5% 市12.5% その他概ね50%

① 介護予防訪問介護相当サービス

- **事業内容** ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や家事などの日常生活の援助をします。
- **対象者** 要支援1・2認定者 事業対象者

② 生活援助サービス

少子高齢化の進行等により生じる高齢者ニーズの多様化や、介護人材の不足に対応するため、市が開催する研修を修了した者が高齢者宅を訪問し、洗濯、掃除、調理等の家事援助サービスを実施します。

- **利用対象者** 要支援1・2認定者または事業対象者でかつ以下の状態に当てはまる方。
 - ・身体介護を要しない方
 - ・認知症・精神疾患を呈しない方
 - ・疾病等により状態が急変する恐れのない方
- **その他** 利用対象者は、介護保険制度による負担割合証に記載された割合（P149参照）の利用料が必要

③ 介護予防通所介護相当サービス

- **事業内容** デイサービスセンターなどに通い、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の介護や、機能訓練を受けることができます。
- **対象者** 要支援1・2認定者 事業対象者

④ 短期集中予防サービス

生活行為に支障が出始めた要支援高齢者等に対し、早期に個別の機能改善プログラムを実施し、短期間で生活行為を改善させ生活継続を実現することを目的に実施します。

- **プログラム** 生活行為改善（通所型）、口腔機能改善（訪問型）、栄養改善（訪問型）
- **利用対象者** 要支援1・2認定者または事業対象者のうち、条件に該当するもの
- **その他** 生活行為改善プログラムの利用対象者は、介護保険制度による負担割合証に記載された割合（P149参照）の利用料が必要

⑤ つながる・いわき事業

高齢者や高齢者を支える多くの方々が、各地域の日々の活動をさらに知り、つながることができる体制をつくるため、「地域包括ケアポータルサイト」を運用しているほか、紙媒体による普及啓発を行います。

また、介護予防・地域づくりの機運を高めていくため、市内の各地域で、介護予防をはじめ、つどいの場などの活動に取り組んでいる団体やチームを表彰しています。

- **主な取り組み** ポータルサイトの運用、紙媒体の発行、表彰イベントの開催

⑥ つどいの場創出支援事業

高齢者を主とした地域住民の集まる場である「つどいの場」が地域住民によって主体的継続的に運営され、また、新たなつどいの場が地域に創出されるよう、各地区につどいの場コーディネーターを配置し、活動プログラムや会食のコーディネートを行っています。

併せて、つどいの場の運営を補助する「つどいの場創出支援補助金」を交付しています。

- **支援対象** 市内在住の65歳以上の方が参加者の過半数を構成する5名以上の団体等で、運動を通じた健康づくり・介護予防に関する活動等を実施していること
- **支援内容** つどいの場コーディネーターによる運営のサポートや補助金交付等
- **相談先** いわき市社会福祉協議会地区協議会

※該当条件については、市ホームページ閲覧または申込先までお問い合わせください。

⑦ シルバーリハビリ体操事業

市民全般を対象とした介護予防意識の醸成と、地域ぐるみで誰もが気軽に介護予防活動に参加できるよう、市内で開催される研修会等にシルバーリハビリ体操指導士を派遣するほか、地域でボランティアとして活動する指導士の養成、フォローアップを行い、住民参加型の介護予防施策の推進を図っています。

- **対象等** (ア)シルバーリハビリ体操を実施したい高齢者等の研修会や自主活動サークル等
(イ)体操指導士の養成は、市内に居住される方を対象に講座を開催
- **申込先** 地域包括ケア推進課
- **その他** 体操指導士の派遣及び養成講座の受講はいずれも無料

⑧ いきいきシニアボランティアポイント事業

高齢者が地域福祉活動やボランティア活動などを行った際に、ポイントを付与し、当該ポイントを還元することで、地域貢献・社会参画を奨励・支援し、高齢者自身の健康づくりと介護予防を推進しています。

- **対象者** 65歳以上の方
- **申込先** 地域包括ケア推進課、各地区保健福祉センター、各受入機関
- **その他** 申込の際に生年月日等の身分証の提示要

(2) 包括的支援事業

地域のケアマネジメントを総合的に行うために、地域包括支援センターが実施する介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援等のほか、新たに位置づけられた「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」、「生活支援サービスの体制整備」に係る事業について、同センターとの連携を図りながら実施しています。

財源負担 国38.5% 県19.25% 市19.25% その他23%

① 住民支え合い活動づくり事業（生活支援体制整備事業）

地域住民等が主体的に近所の困りごとを地域で支え合う住民主体型の生活支援サービス事業の創出と提供体制の構築を図るため、各地区社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、身近な圏域において住民主体による支え合い活動の創出を目指し支援します。

- **対象者** 地域の支え合い活動に関心のある市内在住の方
- **支援内容** 市や生活支援コーディネーターによる支え合い活動の立上げ支援など
- **申込先** いわき市社会福祉協議会地区協議会

② 認知症初期集中支援チーム（認知症ケア総合支援事業）

認知症の方とその家族に早期に関わり、認知症の早期発見と適切な受診を促すため、認知症サポート医と専門職で構成される認知症初期集中支援チームを設置しています。

- **対象者** 原則40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症の疑われる方または認知症の方
- **相談先** 各地域包括支援センター
- **その他** 対象者への訪問・相談等の支援は支援チームで決定

③ オレンジカフェ以和貴（認知症ケア総合支援事業）

商業施設や介護施設等で、地域の方のつどいの場を創設し、認知症の方とその家族の支援、専門職による相談・助言等による早期発見・早期対応並びに、認知症の正しい知識の普及・啓発を目的に認知症カフェを実施しています。（R 4、4月時点 市内12ヶ所）

- **対象者** 認知症に関心のある市内在住の方
- **問合せ先** 地域包括ケア推進課
- **その他** 事前申込は不要、参加費は無料、飲食は実費負担あり

④ 徘徊高齢者家族支援サービス

- **事業内容** 在宅で徘徊するおそれのある認知症高齢者の方にGPS端末を携帯させることにより、万一徘徊した際に、GPSによる検索を利用し、早期の発見を可能とします。GPS端末の使用に要する費用のうち、初期費用を補助します。
- **対象者** 在宅で徘徊するおそれのある認知症高齢者を介護している家族の方
- **申請先** 地区保健福祉センター

(3) その他の高齢者支援施策

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業以外に、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、被保険者及び要介護者を現に介護する者等に対し、市独自の創意工夫により、地域の実情に応じた必要な支援を実施するものです。

財政負担 国38.5% 県19.25% 市19.25% その他23%

① 認知症サポーター養成講座（認知症ケア総合支援事業）

認知症の正しい知識の普及・啓発のため、認知症キャラバン・メイト(ボランティアの講師)による認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の方とその家族の応援者である認知症サポーターを養成しています。

- **対象者** 認知症に関心のある市内在住の方
- **申込先** 地域包括ケア推進課
- **その他** 講座は原則90分行い、受講は無料

② 配食サービス事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等で食事の調理が困難な方に対し、栄養のバランスのとれた食事を居宅に訪問して提供することによって、自立の促進、生活の質の確保、孤独感の解消及び安否の確認を行っています。

- **対象者** 65歳以上で、ひとり暮らし、高齢者のみ世帯及びこれに準ずる世帯の方で、老衰、心身の障がいなどにより調理が困難と認められる方
40歳以上65歳未満で、要支援・要介護認定をうけた方で、調理が困難と認められる方
重度の身体障がい（視覚障害又は肢体不自由で2級以上）を有する方及び、これに準ずる方で、調理が困難と認められる方
- **申込先** 各地区保健福祉センター
- **その他** 1食350円の利用者負担要

介護保険課

1 介護保険法定給付サービス

利用できるのは、介護保険において要介護（支援）認定や事業対象者の認定を受けた方です。

（1）居宅サービス（要支援の方は、介護予防サービス又は、総合事業になります。）

訪問介護（ホームヘルプサービス）※要支援の方は総合事業になります。

○ 事業内容

ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や家事などの日常生活の援助をします。

《利用の例》

- ・一人暮らしで、掃除や洗濯すべてを一人で行うのが難しい場合
- ・足が悪いため、一人で買物に行くのが難しい場合
- ・家族に代わって、体を拭いたり、トイレの介助を必要とする場合

○ 財源負担 国25% 県12.5% 市12.5% その他50%

訪問入浴介護

○ 事業内容

介護スタッフ（通常看護師を含めた3人程度）が入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、在宅で入浴の介護を行い、身体の清潔保持と心身機能の維持を図ります。

《利用の例》

- ・寝たきりで自宅での入浴が難しい場合
- ・傷病のため、家族だけで入浴させるのが不安な場合

○ 財源負担 国25% 県12.5% 市12.5% その他50%

訪問看護

○ 事業内容

訪問看護ステーションなどの看護師などが自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

《利用の例》

- ・脳梗塞が原因で寝たきりとなったが、再発防止のため健康管理が必要な場合
- ・床ずれの処置やカテーテル管理などが必要な場合
- ・理学療法士や作業療法士によるリハビリが必要な場合

○ 財源負担 国25% 県12.5% 市12.5% その他50%

訪問リハビリテーション

○ 事業内容

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて、心身機能の維持を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

《利用の例》

- ・足腰の筋力が低下したが、歩行能力維持のためリハビリを受けたい場合
- ・在宅生活における身の回り又は自助具の工夫などについて、気兼ねなく理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から指導を受けたい場合

○ 財源負担 国25% 県12.5% 市12.5% その他50%

居宅療養管理指導

○ 事業内容

通院が困難な方に対して医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、自宅を訪問し、医学的な管理や療養上の指導を行います。

《利用の例》

- ・自宅での生活状況を確認してもらった上で、療養上の指導（介護の方法、居宅サービスを利用する上での留意点など）を受けたい場合
- ・食べ物を飲み込むことが困難になってきたため、調理の仕方について栄養士の指示を受けたい場合
- ・複数の薬を処方されているため、薬の飲み方や副作用について薬剤師から管理指導を受けたい場合

○ 財源負担 国25% 県12.5% 市12.5% その他50%

通所介護（デイサービス）※要支援の方は総合事業になります。

○ 事業内容

デイサービスセンターなどに通い、施設内において、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の介護や機能訓練を受けることができます。

《利用の例》

- ・看護師などによる健康状態のチェックや機能訓練を受けたい場合
- ・レクリエーションに参加して高齢者同士の交流を持ちたい場合
- ・家族に代わって、入浴や食事の介助を必要とする場合

次のものは全額自己負担となります。

- ① 食費
- ② おむつ代
- ③ その他の日常生活で利用者負担が適当なもの
(利用者の希望により身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合は費用)

○ 財源負担 国25% 県12.5% 市12.5% その他50%

通所リハビリテーション（デイケア）

○ 事業内容

介護老人保健施設、病院、診療所などに通い、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを受けることができます。

《利用の例》

- ・理学療法士や作業療法士などによる機能訓練を受けたい場合
- ・レクリエーションに参加して高齢者同士の交流を持ちたい場合
- ・家族に代わって、日中の間に入浴や食事の介助を必要とする場合

次のものは全額自己負担となります。

- ① 食費
- ② おむつ代
- ③ その他の日常生活で利用者負担が適当なもの

○ 財源負担 国25% 県12.5% 市12.5% その他50%

短期入所生活介護（ショートステイ）

○ 事業内容

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所して、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の介護や機能訓練を受けることができます。

《利用の例》

- ・家族が病気や旅行などで一時的に介護ができなくなった場合

次のものは全額自己負担となります。

- ① 食費・居住費（低所得者については負担限度額を定めます。）
- ② 理美容代
- ③ その他の日常生活で利用者負担が適当なもの

○ 財源負担 国25% 県12.5% 市12.5% その他50%

短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

○ 事業内容

介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院に短期間入所して、医療的な管理や日常生活上の介護、機能訓練などを受けることができます。

《利用の例》

- ・日ごろ医療的なケアを要しているが、家族が病気や旅行などで一時的に介護ができなくなった場合

次のものは全額自己負担となります。

- ① 食費・居住費（低所得者については負担限度額を定めます。）
- ② 理美容代
- ③ その他の日常生活で利用者負担が適当なもの

○ 財源負担 国25% 県12.5% 市12.5% その他50%

福祉用具貸与

○ 事業内容

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある高齢者を支援したり、機能訓練を行うため、次の13種類を貸与（レンタル）します。

- ①車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換器
- ⑦認知症老人徘徊感知機器 ⑧移動用リフト ⑨手すり ⑩スロープ ⑪歩行器 ⑫歩行補助つえ
- ⑬自動排せつ処理装置

《利用の例》

- ・外出に車いすが必要な場合
- ・布団からの起き上がりや立ち上がりがつらく、ベッドを利用したい場合

《費用》

利用者の自己負担は、負担割合証に記載された割合（P149参照）

※費用は、事業者により異なります。

※①～⑧は要介護2～5の方、⑬は要介護4・5の方が貸与対象となります。（⑬の尿のみを自動的に吸引できるものは、要支援1・2の方、要介護1～3の方も貸与対象となります。）ただし、前述以外の方で、疾病等の原因により、①～⑧・⑬の福祉用具が必要な状態に該当する方については、医師の意見（医学的な所見）に基づき判断され、サービス担当者会議を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえていることを保険者が確認することを条件に、貸与することができます。

○ 財源負担 国25% 県12.5% 市12.5% その他50%

福祉用具購入費の支給

○ 事業内容

入浴や排せつなど衛生管理面で貸与（レンタル）になじまない福祉用具について、その購入費の一部を支給します。

《利用の例》

- ・入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり等）
- ・自動排せつ処理装置の交換可能部品
- ・腰掛便座（洋式便座の上に置いて高さを補う場合等）
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部分
- ・排泄予測支援機器

《支給額》

利用限度額 10万円（毎年4月から翌年3月までの1年間）

※限度額までの自己負担は、負担割合証に記載された割合（P149参照）

○ 財源負担 国25% 県12.5% 市12.5% その他50%

住宅改修費の支給

○ 事業内容

心身の機能が低下した高齢者の日常生活の支援や介護者の負担の軽減を図るため、手すりの取り付けや床段差解消などの小規模な住宅改修を行った場合の費用の一部を支給します。ただし、事前に申請が必要です。

《利用の例》

- ・歩行が不安定な方の転倒予防のための、室内の段差の解消、廊下やトイレへの手すりの設置等。

《支給額》

利用限度額 20万円（同一住宅、同一要介護者につき）

※限度額までの自己負担は、負担割合証に記載された割合（P149参照）

○ 財源負担 国25% 県12.5% 市12.5% その他50%

特定施設入居者生活介護

○ 事業内容

有料老人ホーム・軽費老人ホーム等に入所している要介護（支援）の認定を受けている方が、入居している施設において、特定施設サービスに基づいて提供される食事・入浴・排せつなどの日常生活上の介護や機能訓練、療養上の介護などを受けることができます。

《利用の例》

- ・在宅での生活は困難であるが、病院や施設には入所したくない場合
- ・介護が必要になる前からケア付の住宅に住みたい場合

次のものは全額自己負担となります。

- ① おむつ代
- ② その他の日常生活で利用者負担が適当なもの
- ③ 有料老人ホーム・軽費老人ホーム等の食費、居住費

※ 特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けた事業所が対象となります。

○ 財源負担 国20% 県17.5% 市12.5% その他50%

(2) 地域密着型サービス

認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加しています。このような方々が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、「地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス）」が創設されました。基本的には利用者はいわき市の住民に限定され、市が事業者の指定や監督を行います。
※要支援1、2の方は(3)の地域密着型介護予防サービスをご利用できます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

○ 事業内容

要介護と認定された高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、介護職員と看護師が一体または密接に連携し定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。

《利用の例》

- ・1日複数回の定期訪問による生活援助・身体介護が必要な場合

次のものは全額自己負担となります。

- ① 食費
- ② おむつ代
- ③ その他の日常生活で利用者負担が適当なもの

令和4年4月1日時点で、いわき市でこのサービスを提供している事業所はありません。

○ 財源負担 国25% 県12.5% 市12.5% その他50%

夜間対応型訪問介護

○ 事業内容

ホームヘルパーによる夜間の定期巡回や、緊急時に対応できるようケアコール端末を用いたオペレーションセンターサービス、24時間体制での随時訪問を行ないます。

《利用の例》

- ・一人暮らしや高齢者のみの世帯で、夜間に定期的なおむつ交換や体位交換が必要な場合。
 - ・要介護者が、夜間に体調不良になったり、転倒する等して、緊急にヘルパーの訪問が必要になる場合。
- 令和4年4月1日時点で、いわき市でこのサービスを提供している事業所はありません。

○ 財源負担 国25% 県12.5% 市12.5% その他50%

地域密着型通所介護（デイサービス）

○ 事業内容

デイサービスセンターなどに通い、施設内において、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の介護や機能訓練を受けることができます。

《利用の例》

認知症高齢者の方が

- ・看護師などによる健康状態のチェックや機能訓練を受けたい場合。
- ・レクリエーションに参加して高齢者同士の交流を持ちたい場合。
- ・家族に代わって、入浴や食事の介助を必要とする場合。

次のものは全額自己負担となります。

- ① 食費
- ② おむつ代
- ③ その他の日常生活で利用者負担が適当なもの

○ 財源負担 国25% 県12.5% 市12.5% その他50%

認知症対応型通所介護**○ 事業内容**

認知症の高齢者の方が、日帰りで、食事、入浴の提供その他の日常生活上の介護及び機能訓練などを受けることができます。利用対象は認知症の高齢者の方に限られます。

《利用の例》

認知症高齢者の方が

- ・入浴や食事の介助を必要とする場合。
- ・看護師などによる健康状態のチェックや機能訓練を受けたい場合。

次のものは全額自己負担となります。

- ① 食費
- ② おむつ代
- ③ その他の日常生活で利用者負担が適当なもの

○ 財源負担 国25% 県12.5% 市12.5% その他50%**小規模多機能型居宅介護****○ 事業内容**

小規模な拠点への「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時自宅への「訪問」や短期間の「宿泊」などを組み合わせて、食事・入浴などの介護や支援を受けることができます。

《利用の例》

- ・要介護度が重度になった高齢者が、住みなれた自宅での生活の継続を希望する場合。

次のものは全額自己負担となります。

- ① 食費
- ② 宿泊代
- ③ おむつ代
- ④ その他の日常生活で利用者負担が適当なもの

○ 財源負担 国25% 県12.5% 市12.5% その他50%**認知症対応型共同生活介護（グループホーム）****○ 事業内容**

比較的安定した認知症の状態にある要介護認定を受けた方が、少人数で共同生活を送りながら、介護スタッフによる入浴・排せつ・食事などの日常生活上の介護や機能訓練を受けることができます。

《利用の例》

- ・大きな施設とは違う、家庭的な雰囲気のあるところで介護を受けたい場合
- ・軽度の認知症で常時見守りの必要がでてきた場合

○ 財源負担 国25% 県12.5% 市12.5% その他50%**短期利用型共同生活介護（グループホームの短期利用）****○ 事業内容**

在宅の認知症の状態にある高齢者の方が、グループホームの空床等に短期間入所して入浴・排せつ・食事などの日常生活上の介護や機能訓練を受けることができます。

グループホームサービスに係る費用のうち、次のものは、全額自己負担となります。

- ① 食材料費
- ② 理美容代
- ③ おむつ代
- ④ その他の日常生活で利用者負担が適当なもの

なお、一般に借家の賃貸契約として必要となる費用（家賃等）は、利用者負担となります。

○ 財源負担 国25% 県12.5% 市12.5% その他50%

地域密着型特定施設入居者生活介護

○ 事業内容

小規模（定員29名以下）な有料老人ホーム・一定の要件を満たしたサービス付き高齢者向け住宅等に入居している要介護認定を受けている方が、入居している施設等において、地域密着型特定施設サービス計画に基づいて提供される食事・入浴・排せつなどの介護や機能訓練、療養上の介護等を受けることができます。

《利用の例》

- ・在宅での生活は困難であるが、病院や施設に入所したくない場合で、かつ、住み慣れた地域での生活を継続したい場合。

地域密着型特定施設入居者生活介護に係る費用のうち、次のものは、全額自己負担となります。

- ① おむつ代
- ② その他の日常生活で利用者負担が適当なもの
- ③ 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等の居住費

※ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けた事業所が対象となります。

○ 財源負担 国25% 県12.5% 市12.5% その他50%

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

○ 事業内容

「要介護」と認定された常時介護が必要な方で、居宅で生活することが困難な方が住み慣れた地域にある小規模（定員29名以下）な特別養護老人ホームで、必要な介護を受けることができます。

○ 対象者 原則として要介護3～5に認定された方

○ 申請先 各事業所

○ 財源負担 国25% 県12.5% 市12.5% その他50%

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

○ 事業内容

利用者の状況に応じて、小規模な住宅型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」（介護と看護）、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けられます。

《利用の例》

- ・通い、泊まり、訪問（介護・看護）を頻繁に利用したい場合

次のものは全額自己負担となります。

- ① 食費
- ② 宿泊代
- ③ おむつ代
- ④ その他の日常生活で利用者負担が適当なもの

○ 財源負担 国25% 県12.5% 市12.5% その他50%

（3）地域密着型介護予防サービス

要支援1・2と認定された高齢者の方が利用できる地域密着型サービスです。サービスの基本的な内容及び利用の形態は、各種の地域密着型サービスと同様となります。

《地域密着型介護予防サービスの種類》

- ① 介護予防認知症対応型通所介護
- ② 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ③ 介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援1の方は利用できません）
- ④ 介護予防短期利用型共同生活介護（要支援1の方は利用できません）

(4) 施設サービス

常時介護が必要など、種々の事情で自宅での生活が困難な高齢者には、入所施設が必要です。このため、入所を希望又は必要とする高齢者が入所できるよう、施設の整備を図るとともに、設備やサービスを充実し、施設が高齢者にとって住みよい「生活の場」となるよう努めています。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- **事業内容** 「要介護」と認定された常時介護が必要な方で、居宅で生活することが困難な方が、必要な介護のもとに生活する施設です。
- **対象者** 原則として要介護3～5に認定された方
- **申請先** 各施設
- **財源負担** 国20% 県17.5% 市12.5% その他50%

介護老人保健施設

- **事業内容** 「要介護」と認定された方で、症状が安定し、入院治療は必要としないものの、リハビリテーションや看護・介護を必要とする方に、医療的ケアと生活サービスを提供し家庭復帰を目指す施設です。
- **対象者** 要介護1～5に認定された方
- **申請先** 各施設
- **財源負担** 国20% 県17.5% 市12.5% その他50%

介護療養型医療施設

- **事業内容** 「要介護」と認定された方で、病状が安定しているものの常時医学的管理が必要な方に、介護・看護・機能訓練・その他の医療、その他日常生活の支援をする医療施設です。
- **対象者** 要介護1～5に認定された方
- **申請先** 各施設
- **財源負担** 国20% 県17.5% 市12.5% その他50%

介護医療院

- **事業内容** 「要介護」と認定された方で、病状が安定しているものの常時医学的管理が必要な方に、長期療養のための医療と日常生活上の支援を一体的に提供する施設です。
- **対象者** 要介護1～5に認定された方
- **申請先** 各施設
- **財源負担** 国20% 県17.5% 市12.5% その他50%

2 その他の施設サービス

(1) 養護老人ホーム

- **事業内容** 生活環境上及び経済的な理由で、居宅での生活が困難な高齢者に対して、必要な養護のもと自立、社会活動のために必要な援助等を行うことを目的とする施設です。
- **対象者** 生活環境上及び経済的な理由で、居宅での生活が困難な65歳以上の方
- **申請先** 地区保健福祉センター
- **必要なもの** 老人ホーム入所申出書
- **その他** 本人の収入、家族の所得に応じ、費用の負担があります。

(2) 軽費老人ホーム

- **事業内容** 家庭環境又は住宅事情などの理由により、居宅において生活することが困難な60歳以上の方が、食費等の一定の生活費を支払って生活しています。
- **対象者** 家庭環境又は住宅事情などの理由などにより、居宅において生活することが困難な60歳以上の方
- **申請先** 各施設
- **その他** 本人の収入に応じ、利用料の負担があります。

(3) 介護付有料老人ホーム

- **事業内容** 高齢者が健康で安全な生活を維持できる場を提供し、併せて食事・相談・保健衛生及び介護に関して、必要に応じてサービスを行うことを目的として設置されています。
- **対象者** 各施設の入居対象基準によります。
- **申請先** 各施設
- **その他** 費用は全額入所者の負担となります。

3 高齢者保健福祉サービス

① 高齢者緊急一時保護事業

- **事業内容** 一時的に単身となったり、養護者から虐待を受けたりして在宅での生活が困難となった高齢者の方に、老人ホームへの一時的な宿泊（1回当たり7日以内、年間14日以内を上限）により生活環境の改善や体調調整を行います。
- **対象者** おおむね65歳以上で要介護（要支援）認定を受けていない方で、一時的に単身となったり、養護者から虐待を受けたりして在宅での生活が困難となった方
- **申請先** 地区保健福祉センター
- **必要なもの** 申請書
- **財源負担** 市単独事業
- **施行年月日** 平成28年4月1日（高齢者緊急一時保護事業実施要綱）
- **その他** 利用料は、1日当たり380円（他に食事費等は実費負担）
- **実施施設** 養護老人ホーム（徳風園）・特別養護老人ホーム（幸寿苑・ひまわり荘・はなまる共和国・望洋荘・亀齢荘・かしま荘・せいざん荘・ハートフルなこそ・聖徳荘・楽寿荘・高砂荘・翠祥園・パライソごしき・寿限無・サニーポート小名浜）

② 家族介護用品給付事業

- **事業内容** 在宅高齢者を介護している家族に対し、介護用品（おむつ、尿取りパッド）を購入するための給付券を支給します。
- **対象者** 次のすべての要件に該当する方
 - ・介護保険で要介護4又は5と認定された、市内にお住まいの65歳以上の在宅高齢者を介護している家族の方
 - ・介護される高齢者及び介護している家族ともに市民税非課税世帯の方
- **申請先** 地区保健福祉センター
- **必要なもの** 申請書
- **財源負担** 国38.5% 県19.25% 市19.25% その他23%

③ 高齢者等住宅リフォーム事業

- **事業内容** 高齢者等の在宅生活を支援するため、保健・医療、福祉及び建築分野の専門家が連携し、チームとして住宅改造に関する相談を受けます（チーム方式により各地区保健福祉センターに週1～2回配置）。
また、住宅の改良工事が必要と認められる場合に、住宅改造費用の給付を行います。
- **対象者**
 - ・60歳以上の方で、日常生活において介助を要する方
 - ・1、2級の身体障害者手帳をお持ちの方で、日常生活を営むうえで介助を要する方（ただし、3級以下の複数の障がいにより2級の認定を受けている方を除く）
 - ・療育手帳Aをお持ちの方で、日常生活を営むうえで介助を要する方
- **申請先** 地区保健福祉センター
- **必要なもの** 相談申込書
- **財源負担** 市単独事業
- **施行年月日** 平成6年9月1日（高齢者等住宅リフォーム給付事業要綱）
- **給付限度額** 100万円
- **住宅リフォーム給付率**

生計中心者の課税状況	生活保護	市民税 市非課税	市民税 均等割課税	市民税 所得割課税
給付率	全額	3／4	1／2	1／3

④ 訪問理美容サービス事業

- **事業内容** 寝たきり等のために外出が困難な高齢者及び障がい者（児）宅を、理容師または美容師が訪問し、理美容サービスを受けるための利用券を交付します。（理容師・美容師が訪問するための交通費を助成するものです。）
- **対象者** 次のいずれかに該当する方で、心身の障がいなどにより外出しての理美容サービスの利用が困難と認められる方
 - ・おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
 - ・障がい者（児）のみの世帯に属する者
 - ・障がい者（児）とおおむね65歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
- **申請先** 地区保健福祉センター
- **必要なもの** 申請書
- **財源負担** 市単独事業
- **施行年月日** 平成13年4月1日（訪問理美容サービス事業実施要綱）

⑤ 寝具乾燥消毒サービス事業

- **事業内容** 寝具の衛生管理が困難な方で、おおむね65歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯の方又は身体障害者手帳の交付を受けている方などを対象に、寝具の丸洗い乾燥消毒サービスを実施します。
- **対象者**
 - ・ おおむね65歳以上で、ひとり暮らし、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の方で、心身の障がいなどにより寝具類の衛生管理が困難な方
 - ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方で寝具類の衛生管理が困難な方
- **申請先** 地区保健福祉センター
- **必要なもの** 申請書
- **財源負担** 市単独事業
- **施行年月日** 平成15年4月1日（寝具乾燥消毒サービス事業実施要綱）
- **利用料** 各対象品目費用の1割
- **その他** 利用回数は、年2回まで

● 対象品目及び利用者負担額

対 象 品 目	利用者負担額	対 象 品 目	利用者負担額
掛布団	220円	毛 布	110円
敷布団	220円	まくら	33円
		4点一式	550円

※ ただし、寝具が高価格または規格外（羽毛布団等）である場合は、この限りではありません。

⑥ 高齢者等救急医療情報キット配布事業

- **事業内容** 自力又は家族などの支援で避難することが困難な高齢者等に係る必要な情報（持病や緊急連絡先など）を一元集約・保管（自宅の冷蔵庫等）することで、急病時などの緊急時に救急隊員等が適切かつ迅速な処置を行えるようにします。
- **対象者**
 - (1) 市内に住所を有する避難行動要支援者（P37）名簿に登録されている方
 - (2) (1)に準ずる方と民生児童委員が認める方
- **配布内容**
 - ・救急医療情報キット一式
 - ・保管容器
 - ・貼付ステッカー（冷蔵庫及び玄関用）
 - ・緊急連絡カード兼医療情報シート
 - ・事業内容説明用パンフレット

⑦ 要介護老人介護手当支給事業

- **事業内容** 寝たきりや認知症の状態で、常時介護が必要な状態が3箇月以上続いている65歳以上の高齢者を介護している家族に対し、介護手当を支給します。
- **対象者** 65歳以上で常時寝たきりか、認知症の状態であることにより、常時介護が必要な状態が3箇月以上継続している高齢者を介護している家族の方
ただし、対象となる高齢者が次のような場合は、手当は支給されません。
 - ・施設に入所している
 - ・病院に入院している
- **申請先** 地区保健福祉センター
- **必要なもの** 申請書
- **財源負担** 市単独事業
- **施行年月日** 昭和63年4月1日（要介護老人介護手当支給条例）
- **支給額** 年額 40,000円
- **その他** 毎年3月支給

⑧ 老人日常生活用具給付事業

- **事業内容** おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の方などに、自動消火器、電磁調理器を給付します。
- **申請先** 地区保健福祉センター
- **必要なもの** 申請書
- **財源負担** 市単独事業
- **施行年月日** 平成3年4月1日（老人日常生活用具給付事業実施要綱）
- **その他** 生計中心者の前年所得額の課税状況に応じ、費用の負担があります。

● 対象品目及び対象者

対象品目	対 象 者
電磁調理器	おおむね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等
自動消火器	おおむね65歳以上の寝たきりの高齢者、ひとり暮らし高齢者等

● 利用者負担額

対象世帯の階層区分		自己負担上限額
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む) 生計中心者の前年所得税が 非課税世帯	0 円
2	生計中心者の前年所得税課税年額が 10,000円以下の世帯	16,300円
3	生計中心者の前年所得税課税年額が 10,001円以上 30,000円以下の世帯	28,400円
4	生計中心者の前年所得税課税年額が 30,001円以上 80,000円以下の世帯	42,800円
5	生計中心者の前年所得税課税年額が 80,001円以上 140,000円以下の世帯	52,400円
6	生計中心者の前年所得税課税年額が 140,001円以上の世帯	給付に要する費用の全額

⑨ 緊急通報システム事業

- **事業内容** ひとり暮らし高齢者及び身体障がい者の方等に、緊急通報装置を貸与することにより、急病等の緊急時の連絡手段を確保し、迅速かつ適切な対応を図ることによって、不安感や孤独感の解消を図ります。
- **対 象 者**
 - ・ おおむね65歳以上でひとり暮らしの方
 - ・ おおむね65歳以上の方のみの世帯で寝たきり又はこれに準ずる状態にある方のいる世帯
 - ・ ひとり暮らしで重度の身体障がい(身体障害者手帳1～2級)を有する方
- **申請先** 地区保健福祉センター
- **必要なもの** 申請書
- **財源負担** 市単独事業
- **施行年月日** 平成8年7月1日（緊急通報システム運営要綱）
- **その他** 世帯の生計中心者の所得に応じ、利用者負担が必要な場合があります。

● 利用者負担額

生計中心者の所得税課税状況	利用者負担月額
非課税	無 料
課 税	1,008円

⑩ 介護支援専門員研修事業

介護保険制度においては、居宅介護支援事業者に所属する介護支援専門員が、利用者とサービスを結びつける重要な役割を果たします。

このため、介護支援専門員の資質向上を図るための研修会等を実施します。

4 生きがいと健康づくり

高齢者の豊かな知識と経験などを地域社会の活動に活かし、生きがいのある生活の創造を促すため、積極的に高齢者の社会参加をすすめています。このため、利用施設の運営、学習機会の拡充及び老人クラブ活動等への支援などを行っています。

(1) 老人クラブ

老後の生活をより豊かにするため、高齢者自身が自主的に組織し、教養の向上、健康の保持、レクリエーション、地域社会の交流などの活動を行っている老人クラブの育成支援や活動の補助を行います。

(2) シルバー人材センター（公益社団法人いわき市シルバー人材センター）

社会参加を希望する高齢者が組織的に働くことを通じて、追加的収入を得るとともに、健康を保持し、自己の経験と能力を活かし、地域社会に貢献するという「自主・自立、共働・共助」を基本理念とし、高齢者に適した臨時的・短期的な仕事を家庭・民間企業又は公共団体等から有償で引き受け、各人の希望と能力に応じて仕事を提供し、高齢者の就業機会の増大を図り、併せて活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした法人です。

健康で働く意欲と能力がある原則60歳以上の市内在住の高齢者で、シルバー人材センターの趣旨に賛同する方であれば誰でも会員として参加できます。

- **所在地** いわき市平字菱川町1番地の3（いわき市社会福祉センター内）
- **電話番号** (22) 1722

(3) 老人福祉センター等

地域の高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなどを行う場を提供し、健康で明るい生活の活動拠点として活用されています。

- **市内5箇所**
平・勿来・内郷・四倉老人福祉センター、小名浜老人憩いの家

(4) シルバーにこここふれあい基金の設置

平成3年4月に本格的な長寿社会の到来に備え、高齢者の生きがいづくり推進のための事業及び高齢者の在宅福祉増進のための事業について、民間団体の先駆的な活動を育成する経費等に充てることを目的として設置されました。

- **令和4年度当初基金額** 483,237千円
- **令和4年度運用予定額** 10,117千円
- **シルバーにこここふれあい基金を活用している事業**
 - ・ 知恵と技の交歓教室
 - ・ シルバーピアード
 - ・ シルバーレクリエーション推進事業
 - ・ 輝く年輪パワー発表会（シルバーフェア）
 - ・ 地域共生社会まちづくり事業

① 知恵と技の交歓教室

高齢者が幼稚園、保育所等の子供たちに、藁細工や竹細工など失われつつある伝統的な遊びを継承することにより、世代間交流を促進するとともに、高齢者の生きがいがいくりの充実を図るため、市老人クラブ連合会が実施している事業への補助を行います。

② シルバーピアード

高齢者がスポーツを通じて健康増進を図るとともに、相互の親睦交流を深めるため、市老人クラブ連合会が実施している事業への補助を行います。

③ シルバーレクリエーション推進事業

- **事業内容** 高齢者の健康を増進し生きがいを高めるため、老人クラブなどがゲートボール、ペタンク、ターゲット・バードゴルフその他の高齢者向けのスポーツを行う場合、コート
の設置費・用具の整備費の一部を助成することにより、高齢者がこれらのレクリエー
ションを推進することを支援しています。
- **対 象 者** ・ 高齢者向けゲートボールコートの設置者
・ ペタンク、ターゲット・バードゴルフその他の高齢者向けスポーツ用具の整備を
行う老人クラブ、自治会等
- **申 請 先** 介護保険課
- **必要なもの** ・ 申請書・位置図・コート整備計画書
・ 所要経費見込内訳書・土地使用承諾書・土地測量図
- **負担割合** 市単独事業
- **施行年月日** 平成8年4月1日（シルバーにこにこふれあい事業補助金交付要綱）

④ 輝く年輪パワー発表会（シルバーフェア）

- **内 容** 創作展と芸能祭で構成し、高齢者が自ら自主的に日ごろの活動の成果を発表できる祭
典として開催しています。
- **開催時期** 11月～12月頃
- ・ **創 作 展** 美術部門（絵画、書、写真、陶芸・彫塑）
文学部門（俳句、短歌、川柳）
手工芸部門（手芸、工芸）
児童によるおじいさん・おばあさんの似顔絵部門
- ・ **芸 能 祭** 市内各地区老人クラブチームなどの出演

5 敬老事業

(1) 敬老祝金

高齢者に敬老の意を表し、併せて福祉の増進を図るため、敬老祝金を支給しています。

- **支給額**
 - ・ 88歳 50,000円
 - ・ 100歳 200,000円
- **支給時期**
 - ・ 88歳 誕生月内
 - ・ 100歳 誕生日当日
- **支給方法** 88歳の祝金については、誕生月の上旬に対象者へはがきにより通知し、口座振込により支給します。
100歳の祝金については、対象者宅等を訪問し、支給します。

(2) 敬老行事

高齢者に対する敬愛の念を深め、併せてその福祉の増進を図るため、次の行事を開催しています。

- **地区敬老会**（市内13地区）
期 間 毎年10月
対象者へは、はがきにより通知します。
- **スバリゾートハワイアンズ招待事業**（常磐興産株式会社が実施）
期 間 毎年9月～11月
対象者へは、はがきにより通知します。

I 介護保険制度のあらまし

○ 介護保険制度創設の背景

高齢者の介護の問題については、昭和38年に老人福祉法が施行されて以降、ホームヘルプなどの在宅福祉サービスの促進や特別養護老人ホーム等の施設サービスなどの基盤整備など、各自治体において時代における多様なニーズに対応しながら、様々な取り組みを実施してきました。

こうした中、高齢化の進展に伴い、寝たきりや認知症などの介護が必要な高齢者の増加や、核家族化等の社会情勢の変化によるひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、介護する家族の高齢化や長期介護による介護疲れなど家族介護における問題の顕在化、更には税で賄ってきた介護にかかる費用の急速な増加が見込まれることなどから、介護の問題を社会全体で支える新しいしくみが求められるようになっていきました。

このような状況から、高齢者の利用者本位と自立支援等を基本理念として、従来の保健・医療・福祉の個別施策を一体的に提供できる総合的なサービス体系を整えるとともに、利用者が自ら主体的に事業者を選択し、直接契約して真に必要なサービスを利用できるしくみとして、「寝たきりや認知症にならないための支援」そして、高齢者が介護を必要とする状態になっても、いつまでも住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるための介護システムを目指して介護保険制度が創設されました（平成12年度からスタート）。

介護保険は、市町村を責任主体（保険者）として、介護にかかる費用を公費と保険料で賄うことにより、社会全体で公平に負担するしくみ（社会保険方式）により運営されています。

1 介護保険のめざすもの

介護保険制度は、従来、保健・医療・福祉に分かれていた高齢者の介護に関する制度を再編成し、利用しやすく公平で効率的な社会的支援システムとして構築したものです。

- （1）利用者本位の制度として自らの選択に基づいたサービス利用が可能です。
- （2）介護に関する保健医療サービスと福祉サービスが、総合的・一体的に提供されます。
- （3）公的機関のほか、民間事業者や非営利組織等の参入が促進され、多様なサービスの提供が図られます。
- （4）社会的入院等の医療費の非効率的な使用を是正する条件が整備されていきます。

《地域共生社会について》

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、今後も、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするための支援や、要介護・要支援状態となることへの予防、要介護・要支援状態等の軽減・悪化の防止といった介護保険制度の基本を維持し、質の高いサービスを提供していくとともに、人材と財源の重点化・効率化によって、介護保険制度の持続可能性を確保できるようにすることが重要となっています。

国では、近年の状況を踏まえて、地域共生社会（制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会）の実現に向け、それを推進するために以下の3つの観点による介護保険制度の見直しと社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備を合わせて一体的な改革に取り組むこととしています。

1. 介護予防・地域づくりの推進
～健康寿命の延伸～／「共生」と「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進
2. 地域包括ケアシステムの推進
～地域特性等に応じた介護基盤整備、質の高いケアマネジメント～
3. 介護現場の革新
～人材確保、生産性の向上～

2 介護保険のしくみ

令和3年度からの費用負担割合

(1) 介護保険の運営と加入のしくみ

① 保険者

介護保険を運営するのは、いわき市です。

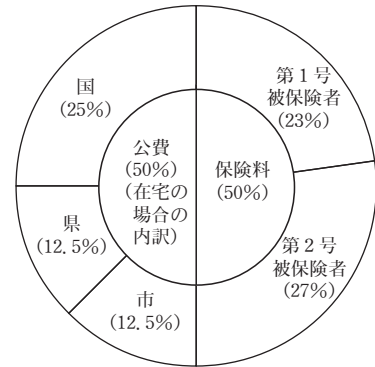
市は、介護保険特別会計を設置して、介護保険の運営にあたります。その財源は、保険料と公費によって賄われ、負担割合は、保険料50%、公費50%です。

② 被保険者

介護保険に加入するのは、いわき市に住所を有する次の方です。

ア 65歳以上の方（第1号被保険者）

イ 40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）



(2) 介護保険（介護予防）サービス等の利用のしくみ

① 要介護認定

介護保険（介護予防）のサービスを利用するには、まず介護が必要であるという認定を受けなければなりません。第1号被保険者は、要介護または要支援の状態に該当していれば認定されますが、第2号被保険者は、特定疾病（P144参照）によってこれらの状態になった場合に限られます。

要介護認定は、訪問調査の結果や主治医が作成した意見書をもとに介護認定審査会において審査判定を行い、これに基づき市が認定します。

要介護度は、非該当のほか介護が必要な状態が比較的軽度な順に要支援1、2と要介護1、2、3、4、5の7段階に分かれています。

なお、基本チェックリストによる25の質問項目に回答し、日常生活に必要な機能が低下しているとして事業対象者の認定を受けた第1号被保険者については、介護予防・生活支援サービスを利用することができます。

② 介護保険（介護予防）サービス等の利用

介護保険サービスを利用することができるのは、要支援又は要介護の認定を受けた方です。

○ 要介護の認定を受けた方は、介護保険サービスを利用することができます。

居宅サービスを利用する場合は、通常、指定居宅介護支援事業者に居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼し、サービスを利用することになります。

また、施設への入所を希望する場合は、本人が直接、施設に申し込むことになります。

○ 要支援の認定を受けた方は、介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスを利用することができます。

地域包括支援センターまたは委託を受けた指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成または介護予防ケアマネジメントを実施し、サービスを利用することになります。

○ 事業対象者の認定を受けた方は、介護予防・生活支援サービスを利用することができます。

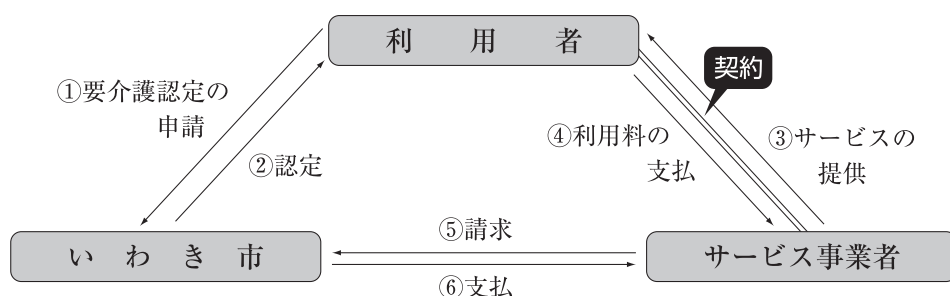
地域包括支援センターまたは委託を受けた指定居宅介護支援事業者が介護予防ケアマネジメントを実施し、サービスを利用することになります。

③ 利用者負担

介護サービスを利用した場合、被保険者はかかった費用のうち負担割合証に記載してある割合を事業者支払い、残りは事業者が市に請求します。

なお、ケアプランの作成やケアマネジメントの実施に係る自己負担はありませんが、利用限度額を超えた分や保険給付対象外の費用は、全額自己負担となります。

また、住宅改修や福祉用具購入に係る給付費は償還払いが原則となります。



④ 介護保険（介護予防）サービス利用の一般的な流れ

1 申 請

本人や家族などが地区保健福祉センター・支所・市民サービスセンターの窓口で要介護認定の申請をします。

2 訪 問 調 査

市職員などが訪問して、本人の心身の状態を調べます。

3 審査・判定

訪問調査の結果や主治医意見書をもとに、介護が必要かどうかを保健・医療・福祉の専門家で構成する介護認定審査会で審査し、判定します。

4 認 定

判定結果に基づいて市が認定し、本人に通知します。

5 居宅介護サービス（介護予防サービス）計画を作成

介護が必要と認定されたら、どのようなサービスを利用したらよいか介護支援専門員（ケアマネジャー）にサービスの利用計画を作成してもらいます。

なお、施設への入所を希望する場合は、その施設で「施設サービス計画」を作成しますので、施設へ直接申し込みます。

また、介護予防が必要と認定されたら、どのようなサービスを利用したらよいか地域包括支援センター、または委託を受けた介護支援専門員（ケアマネジャー）にサービスの利用計画を作成してもらいます。

6 サービスの利用

計画に基づいてサービスを利用します。

かかった費用から負担割合証に記載された割合（P149参照）を負担します。

7 更 新 申 請

継続してサービスを利用する場合は、有効期間満了日の60日前から更新の申請をすることができます。

⑤ 介護保険サービスの種類

事業対象者が利用できるサービス

介護予防・生活支援サービス	①介護予防訪問介護相当サービス ②生活援助サービス ③訪問型短期集中予防サービス ④介護予防通所介護相当サービス ⑤通所型短期集中予防サービス
---------------	--

要支援者が利用できるサービス

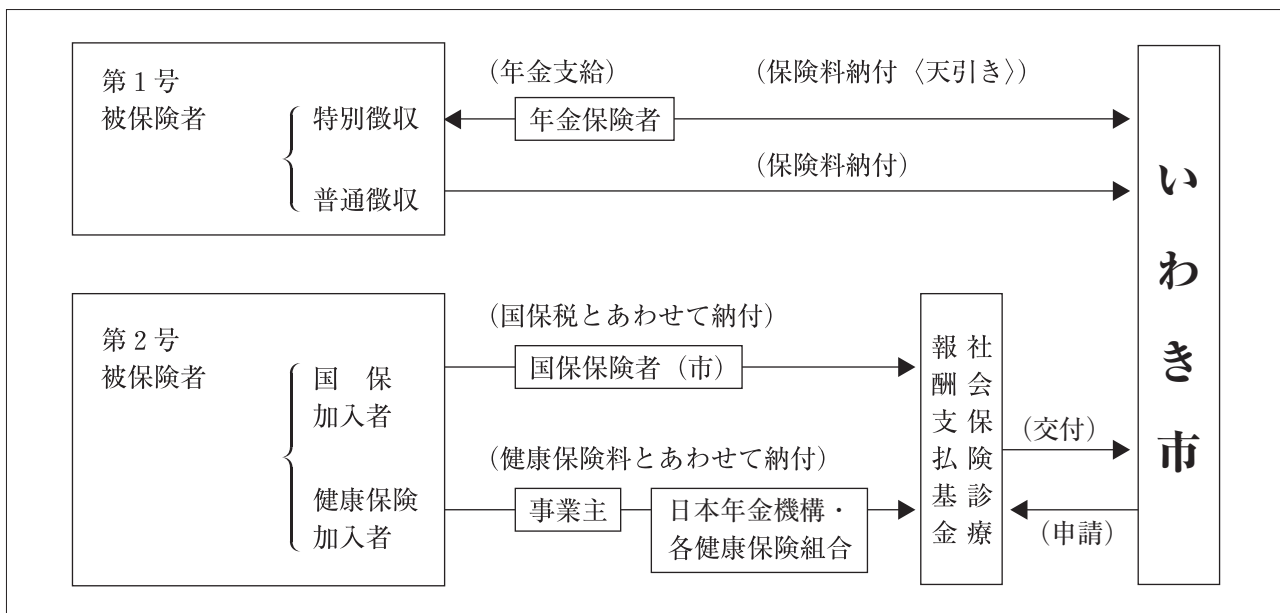
介護予防・生活支援サービス	①介護予防訪問介護相当サービス ②生活援助サービス ③訪問型短期集中予防サービス ④介護予防通所介護相当サービス ⑤通所型短期集中予防サービス
介護予防サービス	①介護予防訪問入浴介護 ②介護予防訪問看護 ③介護予防訪問リハビリテーション ④介護予防居宅療養管理指導 ⑤介護予防通所リハビリテーション ⑥介護予防短期入所生活介護 ⑦介護予防短期入所療養介護 ⑧介護予防特定施設入居者生活介護 ⑨介護予防福祉用具貸与 ⑩特定介護予防福祉用具購入 ⑪介護予防住宅改修
地域密着型介護予防サービス	①介護予防認知症対応型通所介護 ②介護予防小規模多機能型居宅介護 ③介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援1は利用不可）

要介護者が利用できるサービス

居宅サービス	①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導 ⑥通所介護 ⑦通所リハビリテーション ⑧短期入所生活介護 ⑨短期入所療養介護 ⑩特定施設入居者生活介護 ⑪福祉用具貸与 ⑫特定福祉用具購入 ⑬居宅介護住宅改修
地域密着型サービス	①夜間対応型訪問介護 ②認知症対応型通所介護 ③小規模多機能型居宅介護 ④認知症対応型共同生活介護 ⑤地域密着型通所介護 ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑨複合型サービス
施設サービス	①介護老人福祉施設（新規入所は原則要介護3以上） ②介護老人保健施設 ③介護療養型医療施設 ④介護医療院

（3）保険料の負担のしくみ

第1号被保険者の保険料は、市民税の課税状況や所得に応じ、市が直接賦課・徴収しますが、第2号被保険者の保険料については、全国の各医療保険者が徴収し、社会保険診療報酬支払基金を通じて、各市町村に交付されます。



Ⅱ 資格管理

1 介護保険の被保険者の資格

区 分	要 件
第1号被保険者	本市に住所を有する65歳以上の方
第2号被保険者	本市に住所を有する40歳以上の65歳未満の医療保険加入者

※（適用除外）これらの条件を満たす方であっても、次の施設（適用除外施設）に入所している場合は、介護保険の被保険者にはなりません。

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設、ハンセン病療養所、救護施設、被災労働者介護施設、障害者支援施設、障害者総合支援法に規定する指定障害者支援施設及び指定障害福祉サービス事業者である病院、児童福祉法の指定医療機関及び医療型障害児入所施設

2 被保険者資格の取得

資 格 取 得 の 原 因	資格取得時期	取得する資格
① 医療保険加入者が65歳に達したとき	誕生日の前日	第1号被保険者 (第2号被からの資格変更)
② 医療保険未加入者が65歳に達したとき	誕生日の前日	第1号被保険者
③ 医療保険加入者が40歳に達したとき	誕生日の前日	第2号被保険者
④ 被保険者の資格を満たす方が転入したとき	転入した日	第1号被保険者又は 第2号被保険者
⑤ 40歳以上65歳未満の医療保険未加入者が医療保険に加入したとき	加入した日	第2号被保険者
⑥ 被保険者の資格を満たす方が、適用除外施設から退所したとき	退所した日	第1号被保険者又は 第2号被保険者

地域包括ケア推進課
介護保険課

3 被保険者資格の喪失

資 格 喪 失 の 原 因	資格喪失の時期
① 被保険者が転出したとき	転出したその日又はその翌日（※）
② 被保険者が死亡したとき	死亡した日の翌日
③ 第2号被保険者が医療保険加入者でなくなったとき	その日
④ 被保険者が適用除外施設に入所したとき	入所した日の翌日

（※）転出した日に他の市町村に住所を有することとなったときは、転出した日に資格を喪失することとなります。

4 住所地特例

他市町村に所在する介護保険施設、特定施設及び養護老人ホームに入所するため、直接その施設等の所在地に住所を変更した場合は、元の市町村の介護保険の被保険者になります（例1）。

ただし、同様の場合であっても、一旦、他市町村の住居へ転出し、その後に施設等の所在地へ住所を移した場合には、その市町村の介護保険の被保険者になります（例2）。

また、一旦、施設等の所在地に転出し、さらに別の施設等の所在地へ転出した場合には、元の市町村の介護保険の被保険者になります（例3）。

その他に、一旦、障害者支援施設等の介護保険適用除外施設に入所した者が退所して、さらに別の介護保険施設等の所在地へ転出した場合には、元々の市町村の介護保険の被保険者になります（例4）。

（住所地特例の例）

	住 所 の 異 動	保険者
1	A市→B市（介護保険施設等）	A市（住所地特例）
2	A市→B市（住居）→B市（介護保険施設等）	B市
3	A市→B市（介護保険施設等）→C市（介護保険施設等）	A市（住所地特例）
4	A市→B市（適用除外施設）→C市（介護保険施設等）	A市（住所地特例）

5 介護保険被保険者証

（1）被保険者証の交付を受ける方

区 分	交 付 さ れ る 方
第1号被保険者	全員
第2号被保険者	要介護・要支援の認定を受けた方、被保険者証の交付を申請した方

（2）資格者証

要介護認定の申請は、被保険者証を添付して行うため、この間、被保険者証が被保険者の手元になりになります。このような場合には、介護保険資格者証を交付します。この資格者証は、新しい被保険者証が被保険者の手元に届くまでの期間、被保険者証の代わりとなるものです。

- ・発行する場合（1） 要介護認定の申請をしたとき。
- （2） 要介護認定を受けている被保険者が転入したとき。

6 介護保険受給資格証明書

要介護認定を受けている被保険者（以下、要介護被保険者等といいます。）が転出する場合、転出元の市町村は、介護保険受給資格証明書を交付します。

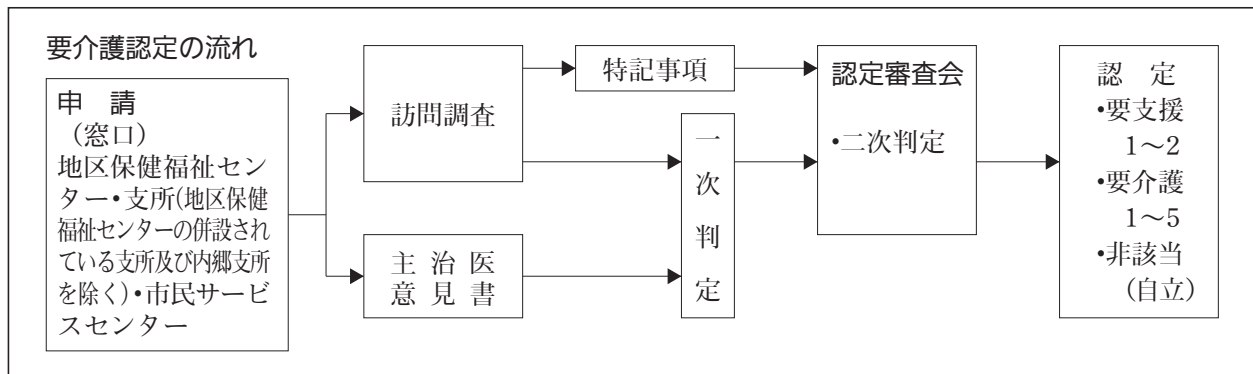
これを添えて転入先の市町村で転入した日から14日以内に要介護認定の申請をすると、転出元の市町村における要介護認定の結果によって要介護認定が行われます。

なお、マイナンバーの導入により、この介護保険受給資格証明書の添付は省略が可能です。

この場合の流れは、おおむね次のようになります。

- ① 要介護被保険者等は、被保険者証を添えて、転出届を提出します。
- ② 転出元の市町村は、要介護被保険者等に対し介護保険受給資格証明書を交付します。
- ③ 転入先の市町村に転入届を提出し、あわせて介護保険受給資格証明書を添えて要介護認定の申請をします。（マイナンバーにより、介護保険受給資格証明書の添付は省略が可能。）
- ④ 転入先の市町村は、要介護被保険者等に資格者証を交付します。
- ⑤ 転出元の市町村の認定内容により要介護認定が行われ、転入先の市町村から認定結果通知書と被保険者証が交付されます。

Ⅲ 要介護認定



1 申請

(1) 申請者

- ① 被保険者本人
- ② 被保険者の代理人
 - ・ 家族などが代理でき、その範囲に限定はありません。
- ③ 申請代行者
 - ・ 地域包括支援センター
 - ・ 指定居宅介護支援事業者
 - ・ 介護保険施設
 - ・ 社会保険労務士
 - ・ 民生委員

※ 指定居宅介護支援事業者・介護保険施設は運営基準に違反したことがない事業者に限ります。

(2) 申請書類

- ① 要介護認定の申請書
- ② 介護保険の被保険者証
(被保険者証の交付を受けていない第2号被保険者を除く)
- ③ 医療保険被保険者証(第2号被保険者の場合)

※ 一部の健康保険組合等を除き、マイナンバーによる省略が可能です。

(3) 申請窓口

- ① 各地区保健福祉センター
- ② 支所(地区保健福祉センターの併設されている支所及び内郷支所を除く)、市民サービスセンター
(いわき駅前、豊間、中央台、江名、泉)

2 認定調査

(1) 実施方法

市職員又は、市から委託を受けた指定居宅介護支援事業所の職員が認定申請をした被保険者に面接し、認定調査票により調査を行います。

(2) 調査員の範囲

- ① 市職員の場合 所要の研修を受けたケースワーカー、認定調査嘱託職員など
- ② 委託を受けた事業者の職員の場合 介護支援専門員

(3) 調査の内容

区 分	調 査 の 内 容	調 査 票
概況調査	・ 現在受けているサービスの状況 ・ 調査対象者の主訴・家族状況・住宅環境・虐待の有無等	・ 認定調査票 (概況調査)
基本調査	・ 身体機能、起居動作 ・ 生活機能 ・ 認知機能 ・ 精神・行動障がい ・ 社会生活への適応 ・ 特別な医療 ・ 日常生活自立度	・ 認定調査票 (基本調査①②) ・ 認定調査票 (特記事項)

3 主治医意見書

介護認定審査会では、一次判定結果を原案として審査判定を行います。ただし、訪問調査は、1回の調査で調査票をまとめますので、医学的管理を長期にわたって行っている主治医の意見の方が被保険者の状況について正確に把握していることがあります。

このように、審査判定に当たっては、意見書に記載された医学的観点からの意見等を加味して、介護の手の程度や状況等を総合的に勘案することになります。

主治医がいないときは、市が医師を指定し、診断を受けていただくことになります。

4 いわき市介護認定審査会

要介護認定の審査判定業務を行うために、介護保険法第14条の規定に基づき設置されたもので、委員は、保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから市長が任命します。審査会には、会長が置かれ、委員の互選によって定めます。審査判定の案件は、会長が指名する委員で構成する合議体ごとに取り扱うことになります。

- ・ 定 数 180人（令和4年4月1日現在 実委員数154人）
- ・ 任 期 2年
- ・ 合議体数 28（平10、小名浜6、勿来・常磐・内郷各4）

※ 各合議体は、原則として隔週開催となる。

5 認 定

(1) 審査判定

介護認定審査会では、次の資料に基づき、介護の手間を総合的に勘案し、非該当（自立）、要支援又は要介護のどの状態に該当するのかについて、審査判定を行います。

- ① 一次判定結果 主治医意見書の一部の項目及び認定調査の結果からコンピューターが介護に要する時間（要介護認定等基準時間）を推計し、判定したもの
- ② 特記事項 訪問調査の際に調査員が特に書きとめた事項
- ③ 主治医意見書 主治医が医学的観点から記載した意見

なお、第2号被保険者に関しては、このほかに介護が必要となった原因が特定疾病によるものであるかどうかについても審査判定が行われます。

●「特定疾病」は、次のとおりです。

- ①がん末期(医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)、②関節リウマチ、③筋萎縮性側索硬化症、④後縦靱帯骨化症、⑤骨折を伴う骨粗鬆症、⑥初老期における認知症、⑦進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病、⑧脊髄小脳変性症、⑨脊柱管狭窄症、⑩早老症(ウエルナー症候群等)、⑪多系統萎縮症、⑫糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、⑬脳血管疾患(脳出血、脳梗塞など)、⑭閉塞性動脈硬化症、⑮慢性閉塞性肺疾患、⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

(2) 認 定

介護認定審査会の判定に基づき市が認定し、申請者に通知します。

認定は、申請から30日以内に行わなければならないことになっており、この間に認定をすることができない場合は、延期の通知をしなければならないことになっています。

要介護度の状態のめやす

ここに示した状態は、各要介護度の平均的な状態であり、あくまでも「めやす」ですので、実際に認定を受けた方の状態と完全に一致するものではありません。

要介護度	心 身 の 状 態 例	利用できるサービス
要支援1 社会的支援を要する状態	排せつや食事はほとんど自分でできるが、立ち上がりなどに見守りや何らかの支援が必要な状態。 認知症による問題行動などは特に見られない。	「介護予防サービス」・「地域密着型介護予防サービス」が利用できます（施設サービスは利用できません）
要支援2 社会的支援を要する状態	要支援1の状態より基本的な日常生活を行う能力の低下がみられるが、認知症が軽度で心身の状態が安定している方。	
要介護1 部分的な介護を要する状態	立ち上がりや歩行が不安定で何らかの支えが必要な状態。認知症による問題行動が見られることがある。	「居宅サービス」・「施設サービス」・「地域密着型サービス」が利用できます。 ※介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に新規で入所できるのは原則として要介護3以上の方のみです。やむを得ない事情がある場合、要介護1・2の方も入所は可能です。
要介護2 軽度の介護を要する状態	歩行や起立姿勢を保つのに支えが必要で、排せつや入浴などに一部介護が必要な状態。 認知症による問題行動が見られることがある。	
要介護3 中等度の介護を要する状態	立ち上がりが困難で、歩行に介助を必要とし、排せつや入浴に介護を要する状態。 認知症による問題行動が見られることがある。	
要介護4 重度の介護を要する状態	自力での歩行は困難で、移動、排せつ、入浴など日常生活に全面的介護が必要な状態。 認知症による問題行動が多い。	
要介護5 最重度の介護を要する状態	生活全般について全面的な介護が必要な状態。 認知症による問題行動が多い。	

(3) 認定の有効期間

新規の要介護又は要支援認定の効力は、申請日に遡ります。その有効期間は、原則として6ヶ月間（申請日が月の初日以外の場合は、その月の末日までの期間＋6ヶ月間）ですが、認定審査会の意見により、これを3ヶ月間まで短縮または12ヶ月間まで延長することができます。

6 認定の更新

前回の認定の有効期間満了の日の60日前から満了の日までの間に、認定の更新の申請をすることができます。災害などやむを得ない理由があった場合は、その理由のやんだ日から1ヶ月以内に限り更新の申請をすることが認められています。

更新認定の手続きは、ほとんど要介護（要支援）認定の手続きと同様です。ただし、有効期間は、原則として前回の認定の有効期間満了日の翌日から12ヶ月間ですが、認定審査会の意見により、これを3ヶ月間まで短縮または48ヶ月間まで延長することができます。

7 要介護状態区分の変更の認定

要介護認定を受けた被保険者の心身の状態が変わったときは、要介護状態区分の変更の認定を申請することができます。この認定の効力および有効期間については、原則として6ヶ月間ですが、認定審査会の意見により、これを3ヶ月間まで短縮または12ヶ月間まで延長することができます。

なお、要支援認定を受けた被保険者について、心身の状態が変化し、介護が必要と認められるときは、要支援認定の有効期間内であっても要介護認定を申請することができます。この場合、認定の効力および有効期間は、原則として6ヶ月間ですが、認定審査会の意見により、これを3ヶ月間まで短縮または12ヶ月間まで延長することができます。

8 情報の開示

次のように要介護認定に関する情報の開示を行っています。

開示を請求できる方	① 被保険者本人 ② 配偶者、2親等内の親族 ③ 被保険者の成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人
開示できる行政情報	① 一次判定結果 ② 認定調査票の特記事項 ③ 主治医意見書 ④ 介護認定審査会の議事録
開 示 請 求 の 方 法	・ 認定を行った地区保健福祉センターの窓口で、開示請求書に必要事項を記入して請求します。 ・ 次の書類等を提示してください。 ① 被保険者証又は要介護認定等の通知書 ② 申請者の資格を証明するもの
開 示 の 方 法	閲覧又は写しの交付（郵送によることも可能です）
手 数 料 等	無料
留 意 事 項	・ 主治医意見書の開示には、医師の同意が必要です。 ・ 開示請求を行えるのは、認定日から当該認定に係る資料の保存期間（5年間）となります。

9 認定の状況

(1) 認定件数

(単位 件)

年 度	非該当	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
令和 2	83	922	1,026	1,492	1,556	1,187	1,269	1,069	8,604
令和 3	100	849	1,025	1,453	1,554	1,352	1,325	1,086	8,744

(2) 認定者数 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

(単位 人)

区 分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
第 1 号被保険者	1,841	2,542	3,654	4,201	3,396	2,928	1,955	20,517
第 2 号被保険者	19	38	58	111	92	73	59	450
合 計	1,860	2,580	3,712	4,312	3,488	3,001	2,014	20,967
構 成 比 (%)	8.9	12.3	17.7	20.6	16.6	14.3	9.6	100.0

(資料「介護保険事業状況報告」)

(3) 居宅介護 (予防) サービス受給者数 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

(単位 人)

区 分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
第 1 号被保険者	491	916	2,848	3,454	2,408	1,457	886	12,478
第 2 号被保険者	9	16	41	94	68	53	36	317
合 計	500	932	2,889	3,548	2,476	1,528	922	12,795
構 成 比 (%)	3.9	7.3	22.6	27.7	19.4	11.9	7.2	100.0

(資料「介護保険事業状況報告」)

(4) 地域密着型 (予防) サービス受給者数 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

(単位 人)

区 分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
第 1 号被保険者	9	15	652	806	765	574	377	3,198
第 2 号被保険者	0	0	6	18	18	10	11	63
合 計	9	15	658	824	783	584	388	3,261
構 成 比 (%)	0.3	0.5	20.2	25.2	24.0	17.9	11.9	100.0

(資料「介護保険事業状況報告」)

(5) 施設介護サービス受給者数 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

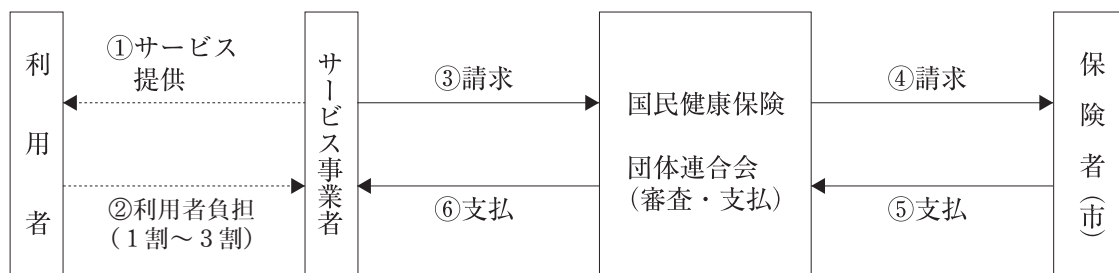
(単位 人)

区 分	第 1 号被保険者	第 2 号被保険者	計
介 護 老 人 福 祉 施 設	1,340	15	1,355
介 護 老 人 保 健 施 設	1,026	14	1,040
介 護 療 養 型 医 療 施 設	31	1	32
介 護 医 療 院	131	0	131
計	2,528	30	2,558

(資料「介護保険事業状況報告」)

Ⅳ 保険給付

現物給付の場合における保険給付の流れ



1 保険給付の種類

保険給付は、介護給付、予防給付、介護予防・日常生活支援総合事業に分類されます。

保険給付の種類	保険給付を受け取ることができる場合
介護給付	要介護1～5の認定を受けた場合
予防給付	要支援1～2の認定を受けた場合
介護予防・日常生活支援総合事業	要支援1～2の認定を受けた場合 事業対象者の認定を受けた場合

2 保険給付費と負担割合証

(1) 保険給付費

保険給付費は、原則として介護報酬の9割から7割相当額（居宅介護支援については、10割相当額）で、居宅サービスには支給限度額が定められています。

サービスの区分	支給限度額		備考
介護予防訪問介護相当サービス 介護予防通所介護相当サービス	事業対象者	月額 50,320円	市が必要と認めた場合は支給限度額を105,310円に変更
訪問介護（ホームヘルプ）・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・福祉用具の貸与・通所介護（デイサービス）・通所リハビリテーション（デイケア）・短期入所生活介護（ショートステイ）・短期入所療養介護（ショートステイ）・小規模多機能型居宅介護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・複合型サービス ※要支援の場合は、介護予防の各サービスとなります。	要支援1	月額 50,320円	（福祉用具貸与の品目）車いす（付属品を含む）・特殊寝台（付属品を含む）・床ずれ防止用具・体位変換器・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえ・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト（つり具を除く）・自動排せつ処理装置
	要支援2	月額 105,310円	
	要介護1	月額 167,650円	
	要介護2	月額 197,050円	
	要介護3	月額 270,480円	
	要介護4	月額 309,380円	
福祉用具購入費の支給	同一年度で10万円		（品目）腰掛便座・自動排せつ処理装置の交換可能部品・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分
	同一住宅・同一対象者につき20万円 ※引越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合は再支給可		（種類）手すりの取付け・段差の解消・滑りの防止や移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更・引き戸等への扉の取替え・洋式便器等への便器の取替え・その他付帯改修

なお、平成12年4月1日において、特別養護老人ホームに入所している方については、従前の措置に基づく費用徴収額を大きく上回らないように介護報酬が定められています。（旧措置入所者に対する経過措置）

また、過去10年間に時効消滅した保険料がある場合には、一定の期間、保険給付額が介護報酬の6割または7割に減額されることになります。

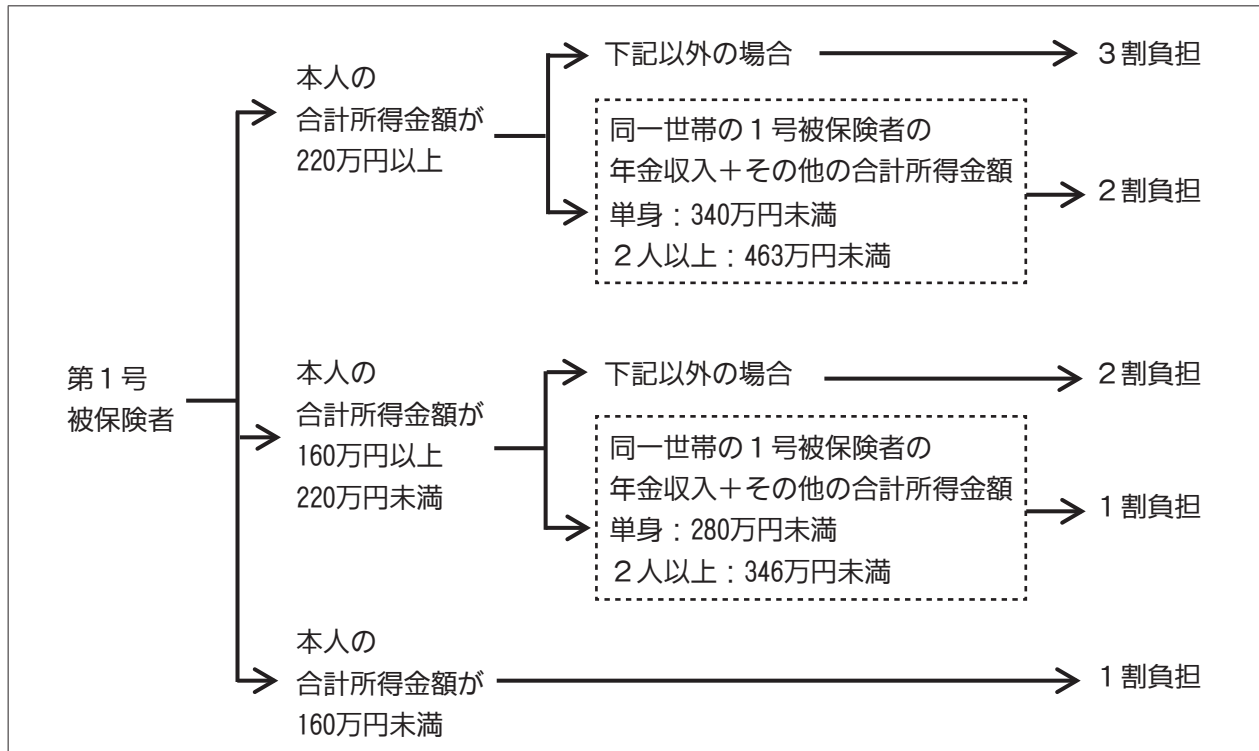
(2) 負担割合証

① 概要

保険料の上昇をできる限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、平成27年8月より第1号被保険者のうち相対的に負担能力のある一定以上の所得者の自己負担割合を2割とし、平成30年8月より2割負担者のうち現役並みの所得がある場合は3割となります。また、負担割合が明記された負担割合証をすべての要支援・要介護認定者に発送しております。介護サービスを利用するにあたっては、被保険者はサービス事業所等に被保険者証と併せて負担割合証を提示することとなります。

なお、第2号被保険者、市民税非課税者、生活保護受給者の負担割合は所得などにかかわらず1割となります。

② 負担割合の判定



介護保険の自己負担割合が2割または3割となる一定以上所得者は本人が市民税課税されている場合です。2割負担となる方は、本人の合計所得金額160万円以上（年金収入換算でおよそ280万円以上）の者となりますが、実質的な収入が280万円に満たないケースがあること、配偶者の年金が低く、世帯としての負担能力が低いケースがあることから、そのようなケースに関しては1割の自己負担となります。具体的には同一世帯の第1号被保険者の「年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計が単身で280万円未満、65歳以上の方が2人以上の世帯は346万円未満の場合1割負担となります。

3割負担も同様で、本人の合計所得金額220万円以上（年金収入換算で340万円以上）の者ですが、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計が単身で340万円未満、65歳以上の方が2人以上の世帯は463万円未満の場合は2割負担となります。

③ 負担割合証の適用期間

負担割合証の適用期間は8月1日から翌年の7月31日までとなります。新規認定者の場合には認定有効期間開始日から適用となります。

3 現物給付と償還払い

給付の方法は、介護保険法上は償還払いが基本ですが、一定の条件を満たす場合に現物給付化されると、利用者は、負担割合証に記載された割合（P149参照）を支払えばすむことになります。

なお、居宅介護（介護予防）サービス計画費は10割給付となりますので、本人負担はありません。

現物給付化された場合の保険給付費の請求は、各事業者が国民健康保険団体連合会（国保連）に行います。国保連は、市の委託を受け、各事業者からの保険給付費の請求を審査し、支払を行います。

一方、償還払いにおいては、サービス利用者が、保険給付の対象となる費用を全額支払った後、所定の申請書により市（地区保健福祉センター）の窓口で保険給付費の請求を行うことになります。

（1）介護給付

給 付 の 内 容	給付原則	現物給付化される場合
居宅介護サービス費の支給	現物給付	・ 居宅サービス計画作成依頼届出書を市に提出している場合等
特例居宅介護サービス費の支給	償 還 払	
地域密着型介護サービス費	現物給付	・ 居宅サービス計画作成依頼届出書を市に提出している場合（小規模多機能型居宅介護）
特例地域密着型介護サービス費	償 還 払	
居宅介護サービス計画費の支給（指定居宅介護支援）	現物給付	・ 居宅サービス計画作成依頼届出書を市に提出している場合
特例居宅介護サービス計画費の支給	償 還 払	
施設介護サービス費の支給（指定介護老人福祉施設・指定介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・指定介護医療院）	現物給付	・ 施設介護サービスを受ける場合
特例施設介護サービス費の支給	償 還 払	
高額介護サービス費の支給	償 還 払	
特定福祉用具購入費の支給	償還払 又は受領委任払	・ 市の登録事業者から購入した場合
居宅介護住宅改修費の支給	償還払 又は受領委任払	・ 市の登録事業者が施工した場合
高額医療合算介護サービス費の支給	償 還 払	

(2) 予防給付

給 付 の 内 容	給付原則	現物給付化される場合
介護予防サービス費の支給	現物給付	・ 介護予防サービス計画作成依頼届出書を市に提出している場合、その他居宅介護サービス費の支給に同じ。
特例介護予防サービス費の支給	償還払	
地域密着型介護予防サービス費	現物給付	・ 介護予防サービス計画作成依頼届出書を市に提出している場合（介護予防小規模多能型居宅介護）
特例地域密着型介護予防サービス費	償還払	
介護予防サービス計画費の支給（指定介護予防支援）	現物給付	・ 介護予防サービス計画作成依頼届出書を市に提出している場合
特例介護予防サービス計画費の支給	償還払	
高額介護予防サービス費の支給	償還払	
特定介護予防福祉用具購入費の支給	償還払 又は受領委任払	・ 市の登録事業者から購入した場合
介護予防住宅改修費の支給	償還払 又は受領委任払	・ 市の登録事業者が施工した場合
高額医療合算介護予防サービス費の支給	償還払	

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業

給付の内容	給付原則	現物給付化される場合
第1号訪問事業	現物給付	介護予防ケアマネジメントに係る届出を市に提出している場合等
第1号通所事業	現物給付	介護予防ケアマネジメントに係る届出を市に提出している場合等
第1号介護予防支援事業	現物給付	介護予防ケアマネジメントに係る届出を市に提出している場合等
高額介護予防サービス費相当事業	償還払	
高額医療合算介護サービス費相当事業	償還払	

(4) 償還払いの申請

給付の内容	申 請 に 必 要 な も の	申 請 場 所
特定福祉用具購入費	- 申請書 - 領収書（原本） - 購入した福祉用具のパフレット等 - 特定福祉用具販売計画（写）	地区保健福祉センター
住宅改修費	- 申請書 - 領収書（原本） - 住宅改修に係る理由書 - 図面 - 住宅改修前後の写真（撮影日がわかるもの） - 住宅所有者の承諾書（所有者が異なる場合） - 見積書	
その他の償還払い	- 申請書 - サービス提供証明書又は居宅介護支援提供証明書 - 居宅サービス計画書 - 領収書（原本）	

※ 本人名義の口座がなく、家族名義の口座へ振込希望の場合は、委任状（任意様式）が必要になります。

4 特例サービス費

各特例サービス費は、原則として償還払いになります。

ただし、県の指定ではなく市の登録を受けたボランティア団体などの事業者が行う基準該当居宅サービスや基準該当居宅介護支援については、事業者がサービス利用者の代わりに保険給付費を代理受領することになりますので、現物給付と同様に、サービス利用者はかかった費用のうち、自己負担分を負担すればよいことになります（基準該当居宅介護支援にあっては、無料となります）。

区 分	支 給 さ れ る 場 合
特例居宅介護サービス費	・ 要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由によりサービスを受けた場合
特例地域密着型介護サービス費	
特例居宅介護サービス計画費	・ 基準該当サービスを受けた場合（現物給付）
特例介護予防サービス費	
特例地域密着型介護予防サービス費	・ 離島その他の厚生労働大臣が定める基準に該当する地域において、相当のサービスを受けた場合
特例介護予防サービス計画費	
特例施設介護サービス費	・ 緊急その他のやむを得ない理由により被保険者証を提示しないでサービスを受けた場合

5 施設サービスにおける食費・居住費について（平成17年10月から）

介護保険施設（ショートステイ含む）に入所等している方は、介護報酬の自己負担分以外にも食費・居住費を負担することになります。その費用は、施設と利用者との契約により定められます。

なお、低所得者については、次のとおり所得を考慮した負担限度額（特定入所者介護サービス費等）が定められます。軽減を受けるには、申請により交付された「負担限度額認定証」を施設等に提示する必要があります。

○ 負担限度額（一日あたり）

区 分	預貯金等の 資産の状況	居住費（滞在費）				食 費	
		従来型 個 室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	施設 入所	短期 入所
・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯に属する 老齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円	300円
・市民税非課税世帯に属し、 年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円 以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円	600円
・市民税非課税世帯に属し、 年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円 超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円	1,000円
・市民税非課税世帯に属し、 年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円 以上の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円	1,300円

※（ ）の金額は、介護老人福祉施設に入所または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※ 市民税非課税世帯には、世帯を分離している配偶者も含まれます。

※ 年金収入額は、課税年金収入額と非課税年金収入額の合計です。

- 申請場所
 - ・ 地区保健福祉センター
- 申請に必要なもの
 - ・ 申請書、同意書、預貯金等の写し（配偶者分を含む）

6 保険給付の特例（利用料の減免）について

次のいずれかに該当する場合であって、利用料の負担が困難であると認められるときは、本人負担分が減免されることになります。

- ① 利用者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合
- ② 利用者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少した場合
- ③ 利用者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合
- ④ 利用者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合

- 申請場所
 - ・ 地区保健福祉センター
- 申請に必要なもの
 - ・ 申請書、収入・資産申告書等

7 高額介護（予防）サービス費等について

（1）概 要

介護保険サービスの利用者は、利用料のうち、自己負担分を負担しますが、この自己負担額が一定の上限額（以下、負担限度額といいます）を超えた場合には、その超えた額が高額介護（予防）サービス費として、申請により支給されます。

なお、介護予防・生活支援サービスの利用者が該当する場合は、第1号事業高額サービス費として支給されます。

- 申請場所
 - ・ 地区保健福祉センター
 - ・ 支所（地区保健福祉センターの併設されている支所及び内郷支所を除く）、市民サービスセンター（いわき駅前、豊間、中央台、江名、泉）
- 申請に必要なもの
 - ・ 申請書
 - ・ 委任状（振込先の口座が本人名義以外の場合）

（2）高額介護（予防）サービス費等の対象となる費用

高額介護（予防）サービス費の対象となる費用は、居宅サービスや施設サービス（食費・居住費を除く）を利用した際の自己負担額ですが、次の費用は、高額介護（予防）サービス費の対象にはなりません。

- ・ 福祉用具購入費や住宅改修費の支給に係る自己負担分
- ・ 居宅サービス等の利用限度額を超えたために全額自己負担した部分
- ・ 施設サービスを利用した際の食費や居住費

(3) 支給額の算出方法

世帯の負担限度額と利用者個人の負担限度額

区 分			世帯の 限度額	個人の 限度額
1	生活保護を受給している方等		15,000円	15,000円
2	世帯全員が 市民税 非課税で	・老齢福祉年金を受給している方 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計 が80万円以下の方等	24,600円	15,000円
		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計 が80万円を超える方	24,600円	24,600円
3	市民税課税 世帯の方	一般所得世帯の方	44,400円	44,400円
		年収約383万円以上770万円未満の方	44,400円	44,400円
		年収約770万円以上1,160万円未満の方	93,000円	93,000円
		年収約1,160万円以上の方	140,100円	140,100円

※ ひとつの世帯で複数の方が介護保険のサービスを利用している場合には、世帯の負担限度額をその世帯を構成する個人の負担額の割合に応じて按分し、各利用者の負担限度額を決定します。

※ 「収入」とは「年金収入＋その他の合計所得金額」になります。

8 訪問介護に係る利用者負担の軽減について

国の特別対策において、介護保険制度移行に伴う負担の激変緩和措置として、訪問介護を利用する低所得者に対し、利用料の負担割合を軽減する制度が設けられています。

(1) 対象者

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として、定率負担額が0円となっている方であって、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなった方

- (a) 身体障害者手帳の交付を受けている方で、65歳に達する日以前の1年間に訪問介護を利用し、かつ、65歳に到達したことで介護保険の対象となった方
- (b) 第2号被保険者（40歳～64歳）で、特定疾病による要支援・要介護認定を受けている方

※ 境界層…本来適用されるべき基準等を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準等を適用すれば生活保護を必要としない状態。

(2) 軽減の内容

- 利用者負担割合
 - ・ 0%（全額免除）
- 申請場所
 - ・ 地区保健福祉センター
- 申請に必要なもの
 - ・ 申請書

9 社会福祉法人による利用者負担の軽減について

国の特別対策において、特に生計が困難な低所得者について、介護保険サービスを提供する社会福祉法人が利用者負担額を軽減する制度が設けられました。

(1) 対象者

市民税が非課税の世帯に属し、次のいずれにも該当する方及び生活保護受給者で、市から利用者負担減免確認証の交付を受けた方

- ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ③ 日常生活に供する以外に活用できる資産がないこと。
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと。

(2) 対象となるサービス

軽減の実施を申し出た社会福祉法人の事業所が提供する次のサービス。

- ・ 訪問介護 ・ 通所介護 ・ 短期入所生活介護 ・ 地域密着型通所介護
- ・ 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）における施設サービス
- ・ 介護予防訪問介護相当サービス ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 介護予防通所介護相当サービス
- ・ 認知症対応型通所介護 ・ 介護予防認知症対応型通所介護
- ・ 介護予防短期入所生活介護 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・ 複合型サービス ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

※ ただし施設入所者等に係る食費・居住費の軽減は、特定入所者介護サービス費の支給を受けている場合に限る。

(3) 減免率

軽減対象となるサービスの介護費・食費・居住費等の4分の1又は2分の1

○ 申請場所

- ・ 地区保健福祉センター

○ 申請に必要なもの

- ・ 申請書
- ・ 収入・資産申告書
- ・ 預金通帳の写し

10 高額医療合算介護（予防）サービス費等について

（１）概要

世帯の１年間の介護保険（介護予防・生活支援サービスを含む）の利用者負担額と医療保険の一部負担金等を合算した額が、所得区分の負担限度額を超えたとき、申請により、超えた額がそれぞれの制度から、高額医療合算介護（予防）サービス費・高額介護合算療養費として支給されます。

なお、世帯で介護保険と医療保険のいずれかの負担額がない場合には、支給対象となりません。

○ 申請場所

区 分		申 請 場 所
1	いわき市国民健康保険の場合	国保年金課又は 各支所、 市民サービスセンター
	福島県後期高齢者医療保険の場合	
	被用者保険の場合で、算定期間中、いわき市国民健康保険、福島県後期高齢者医療保険への加入歴がある場合	
2	被用者保険の場合で、算定期間中、いわき市国民健康保険、福島県後期高齢者医療保険への加入歴がない場合	介護保険課又は 地区保健福祉センター

○ 申請に必要なもの

- ・ 申請書
- ・ 委任状（振込先の口座が本人名義以外の場合）

（２）高額医療合算介護（予防）サービス費等の対象となる費用

高額医療合算介護（予防）サービス費の対象となる費用は、居宅サービスや施設サービス（食費、住居費を除く）を利用した際の自己負担額ですが、次の費用は、高額医療合算介護（予防）サービス費の対象にはなりません。

- ・ 福祉用具購入費や住宅改修費の支給に係る自己負担分
- ・ 居宅サービス等の利用限度額を超えたために全額自己負担した部分
- ・ 施設サービスを利用した際の食費や居住費

また、高額介護サービス費をうけられる場合は、その部分を控除します。

（３）医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額）

70歳未満の方

基準総所得税 （基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満の方
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市民税非課税世帯	34万円

70歳以上の方

所 得 区 分	70歳以上の方
課税所得 690万円以上	212万円
380万円以上690万円未満	141万円
145万円以上380万円未満	67万円
一般所得者	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

※ 計算期間は、毎年８月から翌年７月までの12ヵ月間です。

※ 「一般所得者」は、市民税課税世帯で課税所得145万円未満の方です。

※ 「低所得者Ⅱ」は市民税非課税世帯の方、「低所得者Ⅰ」は市民税非課税世帯で世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方（年金収入のみの場合80万円以下の方）です。

V 第1号被保険者の保険料

1 保険料の設定についての基本的な考え方

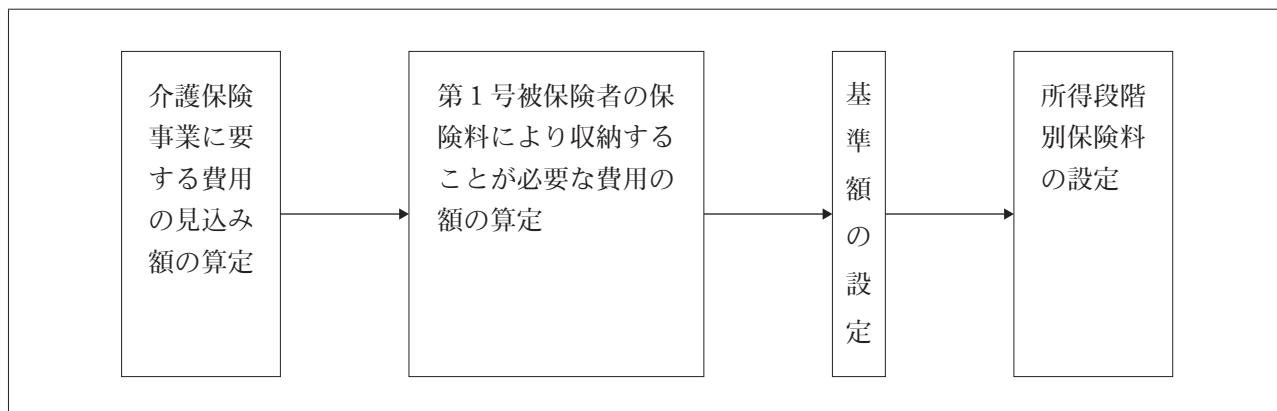
(1) 負担能力に応じた所得段階の設定

保険料は、第1号被保険者の負担能力に応じた負担をもとめ、低所得者の負担を軽減するという観点から、被保険者本人の市民税課税状況や所得の状況、被保険者の属する世帯の市民税課税状況をもとに所得段階を11段階に区分し、区分ごとに年間の保険料が設定されます。

(2) 中期財政運営

中期的に安定した財源確保を可能とするなどの観点から、毎年度保険料率を改定するのではなく、3年間の事業運営期間を通じての支出及び収入等の状況を勘案して保険料を設定することとしており、原則として3年間を通じて同一の保険料額になります。

2 保険料算定の流れ



3 保険料の納め方

(1) 普通徴収と特別徴収

区 分	対 象 者	納 付 方 法	納 期
普通徴収	① 年金を受給していない方 ② 老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給額が年額18万円未満の方 ③ 老齢福祉年金・恩給のみを受給している方	① 口座振替 指定口座から納期限（各納期の最終日）に振替を行います。 ② 自主納付 納付書により最寄りの金融機関で納付します。	毎年度7月から翌年の2月までの8期
特別徴収	老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給額が年額18万円以上の方	年金からの天引きとなります。	年金の定期支払時（毎年4・6・8・10・12・2月）

(2) 年度の途中で資格の異動があった場合

- ① 年度途中で資格を取得した場合（転入・65歳到達など）
 - ・ 資格取得日の属する月から月割りで保険料を算定し、納付します。
 - ・ 特別徴収の開始は、資格取得日の翌年度の4月から10月の間になります（それまでは普通徴収）。

※ 年金受給の手続きが65歳になった年度の2月から3月になった場合は、特別徴収は翌々年度の4月からになる場合があります。
- ② 年度途中で資格を喪失した場合（転出・死亡など）

資格喪失日の属する月の前月分まで月割りで保険料を算定し、納付します。

4 保険料を滞納した場合

(1) 保険料の滞納

保険料を滞納した場合、納期限後20日以内に督促状が発付され、延滞金及び督促手数料を合わせて納めなければならなくなります。督促後も自主納付が行われない場合、滞納処分を行うことがあります。

(2) 保険給付の制限

災害や生計を主として維持する方の入院・失業などの特別の事情がある場合を除き、保険料の滞納者には次のような措置がとられることになります。

① 支払い方法の変更（償還払い化）

介護保険サービスを利用している方が、保険料を納期限から1年以内に納付しない場合、支払い方法が現物給付から償還払いに変更されます。

② 支払いの一時差止

介護保険サービスを利用している方が、保険料を納期限から1年6月以内に納付しない場合、①により償還払い化されている保険給付の支払が一時差止められます。

③ 滞納保険料の控除

②の一時差止を行っても保険料が納付されない場合、その差止額から滞納保険料額の全額又は一部が控除されます。

④ 保険給付の減額

過去10年間に時効により消滅した保険料がある場合、一定期間、保険給付が6割または7割に減額されます。この間は、高額介護（介護予防）サービス費、高額医療合算介護（介護予防）サービス費、特定入所者介護（介護予防）サービス費、特例特定入所者介護（介護予防）サービス費は支給されません。

* 第2号被保険者に関する保険給付の制限

介護保険サービスを利用している第2号被保険者について、未納医療保険料がある場合には、保険給付の償還払い化及び一時差止を行うことがあります。

5 保険料の徴収猶予及び減免

次のような事情で保険料の納付が困難な場合には、保険料の徴収猶予又は減免を受けられる場合があります。

① 被保険者又はその世帯の生計を支える方が、震災、風水害、火災などの災害により、住宅や家財などの財産に著しい損害を受けた場合

② 被保険者またはその世帯の生計を支える方の収入が、次の原因により著しく減少した場合

- ・ 死亡や入院など
- ・ 事業の休廃止や失業など
- ・ 農作物の不作や不漁など

③ 生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している状態にあることにより、保険料を納めるのが困難な場合

* 対象となる保険料

徴収猶予の対象となる保険料は、当該年度（既に賦課されたもの）で、かつ、未納のものに限ります。

減免の対象となる保険料は、当該年度で、かつ、納期未到来の未納のものに限ります。ただし、特別徴収の場合、当該年度の8月15日までに申請されたものは、当該年度の保険料全額が対象となります。

○ 申請場所

- ・ 介護保険課又は地区保健福祉センター

○ 申請に必要な書類

- ・ 申請書
- ・ 理由を証明する書類

6 令和3～5年度の第1号被保険者の介護保険料額

段 階	該 当 す る 方	介 護 保 険 料
第1段階	- 生活保護を受給している方 - 老齢福祉年金を受給していて、世帯全員が市民税非課税の方 - 世帯全員が市民税非課税で、前年の本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円以下の方	22,400円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	37,200円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が120万円を超える方	52,100円
第4段階	同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円以下の方	65,500円
第5段階	同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円を超える方	74,400円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の方	84,100円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超えて200万円未満の方	93,000円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	111,600円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	130,200円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の方	141,400円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	148,800円

※1 老齢福祉年金とは、明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方、または大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 年金収入額とは、非課税年金（遺族年金や障害年金等）を除いた公的年金の一年間の受給額です（税や保険料の差引前の金額です）。

※3 その他の所得金額とは、年金収入以外の収入に係る「所得」（収入から必要経費などを差し引いた金額）の合計額。

※4 合計所得金額とは、全ての「所得」の合計額（年金収入額に係る所得を含む）。

（注）その他の所得金額及び合計所得金額については、マイナスの場合は0円とする取り扱い。

また、土地・建物などの譲渡に係る特別控除額がある場合は、特別控除額を差し引いた後の金額。

こどもみらい部

1 こどもみらい課

(1) 企画係 [直通 (22) 7483] (内線 2512・2513)

- ① 児童福祉に係る企画、調整及び総括に関すること。
- ② 子ども・子育て支援に係る施策の総合調整に関すること。
- ③ 社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）に関すること。
- ④ 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- ⑤ 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の設置等の認定に関すること。
- ⑥ 幼保連携型認定こども園、保育所及び家庭的保育事業等の認可等に関すること。
- ⑦ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認に関すること。

(2) 幼保施設係 [直通 (22) 7013] (内線 2514・2515)

- ① 市立保育所、市立幼稚園の管理等に関すること。
- ② 私立幼稚園・保育所及び認定こども園等の整備等に関すること。

2 こども支援課

(1) こども支援係 [直通 (22) 7454] (内線 2522・2523)

- ① 市屋内遊び場に関すること。
- ② 地域子育て支援拠点事業に関すること。
- ③ 赤ちゃんの駅に関すること。
- ④ ファミリー・サポート・センター事業に関すること。
- ⑤ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）に関すること。
- ⑥ 児童館に関すること。
- ⑦ ちびっこ広場に関すること。
- ⑧ ファミたんカード（子育て応援パスポート）に関すること。
- ⑨ 私立学校（大学（短期大学を含む。）及び幼稚園に係るものを除く。）の運営の補助等に関すること。

(2) 保育・教育係 [直通 (22) 7458] (内線 2524・2525・2526・2527・2528・2529)

- ① 教育・保育給付に係る支給認定（幼稚園における給付に係るものに限る。）に関すること。
- ② 施設型給付費の支給（幼稚園に係るものに限る。）に関すること。
- ③ 市立保育所・幼稚園の運営に関すること。
- ④ 私立保育園の運営の補助等に関すること。
- ⑤ 私立学校（幼稚園に限る。）の運営の補助等に関すること。
- ⑥ 認可外保育施設に関すること。
- ⑦ へき地保育所に関すること。

3 こども家庭課 ※いわき市総合保健福祉センター内

(1) 家庭支援係 [直通 (27) 8563] (内線 65352・65353・65354・65355)

- ① 児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する連絡調整に関すること。
- ② 家庭児童相談室の調整に関すること。
- ③ 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- ④ 児童手当に関すること。
- ⑤ 各種奨学資金及び入学祝金に関すること。
- ⑥ 女性相談員の連絡・調整に関すること。

- ⑦ 要保護児童対策地域協議会に関する事。
- ⑧ 助産施設に関する事。
- ⑨ 出産支援金支給事業に関する事。
- ⑩ 赤ちゃん絵本プレゼント事業に関する事。
- ⑪ 産前・産後ヘルパー派遣事業に関する事。

(2) 母子保健係 [直通 (27) 8597] (内線 65356・65357・65359・65360)

- ① 母子保健事業の総合企画調整に関する事。
- ② 乳幼児健康診査に関する事。
- ③ 母子健康相談・健康教育事業に関する事。
- ④ 母子(親子)健康手帳交付事業に関する事。
- ⑤ 妊産婦健康診査事業に関する事。
- ⑥ 特定不妊治療費助成事業・不育症検査費用助成事業・不妊不育症専門相談に関する事。
- ⑦ 産後ケアに関する事。
- ⑧ いのちを育む教育推進事業(思春期保健対策)に関する事。
- ⑨ 母子医療の公費負担等(療育医療・養育医療・育成医療・妊娠中毒症等療養援護費など)に関する事。
- ⑩ 妊産婦・乳幼児訪問指導に関する事。
- ⑪ いわきっ子健やか訪問事業に関する事。
- ⑫ 先天性代謝異常等検査事業に関する事。
- ⑬ 小児慢性特定疾病対策(医療費助成・自立支援事業・疾病対策事業)に関する事。
- ⑭ 産前・産後サポート事業に関する事。
- ⑮ ホームスタート事業に関する事。
- ⑯ 新生児聴覚検査支援事業に関する事。
- ⑰ 養育支援訪問事業に関する事。
- ⑱ 母子保健コンシェルジュ活動支援に関する事。
- ⑲ こどもの心のケア事業に関する事。
- ⑳ 子どもインフルエンザ予防接種助成事業に関する事。

(3) 子育てサポートセンター [直通 (27) 8599] (内線65300・65301・65306・65307)

- ① 発達相談に関する事。
- ② 発達支援事業に関する事。
- ③ 子育て支援に関する事。
- ④ プレイルーム開放に関する事。

いわき市子ども・子育て支援事業計画 (第二次いわき市こどもみらいプラン)

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、出生数や出生率の低下に伴う少子化が長きにわたって続いており、平成27年の国勢調査では、初めて総人口が減少に転じるなど、今後においても、少子化や人口減少の進行が見込まれています。

また、家庭の核家族化や地域のつながりの希薄化も進んでおり、子どもや子育て家庭を支える環境が変化していることなどから、子育てに不安や負担を感じる保護者も少なくない状況にあります。

このような中、国では、すべての子どもの良質な生活環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支えることを目的に、平成24年に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年から子ども・子育て支援新制度を本格スタートさせるとともに、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、平成26年策定の同大綱等に基づきながら、令和元年10月には幼児教育・保育の無償化を実施するなど、様々な取組みを展開しています。

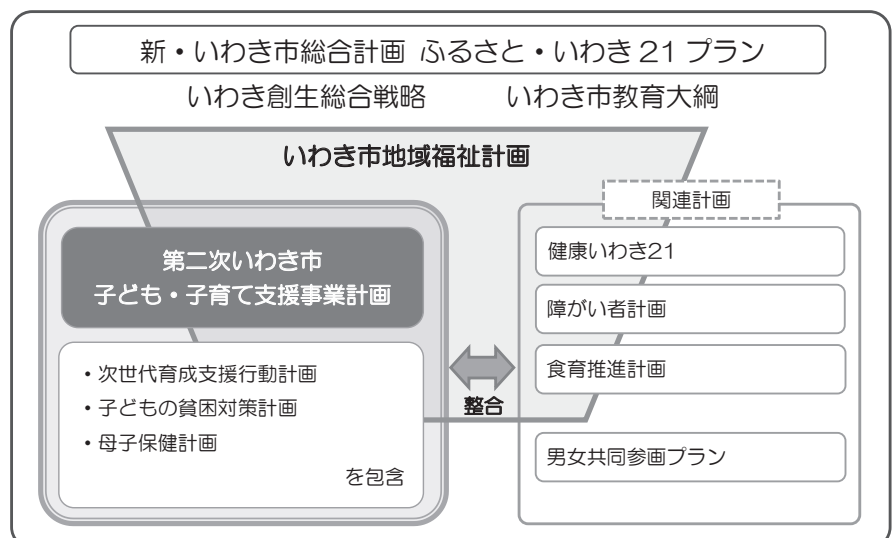
本市においても、子ども・子育て支援新制度の施行に合わせ、平成27年3月に「いわき市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う仕組みの「いわきネウボラ」の構築、保育の受皿としての認定こども園や放課後児童クラブの拡充など、計画に基づきながら各種施策に取り組んできましたが、子育て支援ニーズの多様化、保育需要の一層の拡大、さらには児童虐待や子どもの貧困の社会問題化など、子ども・子育て家庭を取り巻く環境が様々な変化する中、本計画が令和元年度に終期を迎えたことから、社会情勢や子ども・子育て環境の現在を踏まえるとともに、今後5年間の動向を見据えながら、令和2年3月に「第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の期間と位置づけ

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としています。

また、この計画は、上位計画である「新・いわき市総合計画（ふるさと・いわき21プラン）」、「いわき創生総合戦略」、「いわき市教育大綱」をはじめ、保健、医療、福祉、教育分野等の関連計画との整合を図った上で、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）第8条に基づく「市町村行動計画」、及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）第9条第2項に定める「市町村計画」、さらには「母子保健計画」として策定したものです。

【計画の位置付け】



3 計画の対象

この計画は、概ね18歳未満の子どもとその家庭等を対象としています。

4 計画の内容

(1) 基本理念

「子どもまんなか 笑顔と夢広がるまち いわき」

子どもは、未来を築くかけがえのない存在であり、その健やかな成長は、家庭や地域の喜びとなり、社会全体の活力となって広がっていきます。

わが国では、近年、少子化対策を中心に、様々な子ども・子育て支援策が展開されていますが、「児童憲章」の制定（昭和26年）や、「児童の権利に関する条約」の批准（平成6年）など、従前より、子どもの人権を尊重しながら成長を支えることが社会の責務とされており、昨今、児童虐待や子どもの貧困問題が顕在化する中、子どもの権利を守る取組みにもあらためて重点が置かれています。

本市は、これら子ども・子育てを取り巻く社会情勢などを踏まえ、子どもたち一人ひとりが、家族はもとより地域の人たちにも、いつも‘まんなか’にある存在として大切にされながら、笑顔とともに生まれ、子どもたち、家族、そして地域の人たちみんなが、未来に向かって夢を大きく描けるようなまちづくりを推進していくことを趣旨に、上記のフレーズを「第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念としました。



(2) 基本目標

I 安心して子どもを産み育てるために

相談体制の充実など、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備に取り組みます。

多様なニーズに対応できる教育・保育環境の整備など、就労と子育ての両立の支援に取り組みます。

II 子どもが健やかに育まれるために

子どもの権利が守られ、自分を大切にすることを育むことができる環境づくりや、子どもの健康、疾病の予防、生活習慣の基礎づくりなどに取り組みます。

様々な体験や人との関わりなどを通じて「生きる力」を高めるための豊かな学びの土壌づくりに取り組みます。

III 支援を必要とする子どもとその家庭のために

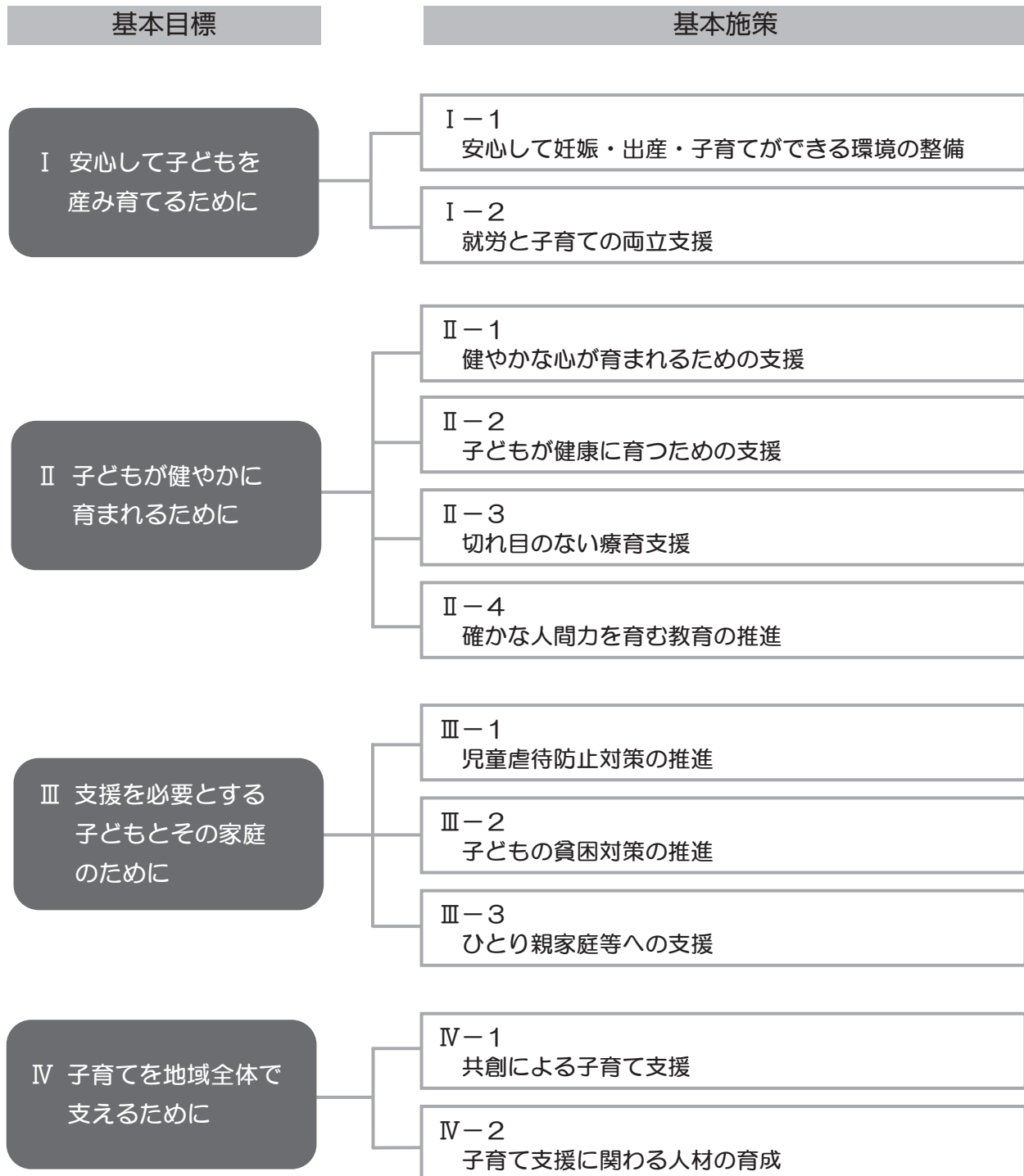
きめ細かな相談対応や継続的な支援を行うとともに、関係機関と連携し、児童虐待の防止や子どもの貧困対策などに取り組みます。

ひとり親家庭等の負担軽減を図るなど、配慮が必要な家庭を支え、安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

IV 子育てを地域全体で支えるために

地域住民の多くが子育てへの関心・理解を深め、地域における様々な主体が連携しながら、地域全体で子どもを守り、育てる環境づくりに取り組みます。

5 施策体系



6 子ども・子育て支援新制度について

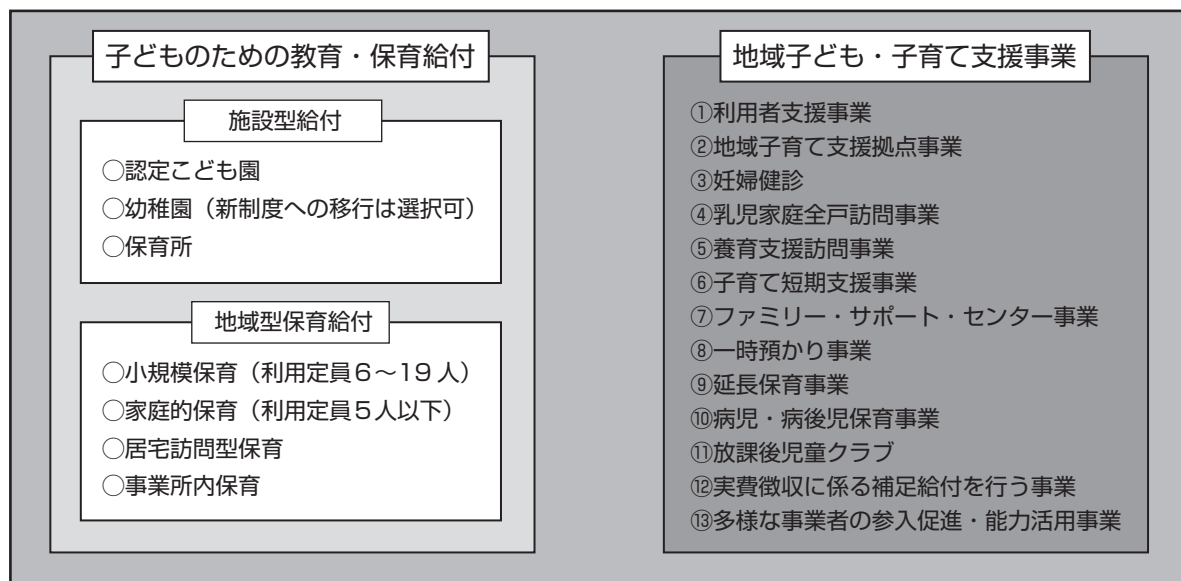
新制度は、平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度です。

新制度の実施主体は市町村となり、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量の見込み（需要）と確保方策（供給）を見込み、地域の実情に応じた計画を策定して、子ども・子育て支援の充実を図るものです。

（1）新制度の給付や事業

子ども・子育て支援新制度は、大きく以下の2つに分かれます。

[新制度における給付・事業の全体像]



（2）教育・保育認定について

新制度では、保護者からの申請を受けた市町村が、子どもの年齢や基準に応じ、保育の必要性を認定したうえで、給付を行う仕組みとなります。また、地域子ども・子育て支援事業は、すべての子育て家庭を支援する事業であり、保育の必要性の認定にかかわらず利用できます。

認定区分		子どもの年齢	保育の必要性	利用施設等	利用時間
教育標準 時間認定	1号	3～5歳	なし	幼稚園 認定こども園	教育標準時間
	2号	3～5歳	あり	保育所 認定こども園	保育標準時間 保育短時間
	3号	0～2歳	あり	保育所 認定こども園 地域型保育事業	保育標準時間 保育短時間

7 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域です。

設定した区域ごとに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施することとなります。

本市では、これらを勘案し、保健福祉等の申請・相談窓口となっている地区保健福祉センター単位を教育・保育提供区域として設定します。

(= 7 区域)

- ①平
- ②小名浜
- ③勿来・田人
- ④常磐・遠野
- ⑤内郷・好間・三和
- ⑥四倉・久之浜・大久
- ⑦小川・川前



8 教育・保育の量の見込み

計画では、子供の年齢に応じた1号～3号の認定区分ごとに、教育・保育提供区分ごとの「量の見込み(需要)」を設定しております。量の見込みは、平成30年に実施したニーズ調査結果を参考にしつつ、ニーズ調査と実績に乖離がある場合は、現在の教育・保育の利用状況や今後の出生数の動向等を勘案し設定しました。

年度	認定区分・年齢	1号	2号	3号		合計
		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	
R 2 年度		4,111人	3,675人	2,244人	440人	10,470人
R 3 年度		3,891人	3,736人	2,235人	462人	10,324人
R 4 年度		3,587人	3,698人	2,313人	483人	10,081人
R 5 年度		3,329人	3,683人	2,332人	503人	9,847人
R 6 年度		3,094人	3,674人	2,351人	522人	9,641人

※計画本編では、この量の見込みに対応するよう教育・保育施設、新制度に移行しない幼稚園（確認を受けない幼稚園）、地域型保育事業及び企業主導型保育の事業者の意向を踏まえて、「確保方策（供給）」を設定しています。

9 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

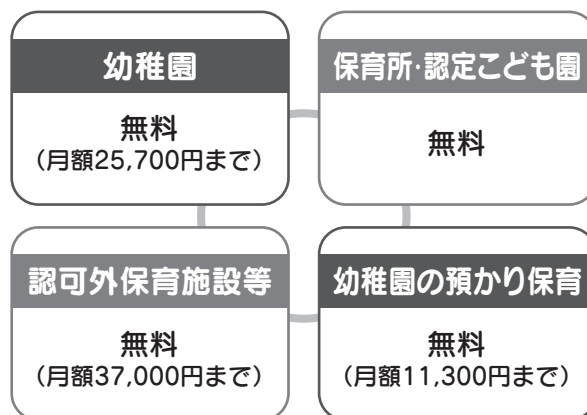
事業名	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①利用者支援事業 (実施箇所数)	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所
②地域子育て支援事業 (のべ利用者数/月)	3, 919人	4, 060人	4, 175人	4, 274人	4, 371人
③妊婦健康診査事業 (健診人数/健診回数)	健診人数 2, 146人	健診人数 2, 097人	健診人数 2, 052人	健診人数 2, 014人	健診人数 1, 977人
	健診回数 25, 470回	健診回数 24, 891回	健診回数 24, 361回	健診回数 23, 905回	健診回数 23, 474回
④乳児家庭全戸訪問事業 (訪問人数)	2, 022人	1, 976人	1, 934人	1, 897人	1, 863人
⑤養育支援訪問事業 (訪問人数)	275人	269人	263人	258人	253人
⑥子育て短期支援事業 (のべ利用者数/年)	193人	187人	181人	174人	169人
⑦ファミリー・サポート・ センター事業 (のべ利用者数/年)	就学前 790人	就学前 766人	就学前 740人	就学前 715人	就学前 692人
	就学後 1, 893人	就学後 1, 878人	就学後 1, 874人	就学後 1, 868人	就学後 1, 853人
⑧一時預かり事業 (のべ利用者数/年)	幼稚園型 136, 560人	幼稚園型 129, 120人	幼稚園型 119, 040人	幼稚園型 110, 640人	幼稚園型 102, 720人
	一般型 5, 700人	一般型 5, 100人	一般型 4, 800人	一般型 4, 500人	一般型 4, 200人
⑨延長保育事業 (利用者数/年)	3, 107人	3, 144人	3, 173人	3, 185人	3, 199人
⑩病児・病後児保育事業 (のべ利用者数/年)	2, 455人	2, 625人	2, 792人	2, 946人	3, 103人
⑪放課後児童クラブ (利用者数/年)	小学校低学年 2, 355人	小学校低学年 2, 488人	小学校低学年 2, 621人	小学校低学年 2, 721人	小学校低学年 2, 820人
	小学校高学年 875人	小学校高学年 922人	小学校高学年 969人	小学校高学年 1, 004人	小学校高学年 1, 040人
⑫実費徴収に係る補足給付 を行う事業 (利用者数/年)	618人	609人	595人	581人	569人
⑬多様な事業者の参入促進 ・能力活用事業	—	—	—	—	—

令和元年10月より、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援するため、保育所及び幼稚園などを利用する3歳から5歳（就学前）までの幼児、保育の必要性が認められる市民税非課税世帯の0歳から2歳までの乳幼児について利用料（保育料・授業料）を無償化しております。

〈幼児教育・保育の無償化〉

子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援するため、保育所及び幼稚園などを利用する3歳から5歳（就学前）までの幼児の利用料（保育料・授業料）を無償化します。

※市民税非課税世帯の0歳から2歳までの乳幼児についても、保育の必要性が認められた場合、利用料を無償化します。



10 計画の推進

本市では、本計画に基づく子ども・子育て支援施策や需給計画の進捗状況について、市によるセルフチェックはもとより、いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）等において、毎年度点検・評価を行います。

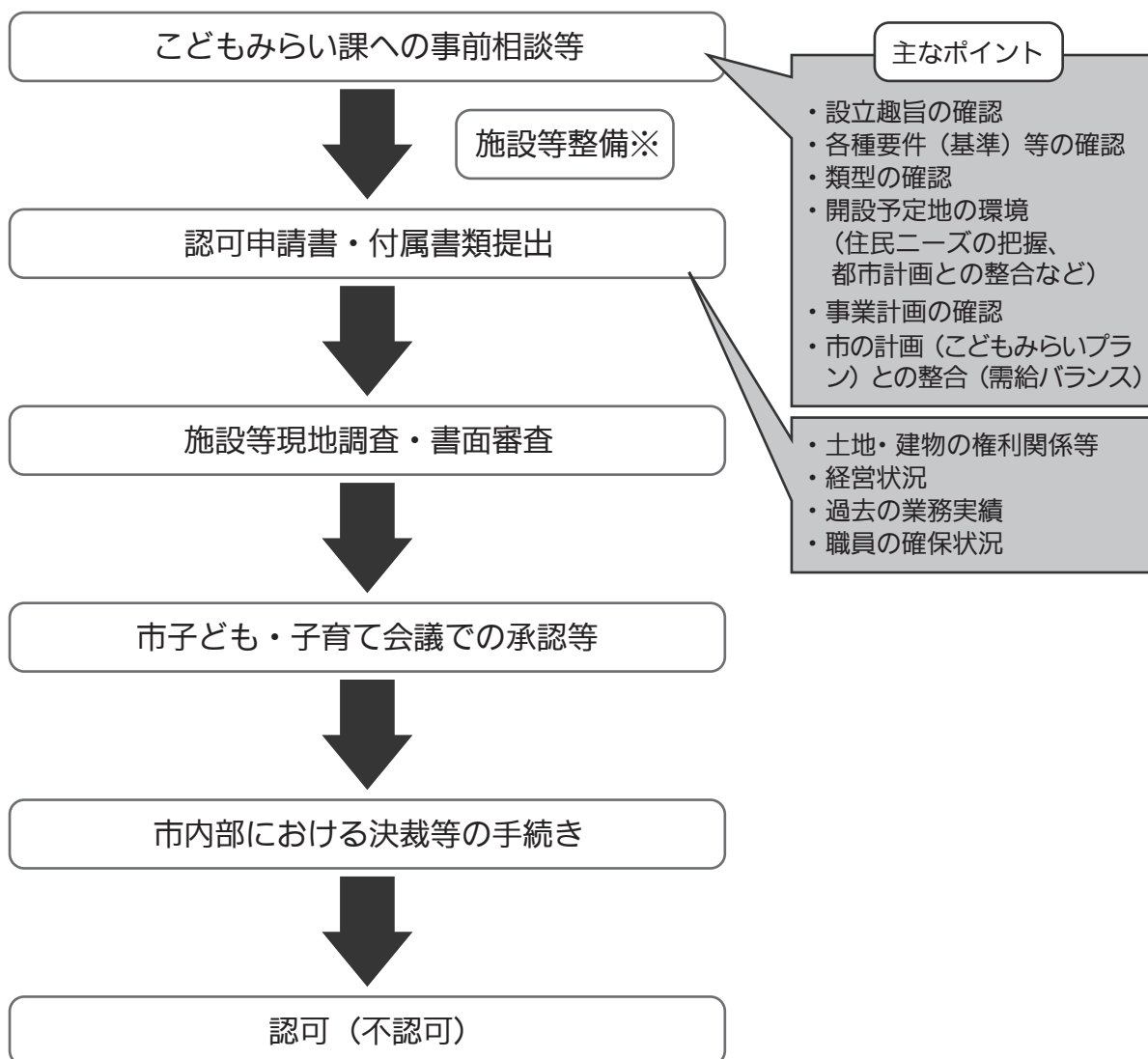
また、需給計画については、施設・事業の認可状況や利用状況、整備状況等を踏まえながら、毎年度必要な見直しを行います。

なお、基本施策に掲げた各種施策については、地域の方々やNPO法人、子育て支援団体などの関係機関と積極的に連携・協働しながら、着実に推進していきます。

● 保育所等の認可及び幼稚園型認定こども園等の認定について

中核市である本市においては、社会福祉法人等が設立する保育所や幼保連携型認定こども園※1の認可権、幼保連携型以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型、地方裁量型※1）の認定権、子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業※3の認可権を有しており、市が定めた各種基準条例※2の要件を満たしているかの審査及び市子ども・子育て会議（市が社会福祉審議会児童福祉専門分科会）への意見聴取を行い、認可等の可否を判断します。

【認可等までの大まかな流れ】



※施設等整備に補助金等を見込む場合は、市において総合計画等への位置付け及び次年度予算確保の流れとなるため、一定程度の時間を要します。

● 実績

本市においては、新制度開始以降これまでの間に、幼保連携型認定こども園14園の認可、幼稚園型認定こども園3園、保育所型認定こども園1園の認定、小規模保育事業所A型11事業所、家庭的保育事業2事業所、事業所内保育事業3事業所の事業認可を行っております（資料編を参照）。

※1 認定こども園の類型等について

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
法的性格	学校かつ児童福祉施設	認可幼稚園（学校）＋保育所機能	認可保育所（児童福祉施設）＋幼稚園機能	幼稚園機能＋保育所機能
認可権者	いわき市	福島県	いわき市	—
認定権者	いわき市	いわき市	いわき市	いわき市
職員	保育教諭（幼稚園教諭＋保育士資格）	【満3歳以上】 → 左記の両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 【満3歳未満】 → 保育士資格	【満3歳以上】 → 両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 【満3歳未満】 → 保育士資格	【満3歳以上】 → 両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 【満3歳未満】 → 保育士資格
給食	・2、3号子どもに対する食事の提供義務 ・原則自園調理（満3歳以上は外部搬入可） ・調理室の設置義務（食事提供人数が20人未満の場合は調理設備で可）		・2、3号子どもに対する食事の提供義務 ・原則自園調理（満3歳以上は外部搬入可） ・調理室の設置義務	
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日開園が原則（弾力運用可）	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日開園が原則（弾力運用可）	地域の実情に応じて設定

※2 認可等にあたっての市の基準（条例）

保育所	いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
幼保連携型認定こども園	いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
幼稚園型認定こども園 保育所型認定こども園 地方裁量型認定こども園	いわき市幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例
地域型保育事業	いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

※3 地域型保育事業の類型等について（対象となる子どもの年齢は0～2歳児）

	家庭的保育	小規模保育		事業所内保育	居宅訪問型保育
受け入れ可能な子どもの数	5人以下	19人以下（C型にあっては原則10人以下）		・保育所型20人以上 ・小規模型19人以下	1人
職員数	3：1（家庭的保育補助者を置く場合は5：2）	A型	【0歳】 →3：1 【1・2歳】 →6：1 上記に加え +1人	●20人以上 【0歳】 →3：1 【1・2歳】 →6：1 ●19人以下 →小規模保育A型・B型に同じ	1：1
		B型			
		C型	家庭的保育に同じ		
職員資格	家庭的保育者（+家庭的保育補助者）	A型	保育士	●20人以上 →保育士 ●19人以下 →半数以上保育士（※）	・家庭的保育者
		B型	半数以上保育士（※）		
		C型	家庭的保育者		
保育室等	3.3㎡／人以上	A型	【0・1歳】 →3.3㎡／人以上 【2歳】 →1.98㎡／人以上	●20人以上 【0・1歳】 →乳児室：1.65㎡／人以上 →ほふく室：3.3㎡／人以上 【2歳児】 →1.98㎡／人以上 ●19人以下 →小規模保育A型・B型に同じ	－
		B型			
		C型	→3.3㎡／人以上		
連携施設の設定（経過措置あり）	要 ①3歳以降の受け皿 ②集団保育 ③代替保育	要（同左）		●20人以上 →左①の機能のみ要 ●19人以下 →左①～③すべて要	－
給食	・自園調理（連携施設等からの搬入可） ・調理設備 ・調理員（※※）				－

（※）保育士以外の職員は市又は市が指定する研修を受けた者

（※※）家庭的保育事業の調理員については、子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者を置き調理を行うことが可能

● 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認について

子ども・子育て支援新制度においては、新制度に移行した幼稚園や保育所等を利用した際の教育・保育に係る費用を、利用者（保護者）からの利用者負担額（保育料等）と国等からの給付費で賄うこととなっています。

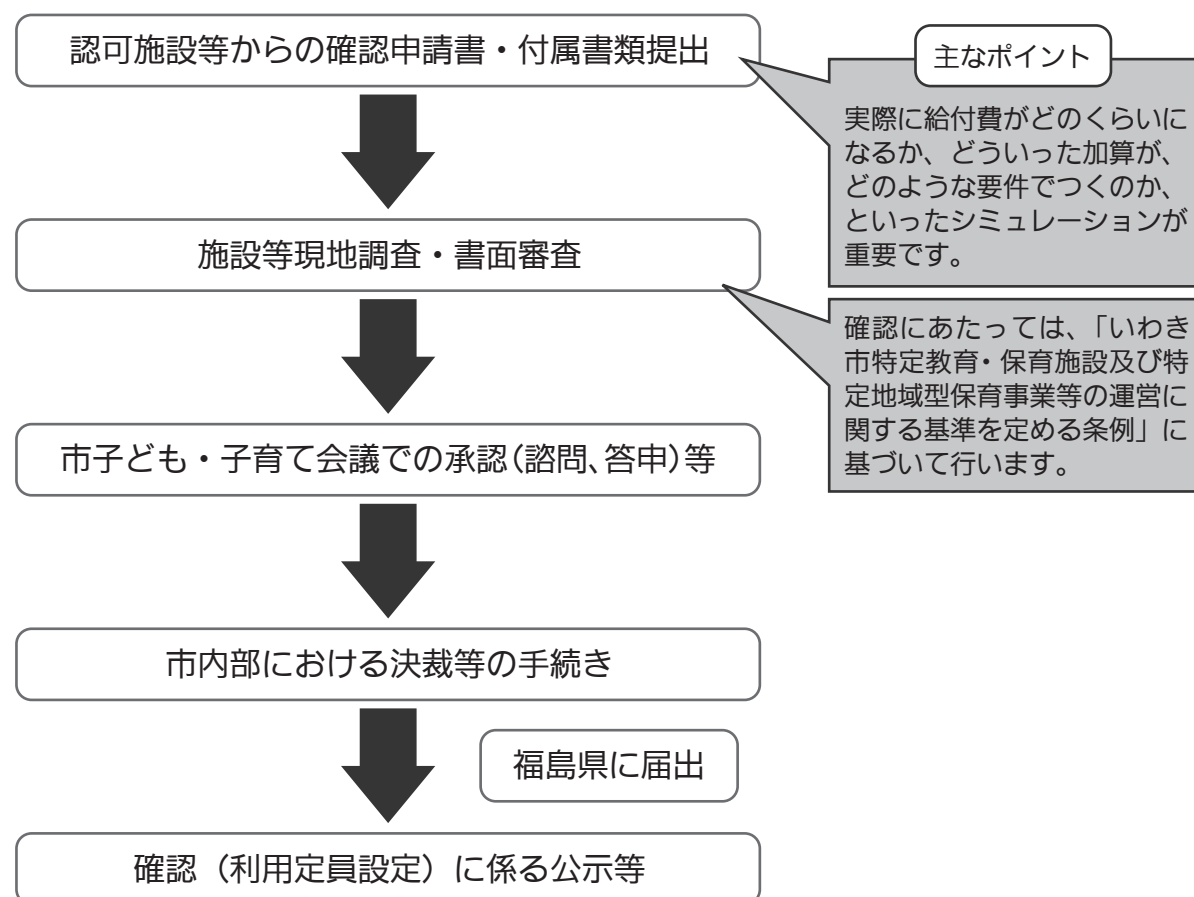
この給付費は、本来なら市から利用者に対して支給され、利用者が利用者負担額と合わせて施設等に支払うこととなるものですが、利用者側の利便性を考慮し、原則、施設等の事業者が、①市から支給認定を受けた利用児であることを確認する、②給付費を支給認定市町村に請求する、③利用者に代わって給付費を市町村から受領（法定代理受領）する、というしくみになっています。

市としては、その際、当該施設等が給付費を支払うに足りる資格を有しているか審査することとなっており、この審査のことを、子ども・子育て支援法においては「確認」と呼んでいます。

したがって、仮に新制度における施設や事業の認可を受けていたとしても、この「確認」を受けていなければ、給付費は支払われないこととなります。

なお、この「確認」をする際に、市は「利用定員」も併せて定めることにより、各施設等の保育単価等が定まるしくみになっています。

【確認までの大まかな流れ（保育所・幼保連携型認定こども園・地域型保育事業）】



● 実績

本市においては、次の施設等の確認を行っています。

◆保育所（57施設）		
いわき市立		33施設※ 1
私立		24施設※ 2
◆幼稚園（20施設）		
いわき市立		11施設
私立		9 施設※ 3
◆認定こども園（18施設）		
幼保連携型		
私立		14施設
幼稚園型		
私立		3 施設
保育所型		
私立		1 施設
◆地域型保育事業（16事業所）		
小規模保育事業A型		
私立		11事業所
家庭的保育事業		
私立		2 事業所
事業所内保育事業		
保育所型		1 事業所
小規模型		2 事業所

※ 1 川部保育所は現在休止中です。

※ 2 梨花の里保育園は現在休止中です。

※ 3 私立幼稚園は、私学助成の制度（従来の制度）を継続するか、又は新制度（施設型給付）へ移行するかが任意となっています。

児童福祉

戦後まもなく制定された児童福祉法の第1条には、「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」とありますが、この児童福祉の理念は、今日でも変わりはありません。私たちは、この理念を踏まえながら、これからも新しい時代にふさわしい、質の高い子育ての基盤づくりを目指していく必要があります。

国においては、近年の急速な少子化の進行や核家族化、近隣住民との関係の希薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く環境が著しく変化している中、平成15年7月には、「次世代育成支援対策推進法」をはじめ、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（認定こども園法）など、法整備が進められてきました。

本市においても、総合的な子育て環境の整備を図るため、平成15年12月、「子どもたちの笑顔が社会全体の活力となり、未来に希望が持てるまちづくり」を基本理念とする「新・いわき市子育て支援計画」を、また、平成22年3月には、基本理念を引き継ぐ形の「新・いわき市子育て支援計画後期行動計画」を策定しました。

こうした中、平成24年8月に子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法など）が成立し、少子化、人口減少に対応した新たな枠組みが規定されました。

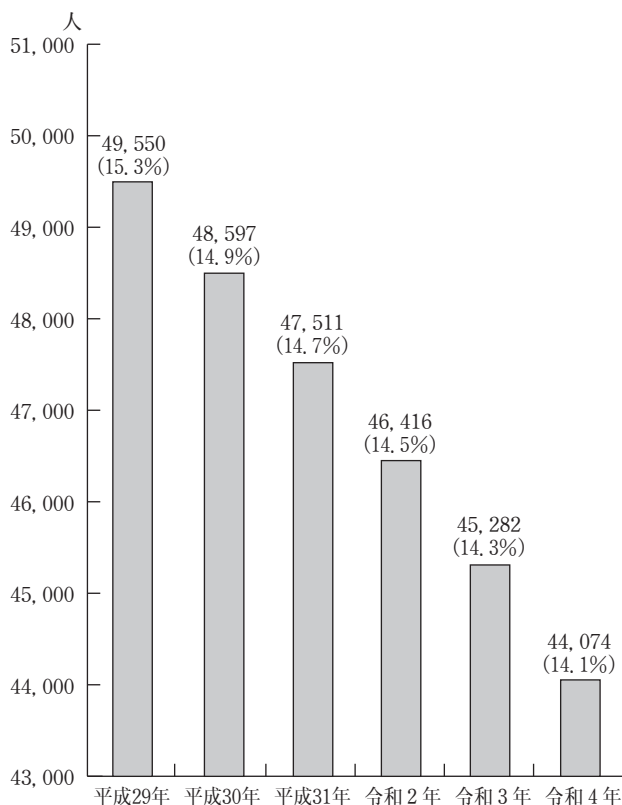
本市においても、この子ども・子育て支援新制度に適切に対応するとともに、これまでの次世代法に基づく計画を引き継ぎ、令和2年3月に、新たに「第二次子ども・子育て支援事業計画（いわき市こどもみらいプラン）」を策定し、すべての子育て家庭に対する支援を推進しています。

1 児童福祉の背景 — 進む少子化 —

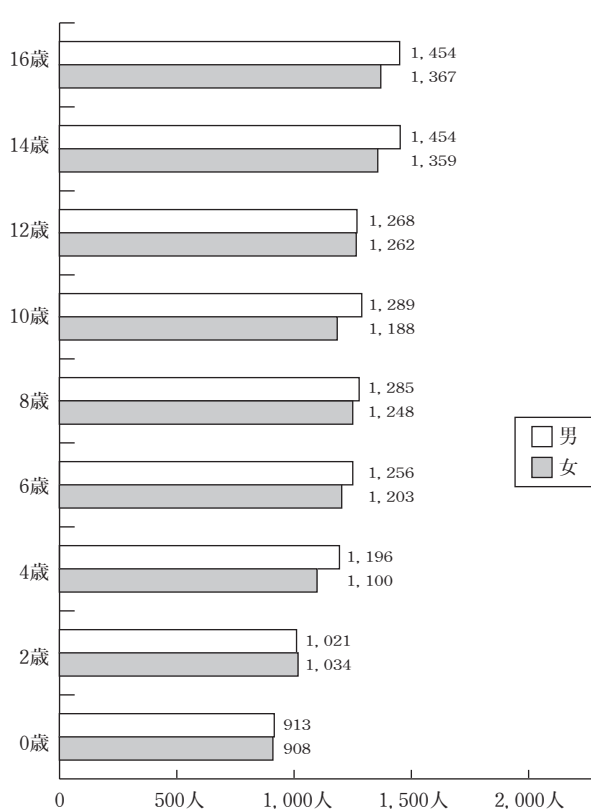
本市の児童人口（0～18歳未満）は、令和4年4月1日現在44,074人で、全体の14.1%を占め、5年前の平成29年4月1日と比較すると5,476人、11.1%の減少となっており、出生率の低下傾向が続く中、今後とも児童の数は減少するものと予想されます。

合計特殊出生率（令和2年）も、全国では1.33人、福島県では1.39人となっており、人口を維持するために必要な2.07人を大きく下回っています。

● 児童（0～18歳未満）人口の推移
（各年4月1日現在）



● 児童の年齢別人口
（令和4年4月1日現在）



● 児童福祉施策の体系

相 談 と 指 導	○ 公的機関として：地区保健福祉センター（家庭児童相談室） 児童相談所、保健所 ○ 地域での相談活動として：民生・児童委員、主任児童委員
要保護児童対策	○ 要保護児童対策地域協議会 ○ 里親委託
保 育 対 策	○ 保育所 ○ 認定こども園 ○ 地域型保育事業所 ○ へき地保育所 ○ 障がい児保育 ○ 一時預かり ○ 乳児保育 ○ 延長保育 ○ 休日保育 ○ 地域子育て支援拠点事業 ○ 病児・病後児保育事業 ○ ショートステイ事業 ○ トワイライトステイ事業 ○ ファミリー・サポート・センター事業 ○ 病児・緊急対応強化事業 ○ 保育所における原子力災害対策
在 宅 福 祉 対 策	○ 特別児童扶養手当 ※ その他障がい児に係る在宅福祉対策についてはP90～を参照
健 全 育 成 対 策	○ 児童手当 ○ 出産支援金支給事業 ○ 赤ちゃん絵本プレゼント事業 ○ ファミたんカード （子育て応援パスポート事業） ○ 災害遺児激励金基金 ○ 交通遺児奨学金 ○ 交通遺児激励金 ○ ちびっこ広場設置・整備費補助事業 ○ 児童館 ○ 児童遊園 ○ 赤ちゃんの駅 ○ こども元気センター ○ いわき市屋内遊び場 ○ 放課後児童クラブ
施 設 福 祉 対 策	○ 児童養護施設 ○ 助産施設

2 相談・指導

（１）地区保健福祉センター

市内７か所の地区保健福祉センターでは、児童福祉に関する相談・助言などを行っています。また、児童相談所等の関係機関と連携して、児童の健全育成を支援しています。

（２）福島県浜児童相談所

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置されており、18歳未満の児童についての一般家庭、学校などからのあらゆる相談に応じ、児童が心身ともに健やかに育つよう援助する専門機関です。

本市には、浜通り地方を管轄する福島県浜児童相談所が設置されています。

○福島県浜児童相談所 いわき市自由ヶ丘38番地の15
電話番号（28）3346

(3)「おやCoCo」窓口（出産・子育て総合支援窓口）

いわき市では、妊産婦や子育て世代の方の不安や悩みに寄り添い、安心して出産・子育てができる環境を整備するとともに、子どもの人権を守りながら、健やかな成長を支援するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うための相談窓口として、平成29年7月から市内7地区保健福祉センターに「おやCoCo」窓口を開設し、母子保健コンシェルジュ、子育てコンシェルジュを配置しております。

※ おやCoCoとは…多くの方から窓口の愛称を募り決定しました。

「親になったら、ここへどうぞ」という意味です。

① 母子保健コンシェルジュサービス（いわきネウボラ関連事業）

・平成29年7月からの「いわきネウボラ（出産・子育て総合支援事業）」（※下記参照）のスタートに合わせ、7地区保健福祉センターに「子育て世代包括支援センター」機能を付与し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じるとともに、妊産婦等の健康状態や養育環境等に応じた、利用可能なサービスなどを記載した支援プランを利用者とともに作成し、必要な支援につなげます。

② 子育てコンシェルジュサービス（いわきネウボラ関連事業）

平成27年4月から「子ども・子育て支援制度」がスタートしたことなどに伴い、各地区保健福祉センターに設置しています。

主に妊娠している方、子育て中の方、いわき市で子育てを考えている方に、家庭の状況に応じた施設やサービスをご案内します。

○子育て関連情報発信の強化

子育て専門サイト（いわき市子ども・子育て支援サイト）や、子育て支援アプリ（いわきおやCoCoアプリ）等により、子育て相談窓口における相談・情報提供に加え、子育て情報を多様な媒体で発信を行っています。

● 相談窓口の状況

相 談 窓 口	所 在 地	電話番号(市外局番0246)	
		母子保健 コンシェルジュ	子育て コンシェルジュ
平地区保健福祉センター	平字梅本21	22-7621	22-7457
小名浜地区保健福祉センター	小名浜花畑町34-2	54-2111(内線5173)	54-2111
勿来・田人地区保健福祉センター	錦町大島1	63-2111(内線5360)	
常磐・遠野地区保健福祉センター	常磐湯本町吹谷76-1	43-2111(内線5580)	43-2111
内郷・好間・三和地区保健福祉センター	内郷高坂町四方木田191	27-8692	27-8691
四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	四倉町字西四丁目11-3	32-2114(内線5953)	
小川・川前地区保健福祉センター	小川町高萩字下川原15-6	83-1329(内線6642)	

～いわきネウボラとは～

いわきネウボラは、子育て先進国フィンランドのネウボラ（「アドバイスの場」という意味）を名称として用いた出産、子育てを総合的に支援する“新しい支え合いのしくみ”です。

具体的には、市内7つの地区保健福祉センターに、上記（3）①②の専門の職員を配置し、相談体制の充実を図ったものであり、各種相談のほか、地域団体等との連携した活動等も行っております。

また、妊産婦や子育て世代の方を対象としたさまざまな事業を展開します。（このページ、P209～P211参照）取り組みの一つとして、母子保健コンシェルジュなどが妊婦全員に面接を行い、妊娠期から子育て期にわたる支援プランを作成・交付します。

(4) 家庭児童相談室

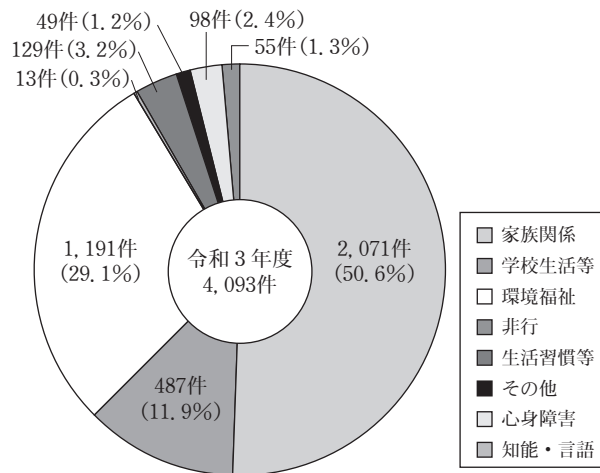
家庭における児童の養育などの問題について相談を受けるため、地区保健福祉センターに5室を設置しています。

相談室には、専門の相談員を置いて、児童のしつけ、家庭内の問題等の比較的軽易な問題について相談に応じ、指導を行っています。 ○家庭相談員数 5名

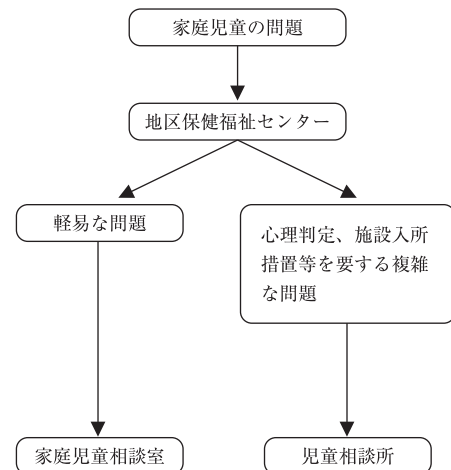
● 家庭児童相談室の設置状況

相談室名	所在地	設置場所	人数	電話番号	所管区域
平地区 家庭児童相談室	平字梅本21番地	平地区保健福祉センター	1人	(22)7457	平、四倉・久之浜大久、小川・川前地区 保健福祉センターの所管区域
小名浜地区 家庭児童相談室	小名浜花畑町34番地の2	小名浜地区保健福祉センター	1人	(54)2111 (内線5170)	小名浜地区 保健福祉センターの所管区域
勿来地区 家庭児童相談室	錦町大島1番地	勿来・田人地区保健福祉センター	1人	(63)2111 (内線5456)	勿来・田人地区 保健福祉センターの所管区域
常磐地区 家庭児童相談室	常磐湯本町吹谷76番地の1	常磐・遠野地区保健福祉センター	1人	(43)2111 (内線5578)	常磐・遠野地区 保健福祉センターの所管区域
内郷地区 家庭児童相談室	内郷高坂町四方木田191番地	内郷・好間・三和地区保健福祉センター	1人	(27)8612 (内線65258)	内郷・好間・三和地区 保健福祉センターの所管区域

● 相談受付件数



● 家庭児童相談室と児童相談所との関係



● 相談件数の推移

(単位 件)

区 分	総件数	相 談 別 内 訳							
		生 活 等 習 慣 等	知 能・語 言	学 校 等 生 活 等	非 行	家 族 関 係	環 境 福 祉	心 身 障 害	そ の 他
平成29年度	3, 656	105	128	563	9	1, 621	1, 049	133	48
平成30年度	3, 448	48	51	756	13	1, 604	822	131	23
令和元年度	4, 264	53	35	691	45	2, 079	1, 240	111	10
令和 2 年度	3, 890	62	55	476	14	1, 915	1, 185	140	43
令和 3 年度	4, 093	129	55	487	13	2, 071	1, 191	98	49

(5) こどもの権利相談室（子ども家庭総合支援拠点）

生活状況の変化に伴う不安やストレスにより、子育てや家庭内での暴力等で悩んでいる時は、ひとりで抱え込まず、ご相談ください。

また、皆様のお近くで児童虐待が疑われる場合には、ご連絡くださるようお願いいたします。

○お問い合わせ 各地区保健福祉センター（P10参照）またはこども家庭課（27-8563）

3 要保護児童対策

(1) いわき市要保護児童対策地域協議会

○ 設置の目的

要保護児童等の適切な保護又は支援を図ることを目的に平成21年2月設置。

○ 協議会の所掌事務

対象者に関する情報、その他要保護児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。

○ 関係機関

協議会は、次の20の関係機関から構成される。

- ・福島地方法務局いわき支部
- ・福島県いわき中央警察署
- ・福島県いわき南警察署
- ・いわき市消防本部
- ・いわき市こどもみらい部
- ・いわき市私立幼稚園協会
- ・福島県保育協議会いわき支部
- ・CAPいわき
- ・いわき市小・中学校長会連絡協議会
- ・福島県弁護士会いわき支部
- ・福島県浜児相談所
- ・福島県いわき東警察署
- ・いわき市教育委員会
- ・いわき市保健福祉部
- ・いわき市医師会
- ・いわき市権擁護委員協議会
- ・いわき市PTA連絡協議会
- ・いわき市民生・児童委員協議会
- ・社会福祉法人昌平齋
- ・いわき市歯科医師会

○ 会議の構成等

代表者会議	関係機関の代表者から構成され、年1回開催する。 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討及び協議会の活動状況に対する評価を行う。
実務者会議	関係機関の事務担当者から構成され、年2回程度開催する。 要保護児童等の支援に関する実務について、協議する。
実務者連絡調整会議	関係機関の担当者等から構成され、必要に応じて開催する。 要保護児童等の支援に関する実務について、協議する。
個別ケース会議	個別のケースについて、関係する機関の担当者により構成され月1回以上開催する。問題解決のための具体的な支援内容及び役割分担の決定等を行うほか、支援経過の確認及び評価を行う。

(2) 里親制度

○ 事業内容等

家庭での養育に欠ける児童を温かい愛情と正しい理解を持った里親に委託します。里親とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当である児童の養育を希望する方で県知事が適当と認めた方です。里親となることを希望する場合は、福島県浜児相談所にお問い合わせください。

・ 養育里親

一般生活費として、月額52,370円（乳児：月額60,390円）の他、教育費（小学生 月額2,210円、中学生・特別支援学校高等部 月額4,380円）等が支給されます。

※ 扶養義務者（及びその配偶者）でない、おじ・おばなども養育里親に該当します。

一般生活費の他、月額90,000円の里親手当が支給されます。

○ 事業実績

- ・ 登録里親組数 43組（いわき市内） ・ 委託里親組数 15組（いわき市内）
- ・ 委託児童数 17人（いわき市出身）（令和4年4月1日現在）

○ 対象者

児童相談所において保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められた児童

○ 里親を希望される方の問い合わせ窓口

福島県浜児相談所（0246-28-3346）

○ 施行年月日

昭和23年4月1日（児童福祉法）

4 保育対策

(1) 保育所

○ 事業内容等

保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設です。

市内には公立保育所33施設、私立保育所24施設、私立認定こども園18施設、地域型保育事業所16施設が設置されています。(公立保育所1施設、私立保育所1施設は休止中)

なお、保育料は、保護者の課税状況に応じて決定されますが、令和元年10月より、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援するため、保育所及び幼稚園などを利用する3歳から5歳(就学前)までの幼児、保育の必要性が認められる市民税非課税世帯の0歳から2歳までの乳幼児について利用料(保育料・授業料)を無償化しております。

保育所(園)に入所できる基準

入所する児童の家庭が次のいずれかの事情に該当し、保護者や同居の親族等がその児童を保育することができない場合に限ります。

昼 間 労 働 昼間いつも家庭外で仕事をしている場合、または家庭で日常の家事以外の仕事をしている場合

出 産 等 母親が妊娠中、又は出産後間がない場合(産前2か月間、産後2か月間程度)

疾 病 等 病気や怪我をしたり、心身に障がいがある場合

病人の看護等 長期にわたり病人や心身に障がいがある同居の親族を常時看護している場合

災 害 火災や風水害、地震などの災害復旧に当たっている場合

・・・ など

○ 申 請 先

地区保健福祉センター(認定こども園及び地域型保育事業所は各施設)

○ 必要なもの

- ・子どものための教育・保育給付認定申請書
- ・保育所入所申込書
- ・市県民税所得額課税額証明書
- ・印鑑

など

また、保護者の就労と子育ての両立支援を図り、安心して子育てができる環境整備を推進するため、延長保育、一時預かり、休日保育等を実施しています。

● 乳幼児（０～５歳）人口の推移（各年４月１日現在）

（単位 人）

区 分	市総人口	左のうちの 乳幼児人口	指 数		乳幼児人口率 （％）
			市人口	乳幼児人口	
平成27年度	324,370	14,885	100.0	100.0	4.6
平成28年度	347,552	14,770	107.1	99.2	4.2
平成29年度	346,119	14,689	106.7	98.7	4.2
平成30年度	343,258	14,545	105.8	97.7	4.2
平成31年度	340,561	14,298	105.0	96.1	4.2
令和２年度	337,765	13,799	104.1	92.7	4.1
令和３年度	330,785	13,267	102.0	89.1	4.0
令和４年度	326,955	12,525	100.8	84.1	3.8

● 保育施設数・定員・入所児童数等の推移（各年４月１日現在）

（単位 人）

区 分	施設数	認可 定員	入 所 児童数	年 齢 別 内 訳			入 所 率（％）	
				3歳未満	3歳	4歳以上	入所児童数／ 定員×100％	入所児童数／ 乳幼児人口×100％
平成28年度	67	5,961	5,313	2,246	1,022	2,045	89.1	36.0
平成29年度	69	6,080	5,514	2,352	1,050	2,112	90.7	37.5
平成30年度	76	6,527	5,921	2,573	1,100	2,248	90.7	40.7
平成31年度	81	6,890	6,298	2,687	1,218	2,393	91.4	44.0
令和２年度	85	7,144	6,662	2,736	1,299	2,627	93.3	48.3
令和３年度	87	7,119	6,589	2,649	1,255	2,685	92.6	50.0
令和４年度	91	7,264	6,525	2,606	1,239	2,680	90.0	52.1

※ 定員には休止中の施設を含まない

● 入所児童等の状況（令和４年４月１日現在）

（単位 人）

区分	施 設	施設数	認可 定員	入所 児童数	年 齢 別 内 訳						入所率 （％）
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
公立	保育所	33	2,495	1,983	79	267	307	403	447	480	79.5
私立	保育所	24	2,930	2,655	187	423	478	505	530	532	90.6
	認定こども園	18	1,523	1,601	80	207	292	331	332	359	105.1
	家庭的保育	2	10	10	2	3	5				100.0
	事業所内保育	3	119	101	13	42	46				84.9
	小規模保育	11	187	175	45	66	64				93.6
合 計		91	7,264	6,525	406	1,008	1,192	1,239	1,309	1,371	90.0

（２）へき地保育所

交通条件や自然的条件に恵まれない山間地帯のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保育を行う施設です。

- 永井保育所 定員 30人（入所児童数 6人）
- 桶売保育所 定員 30人（休止中）

（令和４年４月１日現在）

（３）障がい児保育

心身に障がいを有する児童と、健常児との集団による統合保育を通じて、健やかな成長を図っています。

なお、入所の決定は、地区保健福祉センターが行っています。

○ 障がい児受入状況（令和４年４月１日現在）

- ・公立保育所 31施設 197人
- ・私立保育所 9施設 18人
- ・認定こども園 8施設 18人

● 障害児保育専門委員

障がい児保育を実施する上で、介護度の判定を行い、保育士等が必要な助言・指導を受けるほか、保護者に対して家庭養育上の助言を行うため、障害児保育専門委員を置いています。

○ 専門委員数 5人（学識経験者）

（４）一時預かり

パート就労等により断続的（週３日程度）に家庭で保育ができない場合、又は冠婚葬祭等により緊急・一時的に保育ができない場合に、保育を実施しています。

○ 実施施設

- 公立保育所 ・渚保育所
（小名浜地区保健福祉センターで申込みを受付けています。）
- ・高坂保育所
（内郷・好間・三和地区保健福祉センターで申込みを受付けています。）
- 私立保育所 ・中央台保育園 ・若葉台保育園
- ・いわき・さくらんぼ保育園 ・愛宕保育園 ・大倉保育園 ・さかえ保育園
- 認定こども園 ・あそびの森こども園 ・錦星こども園
（私立保育所、認定こども園は各施設で申込みを受付けています。）

（５）乳児保育

就労と子育ての両立を支援するため、０歳児の保育を実施しています。

○ 実施施設

- ・公立保育所 14施設 ・私立保育所 23施設 ・認定こども園 15施設
- ・家庭的保育 2施設 ・事業所内保育 3施設 ・小規模保育 11施設

（６）延長保育

就労等の事情により、通常の保育時間にお子さんの送迎ができない場合に、保育時間を延長して保育を実施しています。

○ 実施施設

- ・私立保育所、認定こども園、地域型保育事業所

(9) 病児・病後児保育事業

○ **実施施設**

公立保育所	綴保育所 (内郷・好間・三和地区保健福祉センターで申込みを受付けています。)
私立保育所	いわき・さくらんぼ保育園、大倉保育園 (各保育園で申込みを受付けています。)

子育て親子が気軽に、自由に利用できる交流の場を作り、子育てに関する悩みや不安等の相談に応じたり、情報提供などを行うものです。

- ・いわき市社会福祉センター（カンガルーひろば）
（いわき市平字菱川町1番地の3）
- ・小名浜児童センター
（いわき市小名浜寺廻町10番地の3）
- ・こども元気センター
（いわき市植田町本町一丁目12番地）
- ・内郷児童館
（いわき市内郷綴町川原田59番地）
- ・チャイルドハウスふくまる
（いわき市四倉町字五丁目218番地の1）
- ・子育てサポートセンター（プレイルーム）
（いわき市内郷高坂町四方木田191番地）

(9) 病児・病後児保育事業

病気の回復期等にある児童を集団保育が可能となるまでの間、医療機関に付設された施設において保育することにより、保護者の就労と子育ての両立及び児童の健全な育成を支援しています。

- ・おおはらこどもクリニック病児・病後児保育室
(いわき市東田町二丁目17番地の1) 電話番号 (63) 0001
- ・常磐病院病児・病後児保育室
(いわき市常磐松が台102番地) 電話番号 (81) 5522、(81) 2525
- ・須田医院病児・病後児保育室
(いわき市小島町一丁目5番地の2) 電話番号 (27) 6060
- ・洋向台クリニック病児・病後児保育室
(いわき市洋向台五丁目1番地の7) 電話番号 (55) 5150

(10) ショートステイ事業

保護者が家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に、実施施設において、最大7日間の宿泊を伴う養育を行う事業です。

○ 対象者

次に掲げる事由に該当する家庭の中学校就学前までの児童（0歳～小学校6年）。

- ・児童の保護者の疾病
- ・育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等身体上又は精神上の事由
- ・出産、看護、事故、災害、失踪等家庭養育上の事由
- ・冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会的な事由

○ 実施施設

子供の部屋第二保育園（いわき市植田町西荒田20番地の1）

(11) トワイライトステイ事業

保護者が就労等の事情により、夕方から夜間又は休日（午前8時から午後5時）に不在となる場合に、当該児童を実施施設において保育する事業です。

○ 対象者

保護者の仕事等の理由により、夜間又は休日に不在となる家庭の中学校就学前までの児童（0歳～小学校6年）。

○ 実施施設

子供の部屋第二保育園（いわき市植田町西荒田20番地の1）

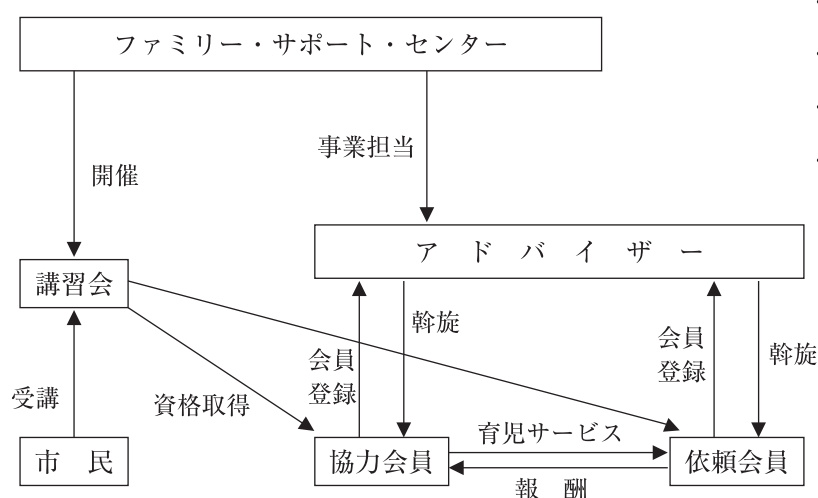
(12) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、幼い子どもを持つ世帯の育児を支援するため、育児の援助を受けたい方（依頼会員）と援助を行いたい方（協力会員）からなる会員組織を設置して、会員が就労と子育ての両立支援のための相互援助活動を行うことを支援する事業で、安心して働くことができる環境づくりのため、また広く児童の福祉に資することを目的として実施するものです。

- **事業主体** 市 委託先：公益財団法人 いわき市社会福祉施設事業団
- **連絡先** ファミリー・サポート・センター事務局
電話番号 (43) 0813

なお、協力会員の登録に当たっては、研修会に参加する必要があります。

● ファミリー・サポート・センター事業の概要



- ・ 会員の募集、登録
- ・ 相互援助活動の調整
- ・ 講習会の開催
- ・ 説明会の開催等

*ファミリー・サポート・センターで扱う相互援助活動

- ・ 保育施設の保育開始前や終了後子どもを預かること。
- ・ 学校の放課後、子どもを預かること。
- ・ 学校の夏休みなどに、子どもを預かること。
- ・ 子どもが軽度の病気の場合等、臨時的、突発的に終日子どもを預かること等。

● 援助活動の基本内容

- (1) 対象児童：小学校6年生まで
- (2) 子どもを預かる場所：協力会員宅等
- (3) 活動費用（報酬）：平日午前7時～午後7時まで1時間当たり600円
それ以外は700円
※食費及び交通費は実費負担

● 事業実績

区 分	会 員 数 (人)				利用件数 (件)
	依頼会員	協力会員	両方会員	計	
平成26年度	443	269	68	780	1,971
平成27年度	470	275	71	816	2,311
平成28年度	473	282	63	818	2,714
平成29年度	472	278	59	809	3,101
平成30年度	479	284	55	818	2,802
平成31年度	432	286	47	765	2,454
令和2年度	410	302	43	755	1,708
令和3年度	383	304	40	727	1,397

※ 会員数は、各年度 3月31日現在

(13) 病児・緊急対応強化事業

病児・緊急対応強化事業は、幼い子どもを持つ世帯の育児を支援するため、病児・病後児の預かり、宿泊を伴う子どもの預かり、緊急時の子どもの預かり等について、育児の援助を受けたい方（依頼会員）と援助を行いたい方（協力会員）からなる会員組織を設置して、会員が相互援助活動を行うことを支援する事業で、安心して働くことができる環境づくりのため、また広く児童の福祉に資することを目的として実施するものです。

○事業主体：市 委託先：特定非営利活動法人 いわき緊急サポートセンター

○連絡先：いわき緊急サポートセンター 電話番号 080-9011-9930

なお、協力会員の登録に当たっては、研修会に参加する必要があります。

● 事業の概要

＊病児・緊急対応強化事業で扱う相互援助活動

- ・ 病児・病後児の預かり。
- ・ 宿泊を伴う子どもの預かり。
- ・ 早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり。
- ・ 上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設等の間の送迎。

● 援助活動の基本内容

(1) 対象児童：生後3ヶ月から中学校3年生まで

(2) 子どもを預かる場所：協力会員宅等

(3) 活動費用（報酬）： ※令和2年6月1日より変更。

平 日 早朝 午前6時から午前9時まで 900円/時

平 日 日中 午前9時から午後5時まで 800円/時

平 日 夜間 午後5時から午後9時まで 900円/時

平 日 深夜 午後9時から翌日午前6時まで 1,000円/時

土日祝日 午前6時から午後9時まで 1,000円/時

土日祝日 深夜 午後9時から翌日午前6時まで 1,200円/時

※食費、交通費及び消毒費は実費負担

※深夜における病気・場所指定の場合、及び夜間・深夜における1歳未満児の場合は各1,000円増

● 事業実績

区 分	会 員 数 (人)				利用件数 (件)
	依頼会員	協力会員	両方会員	計	
平成29年度	252	30	1	283	1,037
平成30年度	572	24	4	600	1,189
平成31年度	622	24	4	650	2,920
令和2年度	591	21	5	617	1,672
令和3年度	577	23	4	604	1,892

※会員数は、各年度 3月31日現在

(14) 保育所における原子力災害対策

原子力災害による放射線の影響を踏まえ、低線量被ばくから子どもたちを守るとともに、子どもと保護者の安全・安心を確保するため、次の取り組みを実施しています。

① 放射線量測定

○ リアルタイム線量測定システム

各保育所の園庭に通信タイプの空間線量計を設置し、インターネット回線により、リアルタイムでモニタリングできるシステムを設置しています。

○ 空間線量測定

各保育所に放射線測定器を配備し、随時、空間放射線量を測定しています。

② 給食における放射性物質検査

調理前の食材や調理後の食事について、放射性物質検査を実施し、その結果について、市ホームページ等で公表しています。

5 在宅福祉対策

(1) 特別児童扶養手当

○ 事業内容等

精神又は身体に障がいのある児童の生活の向上を図るため、20歳未満の障がいを有する児童を家庭で監護・養育している父、母又は養育者に支給しています。

- ・ 手当月額（所得制限あり）

1級（重度障がい児） 月額 52,400円

2級（中度障がい児） 月額 34,900円 （4・8・11月支給）

○ 申請先及び必要とするもの

住所地の地区保健福祉センター又は各支所（小名浜支所・内郷支所・市民サービスセンター・市民窓口コーナーを除く。）

- ・ 請求者及び対象児童の戸籍謄（抄）本
- ・ 指定する診断書
- ・ 印鑑
- ・ 通帳
- ・ 必要に応じて申立書等

○ 負担割合

国10／10

○ 施行年月日

昭和39年9月1日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）

6 健全育成対策

(1) 児童手当

○ 事業内容等

児童手当は、家庭等における生活の安定、及び次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するために支給する制度です。

- ・ 支給対象 日本国内に住所を有する者で、中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある）の児童を養育している者
- ・ 支給月額 3歳未満 一律 15,000円
3歳以上小学校修了前 第1子・第2子 10,000円
(第3子以降 15,000円)
中学生 一律 10,000円

○ 所得制限

受給者の所得が、所得制限限度額未満の場合は児童手当を、所得制限限度額以上で所得上限限度額未満の場合は法律の附則に基づく特例給付（児童1人あたり月額一律5,000円）を支給し、所得上限限度額以上の場合は支給されません。

扶養親族等の人数	所得制限限度額	所得上限限度額
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円

※ 扶養親族等の人数が4人以降は、1人増えるごとに38万円を所得限度額に加算します。

※ 扶養親族等とは、所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く）並びに一般受給資格者の扶養親族等でない児童で当該一般受給資格者が前年の12月31日で生計を維持していたもの（里子を除く）。

○ 申請先及び必要とするもの

地区保健福祉センター又は各支所（小名浜支所・内郷支所・市民サービスセンター・市民窓口コーナーを除く。）

- ・ 印鑑
- ・ 請求者名義の預金通帳（写し）
- ・ 厚生年金（一元化前の共済年金含む）に加入している場合は、年金加入証明書（原本）又は健康保険証（写し）
- ・ 請求者及び配偶者の個人番号（マイナンバー）の分かるもの及び申請者の本人確認書類
- ・ 児童と別居の場合や児童の親以外の者が請求する場合は、申立書
- ・ 市外に居住する児童を養育している場合は、児童の住民票

○ 負担割合

支給対象児童		国	都道府県	市町村
0～3歳未満	被用者	37/45	4/45	4/45
	非被用者	4/6	1/6	1/6
3歳以上～ 小学校修了前	第1子・第2子	4/6	1/6	1/6
	第3子以降	4/6	1/6	1/6
中学生		4/6	1/6	1/6
所得制限限度額以上		4/6	1/6	1/6

○ 施行年月日

昭和47年1月1日（児童手当法）

(2) 出産支援金支給事業

○ 事業内容等

本市における出産を奨励し、及び祝福するとともに、出産に係る経済的な負担を軽減し、もって市民が安心して子どもを産み育てることができる環境の整備に寄与することを目的として、出産支援金を支給します。

○ 支給対象となる出生児

平成26年4月1日以後の出生により本市の住民基本台帳に記載された出生児。

○ 受給資格者

出生児が出生した日現在において本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている当該出生児の父又は母とする。

○ 支給額

第1子 : 出生児一人につき 50,000円

第2子 : 出生児一人につき 65,000円

第3子以降 : 出生児一人につき 80,000円

※出生順について

日本国内に住所を有する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童のうち、申請者が養育している児童で数えます。

○ 申請期限

出生児が出生した日から1年以内

○ 申請先

各地区保健福祉センター及び支所（13か所）

○ 財源負担

市単独事業

○ 施行年月日

平成26年4月1日（いわき市出産支援金支給条例）

(3) 赤ちゃん絵本プレゼント事業

○ 事業内容等

絵本の読み聞かせを通して、家族の心ふれあう時間を大切に、安心して子育てできるよう支援することを目的に、1歳の誕生祝いとして申請を受けて絵本をご自宅へ送付します。

○ 対象者

平成26年4月1日以降出生した日において、いわき市の住民基本台帳に記録された乳児及びその保護者とする。

○ 申請者

乳児が出生した日現在において本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている当該出生児の父又は母とする。

※ 出産支援金支給決定通知書へこの事業の申請はがきを同封します。

○ 絵本（1冊選択）

- ①「ぴょーん」（ポプラ社）
- ②「じゃあじゃあびりびり」（偕成社）
- ③「いないいないばあ」（童心社）
- ④「がたんごとんがたんごとん」（福音館書店）

○ 申請期限

出生から1歳の誕生日の属する月の末日とする。

○ 申請先及び申請方法

こども家庭課

- ・届いた申請はがきへ必要事項を記載しポストへ投函。

○ 財源負担

市単独事業

○ 施行年月日

平成26年4月1日（いわき市赤ちゃん絵本プレゼント事業実施要綱）

(4) ファミたんカード（子育て応援パスポート）事業

ファミたんカード（子育て応援パスポート）事業は、子どもまたは妊婦がいる世帯に、パスポートカード（ファミたんカード）を交付し、協賛店舗等に提示することにより、子育て応援サービスを受けることができるもので、福島県が市や企業と連携して実施しているものです。

○ 対象者

子ども（18歳に達した後最初の3月31日を迎えるまでの方）のいる世帯、妊婦のいる世帯

○ 申請方法

各地区保健福祉センターまたは遠野、好間、三和、田人、川前、久之浜・大久支所の窓口で、世帯員が申請します。

※子どもまたは妊婦一人に1枚の交付となります。

(5) 災害遺児激励金基金

○ 事業内容等

災害（交通・労働・海上・大規模）により父母等を失った災害遺児を扶養している者に対して、激励金を給付するため、当該基金を設置しています。

基金には毎年、市内外の個人や企業等から善意の寄附が寄せられています。

○ 激励金の支給額

- ・ 小中学校就学激励金 1人につき 年額 40,000円
- ・ 高等学校等就学激励金 1人につき 年額 80,000円
(5月支給)
- ・ 中学校卒業激励金 1人につき 50,000円
- ・ 高等学校等卒業激励金 1人につき 60,000円
(4月支給)

○ 対象者及び支給要件

市内に引き続き1年以上住所を有していること。

○ 申請先及び必要とするもの

住所地の地区保健福祉センター又は各支所（小名浜支所・内郷支所・市民サービスセンター・市民窓口コーナーを除く）

- ・ 世帯全員の住民票の写し
- ・ 印鑑
- ・ 預金通帳
- ・ 災害によって死亡したことが証明できる書類

○ 財源負担

市単独事業

○ 施行年月日

昭和46年4月1日（いわき市災害遺児激励金基金条例）

● 支給状況（令和3年度）

区 分		支給人員	支給額
就学 激励金	小・中学	10人	400千円
	高 校	8人	640千円
卒 業 激励金	中 学	3人	150千円
	高 校	5人	300千円
計		26人	1,490千円

● 基金積立額（令和4年3月31日）

区 分	金 額
基本積立金	183,542千円

(6) 交通遺児奨学金

○ 事業内容等

在学中（小・中学生、高校生）の交通遺児等及び、小学校、中学校に入学予定、中学校、高校卒業予定の交通遺児等に対して、奨学金を支給しています。

- ・ 支給額 在学生（小・中学生） 1人につき 年額 40,000円
- 在学生（高校生） 1人につき 50,000円
- 小学校入学予定時 1人につき 70,000円
- 中学校入学予定時 1人につき 100,000円
- 中学校・高校卒業予定時 1人につき 150,000円

○ 申請先及び必要とするもの

市において該当者を調査

○ 財源負担

財団法人福島県交通遺児奨学基金協会単独事業

○ 施行年月日

平成20年4月1日（交通遺児等奨学金等支給要綱）

(7) ちびっこ広場設置・整備費補助事業

○ 事業内容等

児童の遊び場対策の一環として、民間団体（区、町内会、子供会等）が自主的に空き地等を確保して、児童の遊び場を設置（新設）し、又は既存の遊び場の整備（増設又は補修）を行う場合に、経費の一部を助成し、その整備促進を図っています。

なお、当事業は「国際児童年」の記念事業として、昭和54年度から実施しています。

- 補助限度額
 - ・ 広場設置費 36万円
 - ・ 広場整備費 20万円

○ 申請先及び必要とするもの

こども支援課

- ・ 協議書
- ・ 設置・整備計画書
- ・ 見積書
- ・ 土地使用承諾書
- ・ 位置図

※事業実施年度の前年度の9月末までに申請をする必要があります。

○ 財源負担

市単独事業

○ 施行年月日

昭和54年4月1日（ちびっこ広場設置・整備費補助金交付要綱）

● ちびっこ広場設置基準

広場の面積：330㎡以上
土地使用・賃貸借契約：3年以上
施設・設備：表示板、遊具類、
危険防止施設

● 固定資産税の減免

ちびっこ広場敷地は、無償で使用
賃貸契約を締結している期間に限り、
固定資産税を減免しています。

- 設置箇所数 23箇所（令和4年4月1日現在）

● 助成基準等

補助金の種類	補助区分	交 付 基 準 額		補助率	補助限度額
広 場 設 置 事 業 費 金 補 助 金	ア 広場 設置費	実支出額と45万円を比較していずれか少ない方の額とする。		4 / 5 以内	36万円
	イ 危険 防止施設 整備費	実支出額と次の広場規模別基準額を比較していずれか少ない方の額とする。			
		広 場 面 積	基準額	補 助 率	限度額
		330㎡未満	5 万円	10 / 10以内	5 万円
		330㎡以上661㎡未満	10万円	〃	10万円
		661㎡以上	15万円	〃	15万円
広 場 整 備 事 業 費 金 補 助 金	ア 広場 整備費	実支出額と30万円を比較していずれか少ない方の額とする。		2 / 3 以内	20万円
	イ 危険 防止施設 整備費	実支出額と次の広場規模別基準額を比較していずれか少ない方の額とする。			
		広 場 面 積	基準額	補 助 率	限度額
		330㎡未満	2.5万円	10 / 10以内	2.5万円
		330㎡以上661㎡未満	5 万円	〃	5 万円
		661㎡以上	7.5万円	〃	7.5万円

(8) 児童館

児童館は児童福祉法第40条に規定される「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする」屋内型の児童厚生施設であり、本市では次の2館を設置し、地域の実情に応じて児童を受け入れています。

○ 内郷児童館

児童の集団及び個別指導の実施や母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長及びその指導者の養成、その他、地域の児童の健全育成に必要な活動を行うことを目的としたもの。

○ 小名浜児童センター

上記の目的のほか、運動に親しむ習慣を形成し、心と身体健康づくりを目的としたもの。

※こども元気センター

子どもに健全な遊び、学習等の場を提供するとともに、子育てをする家庭及び地域社会との交流を促進し、子どもの健やかな成長を支援するための施設です。

● 児童館運営委員会

児童館の適正な管理運営について、広く意見を聴くため、児童館運営委員会を設置しています。

○ 委員 6名 知識経験者 1名、関係団体の役職員 4名、関係行政機関の職員 1名

● 利用状況（令和3年度）

（単位 人）

児童館名	延利用人数				児童プール 利用児童数
	就学児童	未就学児童	大人	計	
小名浜児童センター	17	2,380	2,079	4,476	259
内郷児童館	782	4,065	3,174	8,021	182
こども元気センター	4,427	13,715	15,144	33,286	0
計	5,226	20,160	20,397	45,783	441

(9) 児童遊園

児童に健全な遊び場を提供して、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置しています。

● 児童公園等の設置状況（令和4年4月1日現在）

区 分	箇所数	管 理 者
街 区 公 園 等	253	公園緑地課252、こども支援課 1
児 童 遊 園 地 等	250	公園緑地課249、こども支援課 1
市 営 住 宅 児 童 遊 園 地	98	住宅営繕課
ちびっこ広場	23	自治会、子ども会等
計	623	

(10) 赤ちゃんの駅

授乳とおむつ替えの両方ができるスペース・設備（授乳室、ベビーベッドなど）があり、赤ちゃん連れの家族が気軽に利用できる施設です。

各施設から申請していただき、いわき市が「赤ちゃんの駅」として認定・登録しています。

○ **登録施設数** 市内51箇所（令和4年4月1日現在）

(11) いわき市屋内遊び場

児童が天候に左右されず、のびのびと安心して遊べる場の確保を目的に、市内2ヶ所に屋内遊び場を設置しています。

1 設置場所

- いわき市海竜の里センター内「いわきっず るるん」
(所在地 大久町大久字柴崎9番地)
- いわき市石炭・化石館(ほるる)内「いわきっず もりもり」
(所在地 常磐湯本町向田18番地の2)

2 利用対象者等

- ① 対象児童は小学校低学年まで
- ② 保護者(扶養者または20歳以上の方)の同伴が必要
- ③ 保護者1名につき児童3名まで

3 利用料

無料

※ いわき市石炭・化石館(ほるる)の展示物閲覧、いわき市海竜の里センターの屋外遊具施設の利用は従来どおり有料。

4 開放時間(原則入替制)

【平日】	【土・日・祝日・小学校長期休業期間】
○ 9:30 ~ 16:00 ※1日4回(80分ごと)の入替制 1回目 9:30 ~ 10:50 2回目 11:10 ~ 12:30 3回目 13:00 ~ 14:20 4回目 14:40 ~ 16:00	○ 9:30 ~ 16:40 ※1日5回(70分ごと)の入替制 1回目 9:30 ~ 10:40 2回目 11:00 ~ 12:10 3回目 12:30 ~ 13:40 4回目 14:00 ~ 15:10 5回目 15:30 ~ 16:40

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開放時間を変更している場合があります。

5 定休日

「いわきっず るるん」毎週月曜日(祝日・振替休日の場合はその翌日)、1月1日
「いわきっず もりもり」毎週火曜日(祝日・振替休日の場合はその翌日)、12月29日~1月3日

(12) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としています。

本事業の実施に当たっては、学校の施設などの多様な社会資源を有効に活用し、市から委託を受けた78の児童クラブが、地域の実情に応じて多様かつ柔軟に運営を行っています。

令和4年度放課後児童健全育成事業実施一覧

令和4年5月1日現在

地区	No.	児童クラブ名	設置日	所在地	開設場所	電話番号	児童数
平 地 区	1	あげつち学童保育クラブ	H13. 12. 1	平字揚土5	平一小敷地内	25-0550	38
	2	あげつちの丘学童保育クラブ	H25. 4. 1	平字揚土5	平一小敷地内	85-0008	39
	3	平二小児童育成クラブ	H14. 4. 1	平字梅香町7-1	平二小余裕教室	25-6226	30
	4	くぼんじ学童クラブ	H29. 4. 1	平九品寺町3-2	九品寺こども園隣接地	22-1641	46
	5	すずかけ第一学童クラブ	S57. 4. 1	平字作町三丁目4-2	平三小余裕教室	22-6110	41
	6	すずかけ第二学童クラブ	H27. 4. 1	平字作町三丁目4-2	平三小余裕教室	22-6110	40
	7	平四小第1児童クラブ	S56. 4. 1	平下平窪字諸荷65	平四小敷地内	22-0201	30
	8	平四小第2児童クラブ	H27. 4. 1	平下平窪字諸荷65	平四小敷地内	22-0201	29
	9	平五小第一児童クラブ	S54. 4. 1	平下荒川字川前54-1	平五小敷地内	21-4199	46
	10	平五小第二児童クラブ	H27. 11. 10	平下荒川字川前54-1	平五小敷地内	21-4199	55
	11	平五小第三児童クラブ	H31. 4. 1	平下荒川字川前54-1	平五小敷地内	21-4199	51
	12	青陽児童育成クラブ	H16. 4. 1	平下神谷字立田帯5	専修学校内余裕教室	34-4555	43
	13	郷ヶ丘児童クラブ	H14. 4. 1	郷ヶ丘三丁目50-18	郷ヶ丘小余裕教室	29-1553	43
	14	郷ヶ丘のびのび児童クラブ	H22. 4. 1	郷ヶ丘三丁目50-18	郷ヶ丘小余裕教室	29-1553	44
	15	郷ヶ丘児童クラブ分室	H29. 4. 1	郷ヶ丘三丁目50-18	郷ヶ丘小敷地内	29-1553	39
	16	中央台児童クラブ	H4. 4. 1	中央台飯野三丁目2-1	中央台北小余裕教室	28-0266	51
	17	中央台南児童クラブ	H11. 4. 1	中央台鹿島三丁目1-1	中央台南小敷地内	31-0900	55
	18	中央台東第一児童クラブ	H16. 4. 1	中央台高久三丁目24	中央台東小敷地内	090-6220-0010	39
	19	中央台東第二児童クラブ	H25. 4. 1	中央台高久三丁目24	中央台東小敷地内	090-6220-0096	40
	20	豊間しおかぜ児童クラブ	H29. 4. 1	平薄磯字南作24	豊間中学校内	090-2602-3651	37
	21	高久児童クラブ	H19. 4. 1	平下高久字原極46-1	高久小敷地内	39-4522	35
	22	夏井かわかせ児童クラブ	H30. 4. 1	平上大越字塚越1	夏井小余裕教室	090-7668-3651	15
	23	月影児童クラブ	H15. 4. 1	平下神谷字宿38	来迎保育園内余裕教室	34-7717	65
	24	わんぱくキッズ児童クラブ	H12. 4. 1	平赤井字田中43	ほと保育園併設	23-8210	42
小 名 浜 地 区	25	青空学童保育クラブ	H5. 4. 1	小名浜岡小名字ノ上1-1	小名浜一小敷地内	54-6062	59
	26	小名浜第2小学校放課後児童クラブ	R2. 4. 1	小名浜愛宕町3-2	小名浜二小余裕教室	84-6676	50
	27	くすのキッズ第一	H21. 4. 1	小名浜住吉字搦町31-3	小名浜三小敷地内	58-0506	43
	28	くすのキッズ第二	H29. 4. 1	小名浜住吉字搦町31-3	小名浜三小敷地内	58-0506	45
	29	小名浜東第一学童クラブ	H26. 4. 1	小名浜諏訪町37-1	小名浜東小敷地内	38-7203	57
	30	小名浜東第二学童クラブ	H30. 4. 1	小名浜諏訪町37-1	小名浜東小敷地内	38-7203	41
	31	小名浜西学童クラブ	H31. 4. 1	小名浜大原字小滝山3	小名浜西小敷地内	38-7177	81
	32	かしま学童クラブ	H15. 4. 1	鹿島町走熊字中島1	鹿島小敷地内	28-7027	32
	33	かしまあじさい学童クラブ	H30. 4. 1	鹿島町走熊字中島1	鹿島小余裕教室	28-7027	20
	34	江名かもめ児童クラブ	H12. 9. 4	江名字天ヶ作130	江名小余裕教室	55-7462	30
	35	ながさき児童クラブ	H20. 2. 15	永崎字川畑95-2	永崎小敷地内	090-1935-7815	22
	36	泉学童クラブ	H13. 4. 1	泉町四丁目5	泉幼稚園併設	56-6420	67
	37	ひなた学童クラブ泉	H31. 4. 1	泉町一丁目29-7	児童クラブ専用施設	080-4517-4574	51
	38	アトリエハウス児童クラブ	H10. 4. 1	泉ヶ丘二丁目11-6	児童クラブ専用施設	56-3366	56
	39	泉キッズCAMP	H31. 4. 1	泉玉露六丁目18-21	児童クラブ専用施設	88-6370	45
	40	ひなた学童クラブ泉北	R2. 4. 1	泉町玉露字定田69	泉北小敷地内	090-6620-4455	46
	41	東田放課後児童クラブ	H18. 4. 1	東田町一丁目27-6	東田保育園併設	63-8325	43
	42	植田児童クラブ	H30. 4. 1	東田町一丁目13-16	植田小隣接地	080-1696-8679	55
	43	おおくら第一児童クラブ	H12. 4. 1	錦町中迎二丁目5-1	大倉保育園併設	62-4382	46
	44	おおくら第二児童クラブ	R2. 4. 1	錦町中迎二丁目1-1	児童クラブ専用施設	080-1853-5607	45
	45	児童クラブ・アンフィニ錦	R3. 4. 1	錦町鳥居東1-1	錦小余裕教室	090-8683-4613	23
	46	きんせい学童クラブ	H26. 4. 1	錦町花ノ井18	錦星幼稚園内専用品	63-1189	42
	47	汐見が丘児童クラブ	H30. 4. 1	小浜町西ノ作358	汐見が丘小敷地内	090-2799-8139	57
	48	仁井田児童クラブ	H6. 4. 1	山田町林崎前56	菊田小余裕教室	070-2013-8089	53
勿 来 地 区	49	勿来幼稚園 小学生クラブ	H14. 4. 1	勿来町窪田伊賀屋敷63-3	児童クラブ専用施設	64-7458	71
	50	ちどり児童クラブ	H19. 4. 1	勿来町関田須賀1-32	ちどり幼稚園内専用施設	64-7718	22
	51	あざみ野学童クラブ	R4. 4. 1	川部町川原65-1	川部小敷地内	090-3646-8121	36
	52	エンジェルキッズ学童クラブ	H10. 10. 1	常磐関船町古宿59-3	児童クラブ専用施設	43-0075	27
	53	明徳館学童クラブ	H29. 4. 1	常磐関船町諏訪下7	明徳館幼稚園余裕教室	44-6264	32
	54	まこと学童クラブ	H18. 4. 1	常磐湯本町宝海133-7	まこと幼稚園余裕教室	44-2551	43
	55	児童クラブ・アンフィニゆもと	R3. 4. 1	常磐水野谷町竜ヶ沢36	湯本三小敷地内	090-8723-6292	24
	56	ゆもと児童クラブ	H18. 4. 1	常磐上湯長谷町扇田74	さかえ保育園余裕教室	44-2875	23
	57	長倉小ときわ児童クラブ	R4. 4. 1	常磐上湯長谷町上ノ台99-2	長倉小余裕教室	080-1679-7276	37
	58	児童クラブ・セリオス遊学館	H16. 4. 1	常磐西郷町大仁田49-1	児童クラブ専用施設	43-2822	35
	59	れいめい kids factory 第一	H26. 4. 1	常磐湯本町栄田34-4	児童クラブ専用施設	38-5607	45
	60	れいめい kids factory 第二	H28. 4. 1	常磐湯本町栄田34-4	児童クラブ専用施設	38-5607	45
	61	遠野町まこと学童クラブ	H29. 4. 1	遠野町上遠野風呂脇32	遠野町まこと幼稚園余裕教室	89-2210	35
	62	内町小児童育成クラブ	R2. 4. 1	内郷内町水之出37	内町小敷地内	090-6700-4254	42
	63	つづら児童クラブ	R2. 4. 1	内郷綴町秋山88	綴小余裕教室	84-9122	8
	64	御厩小第一児童クラブ	H28. 4. 1	内郷御厩町二丁目121	御厩小余裕教室	080-9016-4613	37
	65	御厩小第二児童クラブ	H30. 7. 17	内郷御厩町二丁目121	御厩小余裕教室	080-9014-7701	34
	66	高坂小第一児童クラブ	H28. 4. 1	内郷高坂町台35	高坂小余裕教室	080-9016-6499	41
	67	高坂小第二児童クラブ	H30. 7. 17	内郷高坂町台35	高坂小余裕教室	080-9016-6763	42
	68	ときわ児童クラブ	H29. 4. 1	内郷綴町沼尻64	医療施設内専用品	38-3357	60
	69	四倉やまかせ児童クラブ	H16. 4. 1	四倉町西四丁目3-3	四倉小余裕教室	080-6025-5820	38
	70	四倉うみかせ児童クラブ	H29. 4. 1	四倉町西四丁目3-3	四倉小敷地内	090-6623-5820	42
	71	大浦ののかぜ児童クラブ	H28. 4. 1	四倉町狐塚字松橋27	大浦小敷地内	080-4511-1917	45
	72	小川ぎなんクラブ	R3. 4. 1	小川町上平字田之尻4	小川小余裕教室	080-6019-8132	60
	73	小川学童クラブ	H17. 4. 1	小川町西小川字滝ノ作5	小川幼稚園併設	080-9071-5665	103
内 郷 ・ 四 倉 ・ 好 間 ・ 三 和 ・ 久 大 地 区	74	ピーターパンチャイルドクラブ	H17. 4. 1	好間町上好間字馬場前28	好間一小敷地内	36-0039	59
	75	好間二小児童クラブ	H19. 4. 1	好間町今新田字手倉2	好間二小敷地内	24-5228	44
	76	三和町放課後児童クラブ	R3. 4. 1	三和町下市萱字竹ノ内114-1	三和支所敷地内	86-2032	23
	77	久之浜児童クラブ 虹	H14. 4. 1	久之浜町久之浜字糠塚3-1	久之浜一小余裕教室	82-3200	29
	78	久之浜児童クラブ スマイル	R4. 4. 1	久之浜町久之浜字糠塚3-1	久之浜一小余裕教室	82-3200	28
	合 計						3,312

7 施設福祉対策

(1) 児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上から養護を必要とする児童が入所して生活しています。

なお、入所の相談は地区保健福祉センターで、決定は児童相談所が行っています。

○ いわき育英舎 入所定員 40名

● 入所者の状況（平成31年4月1日現在）

（単位 人）

区分	5歳未満	5歳以上 10歳未満	10歳以上 15歳未満	15歳以上	計
男	0	6	6	9	21
女	3	5	3	4	15
計	3	11	9	13	36

(2) 助産施設

○ 事業内容等

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産が困難な妊産婦が指定の助産施設で入院助産ができるものです。（※扶養義務者の課税状況に応じ、入所者の費用負担あり。）

- ・施設の名称及び場所 いわき市助産所（いわき市医療センター内）
- ・入所定員 8名
- ・利用者数 6名（令和3年度）

○ 申請先及び必要とするもの

地区保健福祉センター（入所の相談から決定までを行っています。）

- ・親子健康手帳（母子健康手帳）
- ・市県民税納税通知書
- ・医療保険証
- ・印鑑

○ 財源負担

国 1／2 市 1／2

○ 施行年月日

昭和44年4月1日（いわき市助産所条例）

幼児教育

幼児期の教育は、教育基本法第十一条に、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。」とされ、また学校教育法第二十二条において、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的」に幼稚園の役割を定めています。

近年は、幼稚園教育要領において、「生きる力」の基礎を育成することや、幼小連携の推進、幼稚園と家庭の連続性を配慮、預かり保育や子育て支援を推進するなど内容充実がなされています。

私たちはこうした流れを踏まえながら、平成27年4月から新たに始まった子ども・子育て支援新制度における質の高い教育・保育の提供と合わせ、全ての子どもが健やかに成長できるように支援していきます。

(※) 幼稚園は子ども・子育て支援新制度に移行する、しないが選択できるため、移行した幼稚園と既存制度のまま運営する幼稚園に分かれます。

幼稚園

○ 事業内容等

幼稚園は、文部科学省で示された教育要領（健康・人間関係・環境・言葉・表現）によって指導計画を作成し、遊びを通して総合的に教育をすすめていくところです。

市内には、公立幼稚園11園、私立幼稚園23園（幼稚園型認定こども園を3園含む）があります。

※施設数は休園中の園（私立2園）を除く。

○ 入園対象者

- ・公立幼稚園…いわき市内に住所を有するお子さま

原子力災害などで市外より避難してきたお子さま

募集対象年齢：3歳～5歳
保育時間：8時30分～14時
通園方法：保護者が送迎
昼食：弁当持参

- ・私立幼稚園…各園の募集要項による

○ 申請先及び申請の際に必要なもの

- ・公立幼稚園…各幼稚園（入園希望の児童と一緒にご来園ください。）
 - ・親子健康手帳（母子健康手帳）
 - ・印鑑
- ・私立幼稚園…各幼稚園（各園の募集要項による）

母子家庭等の福祉

母子家庭の多くは、経済的・精神的に不安定な状態に置かれています。本市では、母子家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、各種福祉手当及び貸付金などの経済的援助の充実と相談体制の強化を図っています。

また、父子家庭では、家事及び子供の生活指導など、養育面に困難をかかえており、その対策が課題となっています。

1 現況

● 母子家庭、父子家庭、寡婦のとらえ方

・ 母子家庭

世帯の中に、父のいない児童（20歳未満。以下同じ。）が、その母によって扶養されている場合、その母子をもって母子家庭とみなします。

・ 父子家庭

世帯の中に、母のいない児童が、その父によって扶養されている場合、その父子をもって父子家庭とみなします。

・ 寡婦

現に婚姻（結婚の届け出をしていないが、事実上婚姻関係同様の事情にあるものを含む。）していない、配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として児童を扶養していたことのある者。

子ども夫婦と同居している等現在の世帯状況及び寡婦の年齢は、問いません。

● 母子家庭等福祉施策の体系

相談と指導

- 公的機関として : 地区保健福祉センター
- 地域での相談活動として : 民生・児童委員、母子・父子自立支援員

自立助長対策

- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業
- 児童扶養手当
- 父子母子等奨学資金
- 父子母子等入学児童祝金
- ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業
- ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

在宅福祉対策

ひとり親家庭等
医療費助成

所得保障対策

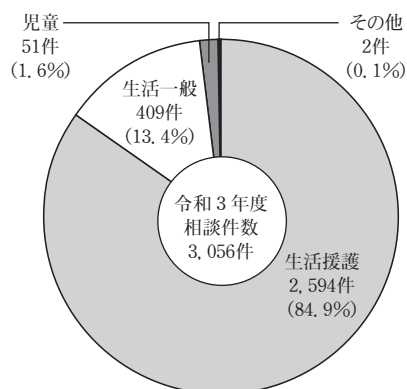
- 父子母子福祉手当
- 遺族基礎年金

2 相談・指導

平成11年度からいわき市が中核市に移行したことに伴い、いわき市内3福祉事務所に母子相談員2名が配置されておりましたが、平成15年度からその名称が母子自立支援員となり、小名浜地区及び内郷・好間・三和地区保健福祉センターに各1名が配置されています。さらに、平成26年10月1日からは父子家庭も対象となり、その名称も母子・父子自立支援員と変わり、母子・父子家庭の生活相談や貸付相談業務に当たるとともに、潜在ひとり親家庭の早期発見と若年母子世帯の把握に努めています。

● 母子・父子自立支援員の相談状況 (単位 件)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生活援護	2,091	1,859	2,167	2,842	2,594
生活一般	548	424	420	456	409
児 童	109	75	68	43	51
そ の 他	3	2	12	2	2
合 計	2,751	2,360	2,667	3,343	3,056



3 自立助長対策

(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

○ 事業内容等

母子家庭、父子家庭、父母のいない児童及び寡婦等に対し、資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の助長を図っています。

対象者

- 母子福祉資金 母子家庭の母、母子家庭の母に扶養されている児童等、
父母のいない児童、母子福祉団体
- 父子福祉資金 父子家庭の父、父子家庭の父に扶養されている児童等、
父子福祉団体
- 寡婦福祉資金 ①配偶者のいない女子で、かつて母子家庭の母であった人
②40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び
寡婦以外のもの（所得制限あり）

貸付金の種類

事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度及び結婚資金の貸付を行う。

※ 貸付限度額は、資金の種類により異なる。

※ 貸付利子は、無利子または年1%まで。

○ 申請先及び申請の際に必要なもの

各地区保健福祉センター

- 印鑑
- 預金通帳
- 戸籍謄本
- 各種貸付資金に応じた証明書

○ 施行年月日

母子 昭和28年4月1日（母子福祉資金の貸付等に関する法律）

父子 平成26年10月1日（母子及び父子並びに寡婦福祉法）

寡婦 昭和44年（寡婦福祉資金貸付制度）

● 貸付額の推移 (単位 千円)

区 分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
母子福祉資金	232	135,159	229	127,482	185	113,963	164	101,323	171	86,788
父子福祉資金	2	892	2	1,114	4	1,594	4	2,765	7	4,046
寡婦福祉資金	10	4,194	6	3,465	5	4,644	4	2,614	1	420
合 計	244	140,245	237	132,061	194	120,201	172	106,702	179	91,254

● 令和4年度 母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

資金の 種 類	貸 付 対 象 等		貸付限度額 (単位 円)	貸付を受 ける期間	据 置 期 間	償還期間	利 率	
事業 開 始 資 金	母子・父子家庭 の父母	事業(例えば洋裁、 軽飲食、文具販売、 菓子小売業等、母 子・父子福祉団 体においては、政 令で定める事業) を開始するのに必 要な設備費、什 器、機械等の購 入資金	3, 140, 000 団体 4, 710, 000	*複数の母子家庭の母または父子家庭の父が 共同して起業する場合の限度額は団体貸付 の限度額を適用できるものとする。	1 年	7 年以内	無利子 (連帯保証人有) 年 1 % (連帯保証人無)	
	母子・父子福祉 団体							
	寡婦							
事業 継 続 資 金	母子・父子家庭 の父母	現在営んでいる事 業（母子・父子福 祉団体について は、政令で定める 事業）を継続す るために必要な 商品、材料等を 購入する運転資 金	1, 570, 000 団体 1, 570, 000		6 箇月	7 年以内	無利子 (連帯保証人有) 年 1 % (連帯保証人無)	
	母子・父子福祉 団体							
	寡婦							
修 学 資 金	母子・父子家庭の 父母が扶養する 児童	高等学校、大学、 大学院、高等専門 学校又は専修学校 に就学させるため の授業料、書籍代、 交通費等に必要な 資金	高校、専修学 校（高等課程） 月額 27, 000～ 52, 500 大学、高等専門 学校、専修学 校（専門課程） 月額 31, 500～ 146, 000 専修学校（一般 課程） 月 額 51, 000 大学院（修士課 程） 月 額 132, 000 （博士課程） 月 額 183, 000	修学 期間中	当該学校 卒業後 6 箇月	10年以内 専修学校 （一般課 程）は 5 年以内	無利子	
	父母のいない児童							
	寡婦が扶養する子							
技能 習 得 資 金	母子・父子家庭の 父母	自ら事業を開始又 は会社等に就職す る際に必要な知識 技能を習得するた めに必要な資金 （例：ホームヘル パー、栄養士等）	一般 月 額 68, 000 特別 （自動車運転 免許 460, 000）	知識技能 を習得す る期間中 5 年を超 えない範 囲	知識技能 習得後 1 年	10年以内	無利子 (連帯保証人有) 年 1 % (連帯保証人無)	
	寡婦							

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (単位 円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利 率
修業資金	母子・父子家庭の父母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金。	月額 68,000 特別（自動車運転免許 460,000）	知識技能を修得する期間中5年を超えない範囲	知識技能修得後1年	10年以内	無利子
就職支度資金	母子・父子家庭の父母又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服・履物等及び通勤用自動車等を購入する資金。	一般 100,000 特別（自動車購入 330,000）		1年	6年以内	母子・父子家庭の児童及び父母のいない児童に係るもの無利子 母子・父子家庭の父母及び寡婦に係るもの無利子 (連帯保証人有)年1% (連帯保証人無)
医療介護資金	母子・父子家庭の父母又は児童(介護の場合は児童を除く) 寡婦	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金。	医療 340,000 (特別 480,000) 介護 500,000		6箇月	5年以内	無利子 (連帯保証人有)年1% (連帯保証人無)
生活資金	母子・父子家庭の父母 寡婦	知識技能習得中又は医療介護資金を借り受けている者が、医療又は介護を受けている間又は母子・父子家庭になって7年未満又は失業中の生活を維持するのに必要な生活費補給資金。	知識技能習得中 月額 141,000 医療介護 月額 105,000 生活安定 月額 105,000 (合計252万円まで) (療育費取得12か月まで) 父母が生計中心者でない場合 70,000 扶養する子がない寡婦 70,000	知識技能を習得する期間中5年以内 医療又は介護を受けている期間中1年以内又は母子・父子家庭になって7年未満又は離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定貸付期間満了後若しくは失業中の貸付期間満了後6箇月	技能習得10年以内 医療又は介護5年以内 生活安定貸付8年以内 失業5年以内	無利子 (連帯保証人有)年1% (連帯保証人無)

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (単位 円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利 率
住宅資金	母子・父子家庭の父母 寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し又は増築するのに必要な資金。	1,500,000 (災害等特別 2,000,000)		6 箇月	6 年以内 (特別 7 年以内)	無利子 (連帯保証人有) 年 1 % (連帯保証人無)
転宅資金	母子・父子家庭の父母 寡婦	住宅を移転するため、住宅の賃借に際し必要な敷金、前家賃などの資金。	260,000		6 箇月	3 年以内	無利子 (連帯保証人有) 年 1 % (連帯保証人無)
就学支度資金	母子・父子家庭の父母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金。	64,300 ～ 590,000 まで		6 箇月	(就学) 10年以内 (修業) 5 年以内	無利子
結婚資金	母子・父子家庭の父母 寡婦	母子・父子家庭の父母が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し、必要な資金。	300,000		6 箇月	5 年以内	無利子 (連帯保証人有) 年 1 % (連帯保証人無)

(注) 償 還：年賦、半年賦、月賦いずれも可能で、いつでも繰上償還ができる。

違約金：年賦、半年賦、月賦いずれの場合も、その指定日に償還しなかったときは、その翌日から納入した当日までの日数を計算し、元金につき年 5 %の違約金が徴収される。

(2) 児童扶養手当

○ 事業内容等

父又は母と生計を共にしていない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、父又は母のいない児童や父又は母の心身に一定の障がいのある児童を養育している父又は母、または父又は母に代わってその児童を養育している方に児童扶養手当を支給しています。

- ・ 支給額（所得制限あり）

第1子・・・・・・・・・・全部支給者：月額43,070円

一部支給者：所得に応じて、月額10,160円から
43,060円まで10円きざみの額

第2子加算額・・・・・・・・全部支給者：月額10,170円

一部支給者：所得に応じて、月額5,090円から10,160円までの
10円きざみの額

第3子以降加算額・・・・全部支給者：月額6,100円

一部支給者：所得に応じて、月額3,050円から6,090円までの
10円きざみの額

(5・7・9・11・1・3月支給)

- ・ 対象年齢 18歳到達後最初の3月31日まで

(一定の障がいがある場合は、20歳未満まで)

○ 対象者及び支給要件

- ・ 父又は母が生計を維持していない児童を養育していること。
- ・ 公的年金を受けていないこと。(ただし、児童ごとに障害年金の加算額が児童扶養手当を下回る場合、老齢福祉年金を受けている場合を除く。)等

○ 申請先及び申請の際に必要なもの

住所地の地区保健福祉センター又は各支所（小名浜支所・内郷支所・市民サービスセンター・市民窓口コーナーを除く）

- ・ 請求者及び対象児童の戸籍謄（抄）本
- ・ 印鑑
- ・ 預金通帳
- ・ 健康保険証
- ・ 請求事由に応じて申立書等
- ・ 請求者、対象児童及び扶養義務者の個人番号（マイナンバー）の分かるもの及び請求者の本人確認書類

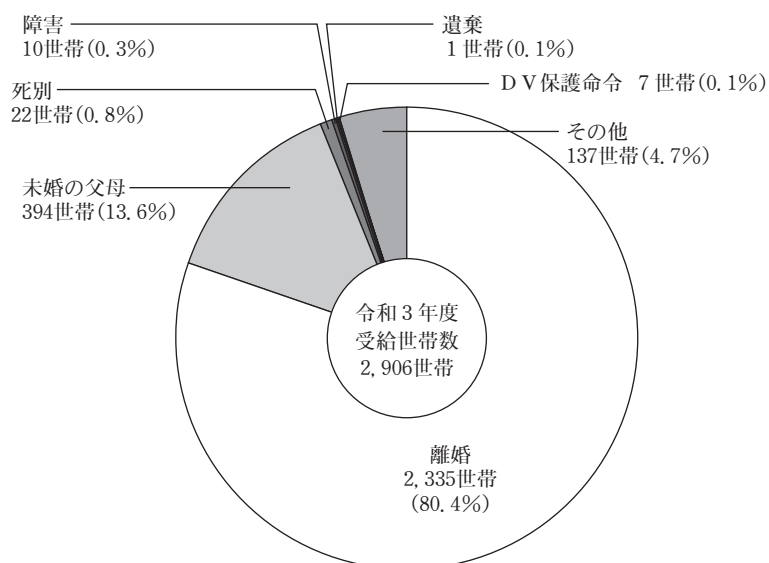
○ 財源負担

国 1／3 市 2／3

○ 施行年月日

昭和37年1月1日（児童扶養手当法）

● 受給世帯類型別内訳（令和4年3月31日現在）



(3) 父子・母子等奨学資金

○ 事業内容等

父子及び母子家庭等の父若しくは母又は保護者で、児童を扶養している人の経済的負担を軽減するため、奨学金を支給しています。

- ・ 支給額 月額 5,000円（4・10月支給）

○ 対象者及び支給要件

- ・ 対象児童が高等学校又は高等専門学校（3年間）に在学していること
- ・ 市内に1年以上住所を有する要保護世帯であること

○ 申請先及び申請の際に必要なもの

住所地の地区保健福祉センター

- ・ 在学証明書
- ・ 住民票の写し
- ・ 印鑑
- ・ 預金通帳

○ 財源負担

市単独事業

○ 施行年月日

昭和44年4月1日（いわき市父子・母子等奨学資金支給条例）

● 奨学資金支給状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象人員（人）	1,058	985	1,078	1,100	1,107
支給額（千円）	59,975	57,235	58,700	62,165	62,630

(4) 父子・母子福祉手当

○ 事業内容等

父子及び母子家庭等で児童を扶養している父若しくは母又は保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、福祉手当を支給しています。

- 支給額 児童2人まで 年額 10,000円
児童3人目以降1人につき 1,500円加算（3月支給）

○ 対象者及び支給要件

- 対象児童が義務教育終了前であること
- 市内に1年以上住所を有する被保護世帯、市民税非課税又は均等割世帯であること

○ 申請先及び申請の際に必要なとするもの

住所地の地区保健福祉センター

- 住民票の写し
- 印鑑
- 預金通帳

○ 財源負担

市単独事業

○ 施行年月日

昭和45年4月1日（いわき市父子・母子福祉手当支給条例）

● 福祉手当支給状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象人員（人）	1,503	1,373	1,288	1,233	1,202
支給額（千円）	12,931	11,753	11,089	10,677	10,595

(5) 父子・母子家庭等入学児童祝金

○ 事業内容等

父子及び母子家庭等で児童を扶養している父若しくは母又は保護者に対し、児童の健全育成を図るため、入学時に祝金を支給しています。

- 支給額
小学校（特別支援学校を含む）の入学時 1人 7,000円
中学校（特別支援学校を含む）の入学時 1人 9,000円
※各学校からの報告により支給（4月支給）

○ 財源負担

市単独事業

○ 施行年月日

昭和48年4月1日（いわき市父子・母子家庭等入学児童祝金条例）

● 入学児童祝金支給状況

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象人員（人）	小学生	294	312	271	314	292
	中学生	482	438	474	428	426
支給額（千円）		6,396	6,126	6,163	6,050	5,878

(6) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

○ 事業内容等

母子家庭の母や父子家庭の父による就業に向けた主体的な能力開発に関する取り組みを支援するため、母子家庭の母や父子家庭の父が就業に繋がる教育訓練講座を受講した場合に、その費用の一部について給付金を支給します。

・ 支給額

受講のために支払った費用のうち、次の対象経費の60%に相当する額（上限20万円、1万2千円を超えない場合は、給付金は支給しない。）

※ 受講講座の内容及び修学年数によっては、支給上限額が160万円となる場合もあり。

※ 給付金を受けられるのは、1人につき一度限り。

（対象経費）

教育訓練機関に支払った入学金又は登録料

受講費、教科書代及び教材費

○ 対象者及び支給要件

20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の要件を全て満たす方。

なお、支給を受けようとする場合は、申請の前に必ず市に事前相談を行い対象講座の指定を受けることが必要となります。

- ・ いわき市に居住し、かつ、いわき市の住民基本台帳に記録されている方
- ・ 児童扶養手当の支給を受けている方と同等の所得水準にある方
- ・ 過去に給付金の支給を受けていない方

○ 相談・申請先及び指定申請の際に必要なもの

住所地の地区保健福祉センター

- ・ 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄（抄）本
- ・ 世帯全員の住民票の写し
- ・ 申請者の児童扶養手当証書の写し、又は申請者の前年の所得証明書
- ・ 受講を希望する講座のパンフレット等

○ 財源負担

国 3 / 4 市 1 / 4

○ 施行年月日

平成25年4月1日（ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱）

(7) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

○ 事業内容等

母子家庭の母や父子家庭の父が、就職する際に有利であり、生活の安定につながる資格（看護師等）を取得するため、養成機関において修学する場合に、その修業する期間（上限48か月）について「高等職業訓練促進給付金」を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し「高等職業訓練修了支援給付金」を修了後に支給します。

・ 支給額

高等職業訓練促進給付金（※）	市民税非課税世帯	月額100,000円
	市民税課税世帯	月額 70,500円

※ 修了までの最後の12か月は40,000円増額。

高等職業訓練修了支援給付金	市民税非課税世帯	50,000円
	市民税課税世帯	25,000円

※ 高等職業訓練促進給付金は、修業の期間中48か月を上限に月毎、高等職業訓練修了支援給付金は、修学の修了した日の以後に支給（一度限り）。

・ 対象資格

看護師・准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士
歯科衛生士、理美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、精神保健福祉士、薬剤師
その他市長が地域の実情に応じて定める資格。

○ 対象者及び支給要件

20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の要件を全て満たす方。
なお、支給を受けようとする場合は、申請の前に必ず市に事前相談を行う必要があります。

- ・ いわき市に居住し、かつ、いわき市の住民基本台帳に記録されている方
- ・ 児童扶養手当の支給を受けている方と同等の所得水準にある方
- ・ 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し対象資格の取得が見込まれる方
- ※ 令和3年度又は令和4年度に修業を始めた場合のみ、6か月以上のカリキュラムも対象
- ・ 就業又は育児と養成機関での修業との両立が困難であると認められる方
- ・ 国、県その他地方公共団体から、この給付金と趣旨を同じくする給付を受けていない方

○ 相談・申請先及び指定申請の際に必要なとするもの

住所地の地区保健福祉センター

- ・ 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄（抄）本
- ・ 世帯全員の住民票の写し
- ・ 申請者の児童扶養手当証書の写し、又は申請者の前年の所得証明書
- ・ 市町村民税非課税世帯の場合は、世帯全員の納税証明書又は市町村民税非課税世帯であることを証明する書類
- ・ 養成機関の長が発行する在籍の状況を証明する書類（高等職業訓練促進給付金を申請する場合）
- ・ 修業していた養成機関の長が発行する修了を証明する書類の写し（高等職業訓練修了支援給付金を申請する場合）
- ・ その他必要書類

○ 財源負担

国 3／4 市 1／4

○ 施行年月日

平成25年4月1日（ひとり親家庭高等職業訓練促進費等事業実施要綱）

女性相談事業

社会的又は家庭的に女性の福祉を阻害するおそれのある問題並びに女性の持つ生活上の問題について、専門的立場から要保護女子の発見、相談及び指導に当たるとともに、生活の援護、就職の助成等について関係機関に連絡、あっせんを行い、保護更生の助長を図るため、いわき市総合保健福祉センター（内郷・好間・三和地区保健福祉センター）及び小名浜地区保健福祉センターに女性相談員を配置して相談を受けています。

また、各家庭児童相談室においても、家庭相談員が相談を受けています。

1 主な相談内容

- （１）結婚、離婚、男女関係に関すること。
- （２）暴力、脅迫、性的虐待に関すること。
- （３）売春、援助交際からの更生に関すること。
- （４）人間関係の悩みに関すること。
- （５）その他誰にも言えない悩みに関すること。

2 相談先

設 置 場 所	住 所	電話番号
いわき市総合保健福祉センター (内郷・好間・三和地区保健福祉センター)	いわき市内郷高坂町四方木田 191番地	(27) 8612
小名浜地区保健福祉センター	いわき市小名浜花畑町34番地の2	(54) 2521
平地区家庭児童相談室	いわき市平字梅本21番地	(22) 7457
勿来地区家庭児童相談室	いわき市錦町大島1番地	(63) 2111 (内線5456)
常磐地区家庭児童相談室	いわき市常磐湯本町吹谷76番地の1	(43) 2111 (内線5578)

3 相談件数

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
女性相談件数	945	923	859	854	703
うち DV相談件数	282	233	259	373	283

母子保健事業

（１）母子（親子）健康手帳の交付（いわきネウボラ関連事業）

妊娠の届出をした者に対して、保健師等の資格を持つ「母子保健コンシェルジュ」等が、妊娠期から出産期に至る個別に応じた支援プランの提供、及び母と子の一貫した健康管理と健康の保持増進に役立てることを目的として、母子（親子）健康手帳を交付しています。

（２）妊産婦健康診査（いわきネウボラ関連事業）

妊娠中の異常を早期に発見し、保健と医療の連携のもとに早期に適切な援助を行い、母子共にできるだけ正常な妊娠及び分娩、産後の経過をたどれるよう健康診査費用を公費で負担し、支援しています。

- 種 類
- ・ 妊婦一般健康診査 ⇒ 全妊婦 15回分、多胎妊婦 5回分追加
 - ・ 妊婦精密健康診査 ⇒ 医療保険における自己負担金 1回分
 - ・ 産婦一般健康診査 ⇒ 全産婦 2回

（３）母子健康相談（いわきネウボラ関連事業）

保護者や乳幼児の健康の保持増進のため、育児に関する相談に応じ、育児不安の解消・保護者同士の交流を図るとともに、健診の事後フォローの必要な児に対し、適切な支援を行っています。

- ・ 授乳支援（おっぱい）相談 ⇒ 妊娠中から授乳中の方を対象に母乳やお子さんの発育に関する相談に助産師が応じます（予約制）。

（４）健康教育（いわきネウボラ関連事業）

保護者の多様なニーズに対応し、妊娠・出産・発達・育児・食育等に関する適切な情報の提供及び知識の普及、仲間づくりなどの支援を行っています。

- 種 類
- ・ プレママ・プレパパクラス
 - ・ 発達支援教室
 - ・ 離乳食教室
 - ・ その他、育児等に関する教室

（５）訪問指導（いわきネウボラ関連事業）

- ① いわきっ子健やか訪問事業
おおむね生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児支援を行っています。
- ② 妊産婦・乳幼児訪問指導
妊産婦・未熟児・乳幼児などで、訪問指導が必要と認められる人に対し、保健師や助産師が訪問し、疾病予防・育児等の適切な保健指導を行い、健康の保持増進を図っています。
- ③ 養育支援訪問事業
妊娠や子育て等に不安をもち、支援することが必要な家族を訪問し、専門的な支援を行っています。

（６）産前・産後サポート事業（マタニティサロン）（いわきネウボラ関連事業）

妊娠中から概ね産後4か月までの妊産婦と、その家族を対象に、助産師による個別相談や妊娠・出産・子育てに役立つミニ講話を行っています。

（７）ホームスタート事業（いわきネウボラ関連事業）

妊娠中から未就学児のいる家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者が、ボランティアで家庭訪問し、不安や悩みを聞いたり、一緒に家事や育児を行うなどの子育て支援を行っています。

(8) 産後ケア事業（いわきネウボラ関連事業）

産後、概ね1年を経過しない母子に対して、産後の体調管理や育児サポートなどの支援を、助産師などが助産所または医療機関において「通所型」「短期入所型」で行っています。

(9) 産前・産後ヘルパー派遣事業（いわきネウボラ関連事業）

妊娠・出産・育児期に心身の不調等により子どもの養育等に支障があり、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うほか、必要に応じて育児・家事援助のためのヘルパーを派遣します。

(10) 乳幼児健康診査（いわきネウボラ関連事業）

発達の節目である4か月・10か月・1歳6か月・3歳（3歳6か月頃）の時期に健康診査を実施し、疾病の早期発見、早期治療とよりよい発育・発達のための適切な保健指導及び育児不安の軽減を図る育児支援を行っています。

● 4か月児健康診査状況

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数（人）	2,365	2,168	2,091	2,013	1,810
受診者数（人）	2,302	2,107	2,006	1,959	1,764
受診率（％）	97.3	97.2	95.9	97.3	97.5

● 10か月児健康診査状況

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数（人）	2,375	2,304	2,141	2,033	1,868
受診者数（人）	2,310	2,228	2,047	1,983	1,795
受診率（％）	97.3	96.7	95.6	97.5	96.1

● 1歳6か月児健康診査状況

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数（人）	2,437	2,362	2,322	2,117	2,044
受診者数（人）	2,355	2,281	2,208	2,054	1,946
受診率（％）	96.6	96.6	95.1	97.0	95.2

● 3歳児健康診査状況

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数（人）	2,598	2,512	1,823	2,357	2,313
受診者数（人）	2,465	2,386	1,719	2,271	2,173
受診率（％）	94.9	95.0	94.3	96.4	93.9

(11) 思春期健康相談

思春期のころとからだの不安や悩みに対し、児童・生徒とその保護者を対象に、相談事業を行っています。

(12) 特定不妊治療費助成事業

不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、令和4年4月1日から医療保険が適用されましたが、その経過措置として、令和4年3月31日までに治療が開始された年度をまたぐ特定不妊治療（体外受精・顕微授精等）及び、男性不妊治療に要する費用の一部を1回助成します。

(13) 不育症検査費用助成事業

不育症における経済的負担の軽減を図るため、現在医療保険適応外の先進医療のうち国が告示する、不育症検査に要する費用の一部を助成します。

(14) 不妊・不育症専門相談

生涯を通じた女性の健康づくりを推進するため、不妊症や不育症に悩む夫婦を対象に医師や医療現場で不妊・不育症の相談を受けている職員等が相談や情報提供などを行います。

(15) 未熟児養育医療費給付事業

入院治療が必要な未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付を行います。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申請数	60	51	63	89	68

(16) 新生児聴覚検査支援事業（いわきネウボラ関連事業）

聴覚障がいを早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な療育を受けられるように、新生児聴覚検査の助成により経済的負担の軽減を図るとともに、相談援助を行います。

(17) 自立支援医療（育成医療）

身体上の障がいをもつ児、または現疾患を放置すれば、将来障がいを残すと認められる児に対して、医療の給付を行います。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
認定延数	67	57	57	61	30

(18) 療育医療給付事業

結核にかかっている児に対して、医療等の給付を行います。

(19) 小児慢性特定疾病対策事業

〈小児慢性特定疾病医療費助成〉

○ 事業内容

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の負担軽減を図るためその医療費の自己負担分の一部を助成します。

○ 対象者

対象疾病に罹患している18歳未満の児童。

(18歳到達時点において本事業の対象になっており、かつ引き続き治療が必要と認められる場合には20歳未満の者も対象。)

○ 申請先

こども家庭課 母子保健係

〈小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業〉

○ 事業内容

いわき市小児慢性特定疾病医療費支給認定を受けている方に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。

財源負担は、国1/2、市1/2。平成20年4月1日施行。

《給付品目》

- ①便器 ②特殊マット ③特殊便器 ④特殊寝台 ⑤歩行支援用具
⑥入浴補助用具 ⑦特殊尿器 ⑧体位変換器 ⑨車椅子 ⑩頭部保護帽
⑪電気式たん吸引器 ⑫クールベスト ⑬紫外線カットクリーム ⑭ネブライザー（吸入器）
⑮パルスオキシメーター ⑯ストーマ装具（消化器系、尿路系） ⑰人口鼻

《費用》

対象者の扶養義務者の所得税等の状況に応じて、費用の一部を負担していただきます。

○ 対象者

市内に住所を有し、在宅で療養可能な程度に症状が安定しており、他の福祉制度（障害者自立支援法など）の対象とならない方。給付品目の対象者に該当する方。

○ 申請先

こども家庭課 母子保健係

〈小児慢性特定疾病児童等自立支援事業〉

○ 事業内容

慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等と、その家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整や、児童等・家族同士の相互交流の機会の提供、児童等の就職支援などの事業をおこなうことを目的としています。

○ 対象者

いわき市小児慢性特定疾病医療費支給認定を受けている児童とその家族

● 小児慢性特定疾病医療費助成認定件数

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
認定件数（延）	329	331	353	387	353

子育てサポートセンター事業

（１）発達支援

● 各種相談会等

心身の発達に関して諸問題を有する乳幼児などに対して、障がいの早期発見と早期支援により発達を促進するための専門相談会等を行っています。

- ・ 乳幼児発達医療相談会
- ・ 発音とことばの相談会
- ・ 園児のためのこども発達相談会
- ・ 長期療養児支援事業
- ・ 障害児保育判定会

● 発達支援事業

乳幼児の発育・発達上支援が必要と思われる児を対象に、集団指導等を通し、その発達を促進させるとともに、保護者がより適切な対応方法を身につけることにより、子どもの発達を促進するための支援をしています。

また、個別支援や関係機関と連携した支援を行っています。

- ・ 発達支援おやこ教室
- ・ 発達支援あそびの広場
- ・ 訪問支援
- ・ 来所相談
- ・ いわきっ子入学支援（保幼小連携）システムの運用
- ・ こども発達支援連絡会議
- ・ 発達障がい児等ペアレントトレーニング事業
- ・ 子育て応援プログラム「子育てスキル講座」
- ・ ピアベビークラス

（２）子育て支援

● 子育て支援

子育ての不安や悩みに対応し、不安や悩みの軽減解消を行うとともに、各関係機関と連携しながら、地域における子育て支援機能の充実強化を図っています。

- ・ 子育てに対する相談支援
- ・ 子育て支援に関する情報提供
- ・ プレイルームの開放

1 総務課

(1) 総務係 [直通 (27) 8555]

(内線 65211・65212・65213)

- ① 公衆衛生及び地域保健に係る総合企画及び総合調整に関すること。
- ② 施設管理に関すること。
- ③ 健康危機管理に関すること。
- ④ 保健衛生統計に関すること。
- ⑤ 保健委員に関すること。
- ⑥ 保健医療審議会に関すること。
- ⑦ 所内の予算経理及び庶務に関すること。
- ⑧ 健康増進研修施設に関すること。
- ⑨ 休日救急歯科診療所に関すること。

(2) 医事業事係 [直通 (27) 8590] (内線 65214・65215・65216)

- ① 病院、診療所、助産所、歯科技工所、施術所の許可・届出等に関すること。
- ② 薬局等医薬品販売業、毒物劇物販売業、衛生検査所の許可・登録等に関すること。
- ③ 献血事業の推進に関すること。
- ④ 薬物乱用防止に関すること。
- ⑤ 医療安全相談センターに関すること
- ⑥ 医療従事者の免許に関すること。

(3) 感染症対策係 [直通 (27) 8595] (内線 65235・65236・65237・65247・65248・65909)

- ① エイズ予防対策に関すること。
- ② 肝炎ウイルス検査及び相談、エイズ抗体検査、梅毒検査及び相談に関すること。
- ③ 肝炎治療特別促進事業に関すること。
- ④ 感染症対策に関すること。
- ⑤ 感染症発生動向調査事業に関すること。
- ⑥ 予防接種に関すること。
- ⑦ 予防接種の集計事務に関すること。
- ⑧ 他市町村との予防接種依頼に関すること。
- ⑨ 感染症診査協議会に関すること。
- ⑩ 結核定期健康診断に関すること。
- ⑪ 結核接触者健康診断に関すること。
- ⑫ 結核対策特別促進事業に関すること。
- ⑬ 結核発生動向調査に関すること。

(4) 放射線健康管理センター [直通 (27) 8560] (内線 65164・65153)

- ① 放射線に係る健康管理に関すること。
- ② 放射線内部被ばくの検査に関すること。
- ③ 安定ヨウ素剤配布に関すること。
- ④ 積算線量計貸与に関すること。
- ⑤ 放射線理解促進事業に関すること。

2 生活衛生課

(1) 環境衛生係 [直通 (27) 8591] (内線 65222・65223)

- ① 理容所、美容所、クリーニング所の検査確認に関すること。
- ② 旅館業、興行場、公衆浴場の営業許可に関すること。
- ③ 水道法及びいわき市給水施設等条例に関すること。
- ④ 特定建築物に関すること。
- ⑤ 墓地等の経営の許可に関すること。
- ⑥ ねずみ、昆虫等の衛生害虫及び暮らしの衛生の相談に関すること。
- ⑦ 温泉の利用の許可に関すること。

(2) 食品衛生係 [直通 (27) 8593] (内線 65224・65225・65226・65919)

- ① 食品営業許可及び届出に関すること。
- ② 食中毒に関すること。
- ③ 給食施設の衛生指導に関すること。
- ④ 食品製造施設の監視指導に関すること。
- ⑤ 食品の収去検査に関すること。
- ⑥ 不良食品等の処理に関すること。
- ⑦ 食品衛生講習に関すること。
- ⑧ 調理師、製菓衛生師の免許に関すること。

(3) 動物愛護係 [直通 (27) 8592] (内線 65227・65228)

- ① 犬の登録、狂犬病予防注射に関すること。
- ② 犬に関する苦情等に関すること。
- ③ 動物の愛護及び管理に関すること。
- ④ 動物取扱業に関すること。
- ⑤ 特定動物に関すること。
- ⑥ 化製場等に関すること。

3 地域保健課

(1) 保健指導係 [直通 (27) 8594] (内線 65231・65232・65233・65234・65245・65283・65284)

- ① 地域保健の総合調整に関すること。
- ② いわき市健康推進員協議会に関すること。
- ③ 学生実習に関すること。
- ④ 特定医療費に関すること。
- ⑤ 難病患者支援に関すること。
- ⑥ 原爆被爆者の援護に関すること。
- ⑦ 食育推進計画に関すること。
- ⑧ 健康・栄養推進事業に関すること。
- ⑨ 特定給食施設管理事業に関すること。
- ⑩ 栄養成分表示に関すること。
- ⑪ 栄養士の免許事務に関すること。
- ⑫ 訪問栄養指導に関すること。

- ⑬ 石綿健康被害に関すること。
- ⑭ 公害に係る健康調査に関すること。
- ⑮ 歯科保健対策に関すること。
- ⑯ 幼児むし歯予防対策に関すること。
- ⑰ フッ化物洗口事業に関すること。
- ⑱ 口腔・栄養ケア推進事業に関すること。
- ⑲ 受動喫煙対策に関すること。

(2) 精神保健係 [直通 (27) 8557] (内線 65238・65239・65240・65246)

- ① 申請、通報に基づく調査及び診察並びに措置入院に関すること。
- ② 精神保健福祉相談に関すること。
- ③ 精神障がい者支援に関すること。
- ④ 精神医療適正化対策及び精神科病院指導に関すること。
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- ⑥ 自立支援医療（精神通院医療）に関すること。
- ⑦ 精神保健福祉ボランティアの育成支援に関すること。
- ⑧ 当事者会に関すること。
- ⑨ 精神障がい者家族会支援に関すること。
- ⑩ 精神保健関係職員等研修に関すること。
- ⑪ アディクション関連相談事業に関すること。
- ⑫ 精神保健普及啓発、情報提供（健康教育含）に関すること。
- ⑬ 自殺予防対策事業に関すること。
- ⑭ ひきこもり対策事業に関すること。
- ⑮ 精神保健福祉協会に関すること。
- ⑯ 心神喪失者等医療観察法に基づく障がい者支援に関すること。

4 検査課 [直通 (27) 8598] (内線 65400・65401・65402)

- ① 飲料水・食品等の検査に関すること。
- ② 食中毒の検査に関すること。
- ③ 感染症の検査に関すること。
- ④ 飲用井戸水の水質検査に関すること。
- ⑤ プール、公衆浴場水の水質検査に関すること。
- ⑥ 家庭用品の検査に関すること。
- ⑦ 住居内の化学物質の検査に関すること。
- ⑧ 放射性核種の検査に関すること。

1 いわき市保健委員

地区住民の保健衛生思想の普及・向上を図り、組織的公衆衛生活動により、市民の健康を守り、福祉を増進し、明るく住みよいまちづくりを推進するために設置しています。

(1) 職 務

- ・ 地区における保健衛生環境づくりの指導及び実践
- ・ 献血友の会地区保健衛生組織の結成及び実践活動の推進
- ・ ねずみ、昆虫等の駆除
- ・ 各種集団検診の啓蒙及び実践時の協力
- ・ その他

(2) 委嘱及び任期

保健福祉部長又は支所長から推薦を受け、市長が委嘱します。任期は2年です。

(3) 地区保健委員会

委員による公衆衛生活動の円滑化を図るため、平地区及び各支所管内に地区保健委員会を置いています。

(4) 保健委員会連合会

地区保健委員会相互の連絡調整を図るため、いわき市保健委員会連合会を置いています。

(5) 地区別委員数（令和4年4月1日現在）

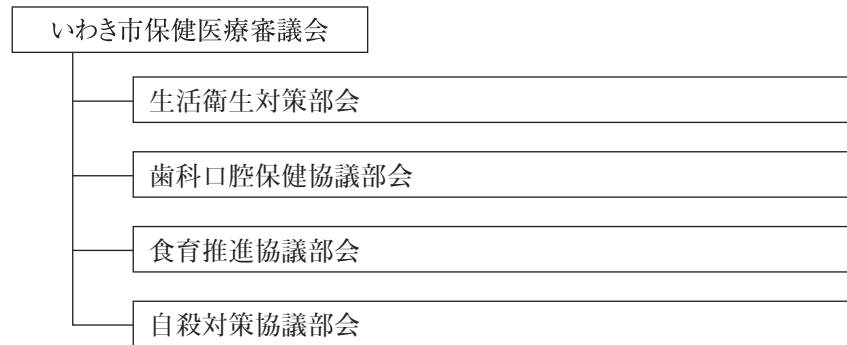
（単位 人）

地 区	委 員 数	地 区	委 員 数
平	114	小 川	30
小 名 浜	114	好 間	45
勿 来	110	三 和	12
常 磐	73	田 人	18
内 郷	54	川 前	16
四 倉	44	久之浜・大久	29
遠 野	30	計	689

2 いわき市保健医療審議会

保健医療審議会は、保健、医療及び生活衛生に関する総合的な施策を推進し、市民の健康の保持及び増進並びに快適な生活環境の確保を図ることを目的に、地方自治法に基づき設置される、行政の附属機関であり、保健医療体制の整備に関する事項等について審議します。

○ 委員数 19名 ○ 任期 2年



3 地域医療体制

市民がいつでもどこでも適切な医療が受けられるよう、医療機関等の指導を通じ、医療提供体制の確保を図っています。

● 市内の医療機関等（令和4年4月1日現在）

病 院		一般診療所			歯 科 診療所	助産所	施術所	歯 科 技工所
病院数	病床数	有 床		無 床				
		所数	床数					
26	4, 569	17	213	232	158	5	300	102

4 医薬品等の安全性の確保

医薬品等による市民の保健衛生上の危害を未然に防止するため、薬局など医薬品販売業者等の指導を通じ、医薬品等の有効性・安全性などの確保を図っています。

● 市内の医薬品等取扱施設（令和4年4月1日現在）

医 薬 品 販 売 業			薬局製剤 製造販売業 ・製造業	麻薬取扱 施設	向精神薬 取扱施設	毒 物 劇 物 販 売 業		
薬局	店舗	卸売				一般	農業用 品目	特定品目
181	73	37	38	304	628	145	29	3

5 献血事業

いわき市における献血活動は、県が示す市町村献血努力目標や移動採血車運行計画に基づき、保健所、各支所、各種奉仕団体などの街頭献血活動により、その目標達成に努力しています。平成27年4月には「いわき市民献血の日」を制定し、若年層を中心として献血の普及啓発に取り組んでいます。

● 年度別献血実績

	目標数（単位）	採血数（単位）	達成率（％）	採血車稼働日数
平成27年度	17,277	17,970	104.0	226.5
平成28年度	16,570	15,323	92.5	175.8
平成29年度	16,360	14,828	90.6	166.0
平成30年度	15,145	15,156	100.1	149.4
令和元年度	14,983	14,940	99.7	144.6
令和2年度	14,983	14,433	96.3	149.5
令和3年度	14,363	12,274	85.5	143.4

● 令和4年度献血目標数（採血車稼働予定日数 155日）

採血計画単位数	14,081 単位
---------	-----------

※ 令和元年度実績、令和2年度目標とも血液センターでの採血分を除く。

※ 単位数は、400mL献血を2単位、200mL献血を1単位とします。

6 病院名簿

(令和4年4月1日現在)

No	名 称	所在地／電話番号	開設者名	管理者名
1	独立行政法人国立 病院機構 いわき病院	いわき市小名浜野田字八合88番地の1 (88) 7101	独立行政法人 国立病院機構	吉沢 和朗
2	一般財団法人 新田目病院	いわき市平上荒川字安草3番地 (28) 1222	一般財団法人 新田目病院	菅野 智行
3	舞子浜病院	いわき市平藤間字川前63番地の1 (39) 2059	公益(財)磐城済世会	本田 教一
4	松村総合病院	いわき市平字小太郎町1番地の1 (23) 2161	公益(財)磐城済世会	松村 耕三
5	関松尾会 松尾病院	いわき市平字愛谷町四丁目1番地の4 (22) 4421	関 松 尾 会	松尾 直人
6	福島整肢療護園	いわき市平上平窪字古館1番地の2 (25) 8131	福いわき福音協会	吉原 康
7	長春館病院	いわき市平藤間字川前63番地の2 (39) 3090	公益(財)磐城済世会	熊巳 一夫
8	独立行政法人労働者健康 安全機構 福島労災病院	いわき市内郷綴町沼尻3番地 (26) 1111	独立行政法人労働者 健康 安全 機構	齊藤 清
9	いわき市医療センター	いわき市内郷御厩町久世原16番地 (26) 3151	い わ き 市	相澤 利武
10	長 橋 病 院	いわき市内郷御厩町四丁目100番地 (26) 3526	関 済 精 会	本多 幸作
11	関福島アフターケア協会 大河内記念病院	いわき市内郷御厩町二丁目96番地 (26) 2588	関 福 島 ア フ タ ー ケ ア 協 会	鎌田 和子
12	公益財団法人ときわ会 常 磐 病 院	いわき市常磐上湯長谷町上ノ台57番地 (43) 4175	公 益 財 団 法 人 と き わ 会	新村 浩明
13	関常磐会いわき湯本病院	いわき市常磐湯本町台山6番地 (42) 3188	関 常 磐 会	小針 正人
14	関社团石福会 四倉病院	いわき市四倉町下仁井田字南追切 2番地の2 (32) 5321	関 社 団 石 福 会	石福 行人
15	社团関容雅会 中村病院	いわき市小名浜大原字下小滝146番 地の2 (53) 3141	社 団 関 容 雅 会	中村 雅英
16	公益財団法人ときわ会 磐 城 中 央 病 院	いわき市小名浜南富岡字富士前41番地 (53) 2267	公 益 財 団 法 人 と き わ 会	政井 章
17	関 社 団 正 風 会 石井脳神経外科・眼科病院	いわき市小名浜林城字塚前3番地の 1 (58) 3121	関 社 団 正 風 会	石井 敦子
18	関博文会いわき開成病院	いわき市鹿島町飯田字八合5番地 (58) 7241	関 博 文 会	杉山 健志
19	社团関養生会かしま病院	いわき市鹿島町下蔵持字中沢目22番 地の1 (58) 8010	社 団 関 養 生 会	石井 敦
20	関 泉 心 会 泉 保 養 院	いわき市泉玉露一丁目18番地の10 (56) 6611	関 泉 心 会	李 創鎬
21	小 名 浜 生 協 病 院	いわき市小名浜岡小名字山ノ神32番 地 (53) 4374	浜 通 り 医 療 生 活 生 協 同 組 活 合	箱崎 正敏
22	社团関尚佑会 矢吹病院	いわき市佐糠町東一丁目18番地の3 (63) 1818	社 団 関 尚 佑 会	佐藤 干城
23	櫛 田 病 院	いわき市植田町本町一丁目11番地の 1 (63) 3202	関 櫛 田 会	伊藤 栄二
24	呉 羽 総 合 病 院	いわき市錦町落合1番地の1 (63) 2181	社 団 関 呉 羽 会	緑川 靖彦
25	関社团栄央会なこそ病院	いわき市勿来町窪田町通二丁目114 番地 (65) 7755	関 社 団 栄 央 会	白土 正人
26	社 団 関 至 誠 会 こ う じ ま 慈 愛 病 院	いわき市錦町鈴鹿103番地の1 (63) 5141	社 団 関 至 誠 会	幸島 孝志

7 エイズ・性感染症予防対策

多くの住民に対してエイズ・性感染症に関する知識の浸透を図るために実施する事業。

● 講演会及びエイズ・性感染症予防教室

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
回 数	3	6	6	12	11	0	1
延べ人数	258	778	456	1,776	1,758	0	294

エイズ検査・梅毒検査及び相談事業

エイズ検査（HIVウイルスに感染しているかどうか）梅毒検査（梅毒に感染しているかどうか）を実施します。相談は随時受け付けています。

- **事業内容** 保健所を会場とした血液検査（結果判定は即日可能）
 - **開催日時** 毎週月曜日 9時～16時（第2・4月曜日は19時まで受付） 料金無料
 - **対象者** 希望される一般市民（気になる行為から3か月以上経過していること）
 - **申請先** 保健所総務課感染症対策係
- 事前に予約制 無料、匿名で検査を受けることができます。
- ※ エイズ検査・梅毒検査と併せてウイルス性肝炎検査も受けることができます。

HIV抗体検査

（単位 人）

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
男	118	125	147	173	183	13	13
女	66	64	58	82	69	1	10
計	184	189	205	255	252	14	23

相談事業

（単位 人）

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
男	158	168	209	199	188	32	75
女	86	83	66	98	69	18	36
計	244	251	275	297	257	53	111
簡易相談	(231)	(184)	(225)	(283)	(252)	(14)	(23)

※ 平成17年度より検査予約及び検査時の簡易相談再掲

梅毒検査

（単位 人）

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
男	146	171	178	13	13
女	56	81	69	1	9
計	202	252	247	14	22

※ 平成28年9月より検査導入

8 ウイルス性肝炎対策事業

- **事業内容** ウイルス性肝炎に対する感染の不安のある方に対して検査（血液採取）・相談を実施しています。
- **開催日時** 毎週月曜日 9時～16時（第2・4月曜日は19時まで受付） 料金無料
- **対象者** いわき市で過去に一度も肝炎ウイルス検査を受けたことがなく検査を希望する方（医療保険各法その他の法令に基づく事業において、肝炎ウイルス検査の受診機会のある方を除く）
- **申請先** 保健所総務課感染症対策係
事前に予約制 無料、匿名で検査を受けることができます。

（単位 件）

項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
検 査 件 数	99	136	149	157	11	16
相 談 件 数	427	620	500	535	279	428

9 肝炎治療特別促進事業

- **事業内容** 平成20年度より、福島県内に居住する方で、B型およびC型肝炎ウイルス性肝炎の根治を目的として行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療ならびにB型肝炎ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療を必要とする方に対し、当該治療費の一部を公費で助成する制度。
- **対象者** いわき市に住民票がある方で、B型肝炎及びC型肝炎ウイルスの除去を目的としておこなうインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療やB型肝炎の核酸アナログ製剤治療を必要とする方
- **申請先** 保健所総務課感染症対策係
- **必要なもの** 印鑑、保険証、医師の診断書、（税証明書）等 ※事前に担当係へご連絡ください。
- **実施主体** 福島県 申請窓口：保健所総務課感染症対策係

● 受給者証交付数

（単位 件）

項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給者証交付数	346	304	333	304	171	274

10 予防接種関係

予防接種法に基づき、定期と臨時の予防接種を実施し、各疾病の予防に努めています。

○ 接種対象・方法・時期については保健のしおりP14～P19をご覧ください。

● 各種予防接種実施状況

予防接種者数推移

(単位 件)

種 類	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ポ リ オ	—	—	—	—	0
不 活 化 ポ リ オ	141	41	4	1	1
D P T - I P V	9,220	8,780	8,431	8,318	7,469
D P T	—	1	1	0	0
D T	1,793	2,066	1,700	1,913	1,780
M R 1 期	2,327	2,319	2,123	2,062	1,891
M R 2 期	2,321	2,312	2,431	2,434	2,307
麻 し ん	0	0	0	0	0
風 し ん	0	1	0	0	0
日 本 脳 炎	1 期	6,140	7,611	7,513	7,909
	特 例	419	679	487	495
	2 期	1,503	2,110	1,888	2,115
	特 例	335	483	399	431
インフルエンザ	54,710	56,576	57,933	68,861	61,601
B C G	2,286	2,211	2,013	2,065	1,773
ヒ ブ	9,147	8,714	7,867	8,384	7,453
小児用肺炎球菌	9,168	8,715	8,229	8,085	7,418
子宮頸がん予防	6	16	68	227	483
水 痘	4,281	4,407	4,183	4,146	3,605
高齢者用肺炎球菌	9,372	7,284	3,522	4,375	3,356
B 型 肝 炎	6,895	6,358	6,142	5,954	5,450
ロ タ ウ イ ル ス	—	—	—	1,739	4,009

- ※ 日本脳炎は、平成17年6月より積極的勧奨の差し替え、7月29日より第3期が廃止された。新ワクチンによる接種が平成21年6月より1期で可能となり、平成22年8月に特例措置がとられ対象が拡大された。
- ※ BCGは平成19年4月より結核予防法から、予防接種法に基づく接種となり、対象年齢は、出生後から生後6か月までとなったが、平成25年4月より1歳までに拡大された。
- ※ 平成24年11月より、DPT-I PV（DPTと不活化ポリオの4種混合ワクチン）が開始された。
- ※ 平成25年4月より、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチンが定期接種に追加されたが、平成26年6月より、子宮頸がん予防接種の積極的接種勧奨が差し控えとなった。
- ※ 平成26年10月より、水痘、高齢者用肺炎球菌ワクチンが定期接種に追加された。
- ※ 平成28年10月より、B型肝炎が定期接種に追加された。
- ※ 令和2年10月より、ロタウイルスが定期接種に追加された。

11 感染症対策

平成11年4月1日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が施行され、社会的背景を踏まえた感染症対策を構築する必要があります。

そのために、感染症予防の啓発普及運動、感染症動向調査、まん延防止のための検査や相談などを実施して、総合的な感染症対策を図っています。

● 感染症

(単位 件)

類・病名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1 類	0	0	0	0	0
2 類 (結核除く)	0	0	0	0	0
3 類	5	5	0	6	11
指定感染症 (新型コロナウイルス感染症)			1	260	6,781

※ 1 類：感染力、罹患した場合の重篤性等から危険性が極めて高い感染症（原則入院）

2 類：感染力、罹患した場合の重篤性等から危険性が高い感染症（必要に応じて入院）

3 類：特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る感染症（特定職種への就業制限）

指定感染症：現在感染症法に位置付けられていない感染症について、1～3 類、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの

12 結核予防関係

結核予防法は平成19年3月31日で廃止になり、平成19年4月1日より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」）に統合されました。結核対策も感染症法に基づき行われ、一般住民に対しての結核健康診断等を行っています。

なお、結核予防法に基づくBCG接種は、平成19年4月1日より予防接種法に基づく接種となりました。

また、結核予防の啓発普及運動、まん延防止のための患者面接、内服管理、接触者健診などを実施して総合的な対策を図っています。

● 年度別胸部レントゲン撮影受診状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象人員（人）	94,183	96,630	97,439	98,029	98,729
受診人員（人）	20,015	20,866	19,980	18,686	17,580
受 診 率（％）	21.2	21.6	20.5	19.1	17.8

※平成17年4月より結核予防法が改正され、結核健診の住民健診は19歳以上で学校や職場で受けていない方から、65歳以上の方に変更になった。

● 結核の現状

区 分	平成29年	平成30年	令和元年度	令和2年度	令和3年度(暫定値)
登録患者数（人）	71	94	89	78	121
新 患 者 数（人）	19	34	20	28	16
罹 患 率（％）	5.8	9.9	5.9	8.3	5.1
有 病 率（％）	4.9	6.4	3.2	3.6	6.0

※ 罹患率＝年間新登録患者数÷総人口×10万人

結核管理図より

※ 有病率＝年末活動性結核患者数÷総人口×10万人

13 放射線健康管理対策

原子力災害による放射線の影響を踏まえ、将来にわたる市民の健康管理を目的とした以下の取組みを推進します。

(1) 県民健康調査と連携した取組み

県の県民健康調査と連携し、市民の健康保持・増進の取組みを進めます。

(2) 積算線量計の貸し出し【負担割合／県10/10】

市民自らが放射線量を確認できる環境を整備するため、積算線量計を貸し出します。

(3) ゲルマニウム半導体検出器による放射性物質の検査【負担割合／市単独】

井戸水等の飲料水や食品等の安全確保を図るため、ゲルマニウム半導体検出器による放射性物質の検査を実施します。

(4) 内部被ばく検査【負担割合／国10/10】

市民の放射性物質による内部被ばくの実態を把握するとともに、自己の健康管理に役立てていただくため、ホールボディカウンターによる、市民の内部被ばく検査を実施します。

(5) 安定ヨウ素剤の家庭備蓄【負担割合：市単独】

万が一、高い濃度の放射性物質にさらされた場合に備え、「安定ヨウ素剤」を整備しています。

(6) 放射線への理解促進事業【負担割合：県10/10】

量子科学技術研究開発機構と連携し、放射線に関する正しい知識を普及し、放射線への理解を促進することにより、日頃の不安を取り除き、より安心した生活が送れるよう各種事業を実施します。

○ 問い合わせ先 保健所総務課 放射線健康管理センター

● 令和3年度事業実施状況

(1) 積算線量計貸与事業実施状況（平成23年10月から貸出開始）

貸出件数
224件

(2) ゲルマニウム半導体検出器による検査実施状況（平成24年1月から検査開始）

検査種別	検査件数	基準値以下	基準値超過
保育所給食	571	571	0
家庭の食事	0	0	0
加工食品	60	60	0
井戸水等	9	9	0
保育所プール水	3	3	0
計	643	643	0

(3) ホールボディカウンターによる内部被ばく検査実施状況（平成23年11月から検査開始）

検査件数
142件

※ 検査結果は、全員が預託実効線量 1 mSv以下

※ 上記検査人数は、令和3年度分。県実施分含む

(4) 家庭備蓄用安定ヨウ素剤の配布状況（更新分）

配布人数	127, 136人
配布丸剤数	230, 673丸
配布ゼリー剤数	7, 118包

※ 上記配布数は、平成29年度分

14 環境衛生関係

(1) 環境衛生関連施設の監視事業

旅館業、興行場、浴場業、理容業、美容業及びクリーニング業の営業施設について衛生状態等を把握するとともに、施設の適切な維持管理について指導しています。

● 環境衛生関連施設監視の状況

(令和3年度)

区 分		施設数	監視延べ件数	監視率 (%)
旅館業	旅館・ホテル※	212	29	13.7
	簡易宿所	54	1	1.9
	下宿	17	1	5.9
興行場	常設	26	11	42.3
	臨時・仮設	0	0	-
浴場業	普通公衆浴場	1	1	100.0
	その他の公衆浴場	66	9	13.6
理容所		427	74	17.3
美容所		805	128	15.9
クリーニング所	一般	67	0	0
	取次所	95	3	3.2

※ 平成30年6月15日に旅館業法の一部改正が施行され、「ホテル」と「旅館」の営業区分が「旅館・ホテル」に統合されました。

(2) 特定建築物

特定建築物における衛生的な環境の確保などを指導しています。

● 特定建築物監視の状況

(令和3年度)

	総数	左 の 内 訳					
		興行場	店舗	事務所	学校	旅館	その他
施設数	106(25)	7(6)	32(0)	23(7)	9(6)	25(0)	10(6)
監視件数	43(8)	1(1)	3(0)	12(3)	4(3)	22(1)	1(0)

※ () 内は公共施設数で内数

(3) 知事登録業者

建築物の清掃や空気環境の測定などを行う建築物衛生法知事登録業者における適正な業務の確保などを指導しています。

● 知事登録業者監視の状況

(令和3年度)

	総数	左 の 内 訳							
		建築物 清掃業	空気環境 測定業	ダクト 清掃業	飲料水 水質検査業	飲料水貯水 槽清掃業	排水管 清掃業	ねずみ昆虫等 防除業	環境衛生 総合管理業
施設数	78	22	4	1	3	24	3	15	6
監視件数	19	8	1	1	0	3	2	3	1

(4) 遊泳用プール

いわき市遊泳用プール衛生管理指導要綱において、施設基準、維持管理基準等を定め、衛生上の危害の発生を防止するため、施設の適正な維持管理などを指導しています。

● 遊泳用プール監視の状況

(令和3年度)

	総 数	左 の 内 訳	
		市 営	民 営
施 設 数	26	5	21
監視件数	26	5	21

(5) レジオネラ属菌検査

レジオネラ症の発生を予防するため、冷却塔水及び浴槽水のレジオネラ属菌などの検査を行い、施設の適正な維持管理などを指導しています。

● レジオネラ属菌検査の状況

(令和3年度)

区 分	左の内訳	検査施設数	検査検体数	不適合検体数
冷 却 塔 水	特定建築物	5	10	1
浴 槽 水	旅 館	23	40	14
	公 衆 浴 場	4	11	2
合 計		32	61	17

(6) 家庭用品安全対策

家庭用品に含まれる有害物質による健康被害を防止するため、試買検査を実施しています。

● 家庭用品試買検査の状況

(令和3年度)

検査項目		ホルムアルデヒド		塩化水素 又は硫酸	水酸化カリウム 又は 水酸化ナトリウム	漏水試験	落下試験
		生後24ヶ月以内の乳幼児用	左以外				
区 分	検 査 項 目						
織 維 製 品		10	2	－	－	－	－
家 庭 用 化学製品	接着剤	－	2	－	－	－	－
	洗浄剤	－	－	1	5	6	6
試験検査件数合計		10	3	1	5	6	6
購入店舗数合計		2	3	1	1	1	1
基準違反件数合計		0	0	0	0	0	0

（７）ねずみ・昆虫等に関する相談等

ねずみ・昆虫等の衛生害虫の相談を受け、同定や駆除方法、再発防止対策などを助言しています。
また、行政区などで行う自主的な衛生害虫の駆除作業に使用するための機材の貸出しを行っています。
(薬剤等の配布は行っていません)

なお、ハチ（特にスズメバチ）の駆除は非常に危険なため、市民の皆様からハチの巣の駆除に関する問合せがあった場合には、専門の駆除業者への依頼を薦めています。

● ねずみ・昆虫等に関する相談件数

(令和３年度)

アタマジラミ	蚊	ゴキブリ	ダニ	ネズミ	ハチ	ムカデ	その他	合計
0	1	0	1	3	241	0	12	258

（８）専用水道及び給水施設

専用水道及び給水施設の水質検査などを行い、施設の適正な維持管理を指導しています。

● 専用水道及び給水施設に係る水質検査の状況

(令和３年度)

区 分	基本項目※	クリプトスポリジウム等	全項目（52項目）
専用水道	5	2	1
給水施設	9	4	7

※基本項目：一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、塩化物イオン、TOC、pH、味、臭気、色度、濁度、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、従属栄養細菌

15 食品衛生関係

(1) 食品関係施設の監視事業

食品関係施設への立ち入り検査を実施し、施設及び製造・調理工程における衛生管理状況等について監視指導を実施しています。

● 食品衛生関係施設監視の状況

食品衛生法改正により令和3年6月1日から、許可業種が見直されたほか、要届出業種が創設されました。

【旧食品衛生法許可施設】

(令和3年度)

業 種	施設数	監視件数	業 種	施設数	監視件数
飲食店営業	3,121	150	食肉製品製造業	2	1
菓子製造業（パンを含む。）	371	30	乳酸菌飲料製造業	0	0
乳処理業	0	0	食用油脂製造業	4	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	マーガリン又はショートニング製造業	0	0
乳製品製造業	2	0	みそ製造業	12	0
集乳業	0	0	しょうゆ製造業	7	0
魚介類販売業	349	26	ソース類製造業	6	2
魚介類競り売り営業	7	2	酒類製造業	3	0
魚肉練り製品製造業	17	7	豆腐製造業	10	0
食品の冷凍または冷蔵業	18	0	納豆製造業	2	1
かん詰またはびん詰食品製造業（上記及び下記以外）	21	2	麺類製造業	23	7
			そうざい製造業	142	16
喫茶店営業	433	13	添加物製造業	12	0
あん類製造業	2	2	食品の放射線照射業	0	0
アイスクリーム類製造業	7	2	清涼飲料水製造業	6	2
食肉処理業	24	1	氷雪製造業	5	0
食肉販売業	256	15	計	4,862	279

【改正食品衛生法許可施設】

業 種	施設数	監視件数	業 種	施設数	監視件数
飲食店営業	533	536	氷雪製造業	0	0
調理の機能を有する自動販売機	2	2	液卵製造業	1	1
食肉販売業	15	15	食用油脂製造業	2	2
魚介類販売業	13	15	みそ又はしょうゆ製造業	2	2
魚介類競り売り営業	2	2	酒類製造業	1	1
集乳業	0	0	豆腐製造業	0	0
乳処理業	1	1	納豆製造業	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	麺類製造業	4	6
食肉処理業	1	1	そうざい製造業	23	23
食品の放射線照射業	0	0	複合型そうざい製造業	0	0

業 種	施設数	監視件数	業 種	施設数	監視件数
菓子製造業	47	52	冷凍食品製造業	1	1
アイスクリーム類製造業	2	2	複合型冷凍食品製造業	0	0
乳製品製造業	1	1	漬物製造業	7	7
清涼飲料水製造業	1	1	密封包装食品製造業	3	3
食肉製品製造業	1	1	食品の小分け業	4	4
水産製品製造業	17	21	添加物製造業	1	1
			計	685	701

【改正食品衛生法 届出を要する食品関係営業施設】

	業 種	施設数	監視件数		業 種	施設数	監視件数
旧許可業種 であった 営 業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	167	2	製 造 ・ 加 工 業	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	8	0
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	184	2		農産保存食料品製造・加工業	1	0
	乳類販売業	469	6		調味料製造・加工業	3	0
	氷雪販売業	3	0		糖類製造・加工業	0	0
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	41	0		精穀・製粉業	19	0
販 売 業	弁当販売業	0	0		製茶業	0	0
	野菜果物販売業	13	3		海藻製造・加工業	1	0
	米穀類販売業	13	0		卵選別包装業	2	0
	通信販売・訪問販売による販売業	6	0		その他の食料品製造・加工業	135	0
	コンビニエンスストア	74	0		行商	1	0
	百貨店、総合スーパー	47	4		集団給食施設	155	8
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	122	0		器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	5	0
	その他の食料・飲料販売業	221	6		露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	18	1
製 造 ・ 加 工 業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	1	0	上記以外のもの（改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む）	その他	6	0
	いわゆる健康食品の製造・加工業	1	0		計	1,716	32

（２）食品等の収去等検査

市内で製造または流通している食品等について、食中毒菌等の微生物検査と添加物等の理化学検査を実施しています。また、福島第一原子力発電所事故への対応として、市内で製造、加工または流通している食品等について、放射性物質検査を実施しています。

● 微生物検査及び理化学検査実施状況

(令和3年度)

食品分類	魚介類及びその加工品	肉卵類及びその加工品	乳及び乳製品	アイスクリーム類、氷雪	穀類及びその加工品	菓子類	野菜類・果物及びその加工品	清涼飲料水	酒清飲料	水	缶詰・瓶詰食品	その他の食品	器具及び容器包装	計
検体数	18	8	0	6	10	12	4	0	0	1	0	65	0	124
違反数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

● 放射性物質検査実施状況

(令和3年度)

検体数	検 査 結 果			
60		不検出	基準値以下	基準値超過
	件 数	60	0	0
	検出値			
	検体名			

(3) 食品に係る苦情処理の状況

消費者等からの苦情に基づき、原因究明のため食品取扱施設等の調査を実施しています。また、原因が当該施設にある場合は、速やかな改善のための指導を実施しています。

(令和3年度)

苦情内容	件 数
有症苦情	11
異物混入	14
異味異臭	3
腐敗・変敗	2
施設・設備	6
食品取扱	11
表示不良	2
その他	8
計	57

(4) 衛生教育の実施状況

営業者、給食関係者及び消費者からの依頼等により、衛生教育を実施しています。

(令和3年度)

	営業者	食品衛生責任者 養成講習会	合 計
回 数	5	6	11
人 数	88	398	486

(5) リスクコミュニケーションの実施

市民の方に、食品衛生に関する知識や食品に対する関心を高めてもらうとともに、消費者、食品等事業者、行政の相互理解を深めることを目的に、食の子ども探検隊（一日食品衛生監視員体験）及び食の安全フォーラムを実施しています。

● 食の子ども探検隊（一日食品衛生監視員体験）

新型コロナウイルス感染症の影響により中止

● 食の安全フォーラム

新型コロナウイルス感染症の影響により中止

※ 令和2年度は、上記2事業を中止し、市内の学童保育施設を対象に、手洗い体験教室を開催しました。

・実施施設数：9施設

・参加者数：251名

16 狂犬病予防・動物愛護事業

(1) 狂犬病予防事業

狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射については、市民の利便性を考慮し、保健所及び支所の担当課（係）において各地区に会場を設定し、実施しています。

また、市民の利便性の向上を図るため、犬の登録等の手続きが動物病院でも実施できるようになっています。

○ 問い合わせ先 保健所生活衛生課 動物愛護係

● 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施状況

(単位 頭)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
犬の登録	1,236	1,275	1,304	1,302	1,251
狂犬病予防注射	12,983	13,116	13,098	12,216	12,781

※ 令和3年度末現在 犬の実登録頭数 18,060頭

(2) 飼い犬のしつけ方教室

犬のしつけ方について関心を持つ市民に対し、犬の本能や習性に基づいたしつけ方法を学ぶ機会を設け、その理解を深めることにより、参加者を軸に犬の正しい飼い方が地域に広まることを目指し、飼い犬のしつけ方教室を実施しています。

また、保健のしおり、広報いわき、隣組回覧などの広報紙誌や市ホームページを活用し、犬の正しい飼い方について周知徹底を図っています。

○ 実施回数 年5回程度

○ 募集方法 広報いわきや市ホームページで適宜募集

● 飼い犬のしつけ方教室の参加状況

(単位 人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
学 科	49	69	70	23	12
実 技	47	59	59	21	0

(3) 犬・猫の譲渡事業

保健所に収容された犬及び猫に生存の機会を与え、適正飼養を促進するとともに、殺処分数減少を目指すため、譲渡適性の認められる犬及び猫の譲渡事業を実施しています。

申込みは随時受け付けており、事前審査の後に希望者へ面会の案内をしています。

○ 申 込 先 保健所生活衛生課 動物愛護係

● 犬・猫の譲渡状況

(単位 頭)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
犬	66	32	35	40	29
猫	35	46	28	37	41

(4) 飼い犬・飼い猫の不妊去勢手術費一部助成事業

飼い犬及び飼い猫がみだりに繁殖し、適正な飼養を受けることなく不当に遺棄されることによる市民の生命、身体及び財産並びに環境に対する侵害を防止し、動物愛護精神を醸成することを目的に、飼い犬及び飼い猫の不妊去勢手術を受けた飼い主に対し、その手術に要した費用の一部を助成しています。

- 対象となる犬・猫 助成を受けようとする年度内に、いわき市内の動物病院で手術を受けた飼い犬・飼い猫
ただし、先着順となり、予算額に達し次第終了となります。
- 申請者の要件
 - ・いわき市の住民基本台帳に記載されている者
 - ・市税を滞納していない者
 - ・犬の場合は、狂犬病予防法に基づく所有者
- 必要となる書類
 - ・助成金申請書（兼請求書）
 - ・不妊去勢手術実施証明書
 - ・市税完納証明書
 - ・申請者名義の預金通帳の写し
- 助 成 額 雄 3,000円、雌 4,000円
- 申 請 先 保健所生活衛生課 動物愛護係

● 助成金の交付状況

(単位 頭)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
雄 犬	53	79	79	68	55
雌 犬	57	90	83	68	55
雄 猫	197	195	210	177	139
雌 猫	321	269	265	313	197
合 計	628	633	637	626	446

（５）所有者のいない猫の不妊去勢手術費一部助成事業

所有者のいない猫がみだりに繁殖することによって生じる猫のふん尿や騒音等による被害から、市民の財産及び環境を守り、動物愛護精神を醸成することを目的に、所有者のいない猫へ不妊去勢手術を行った団体に対し、その手術に要した費用の一部を助成しています。

- **対象となる猫** 助成を受けようとする年度内に、いわき市内の動物病院で手術を受けた所有者のいない猫
ただし、先着順となり、予算額に達し次第終了となります。
- **申請者の要件** ・事前に市の登録を受けた３名以上の団体（グループ）
- **必要となる書類** ・グループ登録申請書及び添付書類
 ・グループ登録後、助成金申請に必要な所定の書類
- **助 成 額** 雄 ３,０００円、雌 ４,０００円（いずれも上限額）
- **申 請 先** 保健所生活衛生課 動物愛護係

● 助成金の交付状況

（単位 頭）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
雄 猫	94	100	129	138	217
雌 猫	180	185	256	249	315
合 計	274	285	385	387	532

17 精神保健事業

(1) 精神保健福祉の普及及び推進事業

心の健康に関心を持ち、精神的健康の保持増進ができるよう心の健康づくりに関する知識の普及・啓発を目的としています。

① 市民精神保健福祉講座

○ **事業内容** 精神障がい者やひきこもり等の理解や精神疾患の予防、精神的健康の保持増進を図り、地域における精神保健の向上を目的として講座を開設しています。

○ **対象者** 市民

○ **回数** 年1回

② 精神障がい者等サポーター養成講座

○ **事業内容** 精神障がいやひきこもり等についての正しい理解を深め、当事者の社会参加や地域での支援を考える機会となるための研修会を開催していきます。

○ **対象者** 市民

○ **回数** 年1回程度

③ 精神保健関係職員研修の開催

○ **事業内容** 精神保健に係る職員の資質の向上と精神保健福祉事業の円滑な推進を図るため、優先的に取り組むべき課題解決に必要な知識や技術を身につけることを目的に開催しています。

④ 精神障がい者家族教室の開催

○ **事業内容** 精神障がい者の家族が抱えている問題の改善に向けて、学習会や交流を通しながら、家族の精神的健康の保持及び家族本来の機能の回復・強化を目的に支援をしています。

⑤ その他健康教育の実施

○ **事業内容** 精神的な病気の予防と精神的健康の保持増進を目的として行っています。

○ **実績** 令和3年度（10回、432人）

○ **問い合わせ先** 保健所地域保健課精神保健係

(2) 精神保健福祉相談及び訪問指導

精神疾患や精神的な不健康状態にある方又はその家族に対して、相談や訪問指導を通し個々人の精神的健康の保持・増進を図ることを目的に実施しています。

① 相談事業

定期的に開催するほか、随時相談（来所・電話）に応じながら、不安の軽減を図るとともに精神保健福祉に関する適切な支援をしています。

○ 定期相談 「心の健康相談事業」

- **事業内容** 精神科医師もしくは心理士による相談を行っています。（予約制）
- **回数** 月3回
- **場所** いわき市総合保健福祉センター、泉公民館
- **申込み方法** 保健所 地域保健課 精神保健係（電話番号 27-8557）へお電話下さい。
- **費用** 無料

○ 随時相談 「心の相談室 with 〜ウィズ〜」

● 相談事業

（単位 件）

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
定期相談（延）	57	81	89	60	63
来所相談（延）	927	1,039	1,422	1,178	1,239
電話相談（延）	2,093	1,589	2,498	3,475	2,818

② 訪問指導事業

精神障がい者の方や精神的な問題を抱えるなどで、訪問指導が必要と認められる方に対し、本人の状況、家族環境、社会環境などの実情に応じながら、相談指導を行っています。

● 訪問指導事業

（単位 件）

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
訪問件数（延）	991	824	1,152	1,042	794

③ 心神喪失者等医療観察法に基づく相談支援事業

心神喪失等（精神障害のため善悪の判断がつかないなど、通常の刑事責任が問えない状態のうち、全く責任を問えない場合を心神喪失、限定的な責任を問える場合を心神耗弱と言います。）で重大な他害行為《殺人、放火、強盗、強制わいせつ（これらの未遂も含む。）、傷害》を行ったものに対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び支援を行うことにより、病状の改善及び同様の行為の再発防止・社会復帰を促進しています。

（３）精神障がい者保健福祉関連組織の育成

患者会・家族会等の自助グループやボランティア団体などの諸活動に対して、助言・援助又は指導を行い、育成支援をしています。

- ① 当事者会育成事業（精神障害者当事者の会 ブルースカイいわき ときの風 ナギの会）
- ② 家族会育成事業（地域家族会 ふれあいの会）
- ③ ボランティア組織育成事業

（４）ひきこもり対策事業

社会的ひきこもりの問題を抱えた本人及び家族等を対象とした事業を実施しています。

① ひだまりの会（ひきこもりの本人の家族のためのグループワーク）

- **事業内容** ひきこもりに関する知識・情報提供を通し、家族の焦りや自責感・不安等を和らげると共に、ひきこもり本人への適切な働きかけを身に付け、家族が意欲を持ち続ける事を支援するために開催しています。
- **場 所** いわき市総合保健福祉センター
- **開催日時** 月１日（１日に２回実施） 10：00～11：00、13：30～14：30
- **対 象 者** 「ひきこもり」状態にある方のご家族
- **費 用** 無料

② ひきこもり及び発達障がい専門相談

- **事業内容** ひきこもりや発達障がいに関する悩みについて本人及び家族の不安の軽減を目的に心理士が個別相談を実施します。
- **場 所** いわき市総合保健福祉センター
- **開催日時** 年６回
- **対 象 者** ひきこもり及び発達障がいによる悩みを抱える本人・家族・関係者等
- **費 用** 無料

③ アウトリーチ事業

- **事業内容** ひきこもりに関する悩みを抱えている本人及び家族を対象に訪問支援を行い、社会的孤立感の軽減を図るとともに、自立に向けた助言指導等を行います。
- **開催日時** 月２回
- **対 象 者** ひきこもりに関する悩みを抱える本人及び家族
- **費 用** 無料

④ 当事者会

- **事業内容** ひきこもりの本人へ安心できる居場所を提供し孤立感の低下を図るとともに、ひきこもりの長期化を予防する為、自身の障がいや特性に合った社会参加を促すことを目的に実施しています。
- **開催日時** 月１回
- **対 象 者** ひきこもりに関する悩みを抱える本人
- **費 用** 無料

⑤ ひきこもり個別支援（随時相談、電話、訪問等で実施しています。）

- **事業内容** 随時、来所・電話相談や訪問指導等を実施しています。

⑥ 各種団体に対する出前講座等により普及啓発活動

テーマ「ひきこもりについて知りましょう」

(5) 精神保健家族教室 アルコール家族教室「カモミールの会」

- **事業内容** アルコール関連の問題を抱えている当事者の家族に対してCRAFT（コミュニティ強化法と家族トレーニング）を基本とした学習と、他家族との交流を図ることを目的に開催しています。
- **場 所** いわき市総合保健福祉センター
- **開催日時** 月1回
- **対 象 者** アルコール関連問題を抱える当事者の家族
- **費 用** 無料

(6) 自殺予防対策事業

自殺予防のための健康教育や普及活動を実施しています。

- ① 精神科医師・心理士・保健師等による相談事業
- ② ゲートキーパー養成講座の開催、ゲートキーパーリーダー養成
 - **事業内容** 市民等の相談を受ける中で自殺危機にある市民に出会う機会のある者が、自殺予防や心の健康についての知識と技術を習得し、心理状況に配慮した対応ができることを目的に実施しています。
 - **対 象 者** 庁内職員、教職員等
- ③ 各種団体に対する出前講座等による普及啓発活動
 - テーマ ●「ストレスと上手につきあうために」
 - 「人とお酒のいい関係」
 - 「正しく知ろうお酒のこと」
 - 「こころのサポーター（ゲートキーパー）講座」
- ④ 市民・企業等への普及啓発事業
 - いわき市自殺対策ミニ講話
- ⑤ 自殺予防週間関連事業
 - **事業内容** 市民に自殺予防や心のケア、精神疾患についての正しい知識・相談窓口の情報を提供することで、偏見をなくしていくとともに、自殺を考えている人の存在に気づき、専門家につなぎ、見守っていくという理解の促進を図るため実施しています。
 - **関連事業** ●「自殺予防デー街頭キャンペーン」（9月10日の「世界自殺予防デー」に合わせて実施）
●啓発コーナーの設置、広報活動
 - **開催日時** 9月（世界自殺予防デー：9月10日・自殺予防週間：9月10日～9月16日）、3月（自殺対策強化月間）
- ⑥ いわき市保健医療審議会自殺対策部会
 - **事業内容** 自殺対策関連施策の総合的かつ効果的な展開を図ることを目的として検討、協議を行います。
- ⑦ 自殺対策庁内連絡会議
 - **事業内容** 自殺対策基本法の基本理念に則り、自殺の健康要因と社会的要因に関わる庁内関係部署相互の緊密な連携と協力のもと自殺予防対策の推進を図るため、開催しています。
- ⑧ 自殺予防講演会の開催
 - **事業内容** 自殺予防に有効とされるメンタルヘルスに関する早期の問題認識と援助希求的態度の育成を目的に実施しています。
 - **対 象 者** 若年層・中高年世代
 - **実施回数** 各年1回

(7) 精神障害者保健福祉手帳制度

- **事業内容** 精神障がいを持つ方が一定の障がいにあることを証明する手帳が精神障害者保健福祉手帳です。この手帳を持っていることにより様々な支援が受けられますので精神障がいを持つ方が自立して生活し、社会に参加するための手助けになります。
- **対象者** 精神障がいのため、日常生活又は社会生活に規制のある方
- **有効期限** 手帳交付日から2年間。有効期限の切れる3か月前から更新申請ができます。
- **申請先** 各保健福祉センター健康係が申請及び交付窓口となっています。
- **必要なもの** 申請書、所定の診断書（初診日から6か月以上経過した時点のもの）又は精神障がいによる障害年金証書か特別障害給付金資格者証等の写し及び同意書、顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）、個人番号（マイナンバー）確認書類

● 所持者数

（単位 件）

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
所持者数	2,290	2,372	2,467	2,440	2,578

(8) 自立支援医療（精神通院医療）制度

- **事業内容** 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療）制度により、福島県では、精神障がいの治療上必要と認められる医療で通院している方の医療費の負担軽減を図っています。
この制度を利用することにより、通院時の医療費の自己負担が1割になります。
※入院医療費は対象になりません。
- **対象者** 何らかの精神疾患（てんかんを含みます）により、通院による治療を続ける必要がある程度の状態の方。
- **有効期限** 受給者証交付日から1年間。有効期限の切れる3か月前から更新申請ができます。
※更新申請での診断書の提出は2年に1回です。
- **申請先** 各保健福祉センター健康係が申請及び交付窓口となっています。
- **必要なもの** 申請書、自立支援医療（精神通院医療）用診断書、健康保険証、所得確認書類、個人番号（マイナンバー）確認書類

● 所持者数

（単位 件）

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
所持者数	3,782	3,986	4,032	4,057	4,205

18 難病対策事業

指定難病の患者などの治療上の不安解消を図るとともに、適切な在宅療養支援ができるよう、地域の関係機関との連携の下に各事業を実施しています。

(指定難病医療費支給認定)

- **事業内容** 重症で希少な指定難病の研究を推進するため、その治療に係る医療費の自己負担の一部を公費で負担しています。
福島県特定医療費支給認定実施要綱 平成27年4月1日施行。平成27年1月1日適用。
※平成27年1月1日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に変わりました。
- **対象者** 福島県内に住所を有し、指定難病に罹患し医療を受けている方のうち、認定基準を満たす人。ただし、他の法令の規定により国、又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる方は除きます。
- **申請先** 保健所地域保健課保健指導係
- **必要書類** 申請書、臨床調査個人票（疾患別の様式）、世帯全員の住民票、医療保険証の写し、同意書、所得確認書類

● 事業実施状況

① 年度別指定難病医療費受給者証所持件数 (単位 件)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象疾患数	330	331	333	333	338
所持者数	2,166	2,086	2,234	2,406	2,615

② 令和3年度医療相談事業実績

月 日	相談対象延人数	相談対象者の疾患名	場 所
R3.12.11	8	・神経線維腫症 ・脊髄小脳変性症 ・後縦靭帯骨化症 ・クローン病 ・線維筋痛症	いわき産業創造館

③ 令和3年度相談事業実績（延） (単位 件)

来 所 相 談	2,251 件
電 話 相 談	1,204 件
家庭訪問による相談	4 件

④ 難病研修会

保健、医療、福祉関係職員が、難病及び難病患者に対する理解を深め、多様なニーズに対応し効果的なサービスの提供が行われるよう、地域の支援体制の整備を図っています。

令和3年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未開催

19 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律及び関係法令等に基づく事業

- **事業内容** 原子爆弾被爆者に対する保健・医療および福祉に渡る総合的な援護対策を行っています。
(被爆者健康手帳の交付、被爆者に対する医療費の負担軽減、健康診断の実施、各種手当の支給など)
平成7年7月1日施行。
- **対象者** (一) 原子爆弾が投下された際に被爆者援護法で定められた地域で直接被爆した人と、その当時胎児であった人。
(二) 原子爆弾が投下されてから2週間以内に被爆者援護法で定める地域に入った人と、その当時胎児であった人。
(三) その他多数の死体処理、被爆者の援護など、身体に放射能の影響を受けるような事情の下にあった人と、その当時胎児であった人。
(四) 上記以外の方でも、事業によっては対象となる場合があります。
- **申請先** 保健所地域保健課保健指導係 (県に直接申請するものもあります。)
- **必要書類** 申請書他 (申請書以外の書類については、お問い合わせください。)

20 口腔・栄養ケア推進事業

栄養とお口の相談

- **事業内容** 栄養士や歯科衛生士が食形態や栄養バランス、お口の健康や歯みがきの方法などについて、ご相談をお受けします。
- **方法** ①電話相談 ②来所相談 ③家庭訪問のいずれか
なお、②、③をご希望の方はお問い合わせください。
- **対象者** 食事や栄養、歯や口についてお悩みの方やその家族の方。
- **料金** 無料
- **申込先** 保健所地域保健課保健指導係

21 歯とお口の健康相談 (地域歯科保健推進事業)

- **事業内容** 歯科衛生士による口腔清掃に関する助言(歯みがきの実技・むし菌菌量チェック)等。(予約制)
- **対象者** 概ね20歳～64歳の方
- **場所** 総合保健福祉センター 1階口腔保健室
- **費用** 無料
- **申込先** 保健所地域保健課保健指導係

22 いわき市健康推進員

市が実施する保健事業への協力や食を通じた自主的な健康づくり活動を実践し、地域住民の健康づくりの担い手となるボランティアとして活動しています。

- **活動内容**
健康づくりのための栄養・運動・休養の実践及び普及活動
保健事業(健康診査、健康相談、健康教室等)への協力・参加とPR
資質向上のための研修
- **構成**
活動趣旨に賛同する市民をもって構成しています。
研修課程(20時間)を修了した会員には、修了証書が交付されます。
- **推進員数**
116名(令和4年5月6日現在)で、主に6地区に分かれて活動しています。

23 歯ピカリ教室（地域歯科保健推進事業）

- **事業内容** 歯と口腔の健康を保つことは、自分の歯で食べることを可能にするだけでなく、食事や会話を楽しむなど豊かな人生を送るための基礎となるものです。そこで、乳幼児期からの生涯を通じたお口の健康を推進するため、むし歯予防教室を実施しています。
- **対象者** 10か月から11か月の児と保護者（予約制）
- **費用** 無料
- **申込先** 保健所地域保健課保健指導係

24 幼児むし歯予防対策事業

- **事業内容** 母子保健法に基づく、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査における歯科健診にあわせて、むし歯予防のためのフッ化物歯面塗布及びブラッシング・生活指導を実施し、むし歯の予防及び保護者の意識啓発を図る。
- **対象者** 1歳6か月児及び3歳児健康診査の受診者でフッ化物歯面塗布を希望する方
- **費用** 無料

25 フッ化物洗口事業

私立の就学前施設（保育所・幼稚園・認定こども園）の4歳以上の幼児及び私立の小学校の児童を対象に集団でフッ化物洗口液でうがいを行うことで、むし歯の予防を図り、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを進めます。

26 いわき市食育推進事業

「第3次いわき市食育推進計画」に基づき、同計画の定期的な評価や意見・情報交換等を行う検討組織を庁内外に設置するなど、多様な市民の参画を得ながら、食育に関する普及啓発活動や食に関わるイベント等、本市の地域特性を生かした食育を総合的かつ効果的に推進しています。

- ・ 計画の期間 平成31年度～令和5年度

27 たばこ対策事業

たばこは、肺がんをはじめ多くの疾患の危険因子であることから、望まない受動喫煙の防止を図るため、平成30年7月の健康増進法の一部改正に基づき、市内の事業者等に対する受動喫煙対策の周知及び違反者に対する指導等を行います。また、市民の健康増進を図るため、喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及啓発等、たばこ対策を推進します。

① 受動喫煙対策に関すること

- **事業内容** 健康増進法の内容の周知及び相談、施設の管理権原者等に対する指導・説明を行う。

② 空気のきれいな施設・車両認証制度

- **事業内容** 受動喫煙を防ぐことを目的に禁煙に取り組んでいる施設や車両（タクシー・バス等）を認証し、認定証・ステッカーの送付及び市のホームページへ掲載する。

③ 「世界禁煙デー」・「禁煙週間」関連事業

- **事業内容** 5月31日から6月6日までの「世界禁煙デー」・「禁煙週間」に合わせて、受動喫煙防止や禁煙支援に関する啓発コーナーの設置等、各種広報活動を行う。

④ 禁煙教育

- **事業内容** こども又は成人を対象に、市役所出前講座又は講師派遣を行う。

⑤ 禁煙に関する相談

- **事業内容** 禁煙を希望する方に、禁煙外来ネットワークを活用した支援等を行う。
- **問合せ先** 保健所地域保健課保健指導係

28 試験検査事業

(1) 試験検査事業

市内で製造または流通している食品の安全性の確保や給水施設等の衛生状態の確認等を目的として、細菌・ウイルス等の検査を行う微生物検査、化学物質の分析を行う理化学検査を実施しています。また、市民からの依頼を受け、飲料水等の検査（有料）も実施しています。

● 食品衛生関係の検査実施状況

(令和3年度)

種 別	検査項目	検体数
魚介類及びその加工品、肉類及びその加工品、乳及び乳製品、アイスクリーム類・氷雪、穀類及びその加工品、菓子類、野菜類・果物及びその加工品、清涼飲料水、酒精飲料、水、その他の食品、器具及び容器包装	(微生物検査) 細菌数、大腸菌、黄色ブドウ球菌、サルモネラ、腸管出血性大腸菌、腸炎ビブリオ、ノロウイルス等	120
	(理化学検査) 保存料、甘味料、品質保持剤、漂白剤、発色剤、着色料、残留農薬、成分規格等	30
計		150

● 環境衛生関係の検査実施状況

(令和3年度)

種 別	検査項目	検体数
飲 料 水	クリプトスポリジウム原虫等	22
浴 槽 水	濁度、有機物、大腸菌群数、レジオネラ属菌等	63
家 庭 用 品 等	ホルムアルデヒド等	32
計		117

● 食中毒等の検査実施状況

(令和3年度)

種 別	検査項目	検体数
食 品・患 者 便 等	黄色ブドウ球菌、サルモネラ、腸管出血性大腸菌、腸炎ビブリオ、ノロウイルス等	15

● 感染症等の検査実施状況

(令和3年度)

種 別	検査項目	検体数
患 者 便 等	腸管出血性大腸菌、ノロウイルス等	82
血 液	H I V (エイズ)	23
	梅毒	22
そ の 他	新型コロナウイルス	125
計		252

● 市民や事業者からの依頼検査実施状況

(令和3年度)

種 別	検査項目	検体数
飲 料 水	一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度等	262
食 品	細菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌等	6
便	赤痢菌、チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ、腸管出血性大腸菌	784
浴 槽 水、プ ー ル 水	濁度、有機物、大腸菌群数、レジオネラ属菌等	37
用 排 水、海 水	大腸菌群数等	16
そ の 他	ホルムアルデヒド等	0
計		1,105

(2) 食品等放射性物質検査事業

市内の保育所給食や井戸水等について、放射性物質検査を実施しています。

● 放射性物質検査実施状況

(令和3年度)

種 別	検査項目	検体数
保 育 所 給 食	ヨウ素131、セシウム134、セシウム137	571
加 工 食 品		60
井 戸 水 等		9
保 育 所 プ ー ル 水		3
計		643

資 料 編

社会福祉施設等一覧

(令和4年4月1日現在)

施設の種類		総 数		左の内訳				掲 載 ページ	
		施設数	定 員	公 立		民間立			
				施設数	定 員	施設数	定 員		
生活保護	救護施設	1	80	—	—	1	80	250	
	授産施設	1	60	1	60	—	—	250	
高 齢 者	養護老人ホーム	2	180	2	180	—	—	250	
	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	16	1,315	—	—	16	1,315	250	
	地域密着型特別養護老人ホーム	11	310	—	—	11	310	252	
	老人保健施設（介護老人保健施設）	12	1,189	—	—	12	1,189	252	
	介護医療院	6	138	—	—	5	123	252	
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	6	230	—	—	6	230	254	
	介護付有料老人ホーム	13	853	—	—	13	853	254	
	有料老人ホーム	43	848	—	—	43	848	254	
	短期入所生活介護（ショートステイ（単独型））	5	134	—	—	5	134	258	
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	45	660	—	—	45	660	258	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	2	27	—	—	2	27	260	
	老人福祉センター	4	—	4	—	—	—	260	
	老人憩いの家	1	—	1	—	—	—	260	
	地域包括支援センター	7	—	7	—	—	—	117	
	施設入所支援	6	260	—	—	6	260	262	
	療養介護	2	164	—	—	2	164	262	
	障がい者	短期入所	14	32	—	—	14	32	262
就労継続支援A型		6	110	—	—	6	110	262	
就労継続支援B型（※基準該当含む）		35	677	1	60	34	617	264	
就労移行支援一般型		10	106	—	—	10	106	264	
自立訓練（機能訓練・生活訓練）		4	56	—	—	4	56	266	
生活介護		31	783	1	30	30	753	266	
共同生活援助（グループホーム）		65	364	—	—	65	364	268	
障害者就業・生活支援センター		1	—	—	—	1	—	272	
地域活動支援センター		4	63	—	—	4	63	272	
障害者教養文化体育施設		1	—	1	—	—	—	272	
児 童		助産施設	1	8	1	8	—	—	272
		児童養護施設	1	40	—	—	1	40	272
	医療型障害児入所施設	1	60	—	—	1	60	272	
	療養介護	2	164	—	—	2	164	272	
	障害児通所支援施設（児童発達支援）	37	400	—	—	37	400	274	
	障害児通所支援施設（放課後等デイサービス）	56	580	—	—	56	580	276	
	障害児通所支援施設（保育所等訪問支援）	4	—	—	—	4	—	278	
	児童発達支援センター	3	60	—	—	3	60	278	
	保育所（園）	57	4,924	33	2,084	24	2,840	278	
	認定こども園（幼保連携型）	14	2,217	—	—	14	2,217	280	
	認定こども園（幼稚園型）	3	554	—	—	3	554	280	
	認定こども園（保育所型）	1	150	—	—	1	150	280	
	地域型保育事業	16	316	—	—	16	316	282	
	へき地保育所	2	60	2	60	—	—	282	
	福祉館	1	—	1	—	—	—	282	
	児童厚生施設（児童館）	2	—	2	—	—	—	282	
	放課後児童クラブ	78	—	54	—	24	—	194	
	こども元気センター	1	—	1	—	—	—	282	
	地域子育て支援拠点施設	5	—	3	—	2	—	282	
そ の 他	社会福祉センター	1	—	—	—	1	—	282	
	合 計	640	18,172	115	2,482	524	15,675		

※幼稚園については学校教育法に基づく施設のため別掲とし、P294を参照。

※幼稚園型認定こども園については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（「認定こども園法」）に含まれるため、社会福祉施設等を含めている。

社会福祉施設等名簿

(令和4年4月1日現在)

1 生活保護のための施設

(1) 救護施設(民間立1箇所 定員80名)

身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生

施設名	所在地	電話番号	FAX
やしおみ荘	〒972-0161 いわき市遠野町上遠野字堀切27番地	89-3333	89-3334

(2) 授産施設(公立1箇所 定員60名)

身体上又は精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は

施設名	所在地	電話番号	FAX
内郷授産場	〒973-8403 いわき市内郷綴町大木下18番地	26-2485	26-2485

2 高齢者のための施設

(1) 養護老人ホーム(公立2箇所 定員180名)

65歳以上であって、身体上・精神上又は環境上の理由と経済的な理由から家庭で養護を受けることが

施設名	所在地	電話番号	FAX
徳風園	〒970-0221 いわき市平下高久字中谷地58番地の1	98-2100	98-2200
千寿荘	〒974-8201 いわき市江畑町塙34番地の2	63-4460	63-4469

(2) 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)(民間立16箇所 定員1,315名)

65歳以上であって、身体上又は精神上著しい障害があるため、常時介護を必要とし、かつ、居宅にお

施設名	所在地	電話番号	FAX
幸寿苑	〒970-8001 いわき市平上平窪字原田13番地の1	22-8100	22-8110
ひまわり荘	〒970-8011 いわき市平上片寄字上ノ内193番地	34-1711	34-1713
はなまる共和国	〒970-8034 いわき市平上荒川字林作207番地の5	46-1870	46-2870
望洋荘	〒970-0224 いわき市平豊間字合磯39番地	55-7373	55-7255
亀齢荘	〒970-0106 いわき市平山崎字熊ノ宮30番地	34-7080	34-7077
サニーポート小名浜	〒971-8101 いわき市小名浜字神成塚133番地の1	92-3321	92-3338
かしま荘	〒971-8143 いわき市鹿島町下蔵持字中沢目24番地	58-8271	58-8272
パラISOごしき	〒971-8144 いわき市鹿島町久保字仲田10番地の1	58-1888	58-0588
寿限無	〒971-8181 いわき市泉町本谷字大田23番地の1	76-0808	76-0810
せいざん荘	〒974-8261 いわき市植田町堂ノ作49番地の12	63-0033	63-3103
ハートフルなこそ	〒979-0143 いわき市勿来町白米長澤8番地	65-2100	65-2139
いわさき荘	〒972-8322 いわき市常磐上湯長谷町上ノ台88番地の1	44-5660	44-1307
聖徳荘	〒973-8407 いわき市内郷宮町金坂184番地の3	45-2830	45-2831
楽寿荘	〒979-0202 いわき市四倉町上仁井田字横川67番地	32-6381	32-6382
高砂荘	〒972-0161 いわき市遠野町上遠野字沢繫16番地の17	89-3288	89-3337
翠祥園	〒979-0331 いわき市久之浜町末続字深谷33番地の1	82-2877	82-3477

活扶助を行う。

設置／経営主体	定員	職員数		面積（㎡）		認可年月日	
		専任	兼任	建物	敷地	法人	施設
（社福）誠心会	80	27	—	2,219.18	5,836.30	S54.7.2	S55.3.26

技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する。

設置／経営主体	定員	職員数		面積（㎡）		認可年月日	
		専任	兼任	建物	敷地	法人	施設
市	60	8	—	217.15	890.48	—	S37.4.14

困難な高齢者が入所する。

設置／経営主体	定員	職員数		面積（㎡）		認可年月日	
		専任	兼任	建物	敷地	法人	施設
市／（社福）松涛会	100	31	—	4,758.61	15,632.00	—	S27.12
市	80	22	—	2,497.75	13,473.70	—	S36.5.1

いてこれを受けることが困難な高齢者が入所する。

設置／経営主体	定員	ショートステイ 定員	職員数		面積（㎡）		認可年月日	
			専任	兼任	建物	敷地	法人	施設
（社福）柳愛会	80	20	53	1	4,163.75	8,699.50	H3.6.7	H4.3.31
（社福）昌平翼	55	15	33	3	3,396.00	49,743.77	S57.12.6	H8.9.30
（社福）飛鳥	80	20	58	3	4,623.45	9,818.99	H15.7.24	H16.10.1
（社福）りんさく福祉会	85	5	43	1	3,601.60	8,812.91	H14.12.1	H15.12.1
（社福）松涛会	90	10	38	4	2,527.00	3,711.00	S53.3.25	H2.4.1
（社福）容雅会	80	20	41	0	2,079.13	5,050.71	H25.7.31	H27.4.1
（社福）養生会	86	24	49	1	4,986.20	10,059.58	H9.7.29	S57.4.1
（社福）五彩会	80	20	41	3	5,748.15	3,261.48	H17.9.16	H19.1.31
（社福）葵会	80	10	45	3	2,560.88	5,478.36	H22.10.27	H23.12.1
（社福）愛誠会	70	20	39	2	3,548.36	10,056.81	S62.8.1	S63.7.15
（社福）ハートフルなこそ	90	10	61	—	4,197.73	15,132.85	H8.8.19	H9.9.30
（社福）いわき厚生会	80	空床利用	38	9	2,575.46	4,850.95	S53.8.17	S54.8.20
（社福）以和貴会	80	20	48	6	4,848.97	17,306.10	H12.10.4	H13.10.1
（社福）楽寿会	110	20	42	10	3,641.54	11,411.00	S55.8.13	S56.3.17
（社福）仁愛会	84	6	36	4	2,874.32	9,800.00	S61.6.5	S62.3.2
（社福）翠祥会	85	15	44	1	4,349.92	10,000.00	H4.7.31	H5.3.31

(3) 地域密着型特別養護老人ホーム（民間立11箇所 定員310名）

常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な高齢者が入所する定員29人以下

施設名	所在地	電話番号	F A X
はなまるファミリア	〒970-8034 いわき市平上荒川字林作203番地の1	46-1870	46-2870
ひなた	〒970-8035 いわき市明治団地12番地の19	38-3881	38-3882
にじの郷	〒971-8152 いわき市小名浜岡小名字山ノ神27番地の1	73-0266	38-5541
パライソサンクス	〒971-8144 いわき市鹿島町久保字山崎12番地の5	58-0818	58-0828
寿楽	〒971-8181 いわき市泉町本谷字大田7番地の1	88-8010	88-8018
りゅうじん	〒970-0314 いわき市洋向台一丁目39番地の2	84-8631	84-8632
ゆ・の・あ	〒979-0143 いわき市勿来町白米酒井原116番地の1	65-7878	65-7007
せいざん荘西山館	〒974-8241 いわき市山田町西山44番地	62-1421	62-1426
しんせつ館ゆもと	〒972-8321 いわき市常磐湯本町日渡74番地の13	43-6200	43-6211
せんしょう苑	〒973-8402 いわき市内郷御厩町四丁目82番地の1	38-6331	38-6332
サンシャインよしま	〒970-1145 いわき市好間町北好間字外川原33番地の1	36-6006	36-6016

※建物面積については、併設する小規模多機能型居宅介護事業所との共用部分については按分の上算入した。

(4) 老人保健施設（介護老人保健施設）（民間立12箇所 定員1,189名）

疾病、負傷等により寝たきりの状態にある高齢者又はこれに準ずる状態にある高齢者に対し、看護、ことを目的とする施設として、昭和61年12月の老人保健法の改正により制度化され、平成12年度からは

施設名	所在地	電話番号	F A X
シーサイドパインビレッジ	〒970-0103 いわき市平藤間字川前63番地の5	39-3815	39-4067
ヘルスケアホームいわき	〒971-8169 いわき市小名浜南君ヶ塚町16番地の1	54-8266	54-8102
小名浜ときわ苑	〒971-8135 いわき市小名浜金成字町田18番地の1	58-2300	58-8788
いきがい村	〒974-8221 いわき市小浜町東ノ作164番地の2	62-0030	62-8885
ガーデニア	〒974-8232 いわき市錦町落合1番地の1	77-2201	62-3071
佳勝園	〒974-8211 いわき市金山町月見台134番地の1	62-0655	62-0657
サンライフゆもと	〒972-8326 いわき市常磐藤原町大畑13番地の1	43-6116	43-6118
うらら苑	〒972-8315 いわき市常磐長孫町大平80番地	44-2455	44-5433
しろがねの里	〒979-0201 いわき市四倉町字東一丁目54番地	32-7001	32-8523
ヒーリングホーム四倉	〒979-0203 いわき市四倉町下仁井田字南追切23番地	32-8877	32-8991
二ツ箭荘	〒979-3124 いわき市小川町上小川字大坂68番地の1	83-2428	83-2472
四季庵	〒970-1152 いわき市好間町中好間字六反歩1番地の46	26-8900	26-8902

(5) 介護医療院（民間立6箇所 定員138名）

要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、世話をを行うことを目的とする施設。

施設の種類／施設名	所在地	電話番号	F A X
小名浜生協病院介護医療院	〒971-8151 いわき市小名浜岡小名字山ノ神32番地	54-3648	54-3682
中村病院介護医療院	〒971-8111 いわき市小名浜大原字下小滝146番地の2	53-3141	54-1503
かしま病院介護医療院	〒971-8143 いわき市鹿島町下蔵持字中沢目22番地の1	58-8010	58-8088
呉羽総合病院介護医療院	〒974-8232 いわき市錦町落合1番地1	63-2181	63-0552
クリニック田畑介護医療院	〒974-8251 いわき市中岡町三丁目7番地の3	63-1476	63-1496
春山医院	〒972-8317 いわき市常磐下湯長谷町二丁目1番地	44-4011	44-4012

の施設。

設置／経営主体	定員	職員数		面積（㎡）		認可年月日	
		専任	兼任	建物	敷地	法人	施設
（社福）飛鳥	29	18	1	846.67	1,376.14	H15.8.5	H27.4.1
（社福）いわきの里	29	19	2	513.90	906.44	H23.8.1	H27.3.1
（社福）虹の会	29	29	5	2,202.65	3,166.52	H28.8.19	H29.12.20
（社福）五彩会	29	14	3	1,451.95	1,240.38	H17.9.29	H24.6.1
（社福）葵会	29	13	1	1,674.74	4,970.62	H22.10.27	H26.8.1
（社福）養生会	29	20	2	1,351.04	2,651.15	H9.8.19	H26.6.1
（社福）ハートフルなこそ	29	18	0	1,104.41	2,124.99	H8.8.26	H26.5.1
（社福）愛誠会	20	9	7	714.02	9,880.00	S62.8.1	H20.8.1
（社福）祐寿会	29	28	—	1,066.21	5,197.96	H22.11.29	H23.6.1
（社福）りんさく福祉会	29	24	2	1,402.70	3,301.94	H14.12.4	H23.11.1
（社福）いわきの里	29	26	3	2,214.05	4,743.42	H23.8.1	H24.6.1

医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話をを行う介護保険法に基づく施設となった。

設置／経営主体	定員	ショートステイ 定員	職員数		面積（㎡）		認可年月日	
			専任	兼任	建物	敷地	法人	施設
（公財）磐城済世会	96	空床利用	39	4	993.38	12,109.59	S29.3.30	H6.1.18
（医）社団ときわ会	92	空床利用	46	3	980.92	1,669.54	S55.8.30	H6.4.20
（医）社団ときわ会	150	空床利用	51	25	6,607.79	11,298.60	H1.10.27	H8.3.28
（医）社団正風会	100	空床利用	62	5	4,124.40	9,521.46	H2.9.20	H13.9.1
（医）呉羽会	100	空床利用	52	7	2,577.92	29,194.00	S47.4.1	H20.3.25
（社福）愛誠会	100	空床利用	70	—	3,448.42	5,043.00	S62.8.1	H20.4.1
（医）秀友会	150	空床利用	72	16	3,138.82	8,951.84	S62.12.1	S63.11.14
（医）春陽会	100	空床利用	62	—	3,662.16	25,001.42	S63.9.30	H5.10.21
（医）美波会	21	—	13	4	3,946.51	4,789.42	S53.9.5	H24.11.1
（医）石福会	100	空床利用	46	11	3,474.00	5,877.00	S59.3.23	H7.4.19
（社福）昌平翼	80	空床利用	39	9	3,114.58	8,509.61	S57.12.6	H2.8.17
（医）桂生会	100	空床利用	47	4	2,310.59	9,265.24	H5.8.26	H8.4.5

療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の

設置／経営主体	定員	ショートステイ 定員	職員数		面積（㎡）		認可年月日	
			専任	兼任	建物	敷地	法人	事業開始年月日
浜通り医療生活協同組合	16	—	—	—	—	—	S43.5.24	H30.10.1
（医）容雅会	36	—	—	—	—	—	H25.7.31	H31.4.1
（医）養生会	19	—	—	—	—	—	H9.8.19	H30.10.1
（医）呉羽会	39	—	—	—	—	—	S47.4.1	H31.4.1
（医）双美会	13	—	—	—	—	—	H5.2.24	R1.12.1
（医）春陽会	15	—	—	—	—	—	S63.9.30	R2.11.1

(6) 軽費老人ホーム（ケアハウス）（民間立6箇所 定員230名）

①A型（経過的軽費老人ホーム）

利用者の生活に充てることができる資産、所得、仕送り等が利用料の2倍程度以下のものであって、の提供や日常生活上必要な便宜を供与するものです。

施設名	所在地	電話番号	FAX
悠々の里	〒971-8131 いわき市常磐上矢田町頭田43番地	29-7717	29-7716

②軽費老人ホーム

自炊ができない程度の身体機能等の低下等が認められ、又は高齢等のために独立して生活するには不

施設名	所在地	電話番号	FAX
ケアハウス恕宥荘	〒970-0106 いわき市平山崎字熊ノ宮38番地	34-2000	34-2017
ケアハウス日之出荘	〒970-8011 いわき市平上片寄字上ノ内193番地	34-1717	34-1836
ケアハウス小名浜	〒971-8101 いわき市小名浜字本町60番地の6	73-0100	73-0150
ケアハウスかしま	〒971-8143 いわき市鹿島町下蔵持字中沢目24番地	58-8271	58-8272
ケアハウスハートフルなこそ	〒979-0143 いわき市勿来町白米長澤8番地	65-2100	78-1550

(7) 介護付有料老人ホーム（民間立13箇所 定員899名）

高齢者に対し、入浴、排せつもしくは、食事の提供又は、その他日常生活上必要な便宜を供与するは

施設名	所在地	電話番号	FAX
ほほえみの街いわき	〒970-8026 いわき市平字旧城跡36番地の10	35-1550	35-5534
幸福の家桜の里	〒970-8036 いわき市平谷川瀬字根本作62番地	23-2077	25-3077
いわきふるさとの楽園	〒970-8032 いわき市平下荒川字大作130番地の2	29-1001	29-1108
いわきふるさとの楽園ペンシエロ	〒970-8032 いわき市平下荒川字大作131番地の2	29-1001	29-1108
メープルハイムいわき	〒970-8034 いわき市平上荒川字安草28番地	46-1250	46-1251
シルバーレジデンス孔輪閣	〒970-8011 いわき市平上片寄字上ノ内175-1	57-0025	34-7707
介護付有料老人ホームきづな	〒970-8025 いわき市平南白土字ハツ坂74番地	38-5505	38-5506
介護付有料老人ホームカンナ	〒970-8101 いわき市小名浜字鳥居北7番地の24	88-6772	84-8327
サービス付き高齢者向け住宅Well	〒971-8135 いわき市小名浜金成字若宮50-1	58-1110	58-3344
ニチイケアセンター小名浜	〒971-8151 いわき市小名浜岡小名三丁目6番地の14	73-0151	54-9381
つくし村	〒979-0142 いわき市勿来町酒井酒井原8番地	85-5781	85-5783
サンステージいわき	〒972-8316 いわき市常磐西郷町金山75番地の1	84-8521	43-0155
感謝の郷いわき	〒970-1153 いわき市好間町上好間道成川原15番地の20	47-0101	47-0168

(8) 有料老人ホーム（民間立43箇所 定員848名）

高齢者に対し、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜を

施設名	所在地	電話番号	FAX
有料老人ホームいわき	〒970-8026 いわき市平字南町48番地の1	68-7047	68-7048
有料老人ホーム ルアナ	〒970-8026 いわき市平字新田前5の2	24-0068	25-3456
有料老人ホームみじょう	〒970-0101 いわき市平下神谷字御城116番地の1	34-8661	34-8671
有料老人ホームかべや	〒970-0101 いわき市平下神谷字出口17番地の1	34-8661	34-8671
愛心会キャンパス	〒970-0101 いわき市平下神谷後原47番地の1	57-0202	57-0208
和（やわらぎ）の里	〒970-8021 いわき市平中神谷字大年19番地の2	34-0032	34-0032
愛心会有料老人ホーム キャンパス2	〒970-8021 いわき市平中神谷字北鳥沼43番地の1	57-0202	57-0208

身寄りのない者又は家庭の事情等によって家族との同居が困難な者が利用できる施設です。A型とは、食事

設置／経営主体	定員	職員数		面積（㎡）		認可年月日	
		専任	兼任	建物	敷地	法人	施設
（社福）明生会	50	9	1	1,682.27	16,980.00	S54.8.3	S55.4.7

安が認められる者であって家族による援助を受けることが困難な者が利用できる施設です。

設置／経営主体	定員	職員数		面積（㎡）		認可年月日	
		専任	兼任	建物	敷地	法人	施設
（社福）松涛会	20	7	1	783.00	1,486.00	S53.3.25	H11.4.1
（社福）昌平賛	80	17	2	5,209.09	49,951.12	S57.12.6	H8.10.1
（社福）正風会	30	5	2	368.92	503.40	H16.8.27	H16.8.27
（社福）養生会	20	3	2	1,124.53	10,059.58	H9.7.29	H10.4.1
（社福）ハートフルなこそ	30	9	1	641.46	15,132.85	H8.8.19	H9.10.1

か、介護保険による介護サービスを提供する施設です。

設置／経営主体	定員	職員数		面積（㎡）		法人設立 年月日	事業開始 年月日
		専任	兼任	建物	敷地		
（株）アルテディア	40	15	2	1,247.91	1,473.40	H12.3.27	H26.6.1
小松電工（株）	60	31	—	2,454.65	4,176.83	S51.8.28	H25.1.1
（株）福寿会	140	29	3	5,227.12	17,349.00	S53.6.1	S53.6.10
（株）福寿会	51	10	3	1,955.15	7,400.36	S53.6.1	R1.9.11
（株）トータルビジネスサービス	139	64	1	6,218.00	4,138.57	S61.5.7	H18.12.1
（株）孔輪閣	178	35	2	9,880.02	20,130.19	H9.8.19	H19.4.19
（株）継	32	20	2	1,375.49	1,906.86	H14.10.28	H29.4.1
（株）カンナ	30	14	3	—	—	H18.10.18	H27.9.1
（医）ときわ会	30	12	3	—	—	H1.11.9	H28.4.1
（株）ニチイ学館	60	26	2	—	—	S48.8.15	H24.1.1
みんなの家	25	8	4	888.55	1,718.96	H17.4.1	H27.4.1
（株）コスモメディカルサポート	60	23	3	1,170.33	2,340.66	H16.11.11	H26.9.1
クリナップキャリアサービス（株）	54	17	12	9,081.19	15,805.00	H9.10.5	H17.9.1

供与する施設です。

設置／経営主体	定員	職員数		面積（㎡）		法人設立 年月日	届出 年月日
		専任	兼任	建物	敷地		
（有）優信会	20	5	6	—	—	H15.3.27	H22.1.10
（株）パノラマ	23	—	—	618.26	647.69	S59.12.25	R1.5.1
（有）そら	22	3	1	467.93	967.15	H12.12.25	H18.4.1
（有）そら	21	3	1	561.89	1,879.00	H12.12.25	H18.4.1
（株）愛心会	17	0	15	315.88	1,850.93	H9.11.1	H18.4.1
（有）リバティーホームズ	8	3	4	90.67	181.34	H16.9.3	H18.4.1
（株）愛心会	20	0	16	—	—	H9.11.1	H24.6.5

施 設 名	所 在 地	電話番号	F A X
赤井ファミリーリビング	〒979-3131 いわき市平赤井字深田28番地	21-3006	23-3633
有料老人ホーム 一の郷 喜陽	〒970-0224 いわき市平豊間字柳町142番地の6	38-6147	38-6146
めいじ永寿介護サービスセンター	〒970-8035 いわき市明治団地1番地の14	88-1355	88-1356
郷ヶ丘シルバーホーム	〒970-8045 いわき市郷ヶ丘二丁目46番地の1	46-2900	46-2905
有料老人ホーム江名の家	〒970-0311 いわき市江名字萩ノ作146番地	59-0028	59-0027
有料老人ホームみなとの家	〒970-0311 いわき市江名字北野町122番地の1	59-0370	59-0371
ドリームハウスしらゆりⅠ	〒971-8125 いわき市小名浜島字西屋95番地の1	58-6066	58-6069
有料老人ホームゆうやけの家	〒971-8124 いわき市小名浜住吉浜宿23番地	76-1778	84-7006
有料老人ホームもみじ	〒971-8164 いわき市小名浜寺廻町5番地の1	92-2611	92-2612
グランドコンフォートステージこころの駅	〒971-8101 いわき市小名浜字中原17番地の1	54-5000	54-5001
有料老人ホームまごころホームおなはま	〒971-8135 いわき市小名浜金成字町田44番地の3	58-8883	58-8898
はるる小名浜	〒971-8111 いわき市小名浜大原字堀米77番地の5	52-2258	52-2253
ほほえみの丘	〒971-8145 いわき市鹿島町船戸字林下13番地の8	76-0046	76-0047
住宅型有料老人ホームひなた	〒971-8146 いわき市鹿島町御代字柿境28番地の4	68-8827	68-8826
イーグルホームつかさ	〒971-8183 いわき市泉町下川字神山前91番地の7	75-0530	75-0533
有料老人ホーム あゆみ	〒971-8183 いわき市泉町下川字谷地川1番地の1	85-0123	85-0124
まごころの家 泉	〒971-8183 いわき市泉町滝尻字定ノ田91	85-0211	56-8900
グリーンホームいずみ園	〒971-8185 いわき市泉町五丁目5番地の1	56-3810	96-5565
さんぽみちひだまり茶屋B棟	〒971-8188 いわき市泉もえぎ台二丁目23番地の6	75-2670	75-2671
さんぽみちひだまり茶屋A棟	〒971-8188 いわき市泉もえぎ台二丁目23番地の6	75-2670	75-2671
やました福寿苑 錦	〒974-8232 いわき市錦町中迎一丁目1番地の1	77-1400	77-1401
長寿の里なこそ	〒979-0146 いわき市勿来町関田南町28	65-2205	65-6622
有料老人ホームこすもす	〒974-8223 いわき市佐糠町東二丁目6番地の9	88-1371	88-1371
有料老人ホームこすもすB	〒974-8223 いわき市佐糠町東二丁目6番地の9	88-1371	88-1371
シニアハウス心の郷さぬか	〒974-8223 いわき市佐糠町東二丁目19番地の9	88-6831	88-6832
東田ホームときどき	〒974-8212 いわき市東田町金子平1番地の35	38-7951	38-7952
ケアタウン パノラマ(A棟、B棟、D棟)	〒972-8326 いわき市常磐藤原町湯ノ嶽39番地の2	44-5256	43-2040
小規模有料老人ホームあさなぎ	〒972-8318 いわき市常磐関船町一丁目3番地の10	72-2250	72-2251
有料老人ホーム和貴彩	〒972-8322 いわき市常磐上湯長谷町五反田100-1	68-8225	68-8235
ぬくもりの郷有料老人ホームまごの手	〒972-8321 いわき市常磐湯本町宝海127番地の5	38-6936	38-6939
やました福寿苑 内郷	〒973-8403 いわき市内郷綴町大木下19番地の1	26-7111	26-7114
はびねす広場	〒973-8404 いわき市内郷御台境町六反田78番地の1	26-8111	26-8112
住宅型有料老人ホーム 楽々ケア	〒972-0251 いわき市遠野町入遠野字越台4番地の1	89-2271	89-3505
シルバーケアハウスのぞみ	〒970-1151 いわき市好間町下好間字渋井64番地の2	47-1123	47-0285
感謝の郷いわき	〒970-1153 いわき市好間町上好間字道成川原15番地の20	47-0101	47-0168
有料老人ホーム ライフ・サポート	〒979-0331 いわき市久之浜町末続字塩民79番地	84-9562	84-9563

設置／経営主体	定員	職員数		面積（㎡）		法人設立 年月日	届出 年月日
		専任	兼任	建物	敷地		
(株)カーナ	6	12	1	383.30	703.14	H3. 1. 4	H19. 11. 12
(有)駒屋	21	—	—	644.62	2,279.75	H14. 10. 28	H31. 4. 3
めいじ永寿介護サービス(株)	27	—	—	699.23	981.30	H22. 10. 25	H30. 8. 1
(医) いわきAMG	18	5	2	—	—	H15. 2. 26	H25. 5. 1
(有)キゾウ志賀工務店	9	—	6	228.55	561.00	S60. 7. 6	H18. 4. 1
(有)キゾウ志賀工務店	9	—	5	168.51	372.53	S60. 7. 6	H18. 4. 1
(株)三協	22	0	8	258.81	3,960.00	S57. 8. 6	H18. 4. 1
(株)ゆうやけ介護	17	0	3	134.07	1,050.05	H17. 8. 18	H18. 4. 1
(有)もみじ	10	0	6	197.60	—	H16. 2. 10	H18. 4. 1
(株)こころの駅	8	1	13	236.25	1,237.88	H11. 9. 13	H19. 4. 20
東日本物産(有)	10	1	5	274.56	481.87	H14. 6. 28	H19. 11. 1
(医)春陽会	47	7	1	—	—	S63. 10. 6	H22. 7. 1
東日本物産(有)	9	10	1	171.03	—	H14. 6. 28	H18. 4. 1
(有)夢	12	3	4	—	—	H16. 7. 8	H22. 10. 28
(有)つかさ	9	0	10	489.34	819.88	H27. 4. 1	H27. 4. 1
(有)ケアホーム あゆみ	16	1	3	688.30	996.00	H16. 10. 18	H28. 7. 15
コンテック株式会社	30	0	16	973.63	1,185.00	S60. 6. 27	H28. 12. 1
(有)ホームいずみ	14	0	7	321.01	941.00	H15. 4. 1	H18. 4. 1
(株)ウォーク	34	—	—	—	—	H2. 12. 6	H18. 4. 1
(株)ウォーク	30	—	—	—	—	H2. 12. 6	H18. 4. 1
やました福寿苑福祉サービス(株)	32	—	—	—	—	S57. 4. 2	H24. 4. 1
(有)オーシャン・アイ	14	3	9	195.02	400.00	H18. 4. 1	H18. 4. 1
特定非営利活動法人あいサービス	9	4	4	—	—	H22. 5. 24	H24. 1. 4
特定非営利活動法人あいサービス	9	—	—	516.36	1,585.00	H22. 5. 24	H29. 12. 5
東日本ナーシング(株)	14	—	—	381.54	624.68	H24. 1. 17	H28. 9. 1
東日本ナーシング(株)	14	5	10	199.17	444.93	H25. 3. 15	H25. 3. 15
(有)パノラマ	27	19	5	—	—	H16. 11. 1	H18. 4. 1
(株)あさなぎ	15	—	14	341.62	456.52	H15. 9. 24	H21. 9. 7
(株)あさなぎ	16	—	—	469.53	1,002.12	H15. 9. 24	H30. 2. 8
(有)サンヴェルいわき	16	—	12	—	—	H17. 12. 14	H23. 7. 1
やました福寿苑福祉サービス(株)	52	—	—	—	—	S57. 4. 2	H24. 4. 1
(株)ハート	14	4	7	650.85	2,081.00	H27. 4. 1	H27. 4. 8
(有)楽々ケア	7	1	5	214.09	257.00	H15. 1. 8	H28. 12. 26
(株)スズデン	27	17	0	764.90	1,140.64	H14. 6. 3	H18. 4. 1
クリナップキャリアサービス(株)	83	55	7	9,008.47	15,805.00	H9. 10. 5	H17. 9. 1
(株)L I F E	10	—	—	423.03	2,864.00	H29. 3. 1	H29. 12. 1

(9) 短期入所生活介護（ショートステイ（単独型））（民間立5箇所 定員134名）

在宅の要介護高齢者等に対し、短期間の入所により、介護、日常生活上の世話および機能訓練を提供

施 設 名	所 在 地	電話番号	F A X
医和生会ショートステイ	〒970-8036 いわき市平谷川瀬一丁目19番地の7	24-0303	24-0307
くらしの郷ミドル&ショートステイ	〒970-8043 いわき市中央台鹿島三丁目1番地の7	29-0191	29-0192
ショートステイ未来 月見台	〒974-8211 いわき市金山町月見台1番地の1	88-8969	88-8974
ミドル&ショートステイヴィラ白鳥	〒972-8325 いわき市常磐白鳥町壱丁田23番地の1	84-7161	84-7162
やました福寿苑 内郷 短期入所生活介護	〒973-8403 いわき市内郷綴町大木下19番地の1	26-7111	26-7114

(10) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（民間立45箇所 定員660名）

要介護又は要支援2の認定を受けた認知症高齢者等を入居させ、給食、入浴サービスおよび機能訓練

施 設 名	所 在 地	電話番号	F A X
グループホーム我が家	〒970-8026 いわき市平字橋下1番地	27-3197	27-3297
グループホームまつの実	〒970-8026 いわき市平字愛谷町四丁目2番地の3	35-0030	35-0030
仁愛グループホーム	〒970-8002 いわき市平中平窪字扇田28番地	25-0033	25-0034
愛の家グループホームいわき平窪	〒970-8002 いわき市平中平窪字横枕10番地の1	35-0580	35-0581
愛の家グループホーム下荒川	〒970-8032 いわき市平下荒川字諏訪下44番地の1	35-5860	35-5861
ほっとファミリーぞうの目2	〒970-0101 いわき市平下神谷字後原47番地の1	57-0202	57-0208
グループホーム悠	〒979-3131 いわき市平赤井字一の町62番地の1	68-6070	68-6071
グループホーム郷ヶ丘シルバーハウス	〒970-8045 いわき市郷ヶ丘二丁目33番地の5	46-1800	46-1810
グループホーム トモ・ハウス	〒970-0313 いわき市中之作字勝見ヶ浦49番地の18	55-5220	55-7116
ニチケアセンターいわき小名浜	〒971-8151 いわき市小名浜岡小名仏玄前3番地の1	73-2521	73-2522
ツクイいわき小名浜グループホーム	〒971-8111 いわき市小名浜大原字原本木田前198番地の1	73-2066	73-2067
ニチケアセンターいわき大原	〒971-8111 いわき市小名浜大原字内城23番地の2	73-3391	73-3392
いわきケアクラブ グループホーム小名浜	〒971-8111 いわき市小名浜大原字中野地117番地	88-1503	88-1506
グループホームつどい「柳内家」	〒971-8146 いわき市鹿島町御代字柿境25番地の1	76-0730	76-0625
グループホームかしま	〒971-8143 いわき市鹿島町下蔵持字里屋13番地の1	58-2288	76-1008
グループホーム 泉なごみの家	〒971-8182 いわき市泉町滝尻字六枚内49番地3	75-2881	75-2880
グループホーム泉ヶ丘	〒971-8171 いわき市泉ヶ丘二丁目45番地の7	75-1665	75-1665
グループホーム フェアリー・1	〒974-8261 いわき市植田町中央一丁目12番地の8	77-0686	77-0686
グループホームあさがお	〒974-8261 いわき市植田町本町一丁目11番地の4	62-7881	62-7882
グループホームわいの家	〒974-8261 いわき市植田町小名田13番の2	63-1711	63-1730
グループホームいわき清風苑	〒974-8212 いわき市東田町二丁目12番地の2	77-1515	77-1772
グループホームあじさい	〒974-8223 いわき市佐糠町東一丁目8番地の7	63-2338	63-2338
ほっとファミリーぞうの目	〒974-8223 いわき市佐糠町東一丁目10番地の8	62-0111	77-2220
グループホームことぶき	〒974-8232 いわき市錦町川窪101番地の3	77-0181	77-0570
グループホーム桜	〒974-8232 いわき市錦町前原76番地の4・76番地の5	84-5567	84-5542
さくらの家	〒979-0146 いわき市勿来町関田御城前12番地の1	78-1385	65-6772
グループホーム よろこび	〒974-8211 いわき市金山町朝日台132番地	62-0086	62-0176
グループホーム ムーミンの森	〒972-8318 いわき市常磐関船町上関70番地の1	43-3821	43-3898
グループホーム羽音	〒972-8311 いわき市常磐水野谷町千代鶴176番地の1	72-1667	72-1668
グループホーム「サンファミリー」	〒972-8326 いわき市常磐藤原町大畑13番地の1	72-1325	72-1326
グループホームことほぎ庵	〒972-8316 いわき市常磐西郷町岩崎29番地の1	72-0730	72-0731
グループホームあしび	〒973-8404 いわき市内郷内町金坂21番地の2	38-3306	38-3031
グループホーム内郷	〒973-8408 いわき市内郷高坂町大町27番地の1	45-2021	45-2031
ニチケアセンターいわき内郷	〒973-8408 いわき市内郷高坂町大町30番地の4	45-2511	45-2512
ツクイいわき内郷グループホーム	〒973-8402 いわき市内郷御厩町三丁目34番地	45-3255	45-3256
ニチケアセンターいわき小島	〒973-8411 いわき市小島町一丁目4番地の6	45-1125	45-1128

する。

設置／経営主体	定員	職員数		面積（㎡）		法人設立 年月日	届出 年月日
		専任	兼任	建物	敷地		
（医）医和生会	20	8	5	—	—	H16. 9. 9	H19. 9. 1
（社福）仁愛会	50	21	4	—	—	S61. 6. 19	H23. 8. 1
（株）吉田家具店	24	4	1	852. 94	879. 02	S39. 3. 9	H27. 3. 3
（社福）仁愛会	20	20	0	—	—	S61. 6. 19	H26. 3. 1
やました福寿苑福祉サービス（株）	20	2	16	—	—	S57. 4. 2	H19. 6. 22

等を提供する。

設置／経営主体	定員	職員数		面積（㎡）		法人設立 年月日	届出 年月日	介護予防
		専任	兼任	建物	敷地			
（有）アロー商事	18	15	2	516. 55	—	S45. 10. 1	H17. 9. 1	○
（医）松尾会	18	16	3	453. 47	—	S39. 4. 14	H17. 3. 31	○
（社福）仁愛会	18	11	2	1, 130. 98	—	S61. 6. 19	H23. 3. 1	○
（株）メディカル・ケア・サービス	18	11	2	—	—	H11. 11. 24	H25. 7. 1	○
（株）メディカル・ケア・サービス	18	11	2	—	—	H11. 11. 24	H26. 2. 1	○
（株）愛心会	9	7	2	—	—	H9. 8. 28	H14. 9. 28	○
（社福）明生会	9	8	2	—	—	S54. 8. 3	H21. 4. 1	○
（医）いわきAMG	18	10	2	—	—	—	H18. 4. 1	○
（有）TOMO	9	9	1	375. 84	1, 128. 78	H16. 10. 5	H17. 12. 26	○
（株）ニチイ学館	18	10	2	—	—	H19. 8. 6	H19. 11. 1	○
（株）ツクイ	18	16	2	—	—	S44. 6. 2	H18. 3. 1	○
（株）ニチイ学館	18	10	2	—	—	S48. 8. 2	H22. 12. 1	○
（株）いわきケアクラブ	18	7	2	—	—	H21. 6. 29	R2. 9. 1	○
M C P（株）	18	16	2	—	—	H15. 10. 8	H17. 12. 1	○
（社福）養生会	9	8	1	—	—	H9. 7. 29	H15. 2. 1	○
（医）社団ときわ会	18	12	2	—	—	S55. 8. 21	H13. 7. 23	○
（有）優信会	9	7	5	399. 18	—	H15. 3. 27	H16. 1. 1	○
（特非）厚斯会	9	8	2	—	—	H13. 12. 11	H16. 6. 16	○
（社福）愛誠会	18	11	3	—	—	S62. 8. 1	H17. 4. 29	○
（社福）ハートフルなこそ	18	17	2	—	—	H8. 8. 26	H17. 5. 1	○
（有）いわき清風園	18	9	3	—	—	—	H26. 4. 22	○
アイネット（株）	9	9	1	—	—	H11. 9. 2	H25. 12. 1	○
（株）愛心会	9	5	5	—	—	H9. 8. 28	H12. 4. 1	○
（有）ことぶきケアサービス	9	8	1	—	—	H10. 5. 8	H16. 4. 1	○
（株）吉田家具店	18	15	3	—	—	S39. 3. 9	H29. 4. 1	○
（株）さくらの家	18	13	6	—	—	H28. 10. 18	H29. 3. 1	○
（株）ケアサポート慶	18	17	3	—	—	H14. 12. 16	H16. 2. 19	○
（有）滋正福祉会ムーミンの森	9	6	3	302. 17	—	H14. 9. 6	H16. 6. 18	○
（有）矢吹薬局	18	16	2	—	—	S52. 1. 7	H16. 8. 1	×
（医）秀友会	9	8	1	—	—	S62. 12. 1	H16. 6. 16	○
（有）ことほぎ	12	9	4	274. 07	404. 73	H16. 12. 1	H17. 11. 1	○
（株）WILL GOLD	18	9	1	662. 43	1, 518. 48	H24. 2. 22	H27. 6. 1	○
（株）ホライズン	9	9	1	—	—	H16. 2. 6	H18. 3. 1	○
（株）ニチイ学館	18	10	3	496. 86	—	H19. 8. 6	H19. 11. 1	○
（株）ツクイ	18	15	3	516. 72	—	S44. 6. 2	H17. 12. 1	○
（株）ニチイ学館	18	2	10	489. 60	—	H19. 8. 6	H25. 9. 1	○

施 設 名	所 在 地	電話番号	F A X
ニチイケアセンターたいら	〒973-8411 いわき市小島町二丁目6番地の3	45-3511	45-3512
大地の家	〒979-0201 いわき市四倉町字西三丁目12番地の15	32-6011	84-9662
グループホームわかば	〒979-0202 いわき市四倉町上仁井田字千歳62	38-5147	38-5148
備ヘルパーステーション小川 ひまわりの家	〒979-3125 いわき市小川町福岡字飯森37番地の1	83-1808	83-1808
けあビジョンホームいわき	〒979-3124 いわき市小川町上小川字川原28番地の1	48-4101	48-4102
グループホーム 我が家好間	〒970-1151 いわき市好間町下好間字鬼越42番地の3	88-1221	88-1222
グループホーム三和	〒970-1261 いわき市三和町渡戸字峠平33番地の1	97-5121	97-5122
グループホーム笑馬	〒970-1261 いわき市三和町渡戸字宿頭79番地	87-2666	87-2676
グループホームしおさい風の詩	〒979-0334 いわき市久之浜町西二丁目7番地の8	68-8112	68-8112

(11) 地域密着型特定施設入居者生活介護（民間立 1 箇所 定員18名）

要介護の認定を受けた高齢者に対し、入浴、排せつもしくは食事の提供又はその他日常生活上必要な

施 設 名	所 在 地	電話番号	F A X
介護の森 きたしらど	〒970-8026 いわき市平北白土字ネキ内49番地の1、50番地の1	21-4757	21-4757

(12) 老人福祉センター（公立 4 箇所）

地域の高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション

施 設 名	所 在 地	電話番号	F A X
平老人福祉センター	〒970-8036 いわき市平谷川瀬一丁目17番地の7	24-0188	24-0188
勿来老人福祉センター	〒974-8232 いわき市錦町中迎一丁目10番地の4	63-9888	63-9888
内郷老人福祉センター	〒973-8403 いわき市内郷綴町町之内3番地の1	27-1552	27-1552
四倉老人福祉センター	〒979-0201 いわき市四倉町字西四丁目108番地	32-7585	32-7585

(13) 老人憩いの家（公立 1 箇所）

高齢者に対して、教養の向上、レクリエーション等のための場を与え、高齢者の心身の健康の増進を

施 設 名	所 在 地	電話番号	F A X
小名浜老人憩いの家	〒971-8162 いわき市小名浜花畑町34番地の1	92-3495	92-3495

設置／経営主体	定員	職員数		面積（㎡）		法人設立 年月日	届出 年月日	介護予防
		専任	兼任	建物	敷地			
(株)ニチイ学館	18	9	2	486.92	—	H19. 8. 6	H19. 11. 1	○
(有)そら	9	7	2	276.57	—	H12. 12. 25	H13. 1. 1	○
(株)エスポワール	9	7	0	—	—	H21. 2. 3	H30. 7. 1	○
(有)ヘルパーステーション小川	9	13	1	214.28	—	H15. 7. 30	H18. 3. 3	○
(株)ビジュアルビジョン	18	7	1	335.93	674.39	H7. 5. 9	H30. 1. 30	○
(有)アロー商事	18	13	2	682.14	—	S45. 10. 1	H23. 3. 1	○
(株)ホライズン	9	7	1	—	—	H16. 2. 6	H21. 6. 1	○
(有)有馬	18	7	—	—	—	H2. 7. 2	R2. 9. 16	○
(有)しらゆり	9	7	2	—	—	H11. 6. 1	H22. 8. 1	○

便宜を供与するほか、介護保険による介護サービスを提供する施設です。

設置／経営主体	定員	職員数		面積（㎡）		法人設立 年月日	届出 年月日
		専任	兼任	建物	敷地		
(有)いわきケアフォレスト	18	18	0	—	—	H16. 2. 12	H23. 7. 1

ンのための便宜を総合的に供与する。

設置／経営主体	職員数		面積（㎡）		供用開始 年月日
	専任	兼任	建物	敷地	
市／（公財）社会福祉施設事業団	1	1	197.74	494.01	S57. 4. 1
市／（公財）社会福祉施設事業団	1	1	197.64	526.94	S55. 4. 1
市／（公財）社会福祉施設事業団	1	1	222.64	1,108.86	S56. 4. 1
市／（公財）社会福祉施設事業団	1	1	198.00	675.00	S58. 4. 1

図る。

設置／経営主体	職員数		面積（㎡）		供用開始 年月日
	専任	兼任	建物	敷地	
市／（公財）社会福祉施設事業団	1	1	221.94	1,723.46	S50. 5. 1

3 障がい者のための施設

(1) 施設入所支援（民間立6箇所 定員260名）

施設に入所する障がい者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等

施設名	所在地	電話番号	FAX
カナン村	〒970-8001 いわき市平上平窪字羽黒40番地	23-8611	23-8612
野の花ホーム	〒970-8001 いわき市平上平窪字羽黒40番地の51	24-1201	24-1202
はまなす荘	〒970-8002 いわき市平中平窪字二堂田2番地	23-8711	23-8712
はまぎく荘	〒970-8003 いわき市平下平窪字熊ヶ平6番地	23-5311	23-5312
いわき育成園	〒974-8204 いわき市高倉町鶴巻35番地	62-2241	62-2199
ふじみの園	〒972-0252 いわき市遠野町上根本字白坂384番地の1	89-3400	89-3454

(2) 療養介護（民間立2箇所 定員164名）

病院において、常時介護を要する障害者に対し、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下に

施設名	所在地	電話番号	FAX
福島整肢療護園	〒970-8001 いわき市平上平窪字古館1番地の2	25-8131	22-1259
独立行政法人国立病院機構いわき病院	〒971-8126 いわき市小名浜野田字八合88番地の1	88-7101	—

(3) 短期入所（民間立14箇所 定員32名）

家族の病気などにより一時的に保護が必要になった障がい者に対し、障害者支援施設などに短期入所

施設名	所在地	電話番号	FAX
カナン村	〒970-8001 いわき市平上平窪字羽黒40番地	23-8611	23-8612
野の花ホーム	〒970-8001 いわき市平上平窪字羽黒40番地の51	24-1201	24-1202
福島整肢療護園（旧肢体）	〒970-8001 いわき市平上平窪字古館1番地の2	25-8131	22-1259
福島整肢療護園（旧重心）	〒970-8001 いわき市平上平窪字古館1番地の2	25-8131	22-1259
エデンの家	〒970-8001 いわき市平上平窪字古館1番地の22	88-7741	88-7743
はまなす荘	〒970-8002 いわき市平中平窪字二堂田2番地	23-8711	23-8712
はまぎく荘	〒970-8003 いわき市平下平窪字熊ヶ平6番地	23-5311	23-5312
指定短期入所事務所はまゆう	〒970-8003 いわき市平下平窪字熊ヶ平6番地	24-1514	24-1513
独立行政法人国立病院機構いわき病院	〒971-8126 いわき市小名浜野田字八合88番地の1	88-7101	—
フレーデン	〒971-8146 いわき市鹿島町御代字柿境10番地の1	85-5942	—
まどろみ	〒971-8183 いわき市泉町下川字八合1番地の4	84-6922	96-5339
せいざん荘	〒971-8261 いわき市植田町堂ノ作49番地の12	63-0033	63-3103
いわき育成園短期入所事業	〒974-8204 いわき市高倉町鶴巻35番地	62-2241	62-2199
ショートステイほっと	〒972-0252 いわき市遠野町上根本字白坂384番地の1	89-3400	89-3454

(4) 就労継続支援A型（民間立5箇所 定員90名）

施設名	所在地	電話番号	FAX
G r o w	〒971-8101 いわき市小名浜字隼人70番地の4	84-9277	84-9244
(株)生涯就労支援センター	〒972-8316 いわき市常磐西郷町銭田104番地の10	85-5011	85-5044
N P O 法人 福祉協会	〒973-8403 いわき市内郷綴町金谷19番地の15	080-5731-4189	22-8999
ふわり	〒973-8402 いわき市内郷御厩町四丁目92番地	45-1051	—
(株)T O M O N I	〒970-1144 いわき市好間工業団地1番地の86	47-0956	47-0986
(株)一歩	〒971-8172 いわき市泉玉露2丁目1-11	75-1508	—

に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

設置／経営主体	定員	ショートステイ 定員	職員数		専有面積（㎡）		認可(指定)年月日	
			専従	兼務	建物	敷地	法人	施設
(社福) いわき福音協会	40	2	—	23	2,147.85	11,532.00	S25.6.2	H21.4.1
(社福) いわき福音協会	50	6	—	58	1,909.86	7,876.00	S25.6.2	H21.4.1
(社福) いわき福音協会	50	4	—	32	2,593.23	18,201.66	S25.6.2	H21.4.1
(社福) いわき福音協会	40	4	—	27	2,216.54	32,582.35	S25.6.2	H21.4.1
(社福) 育成会	40	2	27	—	1,379.18	6,128.16	S52.3.31	H24.4.1
(社福) 誠心会	40	4	—	25	1,463.74	25,494.79	S54.7.2	H24.3.1

おける介護及び日常生活上の世話を行うサービス。

設置／経営主体	定員	職員数		専有面積（㎡）		認可(指定)年月日	
		専従	兼務	建物	敷地	法人	施設
(社福) いわき福音協会	60	34	37	1,142.90	26,177.70	S25.6.2	H24.4.1
独立行政法人国立病院機構	104	51	—	—	—	—	H24.4.1

させ、入浴、排せつまたは食事の介護などを行うサービス。

設置／経営主体	定員	ショートステイ 定員	職員数		専有面積（㎡）		認可(指定)年月日	
			専従	兼務	建物	敷地	法人	施設
(社福) いわき福音協会	40	2	—	23	2,147.85	11,532.00	S25.6.2	S48.4.1
(社福) いわき福音協会	50	6	—	58	1,909.86	7,876.00	S25.6.2	H2.3.31
(社福) いわき福音協会	60	空床利用	—	22	3,089.04	26,177.70	S25.6.2	S27.10.9
(社福) いわき福音協会	60	空床利用	—	34	2,587.08	26,177.70	S25.6.2	H5.4.1
(社福) いわき福音協会	—	3	—	—	949.16	12,316.30	S25.6.2	S25.11.1
(社福) いわき福音協会	50	4	—	32	2,593.23	18,201.66	S25.6.2	S48.4.1
(社福) いわき福音協会	40	4	—	27	2,216.54	32,582.35	S25.6.2	S54.4.1
(社福) いわき福音協会	20	2	—	7	716.41	1,827.00	S25.6.2	H22.4.1
独立行政法人国立病院機構	104	空床利用	—	43	—	—	—	H24.4.1
特定非営利活動法人ゴールデンハープ	—	2	—	—	—	—	—	—
(社福) エル・ファロ	—	3	—	—	174.65	406.78	H13.9.28	H24.4.1
(社福) 愛心会	—	空床利用	—	31	3,036.42	10,056.81	S62.8.1	S63.7.25
(社福) 育成会	40	2	—	27	1,379.18	6,128.16	S52.3.31	H24.3.1
(社福) 誠心会	42	4	—	25	1,463.74	25,494.79	S54.7.2	H24.4.1

設置／経営主体	定員	職員数		専有面積（㎡）		認可(指定)年月日	
		専従	兼務	建物	敷地	法人	施設
合同会社 G r o w	20	—	—	—	—	—	H30.9.1
(株)生涯就労支援センター	20	4	1	—	—	H27.8.27	H28.5.1
特定非営利活動法人 福祉協会	20	4	—	—	—	—	H30.3.1
(株)尚真	20	—	—	—	—	—	H31.3.1
(株)TOMON I	10	—	—	—	—	—	H30.8.1
(株)一步	20	—	—	—	—	—	R3.11.1

(5) 就労継続支援B型（公立1箇所 定員60名 民間立33箇所 定員611名）※基準該当事業所を含む
就労経験のある障がい者などに対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動などの機会の提供を

施設名	所在地	電話番号	FAX
フルクテン	〒970-8026 いわき市平菱川町5番地の8	21-2741	21-2741
ジョイワークセンター いわき平事業所	〒970-8026 いわき市平字大町7番地の1 平セントラルビルディング3階	21-9260	21-9261
杜のどーなつ	〒970-8026 いわき市平字大工町11番地の9	84-9080	84-9081
就労支援センターかぜ	〒970-8026 いわき市平字北目町88-4	21-6736	21-6736
けやき共同作業所	〒970-8026 いわき市平字北目町39番地の10	25-5605	25-5608
工房けやき	〒970-8026 いわき市平字北目町131番地の2	37-8517	37-8532
あとリエ北山	〒970-8026 いわき市平字作町一丁目4番地の3	35-5789	35-5785
就労支援センター未来工房	〒970-8025 いわき市平南白土二丁目1番地の5	84-6200	35-0016
D o 2	〒970-0224 いわき市平豊間字原町134番地の10	38-6922	38-6992
就労継続支援B型事業所 ワークハウスいわき	〒970-0101 いわき市平下神谷字内宿64番地の1	34-5631	34-5631
ミント	〒970-8047 いわき市中央台高久二丁目26-4	84-9620	84-9621
ワークセンターしおさい	〒971-8161 いわき市小名浜諏訪町1番地の10	73-2077	73-2078
ワークショップあいあい	〒971-8101 いわき市小名浜字下町8番地	52-2522	88-6101
虹のかけはし	〒971-8162 いわき市小名浜花畑町19番地の10	73-0111	73-0112
創造空間	〒971-8183 いわき市泉町下川字八合1番地1	84-6915	84-6916
いわき希望の園（ゆにば）	〒971-8184 いわき市泉町黒須野字早稲田217番地の1	75-0202	56-0039
サポーターステーションあい一番	〒971-8185 いわき市泉町一丁目16番地の2	56-0100	84-8326
就労支援きらきら	〒974-8252 いわき市仁井田町寺前9番地の1	84-7102	84-7103
天真庵	〒974-8212 いわき市東田町二丁目11番地の7	77-2033	77-2033
なこそ授産所	〒974-8232 いわき市錦町重殿15番地	63-3352	68-7084
就労継続支援B型事業所心楽	〒974-8241 いわき市山田町堂平98番地の5	85-0198	85-0298
みなみテラス	〒974-8242 いわき市南台一丁目20番地の10	88-7689	88-7698
綴町就労支援センター	〒972-8321 いわき市常磐湯本町天王崎1番地の151	68-6307	68-8071
いわき学園	〒972-8312 いわき市常磐下船尾町東作51番地	43-4445	44-4802
工房阿列布	〒973-8407 いわき市内郷宮町峰根65番地の187	36-3944	36-3922
じょうばん福祉作業所	〒973-8404 いわき市内郷内町水之出14番地	26-7720	84-7633
内郷授産場[基準該当]	〒973-8403 いわき市内郷綴町大木下18番地	26-2485	26-2482
D o	〒973-8402 いわき市内郷御厩町三丁目75番地の6	51-6033	51-7292
就労継続支援B型事業所 ひまわり共同作業所	〒970-8402 いわき市内郷御厩町三丁目142	27-4960	27-4960
サブカルビジネスセンター福島	〒973-8411 いわき市小島町三丁目3番地の3	38-5225	38-5775
ななえ	〒979-0201 いわき市四倉町東二丁目116番地の2	66-1851	68-7273
就労支援センター未来ファーム	〒970-1153 いわき市好間町上好間字田代11番地の8	27-0008	27-0011
福祉サービス事業所 つばさ	〒970-1151 いわき市好間町下好間字大館173番地の1	84-7930	84-7931
(株)TOMONI	〒970-1144 いわき市好間工業団地1番地の86	47-0956	47-0986
D o 3	〒979-0202 いわき市四倉町上仁井田字九反坪30-2	88-6696	88-6696

(6) 就労移行支援一般型（民間立10箇所 定員120名）

就労を希望する障がい者に対し、一定の期間、生産活動などの機会を通じて、就労に必要な知識および

施設名	所在地	電話番号	FAX
フルクテン	〒970-8026 いわき市平菱川町5番地の8	21-2741	21-2741
ジョイワークセンター いわき平事業所	〒970-8026 いわき市平字大町7番地の1 平セントラルビルディング3階	21-9260	21-9261
指定就労移行支援事業つばさ	〒970-8026 いわき市平字杉平6番地の2	38-8638	38-8650
SOCIAL SQUARE Sports	〒970-8034 いわき市平上荒川字桜町1番地の1	070-3349-6785	050-3156-0420
アフレッシュいわき	〒970-8044 いわき市中央台飯野四丁目2番地の4 いわきニュータウンセンタービル3F-F	88-6431	88-6432
虹のかけはし	〒971-8162 いわき市小名浜花畑町19番地の10	73-0111	73-0112
チャレンジメイト	〒971-8151 いわき市小名浜岡小名広畑27番地の10	38-7007	38-7009
みなみテラス	〒974-8242 いわき市南台一丁目20番地の10	88-7689	88-7698
SOCIAL SQUARE	〒973-8404 いわき市内郷内町水之出17番地	84-8301	84-8302
D o	〒973-8402 いわき市内郷御厩町三丁目75番地の6	51-6033	51-7292

通じてその知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

設置／経営主体	定員	職員数		専有面積（㎡）		認可(指定)年月日	
		専任	兼任	建物	敷地	法人	施設
特定非営利活動法人 ゴールデンハープ	20	2	3	35.00	50.00	H15.3.24	H19.6.1
㈱アイエスエフネットライフいわき	14	3	1	303.27	197.98	H25.3.15	H27.8.1
(社福) 希望の杜福祉会	10	3	3	132.00	—	H11.3.30	H24.4.1
特定非営利活動法人いわきハンディキャップサポートセンター	10	3	1	118.80	321.00	H18.7.1	H22.10.1
(社福) 希望の杜福祉会	30	6	2	323.00	289.61	H11.3.30	H11.12.1
(社福) 希望の杜福祉会	20	6	1	143.25	—	H11.3.30	H14.4.1
(社福) 希望の杜福祉会	18	5	3	510.31	—	H11.3.30	H16.4.1
特定非営利活動法人 みどりの杜福祉会 いわきワイナリー	20	9	1	93.80	427.03	H21.8.6	H22.4.1
サクラゼンセン合同会社	20	—	—	—	—	—	R2.10.1
特定非営利活動法人ワークハウスいわき	24	6	1	164.80	623.34	H17.12.26	H20.1.1
特定非営利活動法人いわき自立生活センター	25	5	—	267.75	2,164.55	H13.4.6	H20.9.16
(社福) 誠心会	10	3	1	129.39	—	S54.7.2	H29.12.1
特定非営利活動法人ワークショップあいあい	20	8	—	78.41	209.66	H20.8.1	H20.8.1
(社福) 誠心会	30	5	1	239.58	—	S54.7.2	H18.10.1
(社福) エル・ファロ	30	11	1	345.26	2,990.00	H13.9.28	H13.4.1
(社福) 育成会	20	9	3	333.00	5,289.00	S52.3.31	H24.4.1
非営利活動法人 あい一番	20	3	—	162.00	660.00	H22.126	H22.4.1
特定非営利活動法人なこそ授産所	10	2	1	174.00	897.00	H18.7.1	H21.1.1
(社福) 誠心会	10	3	1	141.66	—	S54.7.2	H29.12.1
特定非営利活動法人なこそ授産所	10	5	0	145.74	1,475.99	H18.7.1	H22.10.1
㈱あすかクリーン	20	—	—	—	—	—	H30.10.1
(社福) 育成会	14	—	—	—	—	S52.3.31	H31.4.1
特定非営利活動法人いわきハンディキャップサポートセンター	10	4	2	70.00	70.00	H18.7.1	H22.10.1
(社福) 育成会	30	9	0	1,227.36	14,006.68	S52.3.31	H24.4.1
(社福) 愛篤福祉会	20	4	2	979.70	5,000.03	H15.7.24	H16.4.1
特定非営利活動法人常磐福祉会	16	4	2	382.58	769.17	H18.8.28	H19.7.1
市	60	9	0	—	—	—	—
サクラゼンセン合同会社	14	1	3	—	—	—	R1.12.1
特定非営利活動法人ひまわり	10	7	0	232.64	736.77	H23.4.21	H29.4.1
㈱T. H. E. LUCKY RELATION	20	—	—	—	—	—	R2.9.1
特定非営利活動法人わいわい作業所	20	7	1	147.39	316.63	H16.4.6	H25.4.1
特定非営利活動法人 みどりの杜福祉会 いわきワイナリー	20	8	1	191.00	1,448.00	H21.8.6	H26.2.1
(社福) いわき福音協会	32	23	0	227.73	1,024.00	S25.6.2	H21.1.1
㈱TOMONI	10	—	—	—	—	—	H30.8.1
サクラゼンセン合同会社	10	—	—	—	—	—	R3.11.1

び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

設置／経営主体	定員	職員数		専有面積（㎡）		認可(指定)年月日	
		専任	兼任	建物	敷地	法人	施設
特定非営利活動法人 ゴールデンハープ	10	3	4	35.00	50.00	H15.3.24	H19.6.1
㈱アイエスエフネットライフいわき	6	—	—	303.27	197.98	H25.3.15	H25.3.15
(社福) いわき福音協会	18	3	3	409.44	1,413.25	S25.6.2	H18.10.1
特定非営利活動法人 ソーシャルデザインワークス	10	—	—	—	—	—	—
一般社団法人ときわ社会福祉支援会	20	4	3	—	—	—	R1.9.1
(社福) 誠心会	6	3	1	—	—	S54.7.2	H29.12.1
特定非営利活動法人ハッピーメイト	10	0	5	—	—	—	R2.3.1
(社福) 育成会	6	—	—	—	—	S52.3.31	H31.4.1
特定非営利活動法人 ソーシャルデザインワークス	14	4	2	200.35	421.11	H29.1.11	H29.2.1
サクラゼンセン合同会社	6	2	2	—	—	—	R1.12.1

(7) 自立訓練 機能訓練・生活訓練型（民間立4箇所 定員56名）

障がい者に対し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体能

施設名	所在地	電話番号	FAX
SOCIAL SQUARE Sports [生活訓練]	〒970-8034 いわき市平上荒川字桜町1番地の1	070-3349-6785	050-3156-0420
デイサービスセンターつながる [機能訓練]	〒971-8185 いわき市泉町一丁目8番地の9	68-8340	68-8341
SOCIAL SQUARE [生活訓練]	〒973-8404 いわき市内郷内町水之出17番地	84-8301	84-8302
Do3	〒979-0202 いわき市四倉町上仁井田字九反坪30-2	88-6696	88-6696

(8) 生活介護（公立1箇所 定員30名、民間立30箇所 定員743名）

常時介護を必要とする障がい者に対し、主として昼間において、障害者施設などの施設で入浴、排せ

施設名	所在地	電話番号	FAX
カナン村	〒970-8001 いわき市平上平窪字羽黒40番地	23-8611	23-8612
光の家	〒970-8001 いわき市平上平窪字羽黒40番地の51	25-5471	25-5472
野の花ホーム	〒970-8001 いわき市平上平窪字羽黒41番地の51	24-1201	24-1202
エデンの家	〒970-8001 いわき市平上平窪字古館1番地の22	88-7741	88-7743
はまなす荘	〒970-8002 いわき市平中平窪字二堂田2番地	23-8711	23-8712
はまぎく荘	〒970-8003 いわき市平下平窪字熊ヶ平6番地	23-5311	23-5312
福祉サービス事業所ポポロ	〒970-8003 いわき市平下平窪二丁目1番地の5	68-6564	68-6584
なないろくれよんデイルーム	〒970-8034 いわき市平上荒川字長尾74番地の8 アドレスいわき中央ビル108号	28-8802	28-8803
チャレンジド	〒970-8022 いわき市平塩字中島5番地の5	21-2255	68-6202
ピースフルかべや	〒970-8028 いわき市平上神谷字神谷分20番地	34-6678	84-7074
しろやぎ3	〒970-0016 いわき市平馬目字馬目崎52番地	34-6981	34-6981
アライブ	〒970-8047 いわき市中央台高久二丁目26番地の4	68-8928	68-8928
アルケン	〒970-8146 いわき市鹿島町御代字九反田1番地の1	84-6263	84-6261
創造空間	〒971-8183 いわき市泉町下川字八合1番地1	84-6915	84-6916
いわき希望の園（こすも）	〒971-8184 いわき市泉町黒須野字早稲田217番地の1	75-0202	56-0039
ぽおけらハウス	〒971-8183 いわき市泉町下川字川向48番地の1	84-8901	84-8902
デイサービスセンターつながる	〒971-8185 いわき市泉町一丁目8番地の9	68-8340	68-8341
自由空間	〒974-8261 いわき市植田町中央三丁目7番地の6	84-7214	84-7215
いわき育成園	〒974-8204 いわき市高倉町鶴巻35番地	62-2241	62-2199
生活介護事業所 心実	〒974-8241 いわき市山田町堂平98の5	85-0198	85-0298
自立生活きらきら	〒974-8252 いわき市仁井田町寺前9番地の1	84-7102	84-7103
いわき光成園	〒972-8312 いわき市常磐下船尾町東作53番地	43-0012	43-0013
いわき学園	〒972-8312 いわき市常磐下船尾町東作51番地	43-4445	44-4802
工房阿列布	〒973-8407 いわき市内郷宮町峰根65番地の187	36-3944	36-3922
じょうばん福祉作業所	〒973-8404 いわき市内郷内町水之出14番地	26-7720	84-7633
いわき障害者生活介護センター	〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木田191番地	27-8621	27-8642
生活介護 サンリッチ	〒970-8402 いわき市内郷御厩町3丁目142	27-4960	27-4960
スマイルデイサービス	〒973-8406 いわき市内郷高野町番所113番地の3	45-1230	45-1270
のほら	〒979-0205 いわき市四倉町大森字民野町45番地	34-2895	34-2898
ふじみの園	〒972-0252 いわき市遠野町上根本字白坂384番地の1	89-3400	89-3454
多機能型重心児者デイサービス どりーむず	〒970-1151 いわき市好間町下好間一丁目坪83番地の1	38-3719	38-3729

力や生活能力向上のために必要な訓練などを行うサービス。

設置／経営主体	定員	職員数		専有面積（㎡）		認可(指定)年月日	
		専任	兼任	建物	敷地	法人	施設
特定非営利活動法人 ソーシャルデザインワークス	10	—	—	—	—	H29. 1. 1	R1. 12. 1
特定非営利活動法人地域福祉 ネットワークいわき	30	—	—	—	—	—	H30. 8. 1
特定非営利活動法人 ソーシャルデザインワークス	6	1	2	200. 35	421. 11	H29. 1. 1	H29. 2. 1
サクラゼンセン合同会社	10	—	—	—	—	—	R3. 11. 1

つまたは食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供するサービス。

設置／経営主体	定員	職員数		専有面積（㎡）		認可(指定)年月日	
		専任	兼任	建物	敷地	法人	施設
(社福) いわき福音協会	40	—	23	2, 147. 85	11, 532. 00	S25. 6. 2	H21. 4. 1
(社福) いわき福音協会	25	7	13	622. 50	—	S25. 6. 2	H18. 10. 1
(社福) いわき福音協会	54	4	54	1, 909. 86	7, 876. 00	S25. 6. 2	H21. 4. 1
(社福) いわき福音協会	20	11	2	949. 16	12, 316. 80	S25. 6. 2	H25. 4. 1
(社福) いわき福音協会	50	—	25	2, 593. 23	18, 201. 66	S25. 6. 2	H21. 4. 1
(社福) いわき福音協会	40	—	25	2, 216. 54	32, 582. 35	S25. 6. 2	H21. 4. 1
(社福) いわき福音協会	30	13	2	382. 14	885. 09	S25. 6. 2	H23. 1. 4
合資会社 ひよりサービス	20	4	10	710. 44	3, 000. 00	H18. 2. 24	H22. 7. 1
特定非営利活動法人わくわくネットいわき	20	5	2	331. 31	292. 24	H14. 11. 11	H22. 10. 1
特定非営利活動法人 かべや福祉作業所	20	11	—	223. 58	889. 00	H21. 3. 29	H22. 10. 1
特定非営利活動法人母子通園センター	10	4	3	—	—	H18. 9. 12	H27. 2. 1
特定非営利活動法人いわき自立生活センター	15	7	—	356. 54	2, 164. 55	H13. 4. 6	H20. 9. 16
特定非営利活動法人 ゴールデンハープ	20	8	4	40. 30	—	H15. 3. 24	H19. 6. 1
(社福) エル・ファロ	10	2	1	345. 26	2, 990. 00	H13. 9. 28	H27. 4. 1
(社福) 育成会	20	9	3	297. 00	5, 289. 00	S52. 3. 31	H24. 4. 1
特定非営利活動法人ちょぼら	20	—	—	—	—	—	H30. 10. 1
特定非営利活動法人地域 福祉ネットワークいわき	30	—	—	—	—	—	H30. 12. 1
(社福) エル・ファロ	26	21	0	460. 00	682. 52	H13. 9. 28	H3. 4. 6
(社福) 育成会	40	27	—	1, 379. 18	6, 128. 16	S52. 3. 31	H24. 4. 1
(株)あすかクリーン	20	—	—	—	—	—	R2. 2. 1
特定非営利活動法人なこそ授産所	10	2	4	174. 00	897. 00	H18. 7. 1	H21. 1. 1
(社福) 育成会	40	19	—	679. 35	2, 135. 66	S52. 3. 31	H24. 4. 1
(社福) 育成会	40	11	—	1, 227. 36	14, 006. 68	S52. 3. 31	H24. 4. 1
(社福) 愛篤福祉会	20	6	1	979. 70	5, 000. 03	H15. 7. 24	H20. 4. 1
特定非営利活動法人常磐福祉会	10	2	2	382. 58	769. 17	H18. 8. 28	H21. 4. 1
市／(公財) 社会福祉施設事業団	30	16	—	786. 23	—	S57. 3. 25	H15. 4. 1
特定非営利活動法人ひまわり	10	3	1	118. 92	736. 99	H23. 4. 21	H29. 4. 1
(株)スマイルケアサービス	8	—	—	—	—	—	H30. 10. 1
(社福) みどりのかぜ	30	18	2	529. 97	1, 832. 37	H13. 10. 18	H24. 4. 1
(社福) 誠心会	40	—	25	1, 463. 74	25, 494. 79	S52. 3. 31	H24. 3. 1
特定非営利活動法人 ままはーと	5	—	—	—	—	—	—

(9) グループホーム（民間立 66箇所 定員370名）

地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営
障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつまたは食事

施 設 名	所 在 地	電話番号	F A X
キルデン明治団地	〒970-8035 いわき市明治団地25番地の4 星の家	21-5825	21-5825
鎌田ホーム	〒970-8023 いわき市平字鎌田町23番地	21-0501	21-0501
ゆるーりハウス	〒970-8026 いわき市平字大館31番地の8	88-7889	88-7889
きぼうの家北目	〒970-8026 いわき市平字北目町143番地の7	35-0799	35-0334
グループホーム四軒町 1	〒970-8026 いわき市平四軒町6番地の8 南東号室	080-5730-0756	—
グループホーム四軒町 2	〒970-8026 いわき市平四軒町6番地の8 南西号室	080-5730-0755	—
グループホーム梅香町 1	〒970-8026 いわき市平字梅香町2番地の17 南西号室	080-5730-0753	—
グループホーム梅香町 2	〒970-8026 いわき市平字梅香町2番地の17 南東号室	080-5730-0757	—
東町ホーム	〒970-8026 いわき市平字東町12番地の3	21-8777	21-8777
杉内ホーム	〒970-8026 いわき市平中平窪字杉内27番地の1	24-5022	24-5022
もろにホーム	〒970-8003 いわき市平下平窪字稲荷前11番地の2	25-3828	25-3828
中平ホーム	〒970-8003 いわき市平下平窪字稲荷前15番地の2	25-3908	25-3908
寺内ホーム	〒970-8003 いわき市平下平窪字大念仏1番地の11	25-1881	25-1881
曲田ホーム	〒970-8003 いわき市平下平窪字曲田43番地	25-9509	25-9509
下平ホーム	〒970-8003 いわき市平下平窪一丁目1番地の8	25-3907	25-3907
中島ホーム	〒970-8003 いわき市平下平窪字中島町3番地の8	24-8220	24-8220
上荒川ホーム	〒970-8034 いわき市平上荒川字後沢173番地の7	21-5470	21-5470
中神谷ホーム	〒970-8021 いわき市平中神谷字北鳥沼9番地の1	34-1082	34-1082
鳥沼ホーム	〒970-8021 いわき市平中神谷字北鳥沼36番地の2	34-6230	34-6230
後原ホーム	〒970-8021 いわき市平中神谷字後原7番地の1	34-1888	34-1888
後原Ⅱホーム	〒970-8021 いわき市平中神谷字後原26番地の1	34-6235	34-6235
神谷ホーム	〒970-0101 いわき市平中神谷字細田57番地の2	34-4316	34-4316
下神谷ホーム	〒970-0101 いわき市平下神谷字御城65番地の1	34-7855	34-7855
赤井ホーム	〒979-3131 いわき市平赤井字大根内78番地の5	25-0757	25-0757
赤井Ⅱホーム	〒979-3131 いわき市平赤井字中道98番地の1	25-5108	25-5108
きぼうの家塩屋崎	〒970-0224 いわき市平豊間合磯14番地の1	84-8407	—
さくらホーム	〒970-8003 いわき市平中平窪細田町3番地の5	38-3321	—
細田ホーム	〒970-8021 いわき市平中神谷字細田57番地の3	25-1623	—
新町ホーム	〒970-8007 いわき市平中平窪新町3番地の23	21-3511	—
こだてホーム	〒970-8002 いわき市平中平窪字古館15番地の2	21-8799	—
つつじホーム	〒970-8026 いわき市平字研町15番地の1	25-5676	—

むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うサービス。
の介護、創作活動または生産活動の機会を提供するサービス。

設置／経営主体	定員	職員数		専有面積（㎡）		認可(指定)年月日	
		専任	兼任	建物	敷地	法人	施設
特定非営利活動法人 ゴールデンハープ	5	1	1	60.50	—	H15.3.24	H18.4.23
(社福) いわき福音協会	6	2	—	—	—	S25.6.2	H20.8.3
特定非営利活動法人 ゆるーり	6	4	—	—	—	H19.8.5	H23.2.1
(社福) 希望の杜福祉会	5	1	1	136.94	—	H11.3.30	H18.10.1
(公財) 磐城済世会	2	3	—	29.83	—	S37.2.20	H22.3.1
(公財) 磐城済世会	2	3	—	34.80	—	S37.2.20	H22.3.1
(公財) 磐城済世会	2	3	—	45.57	—	S37.2.20	H21.4.11
(公財) 磐城済世会	3	3	—	45.57	—	S37.2.20	H22.3.1
(社福) いわき福音協会	4	2	—	—	—	S25.6.2	H22.11.1
(社福) いわき福音協会	4	2	—	—	—	S25.6.2	H23.4.26
(社福) いわき福音協会	5	4	—	—	—	S25.6.2	H23.6.12
(社福) いわき福音協会	6	2	—	—	—	S25.6.2	H6.4.1
(社福) いわき福音協会	4	2	—	—	—	S25.6.2	H12.4.1
(社福) いわき福音協会	4	2	—	—	—	S25.6.2	H21.3.11
(社福) いわき福音協会	4	2	—	—	—	S25.6.2	H6.4.1
(社福) いわき福音協会	7	2	—	—	—	S25.6.2	H12.4.1
(社福) いわき福音協会	4	2	—	—	—	S25.6.2	H21.8.3
(社福) いわき福音協会	6	2	—	—	—	S25.6.2	H11.10.1
(社福) いわき福音協会	4	2	—	—	—	S25.6.2	H21.9.1
(社福) いわき福音協会	5	2	—	—	—	S25.6.2	H20.9.21
(社福) いわき福音協会	4	5	—	—	—	S25.6.2	H21.6.11
(社福) いわき福音協会	6	2	—	—	—	S25.6.2	H9.10.1
(社福) いわき福音協会	4	2	—	—	—	S25.6.2	H21.6.11
(社福) いわき福音協会	5	4	—	—	—	S25.6.2	H18.4.19
(社福) いわき福音協会	4	2	—	—	—	S25.6.2	H21.6.11
(社福) 希望の杜福祉会	19	—	—	—	—	—	—
(社福) いわき福音協会	6	—	—	—	—	—	—
(社福) いわき福音協会	4	—	—	—	—	—	—
(社福) いわき福音協会	6	—	—	—	—	—	—
(社福) いわき福音協会	10	—	—	—	—	—	—
(社福) いわき福音協会	6	—	—	—	—	—	—

施 設 名	所 在 地	電話番号	F A X
グループホームコンパス	〒970-8022 いわき市平塩字呑内3番地の1	22-4665	—
でぐちホーム	〒970-0101 いわき市平下神谷字出口58番地の36	25-1623	—
メゾン・ド・あたご	〒971-8151 いわき市小名浜岡小名二丁目1番地の48	52-0255	—
コーポおかおな	〒971-8151 いわき市小名浜岡小名四丁目3番地の1	52-1057	52-1057
さくら	〒971-8127 いわき市小名浜玉川町北5番地の4 1F	43-4478	44-2289
ひまわり	〒971-8127 いわき市小名浜玉川町北5番地の4 2F	43-4478	44-2289
みのり	〒971-8127 いわき市小名浜玉川町北5番地の8	43-4478	44-2289
キルデン住ヶ谷	〒971-8151 いわき市小名浜岡小名住ヶ谷133番地の18	54-7515	—
キルデン岡小名	〒971-8151 いわき市小名浜岡小名住ヶ谷60番地の2 住ヶ谷レジデンス101・102	92-1020	—
フレーデン	〒971-8146 いわき市鹿島町御代字柿境10番地の1	85-5942	—
プーラビータ	〒971-8183 いわき市泉町下川字八合1番地の4	84-6922	96-5339
リバーサイド S I N	〒971-8172 いわき市泉玉露三丁目10番地 5	56-8863	—
ちいん	〒971-8182 いわき市泉町滝尻字後川40番、43番、45番地5	84-6922	—
アットホームきらり	〒974-8261 いわき市植田町根小屋184番地の4	84-6461	84-7130
レジデンスなこそ	〒979-0145 いわき市勿来町四沢清水17番地の1	78-1336	65-4160
グループホームサハコハウス	〒972-8321 いわき市常磐湯本町三函4番地の4	44-6160	44-6160
えぼっく	〒972-8131 いわき市常磐上矢田町竹ノ下2番地の1	43-4478	44-2289
えぼっくⅡ	〒972-8131 いわき市常磐上矢田町竹ノ下2番地の8	43-4478	44-2289
えぼっくⅢ	〒972-8131 いわき市常磐上矢田町竹ノ下2番地の9	43-4478	44-2289
宮ホーム	〒970-8404 いわき市内郷内町磐堰5番地の1	26-7939	26-7939
つづらホーム	〒973-8403 いわき市内郷綴町七反田48番地	27-8205	27-8205
みまやホーム	〒973-8402 いわき市内御厩町2丁目53番地の2	27-8200	27-8200
グループホームみまや	〒973-8402 いわき市内御厩町4丁目88番地	26-3526	27-4499
ぽっぽ	〒979-0201 いわき市四倉町西四丁目33番地の3	32-5533	68-7273
きずな	〒979-0201 いわき市四倉町東2丁目116番地の1	32-5533	68-7273
メゾン・ド・ほりきり	〒979-0161 いわき市遠野町上遠野字堀切11番地の1	89-2780	89-2780
小川郷ホーム	〒979-3122 いわき市小川町高萩字小路尻33番地の10	83-3185	83-3185
小川ホーム	〒979-3122 いわき市小川町高萩字下代17番地の10	83-2433	83-2433
好間ホーム	〒970-1151 いわき市好間町下好間字壱町坪45番地の2	36-3365	36-3365
ぬまたホーム	〒970-1151 いわき市好間町下好間字沼田134番地の1	25-5676	—
グループホーム四倉	〒979-0201 いわき市四倉町西二丁目15番地の1	21-7907	—
はまゆう	〒970-8003 いわき市平下平窪字熊ヶ平6-3	24-1514	24-1513
ひのき	〒970-1151 いわき市好間町下好間字沼田125-1	25-5676	25-5688
グループホーム静修苑	〒970-1151 いわき市好間町下好間字鬼越24-10	36-3611	36-3977
ハピエスト	〒971-8135 いわき市小名浜金成字町田5番地の1	88-6927	88-6928

設置／経営主体	定員	職員数		専有面積 (㎡)		認可(指定)年月日	
		専任	兼任	建物	敷地	法人	施設
(社福) みどりのかぜ	4	—	—	—	—	—	—
(社福) いわき福音協会	4	—	—	—	—	—	—
(社福) 誠心会	5	2	2	99.57	—	S54. 7. 2	H16. 4. 1
(社福) 誠心会	9	2	2	393. 42	—	S54. 7. 2	H21. 4. 1
(社福) 育成会	5	2	1	151. 15	—	S52. 3. 31	H20. 4. 1
(社福) 育成会	5	2	1	147. 29	—	S52. 3. 31	H19. 4. 1
(社福) 育成会	5	3	—	157. 81	—	S52. 3. 31	H19. 4. 1
特定非営利活動法人ゴールデンハープ	3	—	—	—	—	—	—
特定非営利活動法人 ゴールデンハープ	4	—	—	—	—	—	—
特定非営利活動法人ゴールデンハープ	4	—	—	—	—	—	—
(社福) エル・ファロ	5	1	3	485. 69	—	H13. 9. 28	H30. 3. 1
(社福) エル・ファロ	7	4	3	174. 65	406. 78	H13. 9. 28	H16. 1. 1
(社福) エル・ファロ	10	—	—	—	—	—	—
特定非営利活動法人なこそ授産所	4	3	1	—	—	H18. 7. 1	H29. 4. 1
(社福) 誠心会	20	4	1	994. 76	3, 742. 44	S54. 7. 2	H24. 3. 1
特定非営利活動法人チャオ	4	1	1	97. 00	168. 00	H13. 3	H20. 4. 1
(社福) 育成会	6	3	2	206. 19	—	S52. 3. 31	H19. 4. 1
(社福) 育成会	4	2	1	120. 34	—	S52. 3. 31	H19. 4. 1
(社福) 育成会	5	2	1	139. 12	—	S52. 3. 31	H24. 5. 10
(社福) いわき福音協会	4	2	—	—	—	S25. 6. 2	H5. 4. 1
(社福) いわき福音協会	6	2	—	—	—	S25. 6. 2	H13. 10. 1
(社福) いわき福音協会	4	2	—	—	—	S25. 6. 2	H22. 11. 1
(医) 済精会	8	3	4	255. 26	400. 88	H22. 4. 1	—
特定非営利活動法人わいわい作業所	4	1	2	128. 10	234. 14	H16. 4. 6	H26. 1. 1
特定非営利活動法人わいわい作業所	6	3	1	123. 80	520. 70	H16. 4. 6	H23. 12. 1
(社福) 誠心会	4	2	2	110. 12	—	S54. 7. 2	H16. 1. 1
(社福) いわき福音協会	5	5	—	—	—	S25. 6. 2	H26. 2. 1
(社福) いわき福音協会	6	3	—	—	—	S25. 6. 2	H19. 10. 1
(社福) いわき福音協会	4	2	—	—	—	S25. 6. 2	H20. 3. 1
(社福) いわき福音協会	6	—	—	—	—	—	—
(公財) 磐城済世会	10	—	—	—	—	—	R3. 9. 1
(社福) いわき福音協会	11	—	—	—	—	—	R3. 9. 1
(社福) いわき福音協会	6	—	—	—	—	—	R3. 9. 1
(社福) 愛篤福祉会	6	—	—	—	—	—	R3. 7. 1
一般社団法人ハピエスト	5	—	—	—	—	—	R4. 1. 1

(10) 障害者就業・生活支援センター（民間立1箇所）

障害者の就業生活における自立を促すため、就職から職場定着まで一貫して支援する。

施設名	所在地	電話番号	FAX
いわき障害者就業・生活支援センター	〒970-8026 いわき市平堂ノ前2番地	24-1588	22-1233

(11) 地域活動支援センター（民間立4箇所 定員63名）

地域の実情に応じて創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、

施設名	所在地	電話番号	FAX
地域活動支援センター てらす	〒970-8026 いわき市平字旧城跡12番地の80	22-5491	38-4459
地域活動支援センター スペースけやき	〒970-8026 いわき市平字作町一丁目4番地の17	35-0799	35-0334
地域活動支援センター いぶき	〒971-8183 いわき市泉町下川字八合1番地の1	54-3830	—
地域活動支援センター チャオ	〒972-8321 いわき市常磐湯本町天王崎一丁目156番地	44-6160	46-6160

(12) 障害者教養文化体育施設（公立1箇所）

障がい者の健康増進、機能の回復・向上、教養文化活動、スポーツ・レクリエーション活動の場とし

施設名	所在地	電話番号	FAX
いわきサン・アビリティーズ	〒972-8321 いわき市常磐湯本町上浅貝5番地の1	43-7791	43-7791

4 児童のための施設等

(1) 助産施設（公立1箇所 定員8名）

保健上必要があるのに、経済的な理由により、入院助産を受けることのできない妊産婦を入所させて

施設名	所在地	電話番号	FAX
いわき市助産所	〒973-8555 いわき市内郷御厩町久世原16番地	26-3151	26-2224

(2) 児童養護施設（民間立1箇所 定員40名）

乳児を除く、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて養

施設名	所在地	電話番号	FAX
いわき育英舎	〒979-3124 いわき市小川町上小川字大坂5番地	83-1571	83-2848

(3) 医療型障害児入所施設（民間立2箇所 定員164名）

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与

施設名	所在地	電話番号	FAX
福島整肢療護園	〒970-8001 いわき市平上平窪字古館1番地の2	25-8131	22-1259
独立行政法人国立病院機構いわき病院	〒971-8126 いわき市小名浜野田字八合88番地の1	88-7101	—

(4) 療養介護（民間立2箇所 定員164名）

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに治

施設名	所在地	電話番号	FAX
福島整肢療護園	〒970-8001 いわき市平上平窪字古館1番地の2	25-8131	22-1259
独立行政法人国立病院機構いわき病院	〒971-8126 いわき市小名浜野田字八合88番地の1	88-7101	—

設置／経営主体	職員数		面積（㎡）		認可(指定)年月日	
	専任	兼任	建物	敷地	法人	施設
(社福) いわき福音協会	6	1	186.07	—	S25. 6. 2	H12. 4. 1

障がい者の地域生活支援の促進を図る施設。

設置／経営主体	定員	職員数		面積（㎡）		認可(指定)年月日	
		専任	兼任	建物	敷地	法人	施設
特定非営利活動法人 布紗	15	3	2	333.75	—	H23. 8. 29	H14. 6. 4
(社福) 希望の杜福祉社会	20	2	1	172.49	—	H11. 3. 30	H21. 4. 1
(社福) エル・ファロ	15	2	—	345.26	2,438.64	H13. 9. 28	H31. 4. 1
特定非営利活動法人チャオ	13	3	—	44.57	67.47	—	H18. 10. 1

て活用する施設。

設置／経営主体	定員	職員数		面積（㎡）		認可(指定)年月日	
		専任	兼任	建物	敷地	法人	施設
市／(公財) 社会福祉施設事業団	—	4	—	1,498.55	3,991.49	S57. 3. 25	S61. 2. 1

助産を受けさせる施設。

設置／経営主体	定員	職員数		面積（㎡）		認可年月日	
		専任	兼任	建物	敷地	法人	施設
市	8	いわき市医療センター		—	—	—	S44. 4. 1

護し、あわせてその自立を支援する施設。

設置／経営主体	定員	職員数		面積（㎡）		認可年月日	
		専任	兼任	建物	敷地	法人	施設
(社福) 昌平翼	40	24	—	1,239.93	5,686.12	S57. 12. 6	S58. 4. 1

える施設。

設置／経営主体	定員	ショートステイ 定員	職員数		面積（㎡）		認可(指定)年月日	
			専任	兼任	建物	敷地	法人	事業開始年月日
(社福) いわき福音協会	60	空床利用	22	17	3,089.04	26,177.70	S25. 6. 2	S27. 10. 9
独立行政法人国立病院機構	—	—	—	—	—	—	—	—

療及び日常生活の指導をする。

設置／経営主体	定員	ショートステイ 定員	職員数		面積（㎡）		認可(指定)年月日	
			専任	兼任	建物	敷地	法人	事業開始年月日
(社福) いわき福音協会	60	空床利用	37	34	2,587.08	26,177.70	S25. 6. 2	H5. 4. 1
独立行政法人国立病院機構	104	空床利用	51	—	—	—	—	S46. 4. 1

(5) 障害児通所支援施設(児童発達支援) (民間立37箇所 定員410名)

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児等に対し、日

施設名	所在地	電話番号	FAX
いわき母子訓練センター	〒970-0116 いわき市平馬目字馬目崎52番地	34-6981	34-6981
エデンの家	〒970-8001 いわき市平上平窪字古館1番地の22	88-7741	88-7743
児童発達支援センターわくわくキッズ	〒970-8028 いわき市平上神谷字反町13番地の1	38-9406	38-9416
第二子どもの家 M・A・Y	〒970-8026 いわき市平字八幡小路73番地	88-6011	88-6012
放課後等デイサービス i-step ジュニアプラス	〒970-8026 いわき市平字倉前105番地の13	88-1766	38-5346
放課後等デイサービス i-step ジュニアグッドjob	〒973-8403 いわき市内郷綴町川原田88番地の1	88-9768	88-9763
ゆいまーる・ふくしま	〒970-8021 いわき市平中神谷字荳荳1番地の8	38-9234	38-9233
児童発達支援/放課後等デイサービスMY ALL	〒970-8023 いわき市平鎌田字西山下72番地の3 菊川マンション2F	84-6186	—
こどもサークル中央台	〒972-8321 いわき市中央台鹿島一丁目56番地の4	84-9303	84-9304
キッズじゃんけんぽん泉	〒971-8172 いわき市泉玉露二丁目11番地の6	68-7384	68-7385
いわけんキッズクラブ	〒971-8101 いわき市小名浜字吹松8の5の2F	38-7332	38-7567
放課後等デイサービス第2アミスター	〒971-8172 いわき市泉玉露六丁目18番地の22 メゾン玉露Ⅰ 101-102	88-6370	—
放課後等デイサービスステップワン泉校	〒971-8185 いわき市泉町二丁目7番地の6	85-5021	85-5057
障害児通所支援チャーむ	〒971-8162 いわき市小名浜花畑町19番地の10	73-2033	73-2034
障害児通所支援 あしび	〒971-8101 いわき市小名浜田ノ入1番地 ヤノビル2階	38-6310	38-6365
子どもの家保育園	〒974-8232 いわき市錦町重殿15番地	65-6236	65-6230
障害児通所支援みによん	〒974-8261 いわき市植田町林内11番地の1	85-5720	85-5721
olea NISHIKI	〒974-8232 いわき市錦町成沢12番地の3	84-9771	—
いわき南子どもの家 児童発達支援センター	〒974-8211 いわき市金山町朝日台130番地の2	84-8230	84-8232
放課後デイサービスステップワン湯本校	〒972-8321 いわき市常磐湯本町三函97番地	38-9011	38-9021
放デイU・AND舎	〒972-8321 いわき市常磐湯本町天王崎92番地 湯本ビル3F	43-0373	43-0373
放デイI・AND舎	〒972-8321 いわき市常磐湯本町天王崎1番地の9 天王崎テナント2階	43-0373	—
こどもサークル 湯本	〒972-8324 いわき市桜ヶ丘三丁目27番地の1 サンヒルズ湯本101号室	88-7721	88-7729
障害児通所支援第2チャーむ	〒973-8409 いわき市内郷御台境町鶴巻45番地の2	84-6882	84-6883
こどもサークル内郷	〒973-8408 いわき市内郷高坂町大町38番地の16	38-7847	38-7846
こどもサークル四倉	〒971-0201 いわき市四倉町字東一丁目38番地	85-0062	85-0065
多機能型重心児者 デイサービス どりーむず	〒970-1151 いわき市好間町下好間一町坪83番地の1	38-3719	38-3729
多機能型重心児デイサービス どんぐり	〒970-1151 いわき市好間町下好間字渋井21番地の5	85-5990	—
自立支援・放デイグランアミスター	〒971-8172 いわき市泉玉露六丁目18-22 メゾン玉露Ⅰ 103, 105	88-6370	—
olea AZUMADA	〒972-8323 いわき市東田町一丁目11番地5	85-5237	—
MIRACLE	〒970-8047 いわき市中央台高久二丁目25番地の1	85-0656	—
自立支援学習センター スマイルキッズ平教室Ⅱ	〒970-8026 いわき市平字北目町3番地の16-B	84-5551	—
コペルプラスいわき小名浜教室	〒971-8162 いわき市小名浜花畑町11-3 カネマンビル1F	88-9232	—
のびっこらんど泉	〒971-8182 いわき市泉町滝尻字中ノ坪15番地の2	88-9207	—
障害児通所支援事業所ひかり	〒970-0101 いわき市平下神谷字立田帯5番地	34-4555	—
児童発達支援 MY ALL りとる	〒970-8023 いわき市平鎌田字西山下72番地の3 菊川マンション3階西	84-7271	—
ほーぷ小名浜	〒971-8164 いわき市小名浜寺廻5番地の14	84-7899	—

常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等を行うサービス。

設置／経営主体	定員	職員数		面積（㎡）		認可(指定)年月日	
		専任	兼任	建物	敷地	法人	施設
特定非営利活動法人 母子通園センター	10	2	2	703.54	1,614.10	H18.9.12	H4.4.1
(社福) いわき福音協会	20	9	2	—	—	S25.6.2	H26.11.1
特定非営利活動法人 わくわくネットいわき	20	6	1	99.37	240.52	H14.11.11	H30.4.1
特定非営利活動法人 子どもの家	10	5	—	158.99	747.61	H18.2.6	H24.4.1
i - s t e p (株)	10	4	1	66.80	—	—	H30.4.1
i - s t e p (株)	10	—	—	—	—	—	H31.3.1
特定非営利活動法人 わくわくネットいわき	10	—	—	—	—	—	H31.4.1
(有)新宿	10	—	—	—	—	—	R3.2.1
(株)H. R. いわき	10	—	—	—	—	—	H30.10.1
(有)介護じゃんけんぽん	10	2	6	126.69	836.40	H22.7.1	H24.4.1
いわき建設運輸(有)	10	—	—	—	—	—	R2.4.5
特定非営利活動法人VIDA	10	—	—	—	—	—	R2.6.1
(株)菅谷	20	—	—	—	—	—	H30.10.1
(社福) 誠心会	10	—	7	136.50	—	S54.7.2	H24.4.1
(株)WILL GOLD	10	4	1	78.42	—	—	H30.4.1
特定非営利活動法人 子どもの家	10	5	—	299.78	1,475.99	H18.2.6	H24.4.1
(社福) 誠心会	10	—	7	119.97	1,147.31	S54.7.2	H27.4.1
(株)エヌ・リンク	10	—	—	—	—	—	R2.10.1
特定非営利活動法人 子どもの家	20	—	—	—	—	—	H30.12.10
(株)菅谷	20	—	—	—	—	—	H31.4.1
(株)あんど	10	—	—	—	—	—	H31.4.1
(株)あんど	10	—	—	—	—	—	R1.9.1
(株)H. R. いわき	10	6	1	97.94	—	—	H30.2.1
(社福) 誠心会	10	—	7	147.07	396.52	S54.7.2	H25.11.1
(株)H. R. いわき	10	—	—	—	—	—	H30.7.1
(株)H. R. いわき	10	—	—	—	—	—	R1.12.15
特定非営利活動法人 ままはーと	5	10	2	—	—	H29.6.1	H30.2.20
合同会社 木の実	5	—	—	—	—	—	R3.3.1
特定非営利活動法人VIDA	10	—	—	—	—	—	R3.6.1
(株)エヌ・リンク	10	—	—	—	—	—	R3.7.19
合同会社MIRAICLE	10	—	—	—	—	—	R3.11.1
(株)ル・レーブ	10	—	—	—	—	—	R4.1.6
(株)ブックエース	10	—	—	—	—	—	R4.2.1
社会福祉法人福島県福祉事業協会	10	—	—	—	—	—	R4.2.1
特定非営利活動法人 青陽	10	—	—	—	—	—	R4.4.1
有限会社新宿	10	—	—	—	—	—	R4.4.1
合同会社まーく	10	—	—	—	—	—	R4.4.1

(6) 障害児通所支援施設(放課後等デイサービス)(民間立56箇所 定員570名)

学校(幼稚園及び大学を除く)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児

施設名	所在地	電話番号	F A X
自立支援学習センター放課後デismイルキッズ平教室	〒970-8026 いわき市平字北目町3番地22	84-5551	84-5551
放課後等デイサービス i-step ジュニア	〒970-0101 いわき市平下神谷字石淵101番地	84-6509	84-6510
いわき母子訓練センター	〒970-0116 いわき市平馬目字馬目崎52番地	34-6981	34-6981
セカンドハウスわくわく	〒970-8028 いわき市平上神谷字神谷分22番地の1	57-0255	57-0256
第二子どもの家 M・A・Y	〒970-8026 いわき市平字八幡小路73番地	88-6011	88-6012
放課後等デイサービス事業所 光の家	〒970-8001 いわき市平上平窪字羽黒40-51	25-5471	25-5472
放課後等デイサービス i-step ジュニアプラス	〒970-8026 いわき市平字倉前105番地の13	88-1766	88-1760
エデンの家	〒970-8001 いわき市平上平窪字古館1番地の22	88-7741	88-7743
自立支援放課後等デイサービスみらい平教室	〒970-8026 いわき市平字愛谷町一丁目6番地の1	38-5013	38-5015
こどもサークル中央台	〒970-8043 いわき市中央台鹿島一丁目56番地の4	84-9303	84-9304
放課後等デイサービス i-step ジュニアグッドJob	〒973-8403 いわき市内郷綴町川原田88番地の1	88-9768	88-9763
セカンドハウスほっぷ	〒970-8028 いわき市平上神谷字神谷分24番地の1	38-5560	38-5562
児童発達支援/放課後等デイサービスMY ALL	〒970-8023 いわき市平鎌田字西山72番地の3 菊川マンション2F	84-6186	—
放課後等デイサービス のんびりハウス	〒970-0222 いわき市平沼ノ内諏訪原二丁目5番地の7	88-6334	—
障害児通所支援ちゃーむ	〒971-8162 いわき市小名浜花畑町19番地の10	73-2033	73-2034
なないろくれよん小名浜	〒971-8101 いわき市小名浜花畑11番地の3 カネマンビル 2F	84-5662	84-8663
アルケン II	〒971-8146 いわき市鹿島町御代字九反田 1 番地の 1	84-6233	84-6261
キッズじゃんけんぽん泉	〒971-8172 いわき市泉玉露二丁目11番地の6	68-7384	68-7385
自立支援放課後等デイキッズガーデン洋向台教室	〒970-0314 いわき市洋向台三丁目9番地の9	88-9871	88-9872
放課後等デイサービスステップワン泉校	〒971-8185 いわき市泉町二丁目7番地の6	85-5021	85-5057
障害児通所支援 あしび	〒971-8101 いわき市小名浜田ノ入1番地 ヤノビル2階	38-6310	38-6365
ほーぷ	〒971-8164 いわき市小名浜寺廻町5番地の7	51-3080	84-5953
プラムフィールド (休止中)	〒970-0316 いわき市小名浜下神白字館ノ腰6番地の4	38-6021	—
プラムだいすき	〒971-8145 いわき市鹿島町船戸字京塚 1 番地の17	68-8867	68-8867
いわけんキッズクラブ	〒971-8101 いわき市小名浜字吹松 8 番地の 5 の 2 F	38-7332	38-7567
放課後等デイサービス第2アミスター	〒971-8172 いわき市泉玉露六丁目18番地の22 メゾン玉露 I 101・102	88-6370	—
放課後等デイサービス らいむ	〒971-8163 いわき市小名浜中町境8番地の15	84-5101	—
放課後等デイサービス アミスター	〒971-8172 いわき市泉玉露六丁目18番地の21	88-6370	51-4356
自立支援放課後等デイ・キッズガーデン神白教室	〒970-0316 いわき市小名浜下神白字狩亦35番地の4	84-9603	—
障害児通所支援みによん	〒974-8261 いわき市植田町林内11番地の1	84-5720	85-5721
olea NISHIKI	〒974-8232 いわき市錦町成沢12番地の3	84-9771	—
みらいてらす	〒974-8232 いわき市錦町上中田1番地の7	38-7182	—
子どもの家保育園	〒974-8232 いわき市錦町重殿15番地	65-6236	65-6230
放課後等デイサービスステップワン湯本校	〒972-8321 いわき市常磐湯本町三函97番地	38-9011	38-9021
放デイ U AND 舎	〒972-8321 いわき市常磐湯本町天王崎92番地 湯本ビル 3F	43-0373	43-0373
れいめい F O R C E	〒972-8312 いわき市常磐下船尾町居作8番地の33	68-6113	68-6113
放デイ I・AND 舎	〒972-8321 いわき市常磐湯本町天王崎1番地の9 天王崎テナント2階	43-0373	—
れいめい 醍醐	〒972-8321 いわき市常磐湯本町栄田34番地の4	38-5435	—
こどもサークル 湯本	〒972-8324 いわき市桜ヶ丘三丁目27番地の1 サンヒルズ湯本101号室	88-7721	88-7729
障害児通所支援第2ちゃーむ	〒973-8409 いわき市内郷御台境町鶴巻45番地の2	84-6882	84-6883
こどもサークル内郷	〒973-8408 いわき市内郷高坂町大町38番地の16	38-7847	38-7846
自立支援放課後等デイサービスこどもらんど小島教室	〒973-8411 いわき市小島町二丁目4番地の9	85-0086	85-0087
自立支援放課後等デイサービスこどもらんど第2教室	〒973-8411 いわき市小島町一丁目5番地の8	45-1086	—
こどもサークル四倉	〒971-0201 いわき市四倉町字東一丁目38番地	85-0062	85-0065
多機能型重心児者デイサービスどりーむず	〒970-1151 いわき市好間町下好間一町坪83番地の1	38-3719	38-3729
多機能型重心児デイサービスどんぐり	〒970-1151 いわき市好間町下好間字洪井21番地の5	85-5990	—
自立支援・放デイグランアミスター	〒971-8172 いわき市泉玉露六丁目18-22 メゾン玉露 I 103, 105	88-6370	—
olea AZUMADA	〒972-8323 いわき市東田町一丁目11番地5	85-5237	—
MIRACLE	〒970-8047 いわき市中央台高久二丁目25番地の1	85-0656	—
自立支援学習センター スマイルキッズ平教室II	〒970-8026 いわき市平字北目町3番地の16-B	84-5551	—
のびっこらんど泉	〒971-8182 いわき市泉町滝尻字中ノ坪15番地の2	88-9207	—
障害児通所支援事業所ひかり	〒970-0101 いわき市平下神谷字立田帯5番地	34-4555	—
ほーぷ小名浜	〒971-8164 いわき市小名浜寺廻5番地の14	84-7899	—
放課後等デイサービス ガクセンホーム	〒971-8163 いわき市小名浜田ノ入28番地の6	54-7570	—
こどもらんど第3教室	〒973-8411 いわき市小島町三丁目9番地の10 ヤスミツ第二ビル 2-A	27-8086	—
放課後等デイサービス コーシュリー	〒970-0112 いわき市泉崎字辻道6番地の1	60-8923	—

に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うサービス。

設置／経営主体	定員	職員数		面積 (㎡)		認可(指定)年月日	
		専任	兼任	建物	敷地	法人	施設
(株)ル・レーブ	10	5	—	436.28	1,554.82	H28.8.1	H29.1.1
i - s t e p (株)	20	6	1	134.46	116.64	H24.12.13	H29.3.1
特定非営利活動法人 母子通園センター	10	2	2	703.54	1,614.10	H18.9.12	H24.4.1
特定非営利活動法人 わくわくネットいわき	10	6	7	166.58	1,824.09	H14.11.11	H24.4.1
特定非営利活動法人 子どもの家	10	5	—	158.99	747.61	H18.2.6	H24.4.1
(社福) いわき福音協会	10	—	13	—	—	S25.6.2	H28.4.1
i - s t e p (株)	10	4	1	66.80	—	—	H30.4.1
(社福) いわき福音協会	20	9	2	—	—	S25.6.2	H26.11.1
(株)みらい	10	—	—	—	—	—	H30.6.1
(株)H. R. いわき	10	—	—	—	—	—	H30.10.1
i - s t e p (株)	10	—	—	—	—	—	H31.3.1
特定非営利活動法人 わくわくネットいわき	10	—	—	—	—	—	H31.4.1
(有)新宿	10	—	—	—	—	—	R3.2.1
(社福) 希望の杜福祉会	10	—	—	—	—	—	R3.4.1
(社福) 誠心会	10	—	7	136.50	—	S54.7.2	H24.4.1
合資会社ひよりサービス	10	4	3	—	—	H18.4.1	H26.9.1
特定非営利活動法人 ゴールデンハープ	10	3	—	40.30	—	H15.3.24	H24.4.1
(有)介護じゃんけんぽん	10	2	6	126.69	836.40	H22.7.1	H24.4.1
(株)小野興業	10	9	—	152.70	—	—	H29.6.1
(株)菅谷	20	5	1	96.22	—	—	H30.4.1
(株)WILL GOLD	10	4	1	78.42	—	—	H30.4.1
合同会社まーく	10	—	—	—	—	—	H30.6.1
合同会社プラムフィールド	10	—	—	—	—	—	H30.8.1
(一社) 一心会	10	—	—	—	—	—	R1.11.1
いわき建設運輸(有)	10	—	—	—	—	—	R2.4.5
特定非営利活動法人VIDA	10	—	—	—	—	—	R2.6.1
(株)学べるコムネット	10	—	—	—	—	—	R2.10.1
特定非営利活動法人VIDA	10	—	—	—	—	—	H31.3.1
(株)小野興業	10	—	—	—	—	—	R2.12.1
(社福) 誠心会	10	—	7	119.97	1,147.31	H54.7.2	H27.4.1
(株)エヌ・リンク	10	—	—	—	—	—	R2.10.1
(株)SENZAKI	10	—	—	—	—	—	R3.3.1
特定非営利活動法人 子どもの家	10	5	—	299.78	1,475.99	H18.2.6	H24.4.1
(株)菅谷	20	5	1	75.42	—	—	H29.6.1
(株)あんど	10	8	—	187.00	—	—	H30.3.1
特定非営利活動法人great delight	10	—	—	—	—	—	H31.2.1
(株)あんど	10	—	—	—	—	—	R1.9.1
特定非営利活動法人great delight	10	—	—	—	—	—	R2.6.1
(株)H. R. いわき	10	6	1	97.94	—	—	H30.2.1
(社福) 誠心会	10	—	7	147.07	396.52	S54.7.2	H25.11.1
(株)H. R. いわき	10	—	—	—	—	—	H30.7.1
(株)まはろ	10	—	—	—	—	—	H31.2.1
(株)まはろ	10	—	—	—	—	—	R3.2.1
(株)H. R. いわき	10	—	—	—	—	—	R1.12.15
特定非営利活動法人 ままはーと	5	10	2	—	—	H29.6.1	H30.2.20
合同会社木の実	5	—	—	—	—	—	R3.3.1
特定非営利活動法人VIDA	10	—	—	—	—	—	R3.6.1
(株)エヌ・リンク	10	—	—	—	—	—	R3.7.19
合同会社MIRAICLE	10	—	—	—	—	—	R3.11.1
(株)ル・レーブ	10	—	—	—	—	—	R4.1.6
社会福祉法人福島県福祉事業協会	10	—	—	—	—	—	R4.2.1
特定非営利活動法人 青陽	10	—	—	—	—	—	R4.4.1
合同会社まーく	10	—	—	—	—	—	R4.4.1
(株)ガクセン	10	—	—	—	—	—	R3.11.15
(株)まはろ	10	—	—	—	—	—	R4.2.1
(株)コーシュリー	10	—	—	—	—	—	R4.4.1

(7) 障害児通所支援施設（保育所等訪問支援）（民間立4箇所）

障がい児が通う保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援

施設名	所在地	電話番号	FAX
児童発達支援センターわくわくキッズ	〒970-8028 いわき市平上神谷字反町13番地の1	38-9406	38-9416
エデンの家	〒970-8001 いわき市平上平窪字古館1番地の22	88-7741	88-7743
いわき南子どもの家児童発達支援センター	〒974-8211 いわき市金山町朝日台130番地の2	84-8230	84-8232
保育所等訪問支援あんどさぼーと	〒972-8321 いわき市常磐湯本町天王崎92湯本ビル 2・3F	43-0373	—

(8) 児童発達支援センター（民間立3箇所 定員60名）

障がい児やその家族が安心して暮らせるよう、身近な地域で支援を行う専門職を配置し、支援機能の

施設名	所在地	電話番号	FAX
エデンの家	〒970-8001 いわき市平上平窪字古館1番地の22	88-7741	88-7743
児童発達支援センター わくわくキッズ	〒970-8028 いわき市平上神谷字反町13番地の1	38-9406	38-9416
いわき南子どもの家児童発達支援センター	〒974-8211 いわき市金山町朝日台130番地の2	84-8230	84-8232

(9) 保育所（保育園）（公立33箇所 利用定員 2,084名）

保育を必要とする乳児・幼児を日々保育者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設。

施設名	所在地	電話番号	FAX
白土保育所	〒970-8026 いわき市平字愛谷町一丁目4番地の1	22-6608	21-6321
あさひ保育園	〒970-8021 いわき市平中神谷字北鳥沼34番地	34-2052	34-2055
豊間保育園 ※1	〒970-0223 いわき市平薄磯字南作62番地	39-3101	39-3105
高久保育園 ※2	〒970-0107 いわき市平荒田目字高原44番地	39-2109	34-2377
夏井保育所	〒970-0107 いわき市平荒田目字高原44番地	39-2109	34-2377
永崎保育所	〒970-0315 いわき市永崎字川畑217番地の1	55-7244	55-7245
古湊保育所	〒971-8101 いわき市小名浜字田ノ入80番地の1	92-3356	92-4685
本町保育所	〒971-8101 いわき市小名浜字蛭川新川間35番地の1	92-3355	52-9015
渚保育所	〒971-8101 いわき市小名浜字中原2番地の23	92-3901	52-2937
鹿島保育所	〒971-8144 いわき市鹿島町久保字山崎4番地の1	58-2637	58-2646
玉露保育所	〒971-8172 いわき市泉玉露三丁目13番地の5	96-6067	56-2485
滝尻保育所	〒971-8182 いわき市泉町滝尻字高見坪21番地の1	56-6232	56-9880
下川保育所	〒971-8183 いわき市泉町下川字前ノ原74番地	56-6214	56-1702
泉保育所	〒971-8185 いわき市泉町三丁目2番地の7	56-6213	56-6230
渡辺保育所	〒972-8334 いわき市渡辺町田部字岸8番地	96-6044	96-6045
錦保育所	〒974-8232 いわき市錦町作鞍4番地	62-3053	62-3059
窪田保育所	〒979-0141 いわき市勿来町窪田馬場43番地の1	64-7259	64-7262
菊田保育所	〒974-8241 いわき市山田町東川原13番地	62-3052	62-3057
山田保育所	〒974-8241 いわき市山田町堀ノ内104番地の3	62-3054	62-3065
川部保育所 ※休止中	〒979-0153 いわき市川部町梅田54番地の2	—	—
田人保育所	〒974-0151 いわき市田人町黒田字一ノ倉49番地の1	69-2301	69-2307
常磐第一保育園	〒972-8321 いわき市常磐湯本町栄田71番地の1	42-3097	42-3100
常磐第二保育園	〒972-8321 いわき市常磐湯本町山ノ神20番地の1	42-3243	43-1080
遠野保育所	〒972-0161 いわき市遠野町上遠野字白幡106番地の2	89-2525	89-2535
宮保育所	〒973-8407 いわき市内郷宮町金坂152番地の1	26-3634	26-4714
綴保育所	〒973-8403 いわき市内郷綴町之内36番地の1	26-2530	27-2071
高坂保育所	〒973-8408 いわき市内郷高坂町一丁目75番地の2	26-2928	26-2930
御厩保育所	〒973-8402 いわき市内郷御厩町下宿99番地の1	26-2004	27-2315
三阪保育所	〒970-1375 いわき市三和町中三坂字四座48番地	85-2029	85-2586
三和保育所	〒970-1261 いわき市三和町渡戸字宿頭118番地の6	87-2001	87-2840
四倉保育所	〒979-0201 いわき市四倉町字五丁目8番地の8	32-2117	32-5237
久之浜保育所	〒979-0337 いわき市大久町小久字連郷89番地の1	82-2540	82-2881
小川保育所	〒979-3122 いわき市小川町高萩字下川原127番地の1	83-0404	83-0407

※1 豊間保育園は、豊間中学校校舎内に設置されているため、建物・敷地とも空欄

※2 改築のため、夏井保育所園舎での合同保育による運営

その他必要な支援を行うサービス。

設置／経営主体	定員	職員数		面積（㎡）		認可（指定）年月日	
		専任	兼任	建物	敷地	法人	施設
特定非営利活動法人わくわくネットいわき	—	1	2	99.37	240.52	H14. 11. 11	H30. 4. 1
（社福）いわき福音協会	—	—	4	—	—	S25. 6. 2	H26. 11. 1
特定非営利活動法人子どもの家	—	—	—	—	—	—	H30. 12. 10
（株）あんど	—	—	—	—	—	—	R4. 2. 1

充実を図る施設。

設置／経営主体	定員	職員数		面積（㎡）		認可（指定）年月日	
		専任	兼任	建物	敷地	法人	施設
（社福）いわき福音協会	20	9	2	—	—	S25. 6. 2	H26. 11. 1
特定非営利活動法人 わくわくネットいわき	20	9	2	99.37	240.52	H14. 11. 11	H30. 4. 1
特定非営利活動法人子どもの家	20	—	—	—	—	—	H30. 12. 10

設置／経営主体	認可 定員	利用 定員	職員数		面積（㎡）		認可年月日	
			保育士	調理員	建物	敷地	法人	施設
市	160	160	37	4	1,568.74	3,830.87	—	S48. 6. 1
市	60	56	15	3	548.83	1,869.81	—	S43. 4. 4
市	50	50	21	3	—	—	—	S29. 5. 1
市	50	75	18	3	345.54	1,913.95	—	S42. 4. 1
市	50				388.07	3,103.46	—	S48. 11. 5
市	80	67	20	3	800.27	4,341.06	—	S29. 1. 10
市	120	106	21	4	758.06	6,150.34	—	S27. 6. 1
市	180	180	41	5	1,298.74	4,689.67	—	S26. 9. 1
市	70	70	20	4	825.21	2,431.88	—	S36. 4. 1
市	75	68	9	2	454.17	2,211.60	—	S45. 4. 1
市	65	63	12	2	372.00	2,387.00	—	S47. 4. 1
市	80	80	21	4	793.02	3,476.00	—	S25. 6. 1
市	50	50	13	2	419.85	1,970.83	—	S25. 6. 1
市	110	110	29	4	699.53	3,573.16	—	S24. 10. 1
市	60	60	14	3	418.06	3,634.72	—	S41. 4. 1
市	100	85	22	4	764.46	3,202.57	—	S31. 6. 1
市	70	40	10	2	605.87	2,530.11	—	S32. 8. 1
市	70	46	13	2	474.00	3,491.00	—	S27. 4. 1
市	60	22	10	2	443.26	2,385.74	—	S33. 6. 1
市	—	—	休止中		701.44	3,071.00	—	S44. 4. 1
市	60	21	6	3	436.98	1,651.87	—	S48. 6. 1
市	50	50	12	3	462.04	1,567.52	—	S34. 4. 1
市	80	80	19	3	671.12	2,637.41	—	S39. 4. 1
市	70	49	12	3	425.16	2,046.62	—	S46. 4. 1
市	80	59	16	2	547.42	2,271.27	—	S23. 4. 1
市	120	94	24	4	800.74	2,544.91	—	S25. 9. 1
市	70	68	19	2	725.76	3,258.89	—	S48. 6. 1
市	55	55	12	3	408.50	1,672.12	—	S27. 6. 20
市	50	20	6	2	473.33	3,591.71	—	S41. 7. 1
市	60	20	6	3	419.82	3,201.11	—	S42. 4. 1
市	100	92	23	4	699.50	2,303.74	—	S23. 5. 1
市	60	20	11	2	372.00	1,709.11	—	S47. 4. 1
市	80	68	12	2	545.23	4,936.95	—	S33. 5. 1

(10) 保育所（保育園）（民間24箇所 利用定員2,840名）

施 設 名	所 在 地	電話番号	F A X
たかつき保育園	〒970-8026 いわき市平字六人町26番地の30	25-4765	22-4504
むつみ保育所	〒970-8026 いわき市平字東町14番地の1	21-1682	21-1685
かべや保育園	〒970-8021 いわき市平中神谷字寺前28番地	34-3033	34-3203
螢保育園	〒970-0106 いわき市平山崎字熊ノ宮42番地の1	34-7654	34-8282
来迎保育園	〒970-0101 いわき市平下神谷字宿38番地	34-7717	34-7737
中央台保育園	〒970-8044 いわき市中央台飯野一丁目25番地の1	28-1171	28-1172
若葉台保育園	〒971-8138 いわき市若葉台一丁目24番地の3	29-6071	29-6073
梅香保育園	〒970-8026 いわき市平字梅香町3番地の8	23-4097	38-3544
いわき・さくらんぼ保育園	〒971-8143 いわき市鹿島町下蔵持字沢目20番地の1	58-5616	58-5644
愛宕保育園	〒971-8101 いわき市小名浜字鳥居北55番地の3	92-2727	92-2769
大倉保育園	〒974-8232 いわき市錦町中迎二丁目5番地の1	62-4306	62-2433
みそら保育園	〒979-0142 いわき市勿来町酒井北ノ内4番地	65-7442	65-5001
金山保育園	〒974-8211 いわき市金山町朝日台9番地の2	63-9648	62-4898
東田保育園	〒974-8212 いわき市東田町一丁目27番地の6	62-2989	63-8230
植田保育園	〒974-8223 いわき市佐糠町一丁目4番地の1	68-6308	68-7620
船尾保育園	〒972-8312 いわき市常磐下船尾町村山5番地の1	44-6027	44-6027
さかえ保育園	〒972-8322 いわき市常磐上湯長谷町扇田74番地	44-2875	44-6425
まことアソカ保育園	〒972-8321 いわき市常磐湯本町宝海133番地の7	43-7530	43-7530
小島保育園	〒973-8401 いわき市内郷小島町作田3番地	26-3724	26-3767
白水のぞみ保育園	〒973-8405 いわき市内郷白水町入山10番地の18	26-1002	26-1056
三宝保育園	〒979-0203 いわき市四倉町下仁井田字北追切19番地	32-3915	32-8717
梨花の里保育園 ※休止中	〒970-1153 いわき市好間町上好間字田代67番地の8	27-3355	27-8458
さくら保育園	〒970-1151 いわき市好間町下好間字沼田112番地	36-5456	36-5463
好間保育所	〒970-1153 いわき市好間町上好間字馬場前19番地の3	36-2342	36-2342

(11) 認定こども園（民間18箇所 利用定員2,921名）

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の幼児に対する教育及び保育を必要
な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設。

(ア) 幼保連携型（民間14箇所 利用定員2,217名）

施 設 名	所 在 地	電話番号	F A X
認定こども園りんごの木	〒970-8036 いわき市平谷川瀬二丁目15番地の15	25-4024	25-4025
平幼稚園	〒970-8035 いわき市明治団地80番地の5	23-5375	38-6100
神谷こども園	〒970-8021 いわき市平中神谷字南鳥沼26番地	34-2981	34-2740
九品寺こども園	〒970-8026 いわき市平字九品寺町3番地の2	22-1641	22-0843
さとがおかキンダーガーデン	〒970-8045 いわき市郷ヶ丘三丁目18番地の3	28-2777	38-5038
平第一幼稚園	〒970-0106 いわき市平山崎字熊ノ宮53番地の1	34-2453	34-2667
わかぎ幼稚園	〒971-8101 いわき市小名浜字下明神町33番地の1	92-3807	73-7733
あそびの森こども園	〒971-8145 いわき市鹿島町船戸字堤7番地	58-3404	58-8104
泉幼稚園	〒971-8151 いわき市泉町四丁目5番地の3	56-6420	56-2466
リズムの丘こども園	〒979-0146 いわき市勿来町関田北作115番地	64-7429	64-7451
錦星こども園	〒974-8232 いわき市錦町花ノ井18番地	63-1189	63-7789
あざみ野こども園	〒979-0153 いわき市川部町赤坂110	78-0666	78-0667
松の実こども園	〒971-8137 いわき市常磐松久須根町内田1番地の1	29-2255	29-2272
久之浜こども園	〒979-0337 いわき市大久町小久字連郷15番地の1	82-3127	82-3127

(イ) 幼稚園型（民間3箇所 利用定員554名）

施 設 名	所 在 地	電話番号	F A X
かしま幼稚園	〒971-8141 いわき市鹿島町走熊字渡折19番地の1	29-3303	38-9978
なこそ幼稚園	〒979-0141 いわき市勿来町窪田伊賀屋敷58番地の2	64-7458	64-7317
寿幼稚園	〒970-1145 いわき市好間町北好間字塊坪10番地の3	36-2811	36-2831

(ウ) 保育所型（民間1箇所 利用定員150名）

施 設 名	所 在 地	電話番号	F A X
はと保育園	〒979-3131 いわき市平赤井字田中43番地	23-8210	22-8737

設置／経営主体	認可 定員	利用 定員	職員数		面積（㎡）		認可年月日	
			保育士	調理員	建物	敷地	法人	施設
(社福) 高月会	60	60	13	3	532.15	1,290.89	S63.9.16	S23.5.1
(社福) いわき厚生会	90	90	15	3	905.48	1,065.10	S53.8.17	S53.4.1
(社福) かべや保育園	120	120	19	4	722.06	1,483.43	S51.4.1	S51.4.1
(社福) 松涛会	140	140	22	4	830.49	2,420.42	S53.3.25	S53.3.25
(社福) 来迎保育園	150	140	17	4	665.27	1,743.00	S51.3.5	S51.3.31
(社福) 栄和会	280	280	40	7	1,190.77	2,783.95	S51.8.11	H3.4.1
(社福) 慈育会	90	90	15	3	696.04	1,487.61	S55.11.27	S56.4.1
(社福) 松涛会	130	130	27	3	643.84	1,499.83	S53.3.25	H21.3.27
(社福) さくらんぼ会	120	110	23	7	933.52	4,275.53	H7.2.27	H7.3.28
(社福) 慈育会	160	140	20	5	950.55	3,137.45	S55.11.27	H21.3.27
(社福) 誠友会	120	120	24	8	808.78	2,666.00	S56.12.16	S57.4.1
(社福) 育英会	90	70	11	4	564.27	1,986.23	S54.8.8	S27.11.14
(社福) 敬和会	120	120	19	4	759.89	2,862.66	S51.2.17	S57.4.1
(社福) 敬和会	120	120	19	2	1,178.79	1,892.00	S51.2.17	S51.3.31
(社福) 敬和会	110	110	17	3	731.54	3,284.37	S51.2.17	H21.3.27
(社福) 清和会	120	120	15	4	650.04	3,464.41	S54.6.22	S55.4.1
(社福) 栄和会	360	360	42	6	1,692.25	7,172.25	S51.8.11	S52.3.31
(学法) まこと学園	30	30	13	3	474.00	7,260.00	S53.3.31	H23.3.31
(社福) いわき福音協会	110	110	18	3	843.95	1,592.20	S25.6.2	S26.8.13
(社福) こひつじ会	50	50	10	3	404.92	1,112.68	S59.10.29	S59.10.29
(社福) 三宝護念会	150	120	17	4	1,161.64	3,240.00	S44.4.1	S44.4.1
(社福) 友花會	—	—	—	—	882.94	7,930.00	H2.3.31	H2.4.1
(社福) 慈心会	120	120	20	4	1,048.72	5,027.65	S53.7.18	S54.3.31
(社福) さくらんぼ会	90	90	15	4	827.40	3,109.45	H7.2.27	H21.3.27

とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当

設置／経営主体	認可 定員	利用 定員	職員数		面積（㎡）		認可年月日	
			保育教諭	調理員	建物	敷地	法人	施設
(学法) 相双キリスト学園	73	73	18	6	850.38	2,168.95	H10.4.20	H29.4.1
(学法) 信栄学園	90	90	14	6	630.67	3,311.46	S50.6.19	H30.4.1
(学法) 松崎学園	136	136	25	5	1,039.38	1,966.20	S56.4.8	H30.4.1
(学法) 明照学園	225	225	31	6	1,339.32	2,787.87	S50.5.26	H30.4.1
(学法) エービーシー学苑	116	116	17	3	837.57	3,143.68	S60.3.13	H31.4.1
(学法) 志賀学園	216	216	20	4	1527.83	5,012.12	S41.5.19	R4.4.1
(学法) 杜の子学園	132	132	20	4	920.63	892.12	H12.1.4	H30.4.1
(学法) 小林学園	250	250	33	10	1,772.00	3,128.00	S55.4.1	H27.4.1
(学法) 星学園	273	273	31	13	2,078.47	3,296.48	S50.6.13	R2.4.1
(学法) 勿来リズム学園	111	101	16	6	989.85	3,560.00	S59.3.19	R1.11.1
(学法) 星学園	290	237	30	3	1,772.08	7,039.10	S50.6.13	H27.4.1
(学法) 阿邊学園	50	50	12	3	784.95	3,264.75	R2.4.6	R4.4.1
(学法) 志賀学園	219	219	22	4	1,362.70	5,198.20	S41.5.19	H31.4.1
(学法) 志賀学園	99	99	13	3	699.78	2,589.99	S41.5.19	H29.4.1

設置／経営主体	認可 定員	利用 定員	職員数		面積（㎡）		認可年月日	
			保育教諭	調理員	建物	敷地	法人	施設
(学法) 新妻学園	200	189	27	5	1,634.34	1,547.00	S55.4.7	S55.3.28
(学法) 勿来中野学園	273	250	17	8	1,502.88	3,633.57	S60.3.14	S27.8.15
(学法) 寿幼稚園	130	115	10	5	896.00	4,507.00	S50.7.26	S50.3.18

設置／経営主体	認可 定員	利用 定員	職員数		面積（㎡）		事業認可年月日
			保育教諭	調理員	建物	敷地	
(社福) 春日会	150	150	21	2	1,062.01	4,522.40	S32.2.13

(12) 地域型保育事業（民間16事業者 利用定員316名）

（ア）家庭的保育事業（民間2事業者 定員10名）

施設名	所在地	電話番号	FAX
ベビーハウスわたなべ	〒971-8145 いわき市鹿島町船戸字林下16番地の12	58-5197	58-5197
芽ぶきの原保育園	〒979-3124 いわき市小川町上小川字後原84番地の1	83-1284	83-1284

（イ）小規模保育事業A型（民間11事業者 利用定員187名）

施設名	所在地	電話番号	FAX
ひなた保育園	〒970-8026 いわき市平字尼子町2番地の9	25-5699	37-7330
子供の部屋保育園	〒970-8026 いわき市平愛谷町二丁目7番地の7	23-3731	38-4031
くぼんじひらくぼ保育園	〒970-8002 いわき市平中平窪字杉内27番地の2	24-2602	24-0211
中央台東保育園	〒970-8047 いわき市中央台高久二丁目21	88-7817	88-7818
くるみ保育園	〒971-8151 いわき市小名浜岡小名字広畑55番地の3	52-0505	52-0505
アカシヤ保育園	〒971-8111 いわき市小名浜大原小滝町19番地の7	51-6103	51-5316
もえぎ保育園	〒971-8188 いわき市泉もえぎ台三丁目3番地の13	68-8357	68-8357
たねまき第二保育園	〒971-8162 いわき市小名浜諏訪町5番地の16	090-6229-3715	—
子供の部屋第二保育園	〒974-8261 いわき市植田町西荒田20番地の1	85-0031	85-0032
たねまき保育園	〒972-8322 いわき市常磐上湯長谷町五反田56番地の26	080-5558-3715	—
もえぎの森保育園	〒973-8403 いわき市内郷綴町榎下63番地の1	85-5680	85-5681

（ウ）事業所内保育事業（民間3事業者 利用定員119名）

施設名	所在地	電話番号	FAX
はなまる保育園	〒970-8034 いわき市平上荒川字林作203番地の1	85-5870	85-5871
パライソエンジェル保育園	〒971-8144 いわき市鹿島町久保字於振2番地の6	84-8318	84-8398
ゆしまや保育園	〒972-8323 いわき市常磐松が台102番地	81-2525	—

(13) へき地保育所（公立2箇所 定員60名）

施設名	所在地	電話番号	FAX
永井保育所	〒970-1263 いわき市三和町下永井字横山113番地	87-2660	87-2660
桶売保育所 ※休止中	〒979-3202 いわき市川前町下桶売字矢田谷地144番地の3	84-2450	84-2450

(14) 福祉館（公立1箇所）

施設名	所在地	電話番号	FAX
桶売福祉館	〒979-3202 いわき市川前町下桶売字矢田谷地144番地の3	84-2450	84-2450

(15) 児童館（公立2箇所）・こども元気センター（公立1箇所）

施設名	所在地	電話番号	FAX
小名浜児童センター	〒971-8164 いわき市小名浜寺廻町10番地の3	53-3695	53-3695
こども元気センター	〒974-8261 いわき市植田町本町一丁目12番地	63-2884	63-2884
内郷児童館	〒973-8403 いわき市内郷綴町川原田59番地	26-0452	26-0452

5 その他の施設

社会福祉センター（民間1箇所）

施設名	所在地	電話番号	FAX
社会福祉センター	〒970-8026 いわき市平字菱川町1番地の3	23-3320	35-5031

設置／経営主体	認可 定員	利用 定員	職員数	面積（㎡）		事業認可年月日
				建物	敷地	
渡邊香代子	5	5	4	115.31	275.14	H28. 4. 1
櫛田啓子	5	5	3	22.68	734.62	R2. 4. 1

設置／経営主体	認可 定員	利用 定員	職員数	面積（㎡）		事業認可年月日
				建物	敷地	
(株)アンフィニ	15	15	11	262.23	549.49	H27. 4. 1
(株)こどもの部屋	19	19	10	239.25	389.46	H30. 4. 1
(学法) 明照学園	19	19	16	85.69	4,994.00	H31. 4. 1
(社福) 栄和会	19	19	9	223.00	2583.60	R3. 7. 1
小泉美華	19	19	14	99.98	389.46	H28. 9. 1
(社福) 慈育会	19	19	12	237.25	774.83	H30. 4. 1
草野 美香	19	19	11	205.81	1,032.00	R1. 6. 1
(株)キャンディきっず	17	17	11	63.76	345.05	R3. 4. 1
(株)こどもの部屋	19	19	10	430.80	996.80	H31. 4. 1
(株)キャンディきっず	10	10	12	43.00	181.23	H30. 4. 1
合同会社もえぎの森	12	12	7	44.53	—	R3. 4. 1

設置／経営主体	認可 定員	利用 定員	職員数	面積（㎡）		事業認可年月日
				建物	敷地	
(社福) 飛鳥	10	10	8	55.00	4,759.20	H28. 4. 1
(社福) 五彩会	19	19	11	232.07	641.71	H28. 4. 1
(公財) ときわ会	90	90	32	692.92	1,681.25	H27. 9. 1

設置／経営主体	定員	職員数		面積（㎡）		認可年月日	
		専任	兼任	建物	敷地	法人	施設
市/（公財）社会福祉施設事業団	30	2	1	123.14	425.20	S57. 3. 25	S49. 4. 1
市/（公財）社会福祉施設事業団	30	2	1	桶売福祉館内		S57. 3. 25	S47. 4. 1

設置／経営主体	定員	職員数		面積（㎡）		認可年月日	
		専任	兼任	建物	敷地	法人	施設
市/（公財）社会福祉施設事業団	—	—	—	229.36	4,418.98	S57. 3. 25	S53. 4. 1

設置／経営主体	定員	地域子育て 支援拠点事業	職員数		面積（㎡）		認可年月日	
			専任	兼任	建物	敷地	法人	施設
市/（公財）社会福祉施設事業団	—	実施	5	—	375.53	2,860.90	S57. 3. 25	S57. 4. 1
市/（公財）社会福祉施設事業団	—	実施	11	—	1,470.32	2,507.46	S57. 3. 25	—
市/（公財）社会福祉施設事業団	—	実施	5	1	192.72	5,243.76	S57. 3. 25	S46. 4. 1

設置／経営主体	定員	地域子育て 支援拠点事業	職員数		面積（㎡）		認可年月日	
			専任	兼任	建物	敷地	法人	施設
(社福) いわき市社会福祉協議会	—	実施	—	2	3,260.18	2,046.00	S43. 3. 30	H21. 6. 1

社会福祉法人名簿

社会福祉法人名簿
(令和4年4月1日現在)

※掲載は五十音順です。

法人の名称	代 表 者		主たる事務所の所在地	電話番号	経営する施設事業名 (カッコ内は事業内容 (298ページ参照))
	役職名	氏 名	ホームページアドレス	F A X	
愛誠会	理事長	小玉 智巳	〒974-8261 いわき市植田町堂ノ作49番地の12 http://www.iwaki-aiseikai.jp/	63-0033 63-3103	・せいざん荘(高25・8・10・24・障25・9) ・せいざん荘西山館(高22) ・グループホームあさがお(高20) ・佳勝園(高9・11・26・24) ・山田ねむの里介護センター(高19)
愛篤福祉会	理事長	遠藤 節子	〒973-8407 いわき市内郷宮町峰根65番地の187 http://aitokufukushikai.jp/	36-3944 36-3922	・工房阿列布(障8・障14) ・静修苑(障10)
葵会	理事長	鈴木 泰光	〒971-8181 いわき市泉町本谷字大田23番地の1 http://aoikai-iwaki.com/	76-0808 76-0810	・寿限無(高25・10) ・寿楽庭(高8) ・寿楽(高22・10) ・葵会居宅介護支援事業所(高24)
飛鳥	理事長	栗林 伸治	〒970-8034 いわき市平上荒川字林作207番地の5 http://a-hanamaru.jp/	46-1870 46-2870	・はなまる共和国 (高25・10・24) ・はなまるファミリア(高22) ・はなまる保育園(児1)
育英会	理事長	伊藤 裕敬	〒979-0142 いわき市勿来町酒井北ノ内4番地 http://misorahoikuen.net/	65-7442 65-5001	・みそら保育園(児1)
育成会	理事長	高村トミ子	〒972-8312 いわき市常磐下船尾町東作51番地 http://www.ikuseikai.com	43-4466 43-0056	・いわき学園(障8・障14・障25) ・いわき育成園 (障1・障8・障9・障25) ・いわき光成園(障8・障25) ・いわき希望の園こすも (障8・障25) ・いわき希望の園ゆにば(障14) ・ヘルパーステーション風雅 (障2・障3・障4) ※休止中 ・ライフサポートセンター「ゆう・ゆう」 (障10)(障20・障21・障22(※ 休止中)) ・みなみテラス(障13) ※休止中
以和貴会	理事長	馬目 宣博	〒973-8407 いわき市内郷宮町金坂184番地の3 http://seitokuso.jp/	45-2830 45-2831	・聖徳荘(高25・17・18・10・ 24)
いわき厚生会	理事長	馬目世志博	〒972-8322 いわき市常磐上湯長谷町上ノ台 88番地の1 http://iwasakisou.jp	44-5660 44-1307	・いわさき荘(高25・10・24) ・いわさき荘デイサービスセンター (高8) ・むつみ保育所(児1)
いわき市社会 福祉協議会	会 長	強口 暢子	〒970-8026 いわき市平字菱川町1番地の3 http://www.iwaki-shakyo.com/	23-3320 35-5031	・訪問介護事業所(高3) ・訪問入浴事業所(高4・障27) ・居宅介護支援事業所(高24・障2)

社会福祉法人名簿

(基準日：令和4年4月1日)

※掲載は五十音順です。

法人の名称	代 表 者		主たる事務所の所在地	電話番号	経営する施設事業名 (カッコ内は事業内容 (298ページ参照))
	役職名	氏 名	ホームページアドレス	F A X	
いわき福音協会	理事長	藁谷 健一	〒970-8001 いわき市平上平窪字羽黒40番地の44 ----- http://www.i-fukuin.com	23-1903 23-1905	・福島整肢療護園 (障7・障9・障17・障25) ・カナン村 (障1・障8・障9・障25) ・野の花ホーム (障1・障8・障9・障25) ・はまなす荘 (障1・障8・障9・障25) ・はまぎく荘 (障1・障8・障9・障25) ・小島保育園 (児1) ・光の家 (障8・障15) ・かがやき (障13・障14) ・ポポロ (障8・障25) ・共同生活支援事業所シーズ (障9・障10) ・居宅介護支援事業所シャローム (高24) ・相談支援事業所タラント (障20・障21・障22) ・いわき障害者就業・生活支援センター ・移送介護事業部 ・エデンの家 (障8・障9・障15・障16・障18・障20・障21・障22・障25・障28)
いわきの里	理事長	山内真理子	〒970-1145 いわき市好間町北好間字外川原 33番地の1 (地域密着型特別養護老人ホームひなた) 〒970-8035 いわき市明治団地12番地の19 ----- http://iwakinosato.jp/	36-6006 36-6016 38-3881 38-3882	・地域密着型特別養護老人ホーム サンシャインよしま (高22) ・ショートステイよしま (高10) ・小規模多機能型つどい (高19) ・地域密着型特別養護老人ホーム ひなた (高22) ・ショートステイひなた (高10)
栄和会	理事長	宮内 丈夫	〒972-8322 いわき市常磐上湯長谷町扇田74番地	44-2875 44-6425	・さかえ保育園 (児1) ・中央台保育園 (児1) ・ゆもと児童クラブ (児3) ・中央台東保育園 (児1)
エル・ファロ	理事長	和田 清	〒974-8261 いわき市植田町中央三丁目7番地6 ----- http://www.el-faro.or.jp/	62-7388 62-7389	・自由空間 (障8・障25) ・創造空間 (障14) ・未来空間 (障10) ・まどろみ (障9・障25) ・夢空間 (障20) ・地域活動支援センターいぶき (障26)
かべや保育園	理事長	小川 丘子	〒970-8021 いわき市平中神谷字寺前28番地 ----- http://www.ans.co.jp/n/kabeya/	34-3033 34-3203	・かべや保育園 (児1)
希望の杜福祉会	理事長	菅原 隆	〒970-8026 いわき市平字北目町39番地の10 ----- http://www.kibounomori.or.jp/	38-6201 38-6202	・けやき共同作業所 (障14) ・あとリエ北山 (障14) ・杜のどーなつ (障14) ・工房けやき (障14) ・グリーンアップルズホーム (障10) ・のんびりハウス (障15) ・地域活動支援センター スペースけやき (障26)
敬和会	理事長	赤津 勝利	〒974-8212 いわき市東田町一丁目27番地の6 ----- http://adumada.hoikuen.to/	62-2989 63-8230	・東田保育園 (児1) ・金山保育園 (児1) ・植田保育園 (児1) ・東田放課後児童クラブ (児3)

社会福祉法人名簿
(基準日：令和4年4月1日)

※掲載は五十音順です。

法人の名称	代 表 者		主たる事務所の所在地	電話番号	経営する施設事業名 (カッコ内は事業内容 (298ページ参照))
	役職名	氏 名	ホームページアドレス	F A X	
光美会	理事長	常盤 峻士	〒973-8406 いわき市内郷高野町五合田36番地の1	27-2500 27-2501	・デイサービスセンター人生の里 (高8)
			〒971-8182 いわき市泉町滝尻字定ノ田223 http://www.tokiwa.or.jp	27-2504 27-2501	・人生の里居宅介護支援事業所 (高24)
			〒971-8182 いわき市泉町滝尻字定ノ田223 http://www.tokiwa.or.jp	38-3821 38-3823	・富岡町高齢者等サポートセンターいずみ (高8・高17)
ゴールデンハープ	理事長	本田 隆光	〒971-8146 いわき市鹿島町御代字九反田1番地の1 https://goldenharp.jp/	84-6262	・アルケン (障8・障25・障30) ・アルケンⅡ (障15・障25) ・ちいろば (高3・障2・障3・障4・障5・障24) ・ボルゲン (高24・障20・障21・障23) ・キルデン (障10) ・フルクテン (障13・障14)
五彩会	理事長	岩谷 義一	〒971-8144 いわき市鹿島町久保字仲田10番地の1 http://www.paraisogoshiki.com/	58-1888 58-0588	・パライソごしき (高25・10) ・パライソサンクス (高22) ・パライソ居宅介護支援事業所 (高24) ・パライソエンジェル保育園 (児1)
こひつじ会	理事長	大川 清	〒973-8405 いわき市内郷白水町入山10番地の18 https://www.ans.co.jp/n/shiramizunozomi/	26-1002 26-1056	・白水のぞみ保育園 (児1)
さくらんぼ会	理事長	小野 正子	〒971-8143 いわき市鹿島町下蔵持字沢目20番地の1 https://www.iwaki-sakuranbo.jp/	58-5616 58-5644	・いわき・さくらんぼ保育園 (児1)
			〒970-1153 いわき市好間町上好間字馬場前19番地の3 https://iwaki-yosimahoikusyo.jimdo.com/	36-2342 36-2342	・好間保育所 (児1)
三宝護念会	理事長	阿部 敏信	〒979-0203 いわき市四倉町下仁井田字北追切19番地の1 https://www.sanpou-hoikuen.com	32-3915 32-8717	・三宝保育園 (児1)
慈育会	理事長	桑原 誓史	〒971-8138 いわき市若葉台一丁目24番地の3 http://www.ans.co.jp/n/wakabadai/	29-6071 29-6073	・若葉台保育園 (児1) ・児童クラブセリオス遊学館 (児3) ・愛宕保育園 (児1) ・アカシヤ保育園 (児1)
慈心会	理事長	白土 昌子	〒970-1151 いわき市好間町下好間字沼田112番地 http://sakura-hoikuen.ednet.jp/	36-5456 36-5463	・さくら保育園 (児1)
松涛会	理事長	志賀 達生	〒970-0106 いわき市平山崎字熊ノ宮42番地の1 http://www.kireisou.com	34-7080 34-7077	・亀齢荘 (高25・3・8・10・24) ・養護老人ホームいわき徳風園 (高1・12) ・ケアハウス恕有荘 (高2ケア) ・螢保育園 (児1) ・梅香保育園 (児1)
昌平翼	理事長	鈴木 久	〒979-3124 いわき市小川町上小川字大坂5番地	83-1571 83-2848	・いわき育英舎 (児4)
			〒979-3124 いわき市小川町上小川字大坂68番地の1	83-2428 83-2472	・二ツ箭荘 (高6・9・11・24・26)
			〒970-8011 いわき市平上片寄字上ノ内193番地	34-1711 34-1713	・ひまわり荘 (高25・8・10) ・太陽の里いわき居宅介護支援事業所 (高24)
				34-1717 34-1836	・ケアハウス日之出荘 (高2ケア・12) ・太陽の里いわき訪問介護事業所 (高3)

社会福祉法人名簿

(基準日：令和4年4月1日)

※掲載は五十音順です。

法人の名称	代 表 者		主たる事務所の所在地	電話番号	経営する施設事業名 (カッコ内は事業内容 (298ページ参照))
	役職名	氏 名	ホームページアドレス	F A X	
仁愛会	理事長	織内 素生	〒972-0161 いわき市遠野町上遠野字沢繋16 番地の17 http://jin-ai-kai.jp/	89-3288 89-3337	・レンガ通りデイサービスセンター (高8) ・高砂荘 (高25・10) ・高砂荘デイサービスセンター (高8) ・仁愛ケアプランサポートセンター (高24) ・レンガ通りケアプランサポートセンター (高24) ・小規模多機能型居宅介護 木もれ陽 (高19) ・白鳥の里デイサービスセンター (高8) ・ミドル&ショートステイヴィラ白鳥 (高10) ・仁愛グループホーム (高20) ・くらしの郷ミドル&ショートステイ (高10) ・くらしの郷デイサービスセンター (高8)
翠祥会	理事長	新妻尚二郎	〒979-0331 いわき市久之浜町末続字深谷33 番地の1 http://suisyoen.jp/	82-2877 82-3477	・翠祥園 (高25・10) ・翠祥園デイサービスセンター (高17) ・翠祥園居宅介護支援センター (高24)
誠心会	理事長	松崎 有一	〒972-0161 いわき市遠野町上遠野字堀切 12番地の1 http://www.seishin-kai.jp/	74-1551 74-1561	・やしおみ荘 (保1) ・ふじみの園 (障1・障8) ・虹のかけはし (障13・障14) ・ワークセンターしおさい、 天真庵 (障14) ・メゾン・ド・あたご、 コーポおかおな (障10) ・レジデンスなこそ (障10) ・障害児通所支援 チャーむ (障15・障16・障25) ・障害児通所支援 第2チャーむ (障15・障16・障25) ・障害児通所支援みによん (障15・障16・障25) ・せんとらる (障20・障23) ・ショートステイほっと (障9・障25)
正風会	理事長	石井 正三	〒971-8101 いわき市小名浜字本町60番地の6 http://www.ishiihp.or.jp/ keahausu/index2.html	73-0100 73-0150	・ケアハウス小名浜 (高2ケア)
誠友会	理事長	赤津慎太郎	〒974-8232 いわき市錦町中迎二丁目5番地の1	62-4306 62-2433	・大倉保育園 (児1) ・錦児童クラブ (児3) ・植田児童クラブ (児3) ・汐見が丘児童クラブ (児3)
清和会	理事長	酒井 秀子	〒972-8312 いわき市常磐下船尾町村山5番地の1	44-6027 44-6027	・船尾保育園 (児1)
高月会	理事長	飯野 光世	〒970-8026 いわき市平字八幡小路84番地 http://www.takatukihoiku.jp	25-4765 22-4504	・たかつき保育園 (児1)
虹の会	理事長	鈴木 英司	〒971-8151 いわき市小名浜岡小名字山ノ神27番1 http://www.iwaki-nijinokai.jp/	73-0266 38-5541	・地域密着型特別養護老人ホーム にじの郷 (高22) ・ショートステイ にじの郷 (高10)
ハートフルなこそ	理事長	吉田 嘉晃	〒974-8261 いわき市植田町小名田13番地の1 http://www.heartful-nakoso.or.jp/	77-2770 77-2771	・ハートフルなこそ (高25) ・ハートフルなこそ居宅介護 事業所 (高8・10) ・ケアハウスハートフルなこそ (高2ケア) ・グループホームわいの家 (高20) ・ハートフルなこそヘルパー ステーション (高3) ・ハートフルなこそ居宅介護 支援事業所 (高24) ・地域密着型特別養護老人ホーム ゆ・の・あ (高22) ・ゆのあショートステイ (高10)

社会福祉法人名簿
(基準日：令和4年4月1日)

※掲載は五十音順です。

法人の名称	代 表 者		主たる事務所の所在地	電話番号	経営する施設事業名 (カッコ内は事業内容 (298ページ参照))
	役職名	氏 名	ホームページアドレス	F A X	
春日会	理事長	坂本 佳友	〒979-3131 いわき市平赤井字田中43番地 http://www.hato-hoikuen.net/	23-8210 22-8737	・保育所型認定こども園 はと保育園 (児1) ・わんぱくキッズ児童クラブ (児3)
みどりのかぜ	理事長	鈴木 繁生	〒979-0205 いわき市四倉町大森字民野町45番地 http://syahukumidorinokaze.jimdo.com	34-2895 34-2898	・のはら (障8・障30) ・えーる (障20) ・グループホームコンパス (障10)
明生会	理事長	菅波 良行	〒971-8131 いわき市常磐上矢田町頭田43番地 http://iwaki-meiseikai.jp/	29-7717 29-7716	・悠々の里 (高2A型) ・悠々庵小規模多機能居宅介護 (高19) ・グループホーム悠 (高20) ・悠々の里居宅介護支援センター (高24) ・悠々の里訪問介護ステーション (高3)
友花會	理事長	森谷 幸司	〒970-1153 いわき市好間町上好間字田代67番 地の8 http://rikanosato-hoiku.sakura. ne.jp/hoikuen.html	27-3355 27-8458	・梨花の里保育園 (児1) ※休止中
祐寿会	理事長	長谷川祐一	〒972-8321 いわき市常磐湯本町日渡74番地の13	43-6200 43-6211	・しんせつ館ゆもと (高22・10)
容雅会	理事長	中村 雅英	〒971-8101 いわき市小名浜字神成塚133番地の1 http://sunny-port.net/	92-3321 92-3338	・サニーポート小名浜 (高25・8・10・24) ・居宅介護支援事業所サニーポ ート小名浜 内郷事業所 (高24)
養生会	理事長	中山 大	〒971-8143 いわき市鹿島町下蔵持字中沢目24 番地 〒970-0314 いわき市洋向台一丁目39-2 http://kashimasou.jp/	58-8271 58-8272 84-8631 84-8632	・かしま荘 (高25・10) ・かしまデイサービスセンター (高8) ・ケアハウスかしま (高2ケア) ・グループホームかしま (高20) ・かしま居宅介護支援事業所 (高24) ・りゅうじん (高22・10)
来迎保育園	理事長	助川 洋嗣	〒970-0101 いわき市平下神谷字宿38番地	34-7717 34-7737	・来迎保育園 (児1) ・月影児童クラブ (児3)
楽寿会	理事長	木村 守和	〒979-0201 いわき市四倉町字西三丁目14番地 の6 http://rakujukai.com	32-6381 32-6382	・楽寿荘 (高25・10) ・楽寿荘通所介護事業所 (高8) ・楽寿荘居宅介護支援事業所 (高24) ・よつくら訪問看護ステーション (高5) ・楽寿荘訪問介護事業所 (高3)
柳愛会	理事長	志賀 幸子	〒970-8001 いわき市平上平窪字原田13番地の1 http://www.kojuen.com	22-8100 22-8110	・幸寿苑 (高25・8・10・18・24)
りんさく福祉会	理事長	須田 滉	〒970-0224 いわき市平豊間字合磯39番地 http://rinsaku-fukushikai.com/	55-7373 55-7255	・介護老人福祉施設望洋荘 (高25) ・短期入所生活介護望洋荘 しおやさき (高10) ・せんしょう苑 (高22)

※掲載は五十音順です。

医療法人名簿

医療法人名簿

(基準日：令和4年4月1日)

※掲載は五十音順です。

法人の名称	代 表 者		主たる事務所の所在地	電話番号	経営する施設事業名 (カッコ内は事業内容 (298ページ参照))
	役職名	氏 名	ホームページアドレス	F A X	
あさうら会	理事長	須田 滉	〒973-8411 いわき市小島町一丁目5番地の2 http://www.iwaki.or.jp/~suda/	27-6060 27-1617	・須田医院 (高5・6・7・24)
あべクリニック	理事長	阿部 俊文	〒979-0333 いわき市久之浜町久之浜字九反坪11番地	79-0030 79-0035	・あべクリニック(高7) ・指定居宅介護支援センター あすなろ (高24)
昭栄会	理事長	佐藤 博紀	〒970-8026 いわき市平小太郎町3番地の7 http://www.sato-c.com	25-2725 25-2700	・佐藤クリニックメディカルフィット ネス D C (高5・6・7・9) ・佐藤クリニックメディカルフィット ネス D S (高8)
いわきAMG	理事長	安島 巖	〒970-8045 いわき市郷ヶ丘二丁目33番地の1	46-1000 46-1001	・安島内科クリニック居宅介護 支援センター (高24) ・デイサービスセンター郷ヶ丘 シルバーサロン (高18) ・グループホーム郷ヶ丘シルバー ハウス (高20) ・郷ヶ丘シルバーサポートセン ター (高3)
医和生会	理事長	山内 俊明	〒970-8036 いわき市平谷川瀬一丁目16番地の5 http://iwakikai.sakura.ne.jp/	25-8181 37-7571	・医和生会やがわせデイサービ スセンター (高8) ・医和生会通所リハビリステー ション (高5・6・7・9) ・医和生会居宅介護支援事業所 (高24) ・医和生会コスモス訪問看護ス テーション (高5) ・医和生会ショートステイ (高10) ・医和生会まごころデイサービス (高18) ・医和生会きらくデイサービス (高18) ・医和生会小規模多機能型すばる (高19) ・医和生会小規模多機能型さらい (高19)
櫛田会	理事長	福島 康子	〒974-8261 いわき市植田町本町一丁目11番地 の1	63-3202 62-7200	・櫛田病院 (高5)

医療法人名簿

(基準日：令和4年4月1日)

※掲載は五十音順です。

法人の名称	代 表 者		主たる事務所の所在地	電話番号	経営する施設事業名 (カッコ内は事業内容 (298ページ参照))
	役職名	氏 名	ホームページアドレス	F A X	
桂生会	理事長	金成 秀生	〒970-8026 いわき市平字鎌田町12番地	23-0569 25-2826	・訪問看護ステーションあんさあ (高5) ・ケアプランのあんさあ倶楽部 (高24) ・四季庵 (高9・10・26) ・居宅介護支援事業所 ケアプランのえんがわ倶楽部 (高24)
けやき会	理事長	齊藤 宏一	〒971-8124 いわき市小名浜住吉字冠木1番地 http://www.suminoya.or.jp	58-1154 58-1159	・すみのや林城デイサービスセンター (高8) ・すみのや林城ケアプラン (高24) ・すみのや泉リハビリセンター (高8) ・すみのや泉ケアプラン (高24)
恒英会	理事長	永井 恒	〒971-8167 いわき市小名浜西君ヶ塚町19番地の9 http://nagaiseikeigeka.com/	54-7722 54-7744	・永井整形外科 (高5・6・7・9) ・居宅介護支援事業所 (高24)
済精会	理事長	本多 幸作	〒973-8402 いわき市内郷御厩町4丁目100番地	26-3526 27-4499	・(医) 済精会長橋病院 ・グループホームみまや (障10)
社団石福会	理事長	石福 蔦枝	〒979-0203 いわき市四倉町下仁井田字南迫切2番地の2 http://www.yotsukura.or.jp	32-5321 32-7347	・ヒーリングホーム四倉 (高9・11・26) ・四倉病院 (6)
社団医療法人 呉羽会	理事長	緑川 靖彦	〒974-8232 いわき市錦町落合1番地の1 http://www.kureha-hosp.com/	63-2181 63-0552	・呉羽総合病院 (高6・9・11) ・ガーデニア (高9・11・26) ・ガーデニアケアプランサービス (高24) ・くれは訪問看護ステーション (高5) ・呉羽総合病院介護医療院 (27)
社団医療法人 至誠会	理事長	幸島 孝志	〒974-8232 いわき市錦町鈴鹿103番地の1 http://shiseikai.org/	63-5141 62-7080	・こうじま慈愛病院 (高5・6・9) ・こうじま慈愛居宅介護支援事業所 (高24) ・こうじま慈愛ヘルパーステーション (高3)
社団栄央会	理事長	永井 博典	〒979-0141 いわき市勿来町窪田町通二丁目114番地 http://www.nakoso-hospital.or.jp	65-7755 65-7428	・なこそ病院 (高5・6・7・9) ・デイサービス光輝 (高8)
社団健生会	理事長	佐野 全生	〒970-0313 いわき市中之作字川岸37番地	55-8141 55-8142	・中山医院 (高5・6・7・9)

医療法人名簿

(基準日：令和4年4月1日)

※掲載は五十音順です。

法人の名称	代 表 者		主たる事務所の所在地	電話番号	経営する施設事業名 (カッコ内は事業内容 (298ページ参照))
	役職名	氏 名	ホームページアドレス	F A X	
社団秀友会	理事長	箱崎 秀樹	〒972-8318 いわき市常磐関船町二丁目2番地の18 http://www.sunlife-yumoto.com/	42-3131 42-3132	・サンライフゆもと (高6・9・11・26・24) ・グループホーム 「サンファミリー」(高20) ・箱崎医院 (高5・6・7)
社団医療法人 尚佑会	理事長	矢吹 恵	〒974-8223 いわき市佐糠町東一丁目18番地の3 http://www13.ocn.ne.jp/~k-hosp/	63-1818 62-5043	・矢吹病院 (高5・6・7・9・11・28)
社団正風会	理事長	石井 正三	〒971-8122 いわき市小名浜林城字塚前3番地の1 http://www.ishiihp.or.jp/	58-3121 58-3020	・いきがい村 (高3・6・9・11・26・24) ・石井医院 (7・9・24) ・小名浜訪問看護ステーション (高5)
社団ときわ会	理事長	常盤 傑	〒973-8403 いわき市内郷綴町沼尻62番地 http://www.tokiwa.or.jp/	27-5522 27-2908	・小名浜ときわ苑 (高6・9・10・26) ・ときわ会居宅介護支援センター (高24) ・仮設檜葉ときわ苑 ・ときわ会ヘルパーステーション きんの杖 (高3) ・デイサービスセンタールピナス (高8) ・サービス付き高齢者向け住宅Well (高12) ・ヘルスケアホームいわき (高9・11・26) ・グループホーム泉なごみの家 (高20) ・訪問介護泉なごみの家 (高3) ・訪問介護薬師前 (高3) ・デイサービスセンター薬師前 (高8)
社団医療法人 容雅会	理事長	中村 雅英	〒971-8111 いわき市小名浜大原字下小滝146番 地の2 http://www.nakamura-hospital.or.jp/	53-3141 54-1503	・中村病院 (高5・6・7・10) ・中村病院介護医療院 (高27)
社団医療法人 養生会	理事長	中山 大	〒971-8143 いわき市鹿島町下蔵持字中沢目22 番地の1 http://www.kashima.jp	58-8010 58-8088	・かしま病院 (高5・6・7・9・10・24) ・かしま訪問看護ステーション (高5) ・かしまヘルパーステーション (高3・障24) ・かしま病院介護医療院 (高27)
秀清会	理事長	加澤 昌洋	〒972-8311 いわき市常磐水野谷町千代鶴194番地	42-2198 42-2163	・(医) 加沢胃腸整形外科 (高5・6・7)
常磐会	理事長	竹川 節男	〒972-8321 いわき市常磐湯本町台山6番地 http://www.iwakiyumoto-hp.or.jp/ intro/	42-3188 43-7354	・ケアサポートつばさ(高24) ・いわき湯本病院(高6・7・9) ・いわき健育会訪問看護ステー ション (高5)

医療法人名簿

(基準日：令和4年4月1日)

※掲載は五十音順です。

法人の名称	代 表 者		主たる事務所の所在地	電話番号	経営する施設事業名 (カッコ内は事業内容 (298ページ参照))
	役職名	氏 名	ホームページアドレス	F A X	
心生会	理事長	織内 竜生	〒972-8318 いわき市常磐関船町迎16番地 http://sinsei-kai.jp	44-1133 43-6601	・織内医院デイサービスセンター (高8) ・織内健康デイサービスセンター (高8) ・織内医院 (高5・6・7)
美波会	理事長	菅波 望	〒979-0201 いわき市四倉町字東一丁目54番地 http://www.suganami.jp	32-7001 32-8523	・菅波医院 (高5・6・7・9) ・しろがねの里 (高26)
双美会	理事長	田畑 弘之	〒974-8251 いわき市中岡町三丁目7番地の3	63-1476 63-1496	・クリニック田畑 (高6・7・11・28)
泰成会	理事長	木村 守和	〒979-0201 いわき市四倉町字西三丁目14番地の9	32-2995 32-3005	・木村医院 (5・7)
博文会	理事長	鈴木 市郎	〒971-8134 いわき市鹿島町飯田字八合5番地	58-7241 58-7843	・ラ ルース クリニック (高5・6・7・9)
長谷川医院	理事長	長谷川徳男	〒970-8026 いわき市平字五色町78番地 http://hase-ort.life.coocan.jp/	25-5691 25-5873	・長谷川整形外科医院 (高5・6・7)
春陽会	理事長	春山 圭	〒972-8317 いわき市常磐下湯長谷町二丁目1番地 http://syunyoukai.sakura.ne.jp/	44-4011 44-4012	・春山医院 (高5・6・7・9・28)
松尾会	理事長	松尾 直人	〒970-8026 いわき市平字愛谷町四丁目1番地の4 http://matsuo-iwaki.or.jp/	22-4421 21-3282	・松尾病院 (高5・6・7・9) ・グループホームまつの実 (高20)
明生会	理事長	高原 光明	〒973-8403 いわき市内郷綴町川原田126番地	45-0123 45-0124	・高原整形外科 (高5・6・7・9) ・居宅介護支援センター (高24)

医療法人名簿

(基準日：令和4年4月1日)

○財団法人

※掲載は五十音順です。

法人の名称	代 表 者		主たる事務所の所在地	電話番号	経営する施設事業名 (カッコ内は事業内容 (298ページ参照))
	役職名	氏 名	ホームページアドレス	F A X	
公益財団法人 磐城済世会	理事長	松村 耕三	〒970-8516 いわき市平字小太郎町1番地の1 ----- http://www.matsumura-ghp.or.jp/	23-2161 22-2475	・シーサイドパインビレッジ (高9・11・26) ・長春館病院 (高5・6・7) ・おりづる訪問介護ステーション (高5) ・松村居宅介護支援事業所 (高24) ・グループホームU I C (障10)
公益財団法人 ときわ会	理事長	常盤 峻士	〒972-8322 いわき市常磐上湯長谷町上ノ台57番地 ----- http://www.tokiwa.or.jp	43-7699 42-3153	・いわき泌尿器科 (高5・6・7) ・財団法人ときわ会常磐病院 (高5・6・7) ・訪問看護ステーションきゅあ (高5) ・磐城中央病院 (高5・6・7・9) ・小名浜中央病院 (高5・6・7・9)

※掲載は五十音順です。

※本誌に掲載している施設を経営する法人に限ります。

学校法人等名簿

学校法人等名簿

(基準日：令和4年4月1日)

※掲載は五十音順です。

法人の名称	代 表 者		主たる事務所の所在地	電話番号	経営する施設事業名 (カッコ内は事業内容 (298ページ参照))
	役職名	氏 名	ホームページアドレス	F A X	
学校法人 あかい幼稚園	理事長	船生 長久	〒979-3131 いわき市平赤井字田中5番地	23-5421 88-6051	・赤井幼稚園 (児2) ・小川幼稚園 (児2) ・小川児童クラブ (児3)
学校法人 阿邊学園	理事長	阿邊みどり	〒979-0153 いわき市川部町赤坂110番地 http://azamino-kindergarten.com	78-0666 78-0667	・あざみ野こども園 (児1) ・あざみ野幼稚園放課後児童クラブ (児3)
学校法人 いわき幼稚園	理事長	巻 美佳砂	〒970-8032 いわき市平下荒川字川前12番地の1	25-1220	・いわき幼稚園 (児2) ・ありす幼稚園 (児2) ・白ばら幼稚園 (児2)
学校法人 エービーシー学苑	理事長	前山 成子	〒970-8045 いわき市郷ヶ丘三丁目18番地の3 http://www.satogaoka.jp	28-2777 38-5038	・幼保連携型認定こども園 さとがおかキンダーガーデン (児1)
学校法人 寿幼稚園	理事長	白土 和男	〒970-1145 いわき市好間町北好間字塊坪10番地の3	36-2811 36-2831	・幼稚園型認定こども園 寿幼稚園 (児1)
学校法人 小林学園	理事長	松本 潤	〒971-8145 いわき市鹿島町船戸字堤7番地 http://www.kosodate-web.com/funado-iris/year.php	58-3404 58-8104	・幼保連携型認定こども園 あそびの森こども園 (児1)
学校法人 さかえ学園	理事長	吉田 元	〒970-8409 いわき市内郷御台境前田18番地の3 http://www.fukushiyo.org/sakae	26-2484 38-3954	・さかえ幼稚園 (児1) ・みらい保育園 (児5)
学校法人 志賀学園	理事長	志賀 達生	〒970-0106 いわき市平山崎字熊ノ宮39番地 http://www.shiga-gakuen.com/	34-2453 34-2667	・認定こども園 平第一幼稚園 (児1) ・幼保連携型認定こども園 松の実こども園 (児1) ・幼保連携型認定こども園 久之浜こども園 (児1)
学校法人 志向学園	理事長	常盤 峻士	〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木田153番地 http://www.shiko-gakuen.ed.jp	26-3225 68-7198	・かなや幼稚園 (児2) ・ときわ児童クラブ (児3)
学校法人 昌平饗	理事長	緑川 浩司	〒970-8023 いわき市平鎌田字寿金沢37番地 http://www.shk-ac.jp/	35-0419 24-8122	・いわき短期大学附属幼稚園 (児2)
学校法人 信栄学園	理事長	丹野 真人	〒970-8035 いわき市明治団地80番地の5 http://www.taira-kg.com/	23-5375 38-6100	・幼保連携型認定こども園 平幼稚園 (児1)
学校法人 相双キリスト教 学園	理事長	平井 正彦	〒970-8036 いわき市平谷川瀬二丁目15-15 http://www.seihuu-ringo.com/	25-4024 25-4025	・幼保連携型認定こども園 りんごの木 (児1)
学校法人 千鳥学園	理事長	舟生 孝子	〒979-0146 いわき市勿来町関田須賀1番地の32 http://www.kosodate-web.com/chidori	64-7718 64-7881	・千鳥幼稚園 (児2) ・マリア保育園 (児5) ・ちどり児童クラブ (児3)
学校法人 中野学園	理事長	中野 貞子	〒970-8021 いわき市平中神谷字北出口18番地 http://hana-kinder.com	34-6479 34-6479	・はな幼稚園 (児2)

学校法人等名簿

(基準日：令和4年4月1日)

※掲載は五十音順です。

法人の名称	代 表 者		主たる事務所の所在地	電話番号	経営する施設事業名 (カッコ内は事業内容 (298ページ参照))
	役職名	氏 名	ホームページアドレス	F A X	
学校法人 勿来中野学園	理事長	中野 育正	〒979-0141 いわき市勿来町窪田伊賀屋敷58番地の2 http://www.nakoso.ed.jp	64-7458 64-7317	・幼稚園型認定こども園 なこそ幼稚園 (児1) ・子育て支援センターマミィ (児5) ・なこそ幼稚園小学校クラブ (児3) ・ジュニア教育センター (児5)
学校法人 勿来リズム学園	理事長	根本 克行	〒979-0146 いわき市勿来町関田北作115番地 http://rhythm.ed.jp	64-7429 64-7451	・勿来リズム学園幼稚園 (児1)
学校法人 新妻学園	理事長	新妻 英昭	〒971-8141 いわき市鹿島町走熊字渡折19番地の1 http://fukushiyo.org/kashima	29-3303 38-9978	・幼稚園型認定こども園 かしま幼稚園 (児1)
学校法人 宝徳学園	理事長	生駒 祐健	〒974-8203 いわき市後田町石田34番地 http://houtoku-kids.ac.jp	62-3442 63-6716	・ほうとく幼稚園 (児1)
学校法人 星学園	理事長	星 行夫	〒974-8232 いわき市錦町花ノ井18番地 http://hoshigakuen.jp/	63-1189 63-7789	・幼保連携型認定こども園 錦星こども園 (児1) ・泉幼稚園 (児2) ・きんせい学童クラブ (児3) ・泉学童クラブ (児3)
学校法人 まこと学園	理事長	楠 洋興	〒972-8321 いわき市常磐湯本町宝海133番地の7 http://makoto-kg.jp/	44-2551 44-2551	・まこと幼稚園 (児2) ・遠野町まこと幼稚園 (児2) ・入遠野まこと幼稚園 (児2) ・まことアソカ保育園 (児1) ・まこと学童クラブ (児3) ・遠野町まこと児童クラブ (児3)
学校法人 松崎学園	理事長	松崎 公子	〒970-8021 いわき市平中神谷字南鳥沼26番地 http://kabeyakindergarten.jp/	34-2981 34-2740	・幼保連携型認定こども園 神谷こども園 (児1)
学校法人 明照学園	理事長	遠藤 弘道	〒970-8026 いわき市平字九品寺町3番地の2 http://www.meisyou-gakuen.net/	22-1641 22-0843	・幼保連携型認定こども園 九品寺こども園 (児1) ・九品寺附属平窪幼稚園 (児1) ・くほんじ保育園 (児5) ・くほんじひらくぼ保育園 (児1) ・くほんじ学童クラブ (児3)
学校法人 明德館	理事長	金土 重順	〒972-8318 いわき市常磐関船町諏訪下7番地 http://kosodate-web.com/meitokukan	44-6264 44-6268	・明德館幼稚園 (児2) ・明德館学童クラブ (児3)
学校法人 杜の子学園	理事長	小名川睦子	〒971-8101 いわき市小名浜字下明神町33番地の1 http://wakagi.ed.jp	92-3807 73-7733	・幼保連携型認定こども園 わかぎ幼稚園 (児1)
学校法人 吉田学園	理事長	吉田 富	〒970-1142 いわき市好間町今新田字畑合8番地 http://www.h4.dion.ne.jp/haruna-k/	21-2880 21-2894	・はるな幼稚園 (児1)
学校法人 福島聖心学園	理事長	今野 トミ	〒971-8162 いわき市小名浜花畑町13番地の25	92-2680 92-2680	・小名浜白百合幼稚園 (児2) ・勿来カトリック幼稚園 (児2)
宗教法人 日本聖公会 小名浜聖テモテ 教会	教 頭 (附属聖 テモテ 幼稚園)	越山 健蔵	〒971-8165 いわき市小名浜愛宕町16番地の2 http://www.onahamatemote.ed.jp/about.php	92-4030 92-4184	・聖テモテ幼稚園 (児1)

○市立幼稚園

令和4年5月1日現在

地区	No.	園 名	所 在 地	TEL・FAX番号	定員	学級数	教員数	面積 (㎡)	
								建物	敷地
平	1	すずかけ幼稚園	平字五色町26番地	(電話)25-6322 (FAX)25-6336	90	3	8	325	992
小名浜	2	西小名浜幼稚園	小名浜愛宕町3番地の2	(電話)54-2210 (FAX)54-2223	160	3	9	522	—
	3	玉川幼稚園	小名浜玉川町東11番地の1	(電話)58-4516 (FAX)58-4517	180	6	13	633	2,318
	4	江名幼稚園	江名字上代8番地の4	55-7041	90	2	5	507	2,234
勿来	5	汐見が丘幼稚園	小浜町西ノ作347番地	63-9827	90	3	8	333	—
常磐	6	磐崎幼稚園	常磐西郷町金山160番地の2	(電話)42-2848 (FAX)42-2853	90	3	6	451	2,163
	7	藤原幼稚園	常磐藤原町大畑81番地	(電話)44-4255 (FAX)44-4300	90	3	9	328	1,927
内郷	8	高坂幼稚園	内郷高坂町桜井76番地	(電話)26-0204 (FAX)26-0208	90	3	7	497	2,223
	9	宮幼稚園	内郷宮町滝12番地の1	26-1917	90	1	3	321	—
四倉	10	四倉第一幼稚園	四倉町字西四丁目3番地の3	(電話)32-6620 (FAX)32-6621	90	3	7	—	—
	11	四倉第二幼稚園	四倉町狐塚字松橋65番地	32-2403	90	2	4	338	1,951

※敷地欄が空欄となっているのは、園舎が小学校敷地内に設置されている幼稚園

※四倉第一幼稚園は、四倉小学校校舎内に設置されているため、建物・敷地ともに空欄

○私立幼稚園

令和4年5月1日現在

番号	区分	幼稚園名	所 在 地	電話番号	学級数	教員数
1	学法	九品寺附属平窪	平中平窪字杉内27番地の2	24-0211	3	6
2	学法	いわき	平下荒川字川前12番地の1	25-1220	6	11
3	学法	あかい	平赤井字田中5番地	23-5421	8	18
4	学法	はな	平中神谷字北出口18番地	34-6479	4	6
5	学法	いわき短大附属	平鎌田字石名坂6番地	22-0652	6	15
6	学法	ありす	中央台鹿島一丁目50番地の1	28-8002	4	12
7	学法	小名浜白百合	小名浜花畑町13番地の1	92-2680	7	13
8	宗法	聖テモテ	小名浜愛宕町16番地の2	92-4030	3	4
9	学法	ほうとく	後田町石田34番地	62-3442	3	10
10	学法	白ばら	山田町林崎前15番地	62-2641	3	9
11	学法	勿来カトリック幼稚園	錦町竹ノ花76番地の1	62-2766	3	7
12	学法	千鳥	勿来町関田須賀1番地の32	64-7718	3	6
13	学法	明德館	常磐関船町諏訪下7番地	44-6264	7	9
14	学法	まこと	常磐湯本町宝海133番地の7	44-2551	6	13
15	学法	さかえ	内郷御台境町前田18番地の3	26-2484	7	18
16	学法	かなや	内郷高坂町四方木田153番地	26-3225	4	9
17	学法	遠野町まこと	遠野町上遠野字風呂脇32番地	89-2210	1	3
18	学法	入遠野まこと	遠野町上根本字上原田10番地の2	89-2304	1	2
19	学法	小川	小川町西小川字滝ノ作5番地	83-1888	5	12
20	学法	はるな	好間町今新田字畑合8番地	21-2880	4	6
合 計					88	189

※教員数は、専任の教職員数（教員補助員・非常勤は除く）。

※休園中の園は除く

○社会福祉法人・医療法人・学校法人等名簿 事業区分一覧（284ページ～295ページ）

種 別	区 分	施 設 及 び 事 業 名 称	種 別	区 分	施 設 及 び 事 業 名 称
生保	保	1 救護施設		障	6 障害福祉サービス事業 (重度障害者等包括支援)
高 齢	高	1 養護老人ホーム	障がい	7	障害福祉サービス事業（療養介護）
		2 軽費老人ホーム（A型・B型・ケアハウス）		8	障害福祉サービス事業（生活介護）
		3 訪問介護		9	障害福祉サービス事業（短期入所）
		4 訪問入浴介護		10	障害福祉サービス事業（共同生活援助）
		5 訪問看護		11	障害福祉サービス事業（自立訓練）
		6 訪問リハビリテーション		12	障害福祉サービス事業（宿泊型自立訓練）
		7 居宅療養管理指導		13	障害福祉サービス事業（就労移行支援）
		8 通所介護		14	障害福祉サービス事業（就労継続支援）
		9 通所リハビリテーション		15	障害児通所支援事業（放課後等デイサービス）
		10 短期入所生活介護		16	障害児通所支援事業（児童発達支援）
		11 短期入所療養介護		17	障害児通所支援事業（医療型児童発達支援）
		12 特定施設入居者生活介護		18	障害児通所支援事業（保育所等訪問支援）
		13 福祉用具貸与		19	医療型障害児入所施設
		14 特定福祉用具販売		20	相談支援事業（計画相談支援）
		15 定期巡回・随時対応型訪問介護看護		21	相談支援事業（地域移行支援）
		16 夜間対応型訪問介護		22	相談支援事業（地域定着支援）
		17 地域密着型通所介護		23	相談支援事業（障害児相談支援）
		18 認知症対応型通所介護		24	移動支援事業
		19 小規模多機能型居宅介護		25	日中一時支援事業
		20 認知症対応型共同生活介護		26	地域活動支援センター
		21 地域密着型特定施設入居者生活介護		27	訪問入浴サービス事業
		22 地域密着型特別養護老人ホーム		28	児童発達支援センター
		23 複合型サービス		29	福祉ホーム
		24 居宅介護支援		30	緊急一時宿泊事業
		25 特別養護老人ホーム	児 童	1	特定教育・保育施設
		26 介護老人保健施設		2	幼稚園（児1以外）
		27 介護医療院		3	放課後児童健全育成事業
				4	児童養護施設
				5	その他の教育・保護施設
障がい	障	1 障害者支援施設	その他	他	1 社会福祉センター
		2 障害福祉サービス事業（居宅介護）			
		3 障害福祉サービス事業（重度訪問介護）			
		4 障害福祉サービス事業（行動援護）			
		5 障害福祉サービス事業（同行援護）			

各種団体名簿

団体等名称	代表者		主たる事務所の所在地	電話番号
	役職名	氏名		
いわき市 老人クラブ連合会	会長	遠藤 重政	〒970-8026 いわき市平字菱川町1番地の3 (社会福祉センター内)	24-5313
いわき市身体障害者 福祉協会	会長	古館 信義	〒971-8101 いわき市小名浜鳥居北170番地の22	54-7523
いわき市盲人福祉協会	会長	関 孝子	〒970-8026 いわき市平字菱川町1番地の3 (社会福祉センター内)	23-3320
いわき聴力障害者会	会長	久志田勝通	〒971-8145 いわき市鹿島町船戸字林下16番地の1	F A X 58-0420
福島声友会	会長	斎藤 成一	〒972-8316 いわき市常磐西郷町大夫58番地の1	42-4548
いわき市腎臓病患者会 友の会	会長	長谷川勇三	〒973-8403 いわき市内郷綴町沼尻62 (いわき泌尿器科内)	080-1815-2555
いわき手話サークル	会長	大和田 仁	〒970-8021 いわき市平中神谷字塚ノ町2番地の3	34-8611
要約筆記 いわきサークル	会長	篠原 孝典	〒970-1145 いわき市好間町北好間字椎木平1番地の132	36-4248
いわき声の奉仕グループ	会長	藤谷美由記	〒970-8026 いわき市平字菱川町1番地の3 (社会福祉センター内)	23-3320
いわき点訳グループ	会長	岩井 弘子	〒970-8026 いわき市平字菱川町1番地の3 (社会福祉センター内)	23-3320
いわき市手をつなぐ 育成会	会長	高村トミ子	〒970-8026 いわき市平字菱川町1番地の3 (社会福祉センター内)	23-3320
いわき市母子寡婦福祉会	会長	川田三恵子	〒970-8686 いわき市平字梅本21番地 (市役所売店内)	22-1111 (内線 2014)
いわき市遺族連合会	会長	清水 良祐	〒970-8026 いわき市平字菱川町1番地の3 (いわき市社会福祉センター内)	23-3320
いわき市民生・児童 委員協議会	会長	篠原 清美	〒970-8686 いわき市平字梅本21番地 (保健福祉課内)	22-1111

団体等名称	代 表 者		主たる事務所の所在地	電話番号
	役職名	氏 名		
いわき保護司会 連絡協議会	会 長	鷲嶽 寛道	〒974-8232 いわき市錦町大島1番地	38-4513
いわき北地区保護司会	会 長	若松 剛	〒973-8403 いわき市内郷綴町榎下46番地の2	27-5623
いわき南地区保護司会	会 長	鷲嶽 寛道	〒974-8232 いわき市錦町大島1番地	38-4513
いわき更生保護女性会 連絡協議会	会 長	松田 文子	〒972-8322 いわき市常磐上湯長谷町湯台堂135番地の208	43-4300
いわき北地区 更生保護女性会	会 長	小椋 慶子	〒970-8035 いわき市明治団地57番地の9	23-1177
いわき南地区 更生保護女性会	会 長	松田 文子	〒972-8322 いわき市常磐上湯長谷町湯台堂135番地の208	43-4300
福島県保育協議会 いわき支部	支部長	宮内 隆光	〒972-8322 いわき市常磐上湯長谷町扇田74番地	44-2875
福島県保育協議会 いわき支部施設長部会	会 長	赤津慎太郎	〒974-8232 いわき市錦町中迎二丁目5番地の1	62-4306
福島県保育協議会 いわき支部保育士部会	会 長	佐久間美樹	〒971-8101 いわき市小名浜字蛭川新川間35番地の1 (本町保育所内)	92-3355
福島県保育協議会 いわき支部給食部会	会 長	吉田真由美	〒974-8241 いわき市山田町東川原13番地 (菊田保育所内)	62-3052
いわき市保育所(園) 保護者会連合会	会 長	芳賀 定道	〒974-0151 いわき市田人町黒田字一ノ倉49番地の1 (田人保育所内)	69-2301
いわき市保健委員会 連 合 会	会 長	赤津 剛洋	〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木田191番地 (保健所総務課内)	27-8555
いわき市健康会 推進員協議会	会 長	上遠野恭子	〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木田191番地 (保健所地域保健課内)	27-8594

五十音順索引

あ行

あ

赤ちゃん絵本プレゼント事業	189
赤ちゃんの駅	193

い

いきいきシニアボランティアポイント事業	119
一時預かり	181
移動支援事業	83
医療機関数	219
医薬品等取扱施設数	219
いわきサン・アビリティーズ	97
いわき市屋内遊び場	194
いわき市休日救急歯科診療所	109
いわき市休日夜間急病診療所	108
いわき市健康推進員	243
いわき市健康・福祉プラザ (いわきゆったり館)	41
いわき市子ども・子育て支援事業計画 (第二次いわき市こどもみらいプラン)	163
いわき市災害ボランティアセンター	54
いわきサポートブック	95
いわき市社会福祉協議会	45
いわき市社会福祉審議会	44
いわき市食育推進事業	244
いわき市総合保健福祉センター	8
いわき市地域自立支援協議会	98
いわき市地域福祉計画	14
いわき市保健委員	218
いわき市保健医療審議会	219
いわき市要保護児童対策地域協議会	178
いわきネウボラ	176
いわき・ふれあい・ふくし塾	40

う

ウイルス性肝炎対策事業	223
-------------	-----

え

エイズ・性感染症予防対策	222
延長保育	181

お

オレンジカフェ以和貴	120
「おやCoCo」窓口 (出産・子育て総合支援窓口)	176

か行

か

介護医療院	129
介護支援専門員研修事業	133
介護付有料老人ホーム	130
介護保険制度	137
介護保険受給資格証明書	142
介護保険被保険者証	142
介護予防支援	118
介護予防通所介護相当サービス	118
介護予防訪問介護相当サービス	118
介護予防ケアマネジメント	117
介護療養型医療施設	129
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	129
介護老人保健施設	129
輝く年輪パワー発表会(シルバーフェア)	135
家族介護用品給付事業	130
家庭児童相談室	177
肝炎治療特別促進事業	223
環境衛生関係	228
看護小規模多機能型 居宅介護(複合型サービス)	128
感染症対策	225

き

救護施設	21
休日当番医(在宅当番医制事業)	109
休日保育	182
救急医療	108
狂犬病予防・動物愛護事業	234
共同生活援助(グループホーム)	78
共同募金・歳末たすけあい運動募金	55
居宅療養管理指導	123
居宅介護(ホームヘルプ)	75
居宅サービス	122
居宅訪問型児童発達支援	79
緊急通報システム事業	133

く

グループホーム	127
グループホーム家賃補助事業	98

け

計画相談支援	80
経過的福祉手当	90
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	95
軽費老人ホーム	130
敬老祝金	136
敬老行事	136
結核予防関係	225
献血事業	220
健康いわき21計画推進事業	100
健康教育	101・209
健（検）診	102
健康いわき推進会議	100
健康相談	101
健康づくり基金運用事業	100
健康手帳の交付	101
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 及び関係法令等に基づく事業	243
権利擁護	17

こ

口腔・栄養ケア推進事業	243
更生医療	80
更生訓練費給付事業	84
交通遺児奨学金	190
行動援護	75
高齢者等救急医療情報キット配布事業	132
高齢者緊急一時保護事業	130
高齢者等住宅リフォーム事業	131
高齢者の権利擁護	117
高齢者の保健事業と 介護予防の一体的実施事業	104
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	114
国保特定保健指導	104
心の健康相談事業	238
子育てコンシェルジュサービス	176
子育てサポートセンター事業	213
子ども医療費助成事業	32
こども元気センター	192
子どもの学習環境整備事業	26
こどもの権利相談室 (子ども家庭総合支援拠点)	177

さ行

さ

災害遺児激励金基金	190
災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の 貸付制度	36
在宅重度障害者医療器材等給付事業	92
里親制度	178
産後ケア事業	210
産前・産後サポート事業 (マタニティサロン)	209
産前・産後ヘルパー派遣事業	210

し

支援・相談員	38
事業所内保育事業	282
自殺予防対策事業	240
試験検査事業	245
思春期健康相談	210
指定難病患者等見舞金支給事業	34
施設入所支援	76
児童館	192
児童相談所	89
児童手当	187
児童発達支援	79
児童発達支援センター 地域支援機能強化事業	87
児童扶養手当	203
児童遊園	193
児童養護施設	196
市民啓発事業	87
市民精神保健福祉講座	237
社会福祉協議会	45
社会福祉施設事業団	60
社会福祉センター	282
社会福祉事務従事者研修事業	44
社会福祉審議会	44
社会福祉振興基金	59
社会福祉法人・社会福祉施設指導等	42
社会福祉法人設立認可、定款変更認可	43
住居確保給付金事業	23
住所地特例	142
住宅改修費の支給	125
重度障がい者等入院時 コミュニケーション支援事業	82
重度障害者等包括支援	75
重度心身障害児童福祉金	91

重度心身障害者交通費助成事業	93
重度心身障害者福祉金	91
重度心身障害者医療費給付事業	31
重度身体障害者福祉電話貸与事業	91
重度訪問介護	75
住民支え合い活動づくり事業	120
就労移行支援	77
就労定着支援	77
就労継続支援	77
就労準備支援事業	24
出産支援金支給事業	188
授産施設	21
手話通訳者設置事業	81
障害児福祉手当	90
障がい児保育	181
障害児保育専門委員	181
障害児（者）地域療育等支援事業	94
障がい者虐待防止センター	89
障害者自発的活動支援事業	87
障がい者（児）福祉施策	68
障害者就業・生活支援センター	98
障害者小規模通所施設	90
障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく サービス	72
障がい者総合福祉センター	89
小規模多機能型居宅介護	127
ショートステイ事業	183
小児慢性特定疾病対策事業	212
食品衛生関係	231
助産施設	196
女性相談事業	208
自立訓練	77
自立支援医療（育成医療）	211
自立支援医療（更生医療）	80
自立支援医療（精神通院医療）	241
自立支援通訳	38
自立生活援助	78
シルバー人材センター（公益社団法人 いわき市シルバー人材センター）	134
シルバーにこにこふれあい基金	134
シルバーピアード	135
シルバーフェア	135
シルバーリハビリ体操事業	119
シルバーレクリエーション推進事業	135
寝具乾燥消毒サービス事業	132
人工透析通院患者通院交通費助成事業	93

心身障害者扶養共済制度	94
新生児聴覚検査支援事業	211
身体障害者自動車操作訓練費補助事業	86
身体障害者奨学資金制度	95
身体障害者手帳	71
身体障がい者向けの公営住宅	97
身体障害者用自動車改造費補助事業	86

す

スポーツ・レクリエーション事業	85
①わいわい塾	
②サンアビススポーツ塾	
③パラスポーツ体験教室	

せ

生活援助サービス	118
生活介護	76
生活困窮者自立相談支援事業	22
生活支援相談員配置事業	54
生活資金貸付制度	30
生活福祉資金貸付制度	27
生活保護	18
精神障がい者家族会育成事業	239
精神障がい者家族教室	237
精神障がい者サポーター養成講座	237
精神障がい者当事者会育成事業	239
精神障害者保健福祉手帳制度	241
精神障がい者ボランティア組織育成事業	239
精神保健家族教室 アルコール家族教室 「カモミールの会」	240
戦傷病者及び戦没者遺族等の援護	39

そ

総合相談支援	117
相談支援事業	81

た行

た

第5次いわき市障がい者計画	65
たばこ対策事業	244
短期集中予防サービス	119
短期入所	76
短期入所生活介護（ショートステイ）	124
短期入所療養介護 （医療型ショートステイ）	124
短期利用型共同生活介護	127

ち

地域移行支援	78
地域型保育事業	282
地域活動支援センター	83
地域子育て支援拠点事業	182
地域生活支援体制強化事業	88
地域定着支援	78
地域ネットワークづくり	117
地域包括支援センター	117
地域密着型介護予防サービス	128
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 （地域密着型特別養護老人ホーム）	128
地域密着型サービス	126
地域密着型特定施設入所者生活介護	128
地域密着型特別養護老人ホーム	128
地域密着型通所介護（デイサービス）	126
知恵と技の交歓教室	135
地区保健福祉センター	10
ちびっこ広場設置・整備費補助事業	191
中国残留邦人（中国帰国者）等対策	38
聴覚障害者緊急連絡事業	92
チャレンジ雇用推進事業	98

つ

通所介護（デイサービス）	123
通所リハビリテーション（デイケア）	123
つどいの場創出支援事業	119
つながる・いわき事業	119

て

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	126
デイケア	123
デイサービス	123
点字指導員派遣事業	84

と

同行援護	75
登録手話通訳者等養成研修事業	85
登録手話通訳者派遣事業	82
特定施設入居者生活介護	125
特定不妊治療費助成事業	211
特別児童扶養手当	186
特別障害者手当	90
特別養護老人ホーム	129
トワイライトステイ事業	183

な行

な

難病研修会	242
難病対策事業	242

に

日常生活自立支援事業（あんしんサポート）	53
日常生活用具給付等事業	82
日中一時支援事業	84
日本赤十字社	59
乳幼児医療費助成事業	32
乳幼児健康診査	210
乳児保育	181
妊産婦健康診査	209
認知症サポーター養成講座	121
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	127
認知症対応型通所介護	127
認知症初期集中支援チーム	120
認知症の方やその方の家族支援	117
認定こども園	280

は行

は

徘徊高齢者家族支援サービス	120
はいかい高齢者等SOSネットワーク事業	41
配食サービス事業	121
歯とお口の健康相談	243
母親クラブ（地域組織活動育成事業）	193
歯ピカリ教室	244

ひ

引揚者見舞金制度	39
ひきこもり対策事業	239
被災救助費支給事業	35
ひとり親家庭高等職業訓練 促進給付金等事業	207
ひとり親家庭自立支援教育訓練 給付金事業	206
ひとり親家庭等医療費助成事業	33
避難行動要支援者避難支援制度	37
病院名簿	221
病児・緊急対応強化事業	185

病児・病後児保育事業	182
------------	-----

ふ

ファミたんカード	
（子育て応援パスポート）事業	189
ファミリー・サポート・センター事業	184
不育症検査費用助成事業	211
福祉館	282
福祉総合相談センター	52
福島県浜児童相談所	175
福祉用具購入費の支給	125
福祉用具貸与	124
父子・母子家庭等入学児童祝金	205
父子・母子等奨学資金	204
父子・母子福祉手当	205
負担割合証	149
フッ化物洗口事業	244
不妊・不育症専門相談	211

へ

へき地保育所	180
ヘルプマーク・ヘルプカード	96

ほ

ホームスタート事業	209
保育所	179
保育所等訪問支援	79
保育所における原子力災害対策	186
包括的・継続的ケアマネジメント支援	117
放課後児童クラブ	
（放課後児童健全育成事業）	194
放課後等デイサービス	79
放射線健康管理対策	226
訪問介護（ホームヘルプサービス）	122
訪問看護	122
訪問指導	104・209
訪問入浴介護	122
訪問入浴サービス事業	83
訪問リハビリテーション	122
訪問理美容サービス事業	131
保健活動	105
母子健康相談	209
母子（親子）健康手帳	209
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	199

母子保健コンシェルジュサービス	176
補装具費の支給	80
ボランティア養成講座	97

ま行

み

未熟児養育医療費給付事業	211
民間社会福祉施設整備費等補助金交付事業	60
民生委員（児童委員）	56
みんなの居場所づくり事業	41

や行

や

夜間対応型訪問介護	126
-----------	-----

よ

幼児むし歯予防対策事業	244
要介護老人介護手当支給事業	132
養護老人ホーム	129
幼稚園	197
要約筆記者派遣事業	82
予防接種関係	224

ら行

り

療育医療給付事業	211
療育手帳	71
療養介護	76

ろ

老人憩いの家	260
老人クラブ	134
老人日常生活用具給付事業	133
老人福祉センター	134

本冊子の内容は、いわき市ホームページにも掲載しておりますので、ご活用ください。
ホームページアドレス <http://www.city.iwaki.lg.jp/>

いわき市の保健福祉・子育て支援

(令和4年度版)

令和4年7月発行

編集 いわき市保健福祉部保健福祉課

発行 い わ き 市

〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地
電 話 番 号 0246 (22) 7451



いわき市

創りたい ゆたかな明日、伝えたい 誇れるいわき。